

三原市地域防災計画

【震災対策編】

平成17年6月策定
令和5年9月修正

三原市防災会議

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的.....	1
第 2 節 防災業務上の基本理念及び基本原則.....	1
第 3 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	3
第 4 節 三原市の地勢などの概況.....	10
第 5 節 既往地震及び被害想定.....	11

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 基本方針.....	25
第 2 節 防災拠点の整備.....	25
第 3 節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画.....	26
第 4 節 建築物等災害予防計画.....	30
第 5 節 災害に強いまちづくりの計画的な推進.....	34
第 6 節 火災予防計画.....	38
第 7 節 地盤災害等予防計画.....	39
第 8 節 津波災害予防計画.....	42
第 9 節 防災意識・防災知識の普及.....	44
第 10 節 防災訓練の実施.....	48
第 11 節 消防団による地域防災体制の整備.....	50
第 12 節 自主的な防災活動への支援.....	52
第 13 節 ボランティア活動への支援.....	54
第 14 節 事業所による自主防災体制の整備.....	56
第 15 節 調査, 研究に関する計画.....	58
第 16 節 情報提供の充実.....	60
第 17 節 情報の収集・伝達体制.....	62
第 18 節 広域的な相互応援体制の整備.....	66
第 19 節 災害時医療対策.....	68
第 20 節 消火・救急・救助対策.....	70
第 21 節 緊急輸送活動対策.....	72
第 22 節 避難計画の策定.....	74
第 23 節 避難体制の整備.....	77
第 24 節 避難所運営計画.....	82
第 25 節 孤立化対策計画.....	85
第 26 節 緊急物資確保対策.....	87
第 27 節 文教対策.....	89

第 28 節	文化財保護計画.....	92
第 29 節	危険物等災害予防計画.....	93
第 30 節	災害対策資機材などの備蓄等に関する計画.....	95
第 31 節	要配慮者対策.....	99
第 32 節	消毒・保健衛生・廃棄物の処理体制の整備.....	104
第 33 節	広域避難の受入に関する計画.....	106

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	基本方針.....	107
第 2 節	初動体制の確立.....	107
第 3 節	配備動員計画.....	109
第 4 節	災害情報計画.....	113
第 5 節	通信運用計画.....	121
第 6 節	ヘリコプターによる災害応急対策.....	125
第 7 節	自衛隊災害派遣要請計画.....	128
第 8 節	相互応援協力計画.....	132
第 9 節	救出計画.....	138
第 10 節	医療・救護計画.....	140
第 11 節	消防計画.....	149
第 12 節	水防計画.....	151
第 13 節	危険物など災害応急対策計画.....	152
第 14 節	警備, 交通規制, 交通確保計画.....	155
第 15 節	輸送計画.....	162
第 16 節	避難対策計画.....	168
第 17 節	広報・被災者相談計画.....	180
第 18 節	住宅応急対策計画.....	182
第 19 節	食糧供給計画.....	184
第 20 節	給水計画.....	186
第 21 節	生活必需品など供給計画.....	189
第 22 節	救援物資の調達及び配送計画.....	190
第 23 節	防疫計画.....	195
第 24 節	遺体の捜索, 取扱い及び埋葬などの計画.....	197
第 25 節	公共施設など災害応急復旧計画.....	200
第 26 節	電力・ガス・水道・下水道施設応急対策計画.....	202
第 27 節	廃棄物処理計画.....	206
第 28 節	ボランティアの受入などに関する計画.....	208
第 29 節	文教計画.....	212
第 30 節	災害救助法適用計画.....	215

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節	生業回復などの資金確保計画.....	219
第 2 節	罹災証明.....	219
第 3 節	被災者の生活確保に関する計画.....	220
第 4 節	施設災害復旧計画.....	221
第 5 節	救援物資, 義援金の受入及び配分に関する計画.....	222

第 5 章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 節	目的.....	225
第 2 節	南海トラフ地震防災対策推進地域.....	225
第 3 節	基本方針.....	225
第 4 節	南海トラフ地震の概要.....	230
第 5 節	地震防災上緊急に整備すべき施設などの整備計画.....	235
第 6 節	津波からの防護, 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画.....	236
第 7 節	時間差発生時における円滑な避難の確保等に関する計画.....	250
第 8 節	関係者との連携協力の確保に関する計画.....	253
第 9 節	防災訓練に関する計画.....	260
第 10 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	260

第1章 総則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、本市防災会議が作成する計画であり、市や広島県、指定地方行政機関、指定地方公共機関などの防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、本市の地域における地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施するとともに、防災活動における市民の役割を明らかにし、地域並びに市民の生命や身体、財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

第2節 防災業務上の基本理念及び基本原則

1 基本理念

防災関係機関は、災害対策について、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を適格に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 最新の科学的見地を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

2 基本原則

防災関係機関は、基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令、この計画及び広島県防災対策基本条例によるほか、次の一般原則に従う。

- (1) 市は、基礎的な地方公共団体として、区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、区域内の公共的団体やその他防災上重要な施設の管理者の協力のもと、住民の郷土愛護や隣保協同の精神を基調として、市の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、市の地域に係る防災計画を作成してこれに対処する。

(2) 公共的団体やその他防災上重要な施設の管理者は、その管理する施設の災害に対しては、自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性や公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

(3) 防災関係機関は、その掌握する事務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。

また、要配慮者に対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

(4) 三原市防災会議（以下「防災会議」という。）は、市や公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の行う災害対策が、相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。

また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

(5) 市民は、平常時から防災意識の涵養に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務，又は業務の大綱の主要なものは，次のとおりである。

1 市

- (1) 防災会議に関する業務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 市内における公共団体や自主防災組織の育成指導
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災のための知識の普及や教育，訓練
- (6) 防災に必要な資器材などの備蓄や整備
- (7) 水防，消防その他の応急措置
- (8) 災害に関する情報の収集や伝達，被害調査
- (9) 被災者の救出や救護などの措置
- (10) 避難の指示や勧告，避難者の誘導や避難所の開設
- (11) 災害時における防疫や保健衛生についての措置
- (12) 被災児童・生徒の応急教育
- (13) 防災ボランティア活動の支援
- (14) 災害復旧の実施
- (15) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (16) 被災宅地危険度判定（震災や豪雨時）
- (17) 広島地方気象台と協力し，緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に努める

2 県

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 被災者の救出や救助などの措置
- (5) 被災施設の応急復旧
- (6) 災害時における防疫や保健衛生に関する応急措置
- (7) 被災児童・生徒に対する応急教育
- (8) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (9) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (10) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (11) 被災宅地危険度判定（震災や豪雨時）
- (12) 広島地方気象台と協力し，緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める

3 三原市消防署

- (1) 災害時における消火活動
- (2) 災害時における水防活動
- (3) 災害時における消防通信

- (4) 災害に関する伝達
- (5) 災害時における救助活動に関すること

4 三原警察署

- (1) 災害時における警備体制の整備
- (2) 災害に関する情報の収集や伝達，被害調査
- (3) 避難誘導や被災者の救出，その他人命保護の措置
- (4) 交通規制や緊急通行路の確保
- (5) 行方不明者の捜索や遺体の検分，検視
- (6) 危険箇所の警戒及び住民などに対する避難の指示，誘導
- (7) 犯罪の予防や取締り，その他社会秩序の維持
- (8) その他，災害時における警察活動

5 指定地方行政機関

(1) 中国四国管区警察局

- ア 管区内各警察の指導や調整，応援派遣
- イ 他管区警察局との連携
- ウ 関係機関との協力
- エ 情報の収集や連絡
- オ 警察通信の運用
- カ 津波警報等の伝達

(2) 中国四国防衛局

- ア 米軍の艦船・航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合に，関係地方公共団体などに連絡すること。
- イ 災害時における防衛省本省及び米軍等との連絡調整

(3) 中国総合通信局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- イ 電波の監理及び電気通信の確保
- ウ 災害時における非常通信の運用監督
- エ 非常通信協議会の指導育成
- オ 災害対策用移動通信機器，臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請

(4) 中国財務局

- ア 被災復旧事業費の査定への立会
- イ 地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付
- ウ 国有財産の無償貸付等
- エ 金融機関に対する金融上の措置の要請

(5) 中国四国厚生局

独立行政法人国立病院機構などの関係機関との連絡調整（災害時における医療の提供）

(6) 広島労働局

- ア 工場や事業場における労働災害の防止に関する指導や監督
- イ 労働者の業務上の災害補償保険に関する業務

- (7) 中国四国農政局
 - ア 農業関係被害の調査や報告，情報の収集
 - イ 農地保全施設や農業水利施設の防災管理
 - ウ 災害時における生鮮食料品などの供給対策
 - エ 災害時における家畜の管理や飼料供給の対策，指導
 - オ 土地改良機械の緊急貸付
 - カ 被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣
- (8) 近畿中国森林管理局
 - ア 保安林や保安施設，地すべり防止施設などの管理
 - イ 災害応急対策用木材の供給
- (9) 中国経済産業局
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集や伝達
 - イ 電気，ガスの供給の確保に必要な指導
 - ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品災害復旧資材など）の円滑な供給の確保するための必要な指導
 - エ 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化などの措置
- (10) 中国四国産業保安監督部
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集や伝達
 - イ 火薬類や高圧ガスなどの所掌に係る危険物又はその施設や電気施設，ガス施設などの保安の確保に必要な監督や指導
 - ウ 鉱山における危害や鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導
- (11) 中国地方整備局
 - ア 直轄土木施設の計画や整備，災害予防，応急・災害復旧
 - イ 地方公共団体などからの要請に基づく，応急復旧用資機材や災害対策用機械などの提供
 - ウ 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体などへの勧告や助言
 - エ 災害に関する情報の収集や伝達
 - オ 洪水予報や水防警報の発表，伝達
 - カ 災害時における交通確保
 - キ 海洋の汚染の防除
 - ク 緊急を要すると認められた場合は，申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
- (12) 中国運輸局
 - ア 所掌業務に係る災害情報の収集や伝達
 - イ 運送などの安全確保に関する指導監督
 - ウ 関係機関や関係輸送機関との連絡調整
 - エ 船舶運航事業者に対する航海命令
 - オ 港湾運送事業者に対する公益命令
 - カ 自動車運送事業者に対する運送命令
- (13) 大阪航空局広島空港事務所
 - ア 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置
 - イ 遭難航空機の捜索や救助

ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

(14) 広島地方気象台

ア 気象，地象，水象の観測，並びにその成果の収集や発表

イ 気象や地象（地震を除く。），水象の予報や警報の発表

ウ 気象や地象，水象に関する情報の収集や発表

エ 緊急地震速報の周知・広報

(15) 第六管区海上保安本部

ア 情報の収集や情報連絡

イ 警報などの伝達

ウ 海難救助など

エ 緊急輸送

オ 物資の無償貸付や譲与

カ 関係機関や地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

キ 流出油などの防除

ク 海上交通安全の確保

ケ 危険物の保安措置

コ 警戒区域の設定

サ 治安の維持

(16) 中国四国地方環境事務所

ア 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達

イ 家庭動物の保護等に係る支援

ウ 災害時における環境省本省との連絡調整

(17) 中国地方測量部

ア 地理空間情報の活用に関すること

イ 防災関連情報の活用に関すること

ウ 地理情報システムの活用に関すること

エ 復旧測量等の実施に関すること

6 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査や収集

イ 自衛隊災害派遣計画の作成

(2) 災害派遣の実施

ア 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施

イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付や譲与

7 指定公共機関

(1) 国立病院機構

災害時における医療，助産などの救護活動の実施

(2) 郵便事業株式会社中国支社

ア 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - オ 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保
- (3) 日本銀行広島支店
- ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整
 - イ 資金決算の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報
- (4) 日本赤十字社広島県支部
- ア 災害時における医療や助産などの救護の実施
 - イ 避難所奉仕や義援金の募集、配分
 - ウ 日赤関係医療施設の保全
- (5) 日本放送協会広島放送局
- ア 気象などの予警報や被害状況などの報道
 - イ 市民に対する防災知識の普及に関する報道
 - ウ 被災者の安否情報や被災地域への生活情報の放送
 - エ 放送施設の保守
 - オ 義援金の募集、配分
- (6) 西日本高速道路株式会社中国支社
- ア 管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (7) 本州四国連絡高速道路株式会社
- ア 管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (8) 西日本旅客鉄道株式会社
- ア 鉄道施設の防災管理
 - イ 災害時における旅客の安全確保
 - ウ 災害時における鉄道車両などによる救援物資や避難者などの緊急輸送の協力
 - エ 被災鉄道施設の復旧
- (9) 日本貨物鉄道株式会社
- 災害時における救助物資の緊急輸送の協力
- (10) 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）中国支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）中国支店、株式会社NTTドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）
- ア 公衆電気通信設備の整備と防災管理
 - イ 災害非常通信の確保や気象警報の伝達
 - ウ 被災公衆電気通信設備の復旧
 - エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用ブロードバンド伝言板「Web171」の提供
 - オ 「災害用伝言板サービス」の提供

- (11) 日本通運株式会社広島支店
災害時における救援物資の緊急輸送の協力
- (12) 中国電力ネットワーク株式会社
 - ア 電力施設と防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧
- (13) KDD I 株式会社中国総支社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (14) ソフトバンク株式会社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (15) 楽天モバイル株式会社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧

8 指定地方公共機関

- (1) ガス供給事業者
 - ア ガス施設の防災管理
 - イ 災害時におけるガスの供給の確保
 - ウ 被災ガス施設の応急対策や災害復旧
- (2) 旅客、貨物運送業者
 - ア 災害時における旅客の安全確保
 - イ 災害時における救助物資や避難者の輸送の協力
 - ウ 被災鉄軌道施設などの応急対策や復旧
- (3) 民間放送機関
 - ア 気象などの予警報や被害状況などの報道
 - イ 市民に対する防災知識の普及に関する報道
 - ウ 被災者の安否情報や被災地域への生活情報の放送
 - エ 放送施設の保守
- (4) 一般社団法人広島県医師会
災害時における医療救護活動の実施
- (5) 広島県厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人恩賜財団広島県済生会
一般社団法人広島県医師会に準ずる。

9 防災上重要な施設の管理者

- (1) 病院や劇場、百貨店、旅館など、不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者
 - ア 施設の防災管理
 - イ 施設に出入りしている患者や観客、宿泊者、その他不特定多数の者に対する避難の誘導などの

安全対策の実施

- (2) 石油類や火薬類， 高圧ガス， 毒物， 劇物， 各燃料物資などの製造や貯蔵， 処理又は取扱いを行う施設の管理者
 - ア 施設の防災管理
 - イ 被災施設の応急対策
 - ウ 施設周辺住民に対する安全対策の実施
- (3) 社会福祉施設などの管理者
 - ア 施設の防災管理
 - イ 施設入所者に対する避難誘導などの安全対策
- (4) 農業協同組合， 漁業協同組合など
 - ア 共同利用施設の被害応急対策や災害復旧の実施
 - イ 農林水産関係の県や市が実施する被害調査や応急対策に対する協力
 - ウ 被災農林漁業者に対する融資やそのあつ旋
 - エ 被災農林漁業者に対する生産資材の確保やあつ旋
- (5) 商工会議所
 - ア 災害時における物価安定についての協力
 - イ 災害救助用や復旧用物資の確保についての協力
- (6) 新聞社などの報道関係機関
 - ア 市民に対する防災知識の普及と予警報などの周知徹底
 - イ 市民に対する災害応急対策などの周知徹底
 - ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集配分
- (7) 市内各地域， 女性会
 - ア 災害時における応急諸対策の協力
 - イ 災害対策要員の確保
- (8) その他， 防災上重要な施設の管理者
 - 前記(1)， (2)， (3)に準じた防災対策の実施

第4節 三原市の地勢などの概況

1 位置

本市は、広島県中央東部に位置し、東西約29km、南北約31kmの広がりを持ち、面積は471k㎡である。東は、尾道市、西は竹原市及び東広島市、北は世羅郡世羅町、南は海をはさんで尾道市の島しょ部や愛媛県今治市に隣接している。

2 地勢

本市の地形は中央南部に平野が展開しているほかは、大部分が山地であり、その中を沼田川、和久原川の本・支流及びその他の小河川が谷を刻み、小さな平坦面を各所に形成している。北部は、世羅台地又は中国中部台地と呼ばれる標高300m～600mの台地上部の南端を占め、中国地方に見られる三段浸食平坦面の中位面に相当する吉備高原面にある。

河川は、和久原川が鉢ヶ峰と龍王山を分けて北東から南西への流路をもち、市街地東部を横断して三原湾に注いでいる。北部は、芦田川水系の御調川、江の川水系の吉原川、沼田川水系の椋梨川、徳良川、大草川が流れ、東広島市福富町に源を發する沼田川は、中小の河川を合わせて西部から南東へ向かって流れ、西部一帯の平地を形成させて瀬戸内海に注ぎ、河口に三角州を發達させて市街地の大部分を占める干拓を可能にした。

また、南方海上には佐木島、小佐木島などが点在し、瀬戸内海の多島景観の一部を形成している。

3 気候

本市は、いわゆる瀬戸内式気候区に属し、温暖・多照寡雨といった特徴をもっている。年平均気温は15℃前後、冬期も月平均5℃前後で、いずれも年による変化はほとんどない。降水量は梅雨と台風による影響が大きく、年による変化は大きい。平均年間降水量は、南部で約1,200mm、北部で約1,300mmとなっている。湿度は割合に低く、75%を超える月は3か月程度である。なお、本市北部の山間部は、特に冬の寒さが厳しく内陸的気候に近い。

4 地質

本市の地質の大部分が花崗岩で形成され、北部の山地は、流紋岩、凝灰岩、礫岩、砂岩と一部石灰岩を含む粘板岩で構成されている。

西部一帯の標高200m前後の丘陵地や市街地周辺の山麓、和久原川の谷の西斜面、海に面する緩斜面及び島しょ地域は、広島型風化花崗岩が分布している。

現在の市街地は、中小河川の堆積作用による扇状地、あるいは沼田川の三角州の干拓・埋立により形成されている。扇状地は和久原川、恵下谷川、小浦川、西野川の各河川により形成され、砂礫層からなっているが、面積的には小規模である。ほかの大部分は、沼田川河口の三角州の干拓・埋立によるもので、そのほとんどが軟弱なシルト粘土で構成されている。

第5節 既往地震及び被害想定

1 既往地震

広島県内に被害を及ぼした主な地震と被害状況

発生年	地震名	マグニチュード	被害の概要
慶安2年 (1649年) 3月17日	芸予地震	7.4± 0.25	広島にて侍屋敷、町屋少々潰・破損多し。
貞享2年 (1686年) 1月4日	芸予地震	7.0～ 7.4	広島城廻その他少しづつ破損したが大破ではなく、広島県中西部199ヶ村で被害。合計で家損147軒、蔵損39軒、社3、寺5、土手4,734間、石垣損857.5間、田畑損1.19町、死2、死牛馬3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根、瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち、岩国で塀われ瓦落ちる。
宝永4年 (1707年) 10月28日	宝永地震	8.4	全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ、潰家多く、広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり(町・郡内で全潰家屋78、半潰68)。
嘉永7年 安政元年※ (1854年) 12月26日	安政南海地震	8.4	前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が1.6～1.7尺(0.5m)であった。
嘉永7年 安政元年※ (1854年) 12月26日	伊予西部	7.3～ 7.5	安政東海地震、安政南海地震と時期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じくらいの揺れに感じられたという。
安政4年 (1857年) 10月12日	芸予地震	7.25± 0.5	三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原(呉市)で土堤割れなどあり。
明治5年 (1872年) 3月14日	浜田地震	7.1± 0.2	中野村(北広島町)で亀裂(延長500m)を生じ、家土蔵半潰15、橋梁落下2を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。
明治38年 (1905年) 6月2日	芸予地震	6.7	沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり、第14工場が倒潰し死者2、負傷者22を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落があり、広島駐車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者11、宇品は明治17年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった。

※ 嘉永7年11月27日 安政に改元

発生年	地震名	マグニチュード	被害の概要						
			被害総括						
			郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突 損壊
			広島市	4	70	36	20	25	25
			呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5,957)	
			安芸郡	1	1	1	1		
			賀茂郡		2	5		14	1
			佐伯郡			2	1		
			安佐郡		1	7		1	
			計	11	160	56	47	40	26
			出典：地震予防調査会報告，1905，No. 53 ()内は，中央気象台の記録						
昭和 21 年 (1946 年) 12 月 21 日	南海地震	8.0	全国広範囲で大被害。広島県で負傷者 3，住家全壊 19，半壊 42，非住家全壊 30，半壊 32，道路損壊 2						
昭和 24 年 (1949 年) 7 月 12 日	安芸灘	6.2	呉で死者 2，道路の亀裂多く，水道管の破断，山林の一部崩壊などの被害があった。						
平成 11 年 (1999 年) 7 月 6 日	広島県 南東部	4.5	負傷者 1(震度 4) 物的被害なし (広島県調べ)						
平成 12 年 (2000 年) 10 月 6 日	鳥取県 西部地震	7.3	震源近傍では震度 6 弱～6 強となり，鳥取県を中心に負傷者 182 名，住家は全壊 435 棟，半壊 3,101 棟，一部損壊 18,544 棟等の被害。また，延べ 17,402 戸が停電し，各地で断水などの被害 (内閣府(2003))。 広島県では強いところで震度 4 となり県内で住家 6 棟が一部は損した。(広島県調べ)						
平成 13 年 (2001 年) 3 月 24 日	芸予地震	6.7	広島県で強いところで震度 6 弱となり，死者 1 名，重軽傷者 193 名，住家の被害は，全壊 65 棟，半壊 688 棟，一部損壊 36,545 棟の被害が発生した。(広島県調べ)						
平成 18 年 (2006 年) 6 月 12 日	伊予灘	4.7	負傷者 4(重傷 1，軽傷 3)，住家一部損壊 2 棟(広島県調べ)						
平成 23 年 (2011 年) 11 月 21 日	広島県 北部	5.4	負傷者 2(震度 5 弱)(広島県調べ)						
平成 26 年 (2014 年) 3 月 14 日	伊予灘	6.1	負傷者 1(震度 5 弱)，住家一部損壊 32 棟，非住家 6 棟						

【出典】

※広島県調べ，内閣府(2003)以外は，宇佐美龍夫(1987)から抜粋
(内閣府(2003)：平成15年(2000)鳥取県西部地震について)
なお，昭和以降は，人的被害の記録が残っている地震を掲載している

2 地震被害想定

広島県では、県の地震・津波対策において被害想定を行うべき地震として、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震を選定し、東日本大震災（H23.3）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、地震被害想定の見直しが行われた。

(1) 想定地震

地震名	地震タイプ	マグニチュード ※1	本市の想定震度 面積割合(%)					
			4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
南海トラフ巨大地震	プレート間	9.0	0.0	0.0	69.6	25.4	5.0	0.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	6.7～7.4	0.0	27.6	57.9	13.0	1.6	0.0
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	地殻内	8.0程度もしくはそれ以上	45.2	38.8	14.3	1.8	0.0	0.0
石鎚山脈北縁 ※2	地殻内	7.3～8.0程度	89.0	10.4	0.6	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	地殻内	8.0程度もしくはそれ以上	75.1	18.2	6.5	0.2	0.0	0.0
五日市断層	地殻内	7.0程度	99.2	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0
己斐～広島西縁断層帯(M6.5) ※3	地殻内	6.5程度	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岩国断層帯	地殻内	7.6程度	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
安芸灘断層群(主部)	地殻内	7.0程度	99.8	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
安芸灘断層群(広島湾～岩国沖断層帯)	地殻内	7.4程度	97.3	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0
長者ヶ原断層～芳井断層 ※4	地殻内	7.4 (松田(1975)の式 ($\log L=2.9+0.6M$)により計算)	9.3	58.0	30.3	2.4	0.0	0.0
どこでも起こりうる直下の地震 ※5	地殻内	6.9	78.2	11.2	7.4	2.7	0.5	0.0

注：南海トラフ巨大地震における本市想定震度は、陸側ケースによる。

注：表中の数値等は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。

※1：気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフの巨大地震のみモーメントマグニチュード

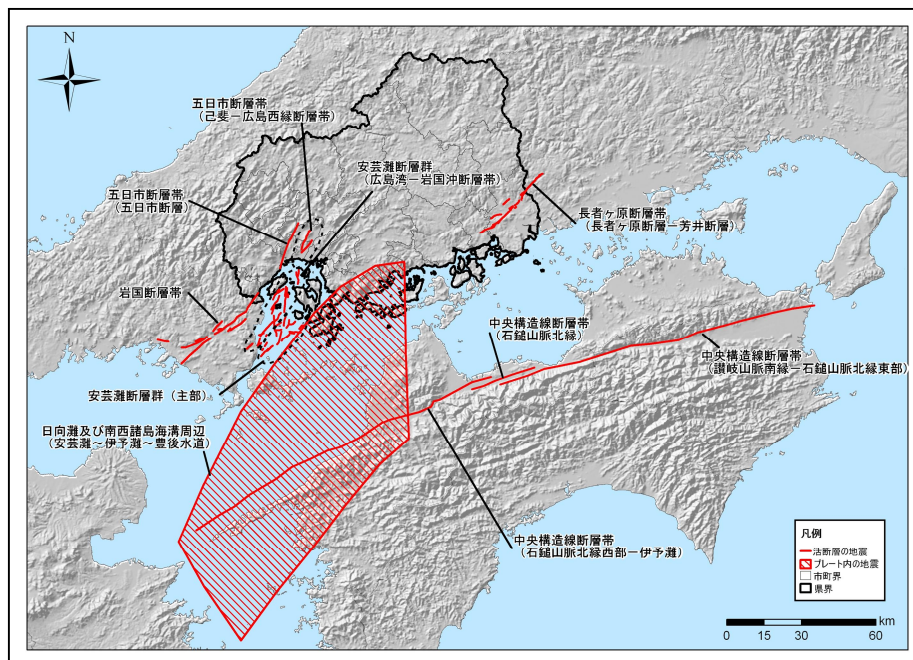
※2：長さは岡村断層部分

※3：己斐～広島西縁断層帯(M6.9)は参考として震源を仮定しているため諸元は省略

※4：長者ヶ原断層～芳井断層は、本調査による結果を標示

※5：どこでも起こりうる直下の地震は、三原市直下で発生した場合

(2) 想定地震位置図（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）



(3) 想定される被害の特徴（県内）（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

ア 南海トラフ巨大地震（陸側ケース、津波ケース1）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.8%であり、平野部を中心に6弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が12,474haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり14,759人で、その9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が1,069,382人、停電が119,836軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

イ 安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.7%、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は11.3%と今回の想定地震中最大となり、県南部の大半の地域が震度5強以上の揺れとなる。また津波の発生によって、浸水深1cm以上の浸水がある面積が7,921ha（その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%）と南海トラフ巨大地震に次いで広い範囲が浸水する。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により29,012棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜で最大11,206人となるが、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約40万人となる。地震発生直後においては、断水人口が342,755人、停電が132,193軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約5.9兆円となる。

ウ 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.3%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,520haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により7,689棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大となり2,084人、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約29万人となる。地震発生直後においては、断水人口が52,139人、停電が53,103軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.1兆円となる。

エ 石鎚山脈北縁（西から破壊）

県内の南部の地域が震度5強以上の強い揺れとなるが、6弱以上となる地域は発生しない。また、津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により1,693棟の建物が全壊し、死者は0人、負傷者が36人発生し、避難を必要とする人は約0.4万人となる。地震発生直後においては、断水人口が3人、停電が255軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約0.5兆円となる。

オ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）

県内の6強以上となる地域は存在しないが、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は0.1%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,032haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により3,002棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり192人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約28万人となる。地震発生直後においては、断水人口が750人、停電が45,683軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1兆円となる。

カ 五日市断層（北から破壊）

県内の地盤が弱く6弱以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.1%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行

っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により6,820棟の建物が全壊し、死者が179人、負傷者が4,552人発生し、避難を必要とする人が約3万人となる。地震発生直後においては、断水人口が2,304人、停電が26,680軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.9兆円となる。

キ 己斐―広島西縁断層帯 (M6.5) (北から破壊)

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は1.6%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により7,612棟の建物が全壊し、死者が249人、負傷者が5,302人発生し、避難を必要とする人は約3万人となる。地震発生直後においては、断水人口が3,681人、停電が31,859軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.9兆円となる。

ク 岩国断層帯 (東から破壊)

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は0.9%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により4,498棟の建物が全壊し、死者が72人、負傷者が1,073人発生し、避難を必要とする人は約1万人となる。地震発生直後においては、断水人口が22,020人、停電が2,761軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.0兆円となる。

(4) 被害想定結果

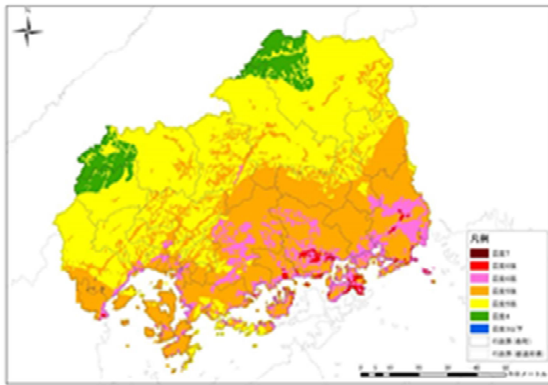
(既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震)

■被害想定結果一覧表 (三原市) ※冬, 18時, 風速11m/s

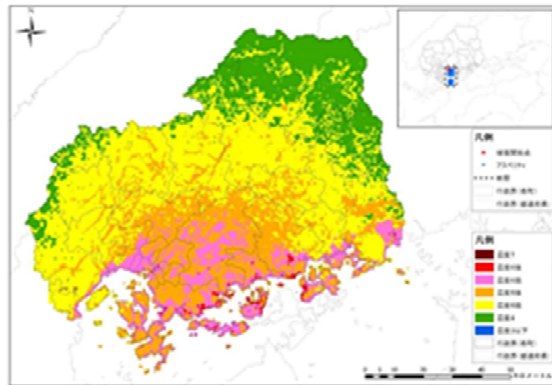
想定項目	想定地震	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～ 伊予灘～ 豊後水道	讃岐山脈南縁～ 石鎚山脈北縁東部	石鎚山脈北縁	石鎚山脈北縁西部 ～伊予灘	五日市断層
		陸側ケース 津波ケース5	北から破壊	西から破壊	西から破壊	東から破壊	北から破壊
		マグニチュード	7.4	8.0	8.0	8.0	7.0
	地震タイプ	プレート間	プレート内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
地震動 液状化	震度6弱以上のエリアの面積率	30.4%	14.6%	1.8%	0.0%	0.2%	0.0%
	液状化危険度面積率 (PL>15の面積率)	5.4%	5.6%	3.7%	0.1%	1.1%	0.0%
土砂 災害	危険度ランクが高い箇所	①急傾斜地	162	36	0	0	0
		②地すべり	1	1	1	0	0
		③山腹崩壊	112	48	1	0	0
津波 被害	津波の浸水面積 (ha)	712	366	447	—	335	—
建物 被害	全壊の主な原因	揺れ	揺れ	液状化	液状化	液状化	液状化
	全壊棟数 (棟)	5,242	2,152	321	98	169	5
	半壊棟数 (棟)	15,799	7,312	1,690	190	515	8
人的 被害	死者数 (人)	1,044	1,041	4	0	9	0
	負傷者数 (人)	2,558	1,487	180	1	39	0
	重傷者数 (負傷者の内数) (人)	381	206	6	0	2	0
ライフ ライン 施設 被害	上水道 (1日後の断水人口) (人)	86,539	17,302	90	0	0	0
	下水道 (1日後の機能支障人口) (人)	20,030	13,857	10,529	5,558	8,792	0
	電力 (直後の停電軒数)	6,056	3,195	283	4	87	0
	通信 (直後の固定電話不通回線数)	3,766	1,971	164	2	51	0
交通施 設被害	道路 (被害箇所数)	136	111	51	9	27	0
	鉄道 (被害箇所数)	99	84	47	11	31	1
生活 支障	避難所避難者数 (当日・1日後) (人)	14,253	8,014	7,463	88	5,836	4
	帰宅困難者 (人)	5,602	5,602	5,602	5,602	5,602	5,602
	食糧の不足量 (当日・1日後) (食)	51,310	28,850	26,867	318	21,010	16
	仮設トイレの不足量 (当日・1日後) (基)	314	208	172	56	141	0
災害廃 棄物	廃棄物発生量	可燃物 (万 t)	9	4	1	0	0
		不燃物 (万 t)	29	13	2	1	1
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数 (人)	9	7	2	0	2	0
	災害時要援護者数 (当日・1日後) (人)	2,913	1,638	1,525	18	1,193	1
	危険物施設の被害箇所数 (箇所)	10	5	0	0	0	0
	文化財の被害軒数 (件)	1	0	0	0	0	0
	孤立集落 (集落)	0	0	0	0	0	0
	ため池 (災害発生の危険性が高いため池の箇所数)	4	2	0	0	0	0
	重要施設	①災害対策本部等 ②避難拠点施設 ③医療施設	6 25 5	4 10 5	1 1 1	0 0 0	0 0 0
経済 被害	民間 (億円)	4,229	1,844	393	73	151	3
	準公共 (億円)	40	28	11	3	7	0
	公共 (億円)	449	341	233	103	189	0

想定項目	想定地震	己斐—広島 西縁断層帯 (6.5)	岩国断層帯	安芸灘断層群 (主部)	安芸灘断層群 (広島湾—岩国 沖断層帯)	長者ヶ原断層 —芳井断層	(参考) 己斐—広島 西縁断層帯 (6.9)	三原市 直下地震 ※
		北から破壊	東から破壊	北から破壊	北から破壊	西から破壊	南から破壊	
		マグニチュード 地震タイプ	6.5 地殻内	7.6 地殻内	7.0 地殻内	7.4 地殻内	7.4 地殻内	6.9 地殻内
地震動 液状化	震度6弱以上のエリアの面積率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	26.2%
	液状化危険度面積率 (PL>15 の面積率)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.9%	0.0%	5.6%
土砂 災害	危険度ランクが高い箇所	①急傾斜地	0	0	0	0	0	221
		②地すべり	0	0	0	0	0	1
		③山腹崩壊	0	0	0	0	7	0
津波 被害	津波の浸水面積 (ha)	—	—	315	318	—	—	—
建物 被害	全壊の主な原因	—	—	液状化	液状化	液状化	液状化	揺れ
	全壊棟数 (棟)	0	0	4	12	413	5	5,048
	半壊棟数 (棟)	0	0	19	37	1,915	9	10,632
	焼失棟数 (棟)	0	0	0	0	0	0	36
人的 被害	死者数 (人)	0	0	0	0	3	0	299
	負傷者数 (人)	0	0	2	2	248	0	2,803
	重傷者数 (負傷者の内数) (人)	0	0	1	1	6	0	509
ライフ ライン 施設 被害	上水道 (1日後の断水人口) (人)	0	0	0	0	271	0	40,503
	下水道 (1日後の機能支障人口) (人)	0	0	0	798	10,687	0	15,603
	電力 (直後の停電軒数)	0	0	55	55	374	0	5,333
	通信 (直後の固定電話不通回線数)	0	0	31	32	215	0	3,146
交通施 設被害	ガス (1日後の供給停止戸数)	0	0	0	0	0	0	0
	道路 (被害箇所数)	0	0	8	10	71	1	111
	鉄道 (被害箇所数)	0	0	7	9	50	1	95
生活 支障	避難所避難者数 (当日・1日後) (人)	0	0	5,328	5,394	512	5	5,619
	帰宅困難者 (人)	2,826	2,826	5,602	5,602	5,602	5,602	5,602
	食糧の不足量 (当日・1日後) (食)	0	0	19,182	19,420	1,844	18	20,229
災害廃 棄物	仮設トイレの不足量 (当日・1日後) (基)	0	0	53	62	111	0	204
	廃棄物発生量							
その他 施設等 被害	可燃物 (万 t)	0	0	0	0	1	0	9
	不燃物 (万 t)	0	0	0	0	3	0	27
	エレベーター内閉じ込め者数 (人)	0	0	0	0	4	0	7
	災害時要援護者数 (当日・1日後) (人)	0	0	1,089	1,103	105	1	1,149
	危険物施設の被害箇所数 (箇所)	0	0	0	0	2	0	10
	文化財の被害軒数 (件)	0	0	0	0	0	0	2
	孤立集落 (集落)	0	0	0	0	0	0	0
	ため池 (災害発生の危険性が高いため池の箇所数)	0	0	0	0	0	0	10
重要施設	①災害対策本部等	0	0	0	0	1	0	5
	②避難拠点施設	0	0	0	0	4	0	16
	③医療施設	0	0	0	0	1	0	8
経済 被害 (直接被害)	民間 (億円)	0	0	4	10	455	3	3,123
	准公共 (億円)	0	0	2	2	12	0	37
	公共 (億円)	0	0	23	38	217	2	394

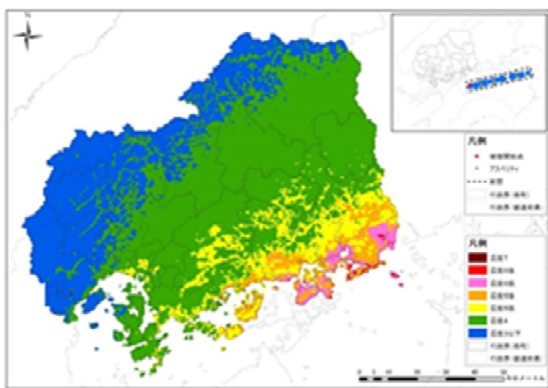
(5) 震度分布



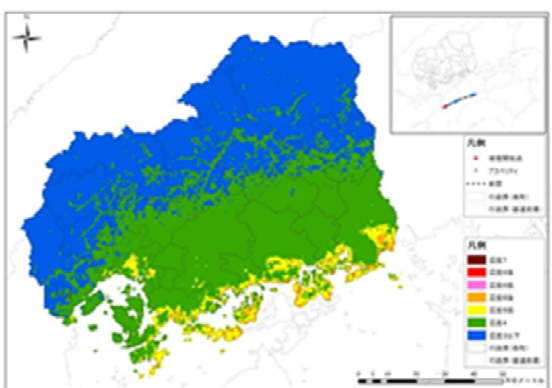
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）



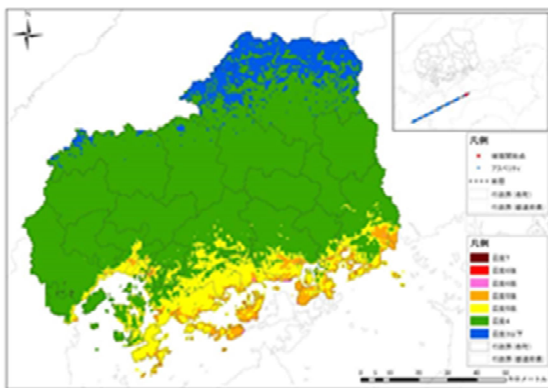
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震（北から破壊）



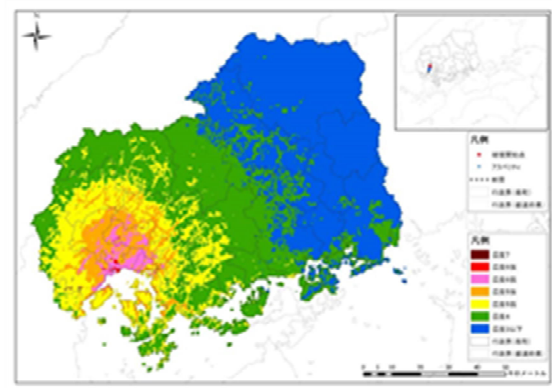
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（西から破壊）



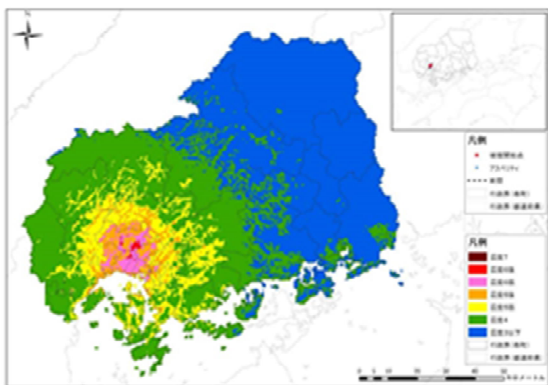
石鎚山脈北縁の地震（西から破壊）



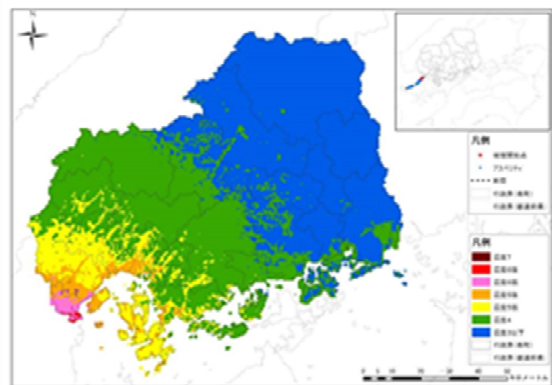
石鎚山脈北縁東部～伊予灘の地震（東から破壊）



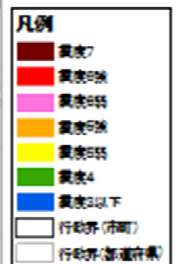
五日市断層の地震（北から破壊）

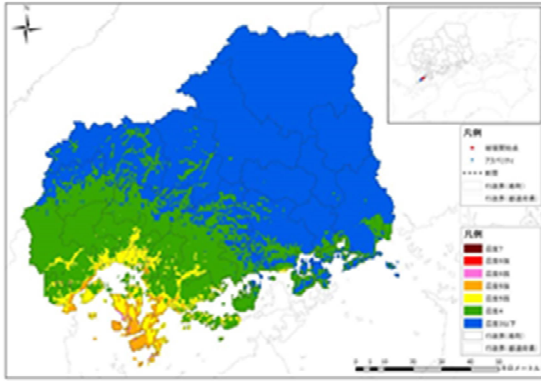


己斐～広島西縁断層帯の地震（M6.5）（北から破壊）

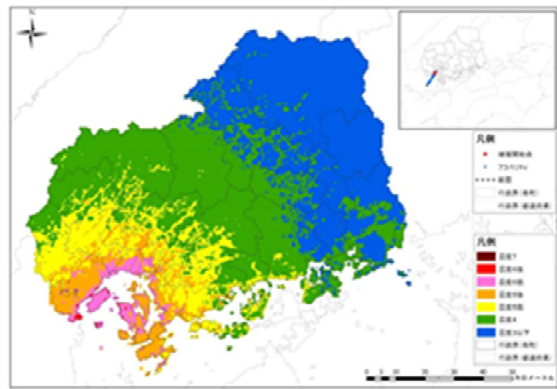


岩国断層帯の地震（東から破壊）

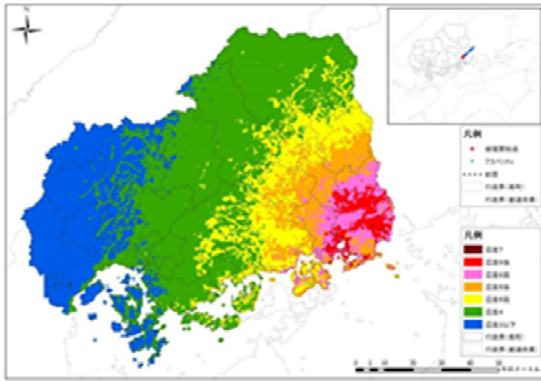




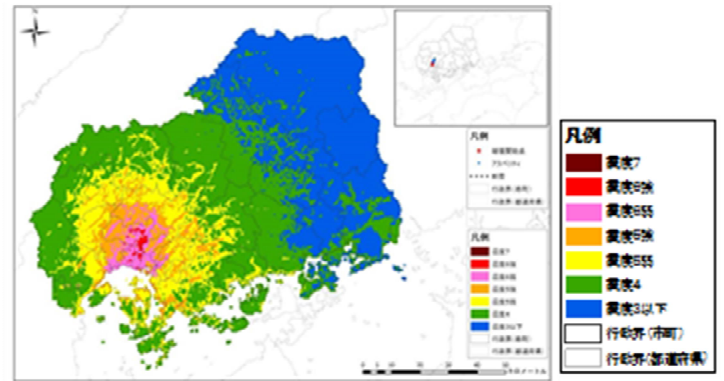
安芸灘断層群(主部)の地震(北から破壊)



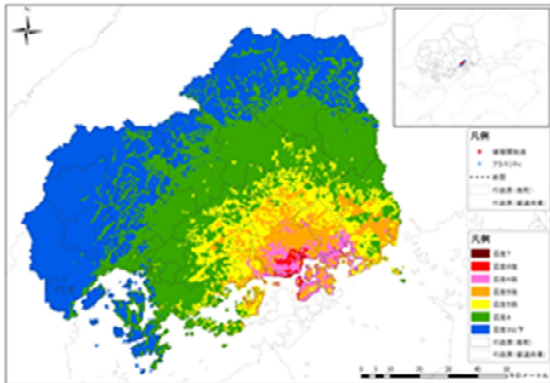
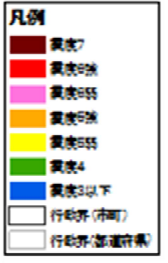
安芸灘断層群(広島湾-岩国沖断層帯)の地震(北から破壊)



長者ヶ原断層-芳井断層の地震(西から破壊)



(参考) 已斐-広島西断層帯の地震(M6.9)の地震(南から破壊)



三原市直下地震

(6) 液状化

震度分布と土質状況をもとに、250mメッシュごとの液状化の危険度を示すP L値分布が想定された。各想定地震における県全面積に対する危険度判定基準別の面積割合を下表に示した。このとき、液状化の危険度の判定は、液状化可能性のある震度5弱以上の範囲で行った。

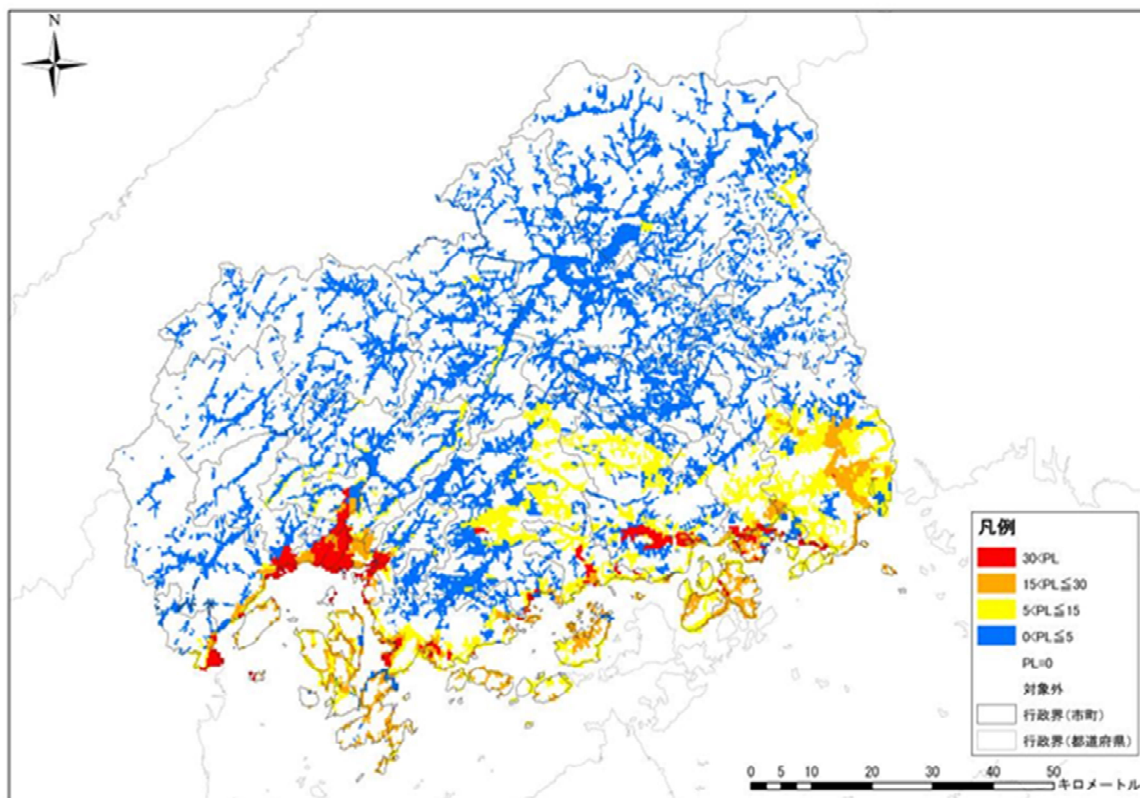
南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」のP L値分布の想定を行い、これらの中から最もP L値が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの地震動のP L値による液状化危険度判定基準は次のとおりである。

液状化危険度

液状化危険度	P L 値
液状化危険度が極めて高い	$30 < P L$
液状化危険度がかかなり高い	$15 < P L \leq 30$
液状化危険度が高い	$5 < P L \leq 15$
液状化危険度が低い	$0 < P L \leq 5$
液状化危険度がかかなり低い	$P L = 0$

液状化危険度分布 (P L 値)



南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)

3 津波浸水想定

(1) 津波浸水想定

広島県の津波浸水想定においては、国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き（H24.10）等の手法に基づき、「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」を想定津波として選定している。

津波浸水シミュレーションは、「最大クラスの津波」として南海トラフ巨大地震を破壊開始地点の異なる8ケース、「津波到達時間が短い津波」として瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震（以下、「瀬戸内海活断層等」という。）を5ケース選定している。

ア 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海活断層等の概要

区分	地震	規模
最大クラスの津波 (発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波)	○南海トラフ巨大地震 ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された津波断層モデルのうち、破壊開始の地点を変更させた8ケース	マグニチュード：Mw=9.1
津波到達時間が短い津波	○瀬戸内海域活断層等 ・安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部 ・石鎚山脈北縁西部－伊予灘 ・安芸灘層群(主部) ・安芸灘層群(広島湾－岩国沖断層帯)	マグニチュード：Mw=7.5 マグニチュード：Mw=7.6 マグニチュード：Mw=7.4 マグニチュード：Mw=6.6 マグニチュード：Mw=6.9

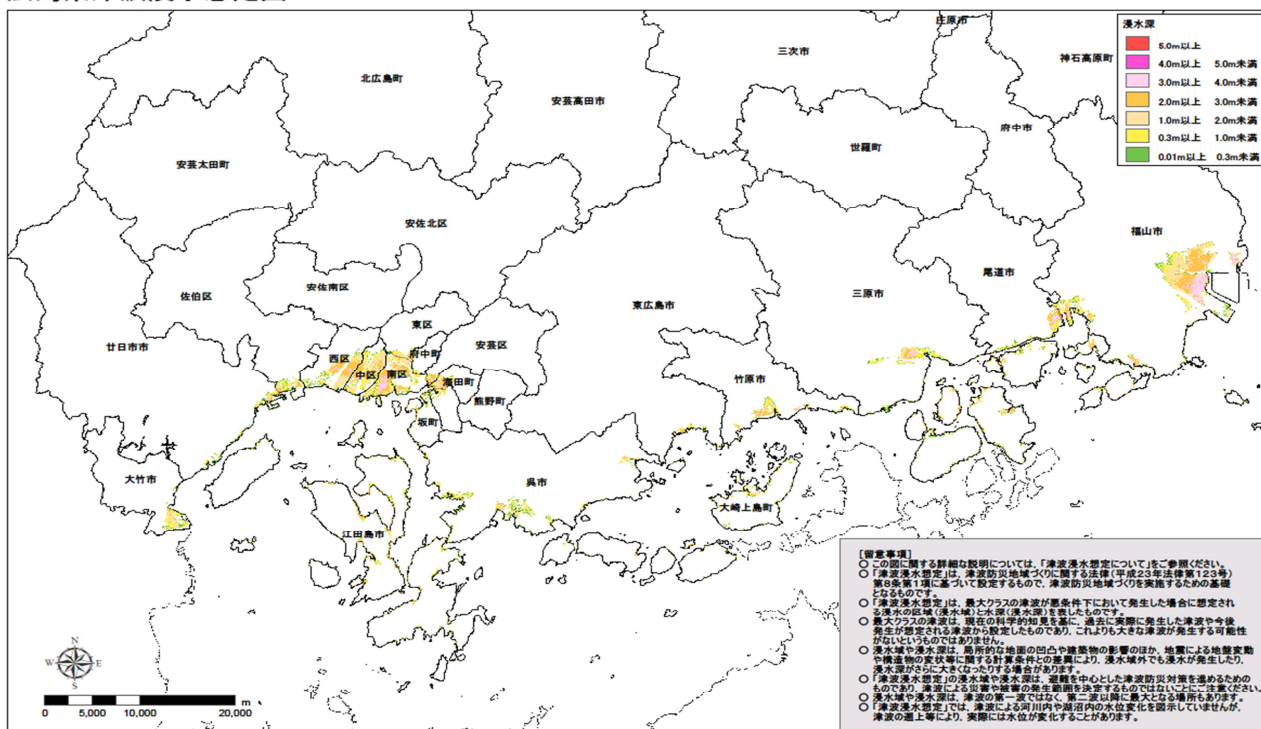
イ 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による津波浸水想定

(7) 津波浸水想定は、次のような悪条件下において発生した場合に想定される津波の浸水域・浸水深を津波浸水想定図として作成している。

- ・初期潮位として2009年から2013年の年間最高潮位（最大と最小を除いた平均値）を設定
- ・地震による地盤の沈下を考慮
- ・構造物について、護岸や堤防堤は機能せず、堤防は地震前の25%の高さまで沈下するものとして設定し、津波が堤防を越流した場合は破壊される。

(イ) 浸水域・浸水深は、広島県における地形データを用いて、10mメッシュ単位で表示しており、浸水域は選定した津波別に想定される浸水深の中で最も大きい値を示している。

広島県津波浸水想定図



浸水面積（最大の場合）

(単位：h a)

市町名	浸水面積(浸水深別)				
	1 cm 以上	30 cm 以上	1 m 以上	2 m 以上	5 m 以上
広島市	3,817	3,463	2,432	1,188	2
呉市	1,218	864	272	57	1
竹原市	426	367	205	109	—
三原市	719	593	286	140	—
尾道市	1,191	948	479	266	1
福山市	3,355	3,037	2,326	1,438	2
大竹市	377	304	136	13	—
東広島市	113	90	39	16	—
廿日市市	343	237	78	17	1
江田島市	593	516	239	57	—
府中町	68	56	22	—	—
海田町	250	238	176	46	—
坂町	125	81	16	5	—
大崎上島町	252	191	66	11	—
県全体	12,847	10,987	6,770	3,364	8

※河川・砂浜部分を除いた陸域部の浸水面積。

※四捨五入の関係で合計と面積が合わないことがあります。

ウ 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による「最高津波水位」, 「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

(ア) 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位 (※1)		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間 (分) (※2)
		うち津波の高さ (m)		
広島市	3.6	1.5	246	37
呉市	3.6	1.6	240	12
竹原市	3.1	1.3	347	20
三原市	3.2	1.4	332	20
尾道市	3.5	1.4	312	20
福山市	3.3	1.2	270	13
大竹市	3.4	1.4	219	26
東広島市	3.2	1.3	370	25
廿日市市	3.6	1.6	218	26
江田島市	4.0	1.9	251	31
海田町	3.6	1.5	246	57
坂町	3.6	1.5	243	49
大崎上島町	3.1	1.2	372	29

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

(イ) 瀬戸内海域活断層等

瀬戸内海域活断層等による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位 (※1)		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間 (分) (※2)
		うち津波の高さ (m)		
広島市	3.0	0.8	110	3
呉市	2.9	0.7	185	8
竹原市	2.4	0.4	140	18
三原市	2.8	0.8	108	20
尾道市	3.2	1.0	111	15
福山市	3.2	1.0	119	13
大竹市	2.7	0.7	41	1
東広島市	2.5	0.4	67	18
廿日市市	2.7	0.7	42	0
江田島市	3.1	1.1	18	0
海田町	2.9	0.7	109	0
坂町	2.7	0.9	164	0
大崎上島町	2.6	0.5	138	15

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

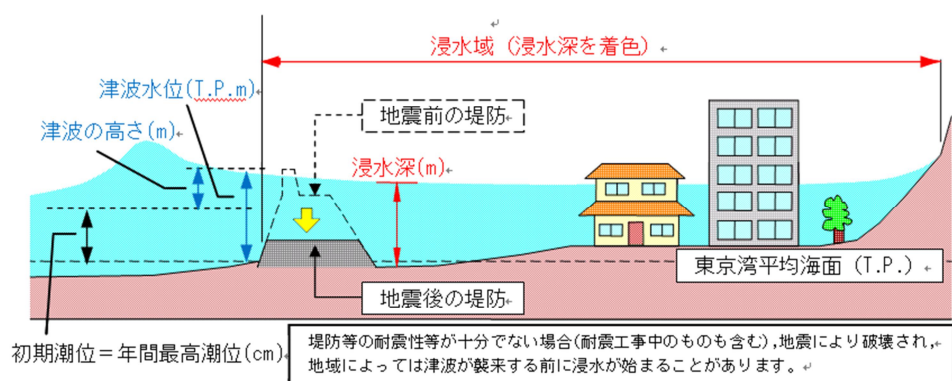
【参考】用語の解説

① 浸水域

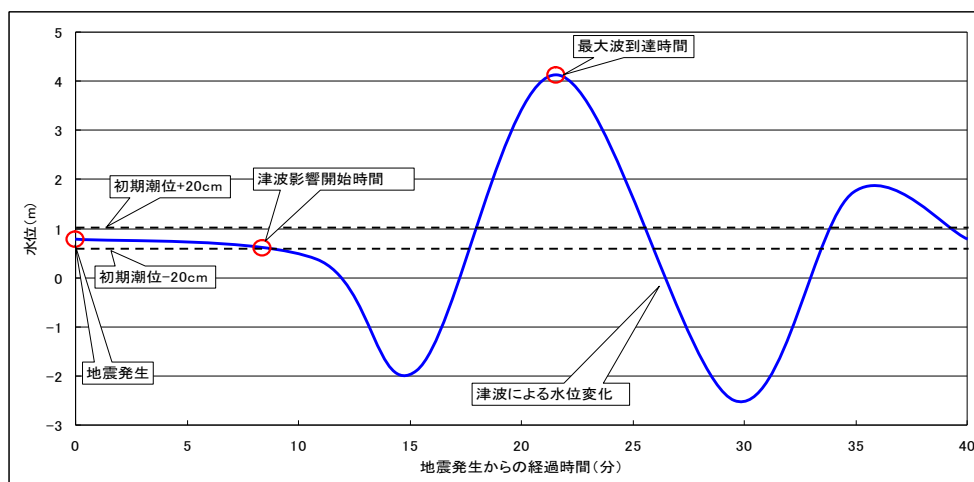
海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域

- ② 浸水深
陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ
- ③ 津波水位
津波襲来時の海岸線における、海面の高さ（標高^{*}で表示）
※ 標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P.+m）として表示しています。
- ④ 津波の高さ
津波襲来時の海岸線における、「津波水位」と「初期潮位」との差
- ⑤ 最大波到達時間
津波の最高到達高さが生じるまでの時間
- ⑥ 津波影響開始時間
海域を伝播してきた津波により、初期水位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出るおそれのある水位変化）の変化が生じるまでの時間
- ⑦ 水位変動
津波による水位変化の様子
- ⑧ 浸水面積
津波によって浸水する陸域の面積

「津波水位」の定義（広島県）

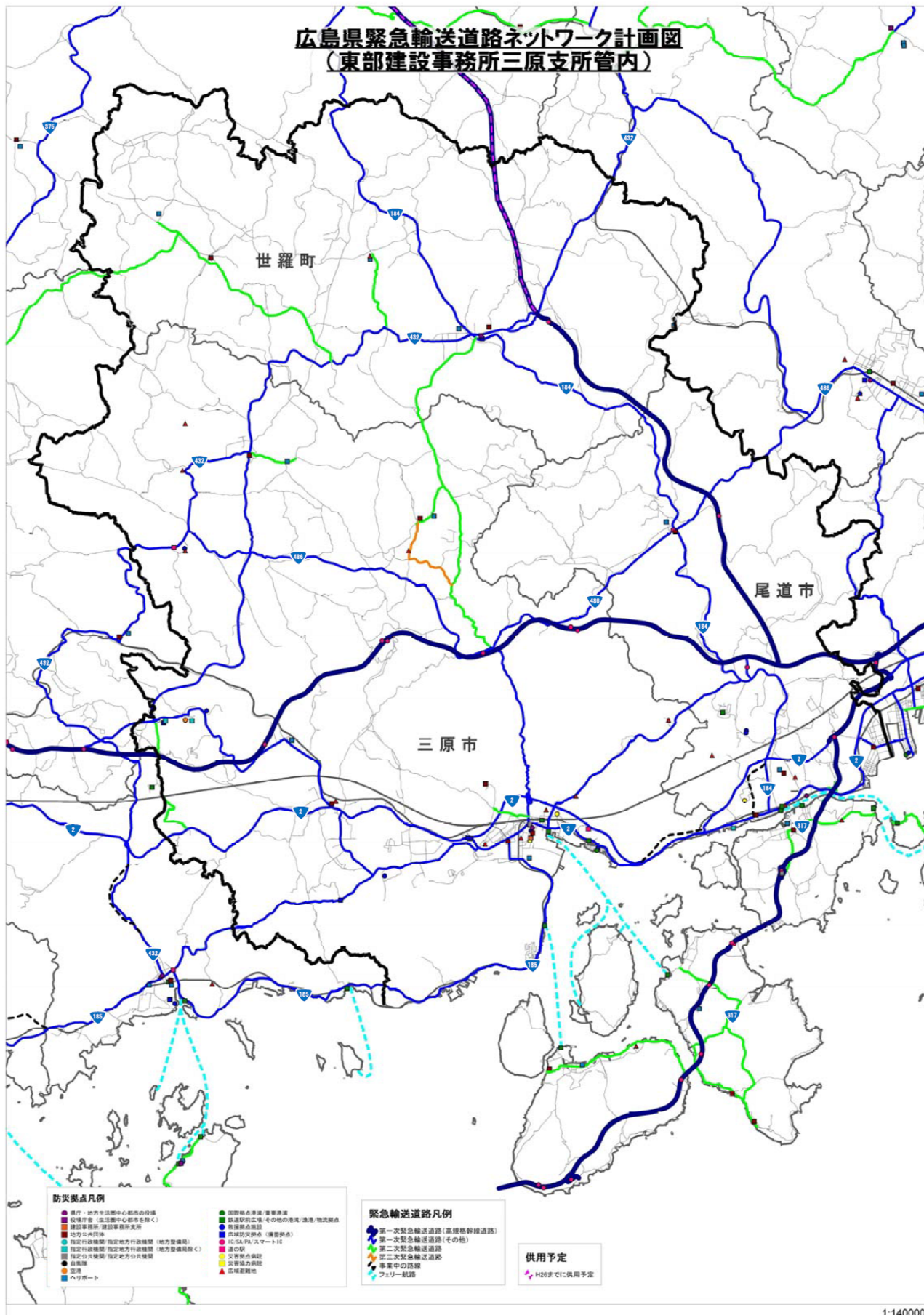


各用語の模式図



第2章 災害予防計画

広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (東部建設事務所三原支所管内)



防災拠点凡例

- 県庁・地方自治圏中心都市の危機
- 支庁庁舎 (生活圏中心都市を除く)
- 建設事務所/建設事務所支所
- 地方自治圏庁舎
- 指定行政機関 指定地方行政機関 (地方整備局)
- 指定行政機関 指定地方行政機関 (地方整備局支庁)
- 指定行政機関 指定地方行政機関 (地方整備局支所)
- 指定行政機関 指定地方行政機関 (地方整備局支所)
- 災害拠点病院
- 災害拠点病院
- 災害拠点病院
- 災害拠点病院

緊急輸送道路凡例

- 第一緊急輸送道路 (高規格幹線道路)
- 第一緊急輸送道路 (その他)
- 第二緊急輸送道路
- 第二緊急輸送道路
- 第二緊急輸送道路
- 第二緊急輸送道路

供用予定
 ▲ H26までに供用予定

第1節 基本方針

この章では、震災時における応急措置などの迅速、的確かつ実効を期するため、災害予防責任者（市及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとする。

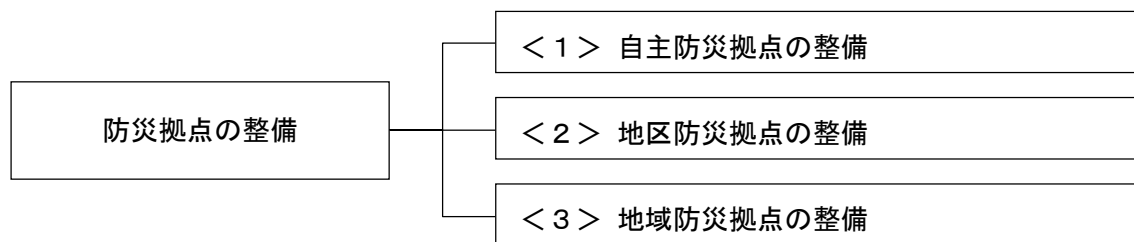
第2節 防災拠点の整備

1 目的

地震・津波災害時の避難所は、救援物資や各種情報を入手でき、復旧・復興に向けての取り組みを進める地域の拠点として機能することから、防災拠点として整備・確保することを目的とする。

また、地域のコミュニティ施設を日常的な自主防災活動の拠点として運用する。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 自主防災拠点の整備

市は、地域のコミュニティを単位とした集会所などを自主防災活動の拠点として位置づけし、地域における日常的な自主防災活動や震災時の応急活動、避難などの拠点として、物資の備蓄、通信機材・放送設備・給水用機材などの資機材の整備を進める。

< 2 > 地区防災拠点の整備

市は、沼田川河川防災ステーションや小・中学校などを地区防災拠点として位置づけ、防災設備の整備を進める。

また、コミュニティホームとして位置付けている施設の中で、避難所に指定するか否かを検討する。

< 3 > 地域防災拠点の整備

市は、支所を地域防災拠点として位置付け、防災設備の整備を進める。

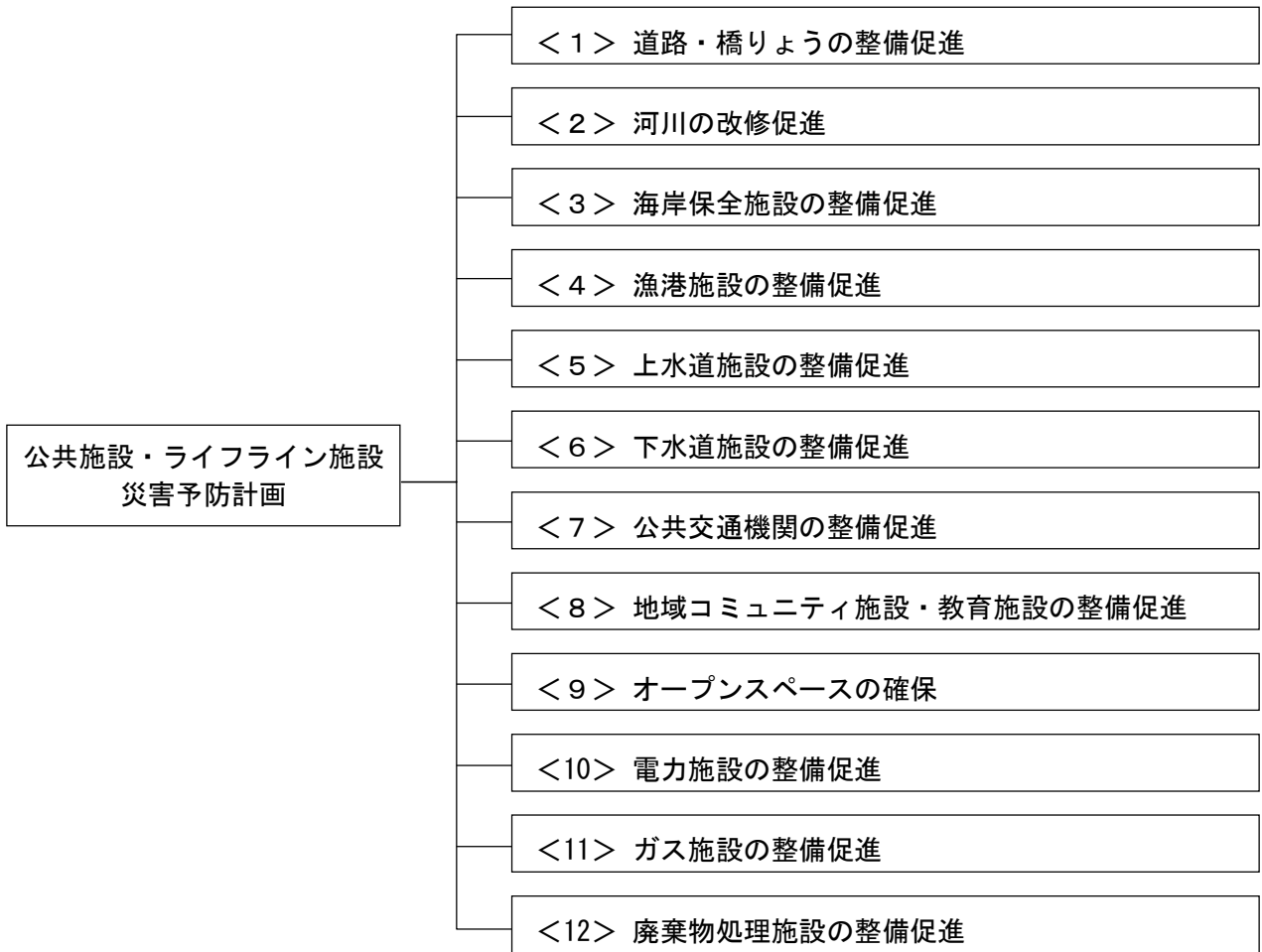
また、地域防災拠点整備方針に基づき、小・中学校等（44 箇所）などの避難施設において、備蓄資材の分散備蓄などを計画的に実施する。

第3節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画

1 目的

道路，海岸，港湾，漁港，河川，鉄道，電気，上下水道，ガスなどの公共施設の被害は，避難，救護，復旧対策に大きな障害となるため，災害に強い公共施設の整備を目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

<1> 道路・橋りょうの整備促進

(1) 道路の安全確保

道路は市民の日常生活の面で重要な役割を担っており，市民の避難路や応急対策活動，応急復旧活動の動脈として欠くことのできない都市施設であることから，今後も道路網とその安全性の確保を計画的に推進する。

(2) 橋りょうの整備

今後，老朽化する道路橋の増大に対応するため，老朽化が進む橋りょうの事後的な修繕・架け替えから，予防的な修繕・架け替えへ政策転換することにより，道路網の安全性及び信頼性を確保する。

このため，市の管理する橋りょうについて，橋梁長寿命化修繕計画に基づき，定期的な点検及び

補修を実施する。

(3) 孤立集落の安全確保

孤立集落を発生させる可能性のある、落石・法面崩壊等の危険箇所については、これらの災害防除事業の推進に努める。

< 2 > 河川の改修促進

本市の管理する河川は、準用河川をはじめとして支線水路まで至るが、地震による損壊などに起因する浸水を未然に防止するため、改修効果の大きい箇所又は緊急度の高い箇所から堤防の整備や樋門・排水施設の整備・改修を図る。

< 3 > 海岸保全施設の整備促進

耐震性の向上対策や地震・津波の防災対策など、原則的に重要性、緊急性の高い箇所から順次、海岸保全施設の整備を図る。

< 4 > 漁港施設の整備促進

漁港施設の安全性向上のため、漁港施設の整備を継続的に行う。

また、地震・津波災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じ、港湾施設で対応ができない場合は能地漁港を緊急輸送基地として活用を図る。

< 5 > 上水道施設の整備促進

- (1) 現在、老朽管による漏水が多く、地震動による被害も想定されるため、計画的に漏水調査を行い、主要な管は耐震管に布設替えを行う。
- (2) 地震・津波災害による配水管などの破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水管網整備計画に準じて、配水区域の配水管を輪のようにめぐらすループ化による危険回避に努める。
- (3) 被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、電算化されている管理システムを定期的に更新していく。
- (4) 現在、給水車 2 台、給水タンク 4 基及び組立式給水タンク 25 基を保有しているが、被災時における応急給水を円滑に行うため、今後は給水車や資機材のより一層の整備、充実を図る。
- (5) 避難所への貯水施設の検討
小・中学校を中心として、飲料水用耐震性貯水槽の設置について検討を行う。
- (6) 久井・大和地区への水道の整備
久井・大和地区は一部給水を開始したが、新規加入者はごくわずかのため、まずは、加入促進を図ることとし、一定程度の加入があり、水道加入への気運が高まった時点で、次のステップとして水道を必要としている集落からまとまった要望があった場合に限り、水道整備の計画を検討する。
- (7) 配水池などの耐震診断の実施
古い年代に築造した小容量の配水池については、予備調査結果に基づき耐震化の検討を行う。

< 6 > 下水道施設の整備促進

- (1) 下水道の整備水準を向上させるため、公共下水道の整備を促進する。

- (2) 大雨などによる浸水災害の防止を図るため、排水機場の整備を検討する。
- (3) 既存の雨水排水施設は、計画的に更新や改修を実施し、長寿命化を図る。
- (4) 避難所にマンホールトイレ設置の推進
小・中学校や公園などに下水道直結型のマンホールトイレの設置を推進する。

< 7 > 公共交通機関の整備促進

(1) 鉄道

列車運転の安全確保に必要な路線及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、管区内施設の維持改良に努めるとともに、地震・津波災害に対処し得る次の体制を整備しておく。

ア 西日本旅客鉄道株式会社

(ア) 鉄道施設の安全対策の推進

橋りょう、土木構造物などの線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、安全性の向上を図る。

(イ) 情報連絡施設の整備

防災情報システム導入による運転保安の強化を図る。

(ウ) 復旧体制の整備

- a 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- b 復旧用資材の配置及び整備
- c 災害に関する知識の普及
- d 訓練の実施

イ その他の鉄道事業者

日本貨物鉄道株式会社についても同様の体制を整備する。

(2) バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）

地震・津波災害に対処できるよう、次の体制の整備を図る。

ア 株式会社中国バス、芸陽バス株式会社、鞆鉄道株式会社

(ア) 復旧体制の整備

- a 災害復旧に基づく派遣車両並びに乗務員の確保と車庫及び輸送に直接関係する建物、保安施設、無線局の管理
- b 訓練の実施と知識の普及及びマニュアルの充実

(イ) 情報連絡施設の整備強化

バス車両無線の全車搭載への計画的取り組み

イ その他の一般乗合旅客自動車運送事業者

その他の一般乗合旅客自動車運送事業者についても同様の体制を整備する。

< 8 > 地域コミュニティ施設・教育施設の整備促進

避難所となる小・中学校などの教育施設や、地域の防災の拠点となるコミュニティ施設について、計画的に順次補強などの措置を図る。

< 9 > オープンスペースの確保

地震・津波による大規模な被災を受けた場合は、仮設住宅や応急対策用の資機材保管及び避難など

に供するためのオープンスペースの確保が必要である。このため利用可能な既存オープンスペースの場所、面積、給排水等の設備状況を把握し、被災状況に応じた利用方策をあらかじめ検討する。

<10> 電力施設の整備促進（中国電力ネットワーク株式会社）

地震・津波発生時における電力供給を確保し、社会生活の維持を図るため、電力設備の防護対策など、日常の防災に努める。

- (1) 送電設備、変電設備、配電設備などについては、平常時から災害を考慮した対策を講じる。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (3) 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車など）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備する。
- (4) 避難施設、公共機関、病院などへの優先復旧について計画を策定する。
- (5) 迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備を図る。

<11> ガス施設の整備促進（広島ガス株式会社）

(1) 都市ガス

地震・津波発生時の都市ガス施設の災害及び二次災害を防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため次の対策を実施する。

- ア 新規に埋設する管は、耐震性に優れ耐食性の高い材質とする。また、経年管についても計画的に更新する。
- イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- ウ 災害復旧用資機材・車両などの確保や緊急時の輸送体制を確保する。
- エ 重要施設への供給を早期に確保するため、臨時供給方法についてあらかじめ計画を策定する。
- オ 迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備を図る。

(2) LPガス

- ア LPガス容器について、流失及び転倒防止措置を実施する。
- イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

<12> 廃棄物処理施設の整備促進

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が地震・津波により被災した場合には、適正な維持管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼすことになるので、平常時から施設の管理を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急対策を図り、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品などを確保する。

(2) 応援体制の整備

地震・津波災害による処理施設、機材などの不足に対応するため、県内市町はもとより他都道府県や民間企業についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

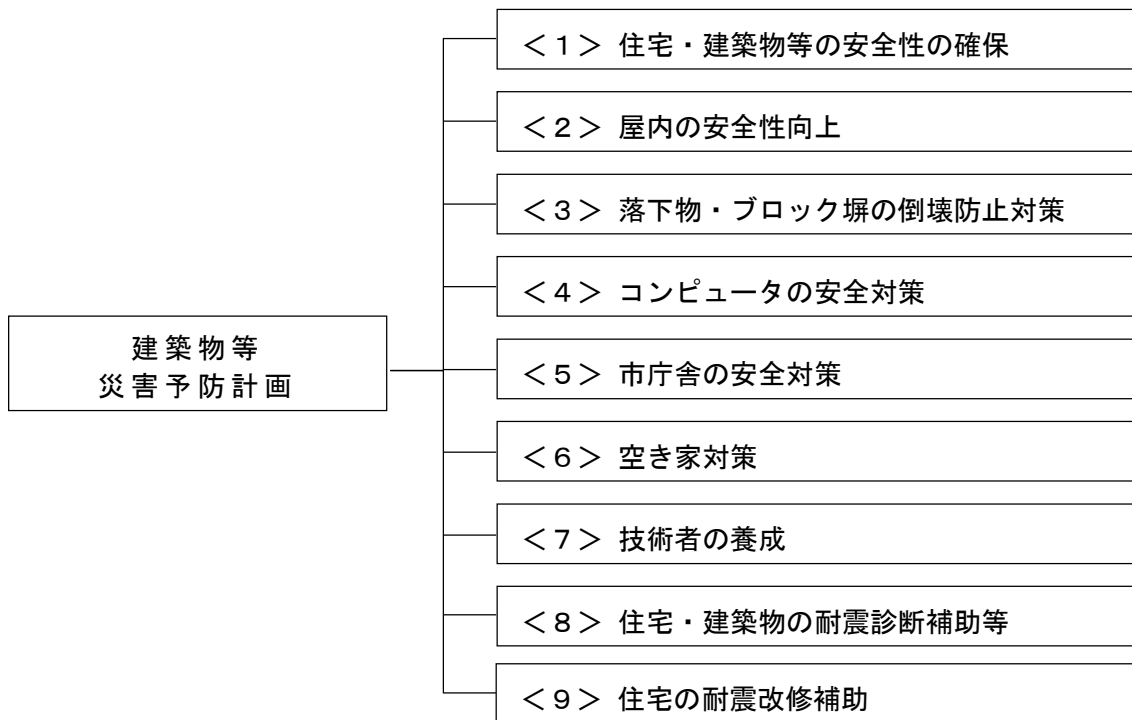
地震・津波によって発生した廃棄物などを一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておく。

第4節 建築物等災害予防計画

1 目的

耐震対策を進め、地震の強い揺れから身を守ることを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

<1> 住宅・建築物等の安全性の確保

防災都市づくりには、市街地そのものの防災構造化とともに、市街地を構成している個々の住宅や建築物の安全性の向上が求められる。

そのためには、都市計画法などを十分に活用した建築物の建築などを推進するとともに、既存建築物についての耐震性などのチェックなどを行う必要がある。

したがって、市民や民間事業者を対象に、建築基準法などの関係法令の遵守や法令に基づく防災知識の周知に努め、また、既存建築物における耐震性などの安全性の向上などに努めることにより、地震災害に強い都市づくりを推進する。

(1) 防災上重要な公共施設の整備

公共施設のうち、特に、災害時に情報伝達・避難誘導や救助などの防災業務の中心となる市有施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(2) 一般建築物の耐震性の向上

特に、不特定多数の人々が利用する建築物や公共的建築物、避難所などに利用される施設について、耐震性の向上を図り、耐震診断や改修の啓発・指導、相談窓口の開設など、総合的な施策の推進を図る。また、建築物の耐震改修促進法に基づき、市の耐震促進計画を策定する。

(3) 公営住宅の改修・建替えの推進

既設の公営住宅について、昭和 55 年以前に建設されたラーメン構造*1 の中層住宅を中心に耐震診断や改修を行うとともに、市街地の防災性の向上を図るため、密集市街地における老朽公営住宅の建替えを推進する。

(4) 土砂災害の防止対策の推進

崖崩れや土石流などのおそれがある土砂災害警戒区域の集中している市街地周辺部について、地震による土砂災害を防止するため、避難所や避難路、病院などの防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業や治山事業などの推進を図る。

(5) 耐震建築に関する知識などの普及

県建築士会などの協力により、建築物の耐震性や難燃性などに関する実務的な知識普及・相談を行う講習会などを開催し、法令の活用や理解などの周知に努める。

(6) マンションの耐震性についての啓発

マンション所有者などに対して、広島県が開設する「マンションの耐震性等に関する相談窓口」などを周知し、啓発する。

< 2 > 屋内の安全性向上

屋内における転倒や落下しやすい物体に対する配慮も考える必要がある。中でも家具などの落下・転倒によるけがの危険性は非常に大きいと考えられる。タンスや本棚などの家具の転倒・落下を防止することにより、住民自身が地震から自分の身を守るよう市広報などにより啓発する。

(1) 家具固定の普及促進

(2) 建物一体型の作り付け収納家具の普及

(3) 寝室の安全対策の普及

(4) ガラス飛散防止の普及

< 3 > 落下物・ブロック塀の倒壊防止対策

個人の住宅において、ブロック塀は安価で場所をとらないという点から手軽に用いられてきているが、昭和 53 年の宮城県沖地震では、震度 5 程度の規模でブロック塀が倒壊し、死傷者が発生している。そのため、全国各地で塀の実態が調査され、極めて高い比率の塀が危険と判断されている。

したがって、建築確認行政のもとで安全のための指導の強化を図る一方、既存のブロック塀などについても、早急に安全対策を実施するよう、国の対策基準などを取り入れながら、補強方法を含めた指導基準の検討を急ぎ、指導の徹底を図ることが必要である。

また、危険な落下物として、広告塔や看板などの屋外広告物や屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁モルタルなどの外装やエアコンの外部装置の部品などがあげられる。さらに、道路沿いに設置された各種の自動販売機も転倒により落下物同様の危険性がある。

これら落下物や転倒物による影響は、人身への被害とともに、救助活動の障害ともなるので、安全性を確保しなければならない。

*****¹ ラーメン構造

建物の構造躯体（骨組）の種類のひとつ。柱と梁の接点に変形しにくい「剛」接合になっている構造のこと（山形の接点もある）。剛接骨組構造、剛接架構とも訳される。ラーメン（rahmen）はドイツ語で「額縁」という意味。耐力壁や筋交いを入れなくても、地震などの横揺れに耐えられる構造なので、壁のない自由な空間を作ることができる。

(1) ブロック塀対策

ア 石積ブロック塀などについての実態把握

イ 施工技術の啓発や住民への啓発

(ア) パンフレットの配布

(イ) ポスターや市広報による市民へのPR

ウ 既存塀の補強や改修指導など

(ア) 施工者に対する技術講習会の実施

(2) 落下物対策

ア 安全性確保の周知徹底

適宜、耐震や防災診断などを実施し、認識を喚起する。

イ 屋外広告物などの規制

道路法や関係法令に基づき、設置者に対し、設置の許可申請や設置後の維持管理に際し、改善指導を行う。

(3) 自動販売機の転倒防止

自動販売機を設置する者は、強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強等を行うよう努める。

< 4 > コンピュータの安全対策

市は、自ら保有するコンピュータ（ハード）、システム（ソフト）について、引き続き安全対策を推進する。

< 5 > 市庁舎の安全対策

市は、スチール製のロッカーや書棚などの転倒防止対策やガラスの飛散防止対策を検討し、地震発生時の初動体制に支障をきたさないよう、固定などの施策を講じる。

< 6 > 空き家対策

本市は戦災に遭っていないため、古い街並みが残っているが、近年空き家が目立ち、地震発生時の倒壊や火災の危険があるため、所有者に対して改修や撤去の啓発を行う。

また、民間事業者と連携して、所有者に対して処分の手法などの啓発を検討する。

< 7 > 技術者の養成

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成

建築物の地震等による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、団体と連携し、県が実施する建築士などを対象とした判定士養成講習会への市職員及び建築士の派遣を促し判定士の養成に努める。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

地震等による宅盤などの変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象に、県が実施する被災宅地危険度判定士養成講習会への参加を促し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

< 8 > 住宅・建築物の耐震診断補助等

三原市耐震改修促進計画に基づき、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された、木造の戸建て住宅等に対する耐震診断を実施する。

また、平成 25 年 11 月 25 日に施行された改正耐震改修促進法により、耐震診断の実施が義務付けられた大規模建築物に対する耐震診断費用の一部を補助する。

< 9 > 住宅の耐震改修補助

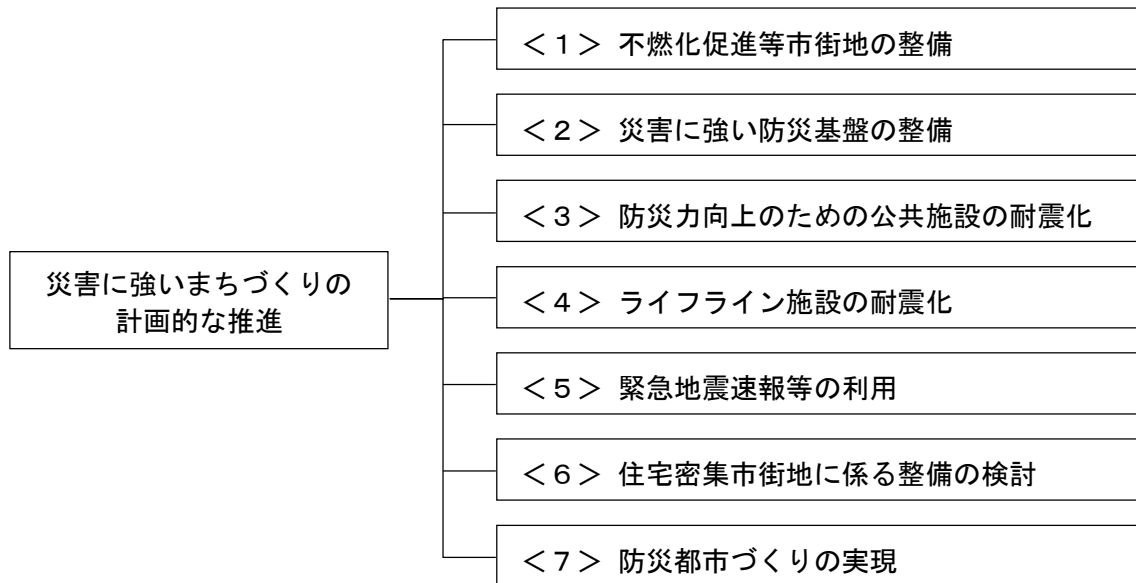
三原市耐震改修促進計画に基づき、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された、木造の戸建て住宅等に対する耐震改修費用の一部を補助する。

第5節 災害に強いまちづくりの計画的な推進

1 目的

市民と行政が一体となって平常時から防災について取り組み、地震・津波が発生しても災害に強いまちづくりを進めることを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ 不燃化促進等市街地の整備

(1) 目的

地盤条件の悪い地域や消防車両の通行の困難な道路や老朽の木造家屋の密集化など、防災上、必ずしも安全とはいえない市街地を形成している地域がみられる。

したがって、このような市街地では、土地区画整理事業を始めとする市街地開発や都市計画道路、都市公園などの整備による都市計画手法を中心とした「防災都市づくり」を進める。

(2) 対策の方針

市街化区域内に本市の人口の約60%が集中しており、街路事業や土地区画整理事業、市街地再開発事業、鉄道高架事業などの都市基盤の整備に取り組んできたが、いまだ未解決の地域も多く、都市機能に支障をきたしている。これらの解消のため、各種の都市計画手法を一層活用し、都市活動の充実を図るとともに、大規模な震災災害に対する安全な都市づくりを推進する。

ア 土地区画整理事業

土地区画整理事業を推進し、道路や公園などの公共施設の整備により、災害に強い都市づくりに努める。

イ 街路事業

円滑な交通処理を図るとともに、防災空間の役割を担う都市計画道路などの整備の推進に努める。

ウ 公園事業

都市公園は、緑豊かな都市づくりとして、また運動やレクリエーションなどの目的に資するとともに、災害時における避難空間や延焼火災に対する遮断空間としての役割を有する。

そのため、防災性の高い市街地の実現に向けて、都市公園などの整備推進に努める。

また、市内の都市公園について、地震及び津波等発生を想定し、公園の所在や面積等から適切と判断される公園は一時的な避難場所として活用するために整備し、一時避難場所としての指定を推進する。(資料編 13 都市公園一覧)

< 2 > 災害に強い防災基盤の整備

(1) 目的

まちづくりを推進していくには安全性の確保が必要であり、都市構造の防災性を高めていくことを目的とする。

(2) 対策の方針

防災上危険な密集市街地については、家屋の倒壊などや延焼火災を防ぐために、オープンスペースの確保、幹線道路の整備、防災拠点の整備、道路の慢性的な渋滞解消や整備、ライフラインなどの社会基盤の整備の計画的推進を図る。

また、要配慮者の方々が安全にかつ安心して暮らせるまちづくりを進めることが災害に強い安心・安全なまちにつながることから、建築物、道路、公園などの都市施設において、ユニバーサルデザイン^{*2}の採用など、要配慮者に配慮していく。

市民においても、災害に強いまちづくりについて「自分たちのまちは自分たちで守る。」という自覚をもち、住民の主體的な防災組織・まちづくり組織の拡充と強化を図ることが重要である。

ア 防災空間としてのオープンスペースの確保

コミュニティ形成や都市の空間機能の充実、地震時の避難所を確保するため、公共用地や民有地の有効利用などにおける用地確保に努め、オープンスペースの整備を推進する。

イ 防災拠点の整備

地域のコミュニティ施設は日常的な防災活動の拠点として、また、地震時の避難所は救援物資や各種情報を入手でき、復旧・復興に向けての取り組みを進める地域の拠点として機能することから、この整備・確保を推進する。

ウ 山地災害などへの対応

急傾斜危険区域などの情報収集に努めるとともに、ハザードマップなどにより住民への危険度の周知を促進するとともに、急傾斜時危険地域の災害予防により、山地災害の軽減を図る。

エ 津波・高潮対策

海岸部の老朽化した護岸堤防の改良など津波・高潮対策を講じる。

オ 総合的かつ計画的な交通対策

緊急輸送路と連結する幹線の整備や緊急車両の通行や災害時の輸送経路確保のためにも、市内の慢性的な渋滞の解消や危険箇所が多い道路を、関係部署が連携して総合的な対策を講じる。

カ 都市基盤の不燃化促進など市街地の整備

土地区画整備事業を推進し、安全な都市基盤の整備を図る。

*****^{*2} ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル＝普遍的な、全体の」という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように考えられたデザイン。

キ 建築物などの安全対策

公共施設の耐震化や一般住宅の耐震化を促進する。

ク 防災意識の高揚と自主防災組織の強化

市民の地震・津波に対する意識を高めるとともに、自主防災組織の拡充と強化を図る。

ケ 防災協働社会の構築

「広島県防災対策基本条例」の理念に基づき、「自助」・「共助」・「公助」の役割分担と相互の連携のもと、社会全体で防災対策に取り組む、防災協働社会の構築を図る。

< 3 > 防災力向上のための公共施設の耐震化

(1) 目的

この計画は、防災に関する各種の施設・設備について、新設又は改良を要するものの整備や点検について必要な事項を定める。

また、既存の法令による各種の整備計画やこれに基づくそれぞれの災害予防責任者の所掌事務、又は業務計画に従って実施することを目的とする。

また、必要により防災会議が関係機関の調整にあたることを目的とする。

(2) 対策の方針

道路、河川、上下水道など各種公共施設は、防災上の役割や住民にとって必要不可欠なライフラインとしての性格を有しており、地震及び耐震化を意識した整備促進を図る。

また、日常の管理が災害時の被害の減少につながることからその点検整備を推進する。

< 4 > ライフライン施設の耐震化

(1) 目的

地震・津波発生後も、できるだけ安定した生活が営めるように災害に強い施設整備を目的とする。

(2) 対策の方針

上下水道、電気、ガス、電話、公共交通機関等は災害時に備え日常の保守管理を充分に行うとともに、必要に応じ施設の補修、補強、更新などを速やかに実施するとともに、新設施設については、最新の耐震基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

さらに、広島県津波浸水想定図に基づき、各機能の重要度により求められる耐津波性能の確保を図るため、必要に応じて対策工事を推進する。

また、災害時に備え防災関係マニュアルの整備や復旧訓練を実施し、災害に対する能力向上を図る。

< 5 > 緊急地震速報等の利用

気象庁が発表する緊急地震速報等の情報を、住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備やコミュニティFM等のシステム整備を推進する。

< 6 > 住宅密集市街地に係る整備の検討

市街地は住宅が密集しており、地震・津波発生時の建物倒壊や火災により、大きな被害が予想されるため、建築物の更新や、公園・オープンスペースなどの防災施設などの面的な整備を検討する。

< 7 > 防災都市づくりの実現

防災都市づくりに関する計画について、広島県が策定する地震防災緊急五箇年計画などに基づき、地震防災上緊急に実施すべき事業を計画的に推進する。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

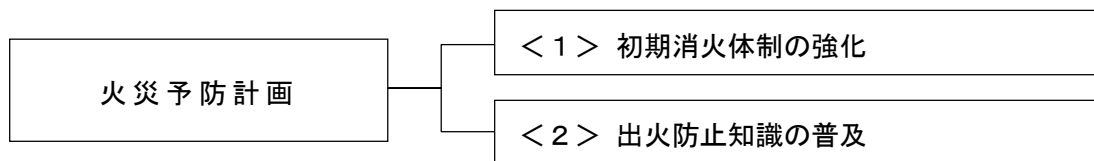
第6節 火災予防計画

1 目的

地震・津波被害の軽減を図るため、何よりもまず地震時における火災を最小限に抑えることを目的とする。

そのため、防災関係機関だけでなく地域住民も、自分たちの地域から地震火災を出さないよう初期消火の体制を整え、延焼火災が発生しないように努める。

2 施策の体系



3 対策の内容

<1> 初期消火体制の強化

(1) 消火器などの普及

震災時に同時多発が予想される火災に対し、被害を最小限に防止するため、訓練や集会、印刷物などにより、家庭や地域への消火用器具（消火用水を含む）の設置について普及を図る。

(2) 自主防災体制の強化

ア 一般住民

町内会ごとの住民防災組織の組織化を図り、防火訓練をはじめとする地域ぐるみの防災訓練を通じて、出火防止や初期消火、応急救護に関する知識や技術の普及を図る。

イ 事業所

電気やガス、交通、通信施設などの防災上重要な施設の防災計画については、定期的に防災対策上整備強化された内容などについて修正を行い、計画に基づく訓練の実施やその他計画の内容の具体化を促進する。

また、事業所については、業務形態・規模に応じた実効性のある防災計画の作成と自主防災体制の育成強化に努める。

<2> 出火防止知識の普及

地震時の、出火防止の措置を強化するため、市広報や各種印刷物、チラシなどを広く配布し、住民の防災意識の普及啓発を図る。

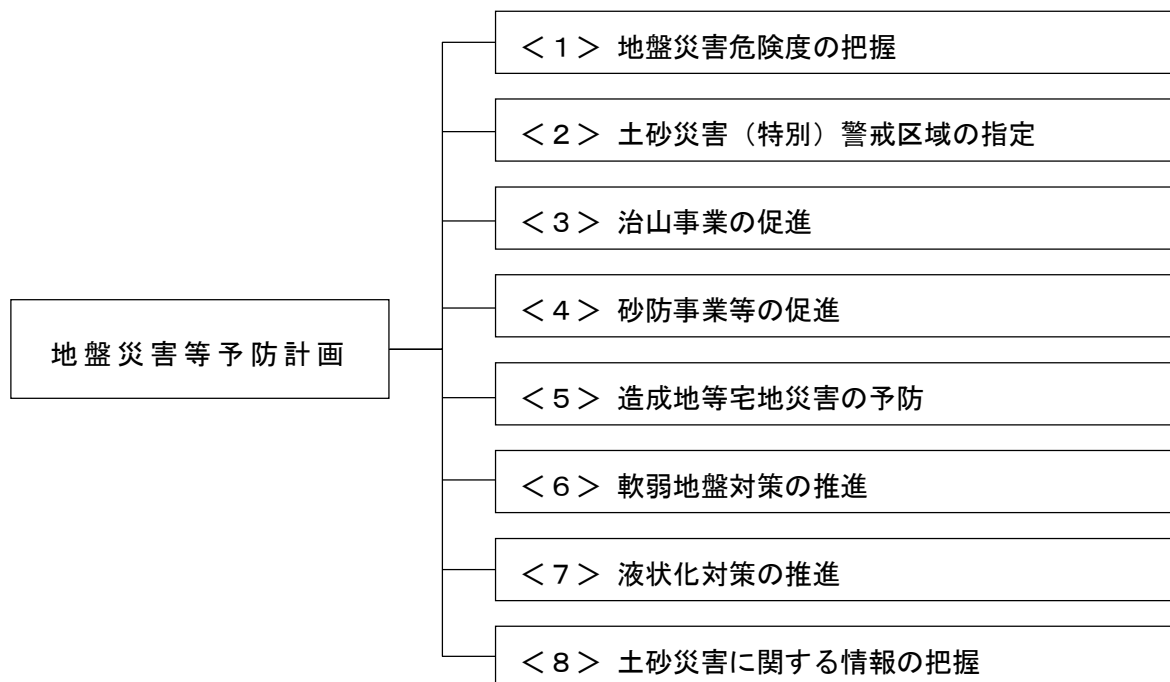
第7節 地盤災害等予防計画

1 目的

その土地の地盤，地形を十分に把握し，その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行い，地震・津波による被害を未然に防止することを目的とする。

災害危険度の高い場所については，災害防除のための対策を講じて，住民の生命，財産の保全に努める。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ 地盤災害危険度の把握

(1) 市は，市内の地形，地質，土質及び地下水位などに関する情報を収集し，データベース化することにより，地盤災害の危険度の把握に努める。

(2) 市は，液状化を含む地盤災害に関する情報を，マップとしてまとめ市民への周知を図ることを検討する。

＜2＞ 土砂災害（特別）警戒区域の指定

県は土砂災害（がけ崩れ，土石流，地すべり）が発生するおそれがある区域等において，土砂災害防止法による基礎調査を行い基礎調査結果を公表する。この結果を基に，土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域，土砂災害により建築物が損壊し住民の生命または身体に危害が生じるおそれが認められる区域を土砂災害特別警戒区域として指定を行う。

市は土砂災害警戒区域の指定があった場合，災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。さらに，土砂災害特別警戒区域では，一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造などが規制されることにより，土砂災害の被害防止を図る。

＜ 3 ＞ 治山事業の促進

森林は、山地の崩壊防止、土砂の流出防止のほかに、地震発生後の二次災害としての洪水防止、水資源の涵養など、環境保全及び防災上大きな役割を果たしている。このため、崩壊危険地及び崩壊地、山林火災跡地の荒廃並びに浸食された溪流などの荒廃山地に起因する災害の防止及び軽減を図るための治山事業の促進を図る。

＜ 4 ＞ 砂防事業等の促進

(1) 砂防対策

地震発生後の荒廃した山地、溪流の土砂流出、集中豪雨などの土石流などによる災害から、市民の生命、財産を守るため、土石流危険溪流を把握するとともに、こうした箇所を主に県営治山事業により土石流対策として砂防堰堤工などを促進する。

(2) 急傾斜地対策

地震動によるがけ崩れ災害に対処するため、「急傾斜地崩壊危険区域」としての指定と崩壊防止工事の促進を図る。

また、急傾斜地崩壊危険区域における標識の設置を含めて防災意識の普及を推進する。

＜ 5 ＞ 宅地造成等が行われた土地の災害の予防

(1) 宅地造成等が行われた土地における地震等によるがけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊などを未然に防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき指導する。

(2) 地震等による宅盤などの変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象に、県が実施する被災宅地危険度判定士養成講習会への参加を促し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

＜ 6 ＞ 軟弱地盤対策の推進

沼田川流域のように軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受け易いことなどを周知するとともに、「木造住宅の簡易な軟弱地盤対策」などのパンフレットを作成し、必要な対策を講じるよう指導する。

＜ 7 ＞ 液状化対策の推進

県の被害想定で地盤の液状化が予想される沼田川流域においては、建築物などの被害を未然に防止するため、地盤の液状化に関する知識の普及に努めるとともに、「木造住宅の簡易な液状化対策」などのパンフレットを作成し、必要な対策を講じるよう指導する。また、液状化ハザードマップの作成・公表を促進する。

＜ 8 ＞ 土砂災害に関する情報の把握

県と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報、県が提供する土砂災害危険度情報及び広島県防災 Web による雨量情報等の情報を把握し、警戒避難体制への判断材料として活用する。

< 9 > 盛土による災害の防止

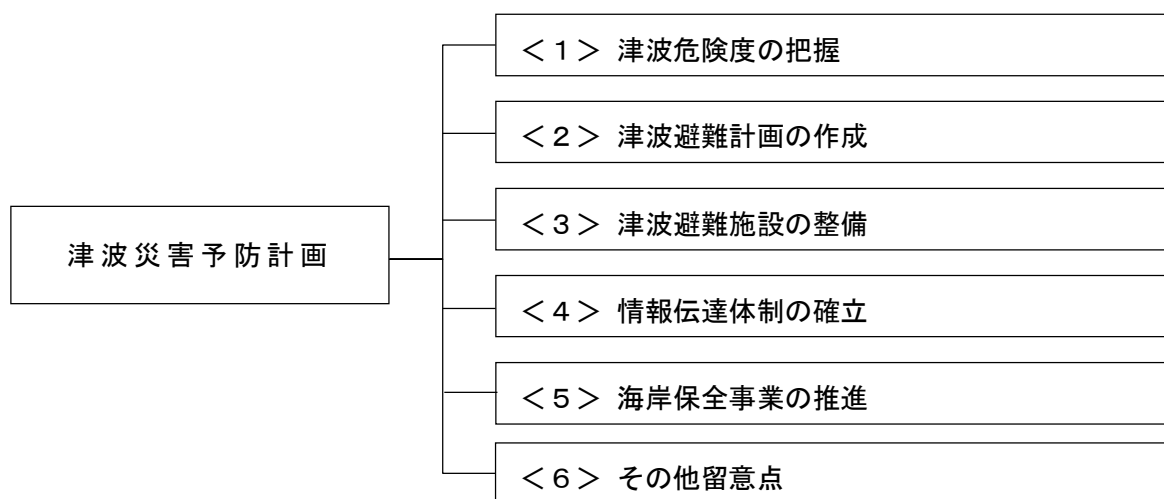
盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う。

第8節 津波災害予防計画

1 目的

東南海・南海地震で想定されている津波による被害を未然に防止するため、その土地の地盤、地形を十分に把握し、津波危険度の高い地域については津波避難計画を作成し、津波避難に関する意識を啓発し、避難対策の強化を図る。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ 津波危険度の把握

- (1) 市は、広島県津波浸水想定図に基づいて、沼田川流域、左岸などの地盤、地形及び津波に関する情報を収集し、津波災害の危険度の把握に努める。
- (2) 市は、広島県津波浸水想定図を基に作成した三原市津波浸水ハザードマップ、津波浸水想定区域ハザードマップ (WEB版)、市内の電柱に設置する津波浸水表示板等により、市民への周知を図る。

＜2＞ 津波避難計画の作成

- (1) 市は、津波危険度の高い地域について、広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間、ハザードマップ、津波浸水表示板、「三原市津波避難対策ガイドライン」及び三原市標高マップなどを活用しながら、地域住民も参画した津波避難計画を作成し、市民が安全な避難する体制づくりを進める。
- (2) 市は、避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、町内会や自主防災組織等を中心とした避難行動要支援者の避難支援を行う組織体制づくりを進め、避難行動要支援者の避難支援体制に配慮した津波避難計画を作成する。

＜3＞ 津波避難施設の整備

市は、住民と協働して、避難所以外の一時的な津波避難ビルの指定を進めるとともに安全な避難路の確保を推進する。津波到達が早く、避難に必要な時間の確保が困難と想定される場合は、更なる津波避難ビルの確保等の措置に努める。

また、住民及び観光客等が安全に避難できるよう、市指定避難所へ標高を標示するとともに、公共施設等へ津波浸水深を標示する。

< 4 > 情報伝達体制の確立

- (1) 市沿岸部地区に対する津波警報等の伝達手段を検討し、コミュニティFM、メール配信システム、市公式SNS、ホームページ、緊急速報メール、ケーブルテレビ放送、屋外拡声子局、サイレンなども含めた多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難所の周知に努める。
- (2) 海岸や港湾の施設の管理者は、観光客や漁業従事者などへの情報の周知に努める。

< 5 > 海岸保全事業の推進

海岸・河川などの施設の管理者は、津波による被害の発生を防止し又は軽減することにより、円滑な避難を確保するため、高潮対策などと連動し、必要な施設の補強や整備を推進する。

< 6 > その他留意点

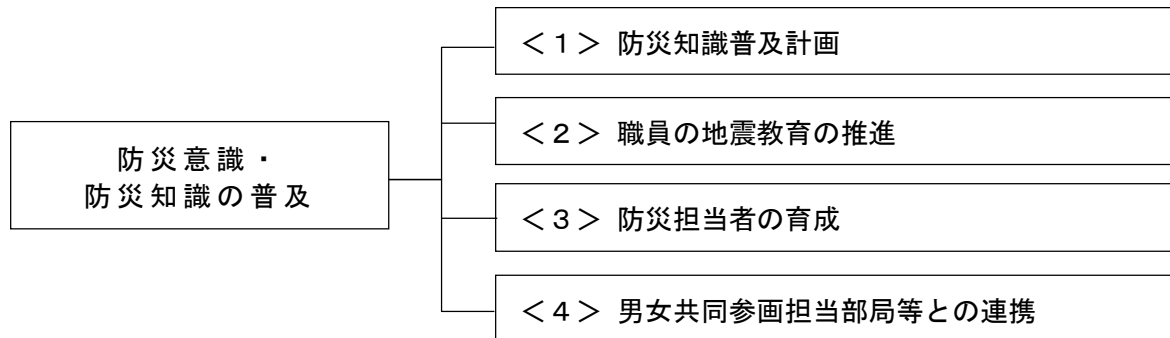
- (1) 観光客，海水浴客，釣客等避難対策
市は，関係機関と協働して，観光客等への避難対策を行う。
- (2) 外国人居住者に対する避難対策
市は，パンフレットの作成や講演会等を通じて防災知識の高揚を図る。

第9節 防災意識・防災知識の普及

1 目的

全ての市民が、防災に関する意識と知識を持つための取り組みを進めることを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

<1> 防災知識普及計画

市や防災関係機関は、その業務に応じ、住民や事業所などに対する地震災害についての知識の普及・広報活動を積極的に行い、防災意識の高揚に努める。

【対策】

(1) 職員を対象とした主な周知事項

- ア 三原市地域防災計画（震災対策編）及びこれに伴う各機関の防災体制
- イ 防災関係法令の運用
- ウ 緊急地震速報の内容等
- エ その他

(2) 住民を対象とした主な広報事項

- ア 三原市地域防災計画（震災対策編）の要旨及びこれに伴う各機関の防災体制
- イ 緊急地震速報の内容等
- ウ 津波警報等の内容等
- エ 広島県津波浸水想定図（浸水域・浸水深・到達時間等）
- オ 地震・津波災害時の心得や避難誘導
 - (ア) 避難する場合の携帯品
 - (イ) 避難予定場所と経路
 - (ウ) 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
 - (エ) 災害時における家族内の連絡体制の事前確保
 - (オ) 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策
 - (カ) その他、被災世帯が心得ておくべき事項
- カ 津波に対する心得（陸地にいる人の場合）

(ア) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。

なお、避難にあたっては徒歩によることを原則とする。

また、避難にあたっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。

(イ) 地震を感じなくても、津波注意報、津波警報又は大津波警報(以下「津波警報等」という。)が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。

(ウ) 正しい情報をラジオ、テレビ、緊急地震速報、インターネット、FM告知端末、屋外拡声子局、メール配信システム、市公式SNS、広報車等を通じて迅速に入手すること。

(エ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

キ 津波に対する心得（船舶の場合）

(ア) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。

(イ) 地震を感じなくても、津波警報等が発表された時は、直ちに港外（注1）に退避すること。

(ウ) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど最善の措置をとること。

(エ) 正しい情報をラジオ、テレビ、緊急地震速報、インターネット、無線等を通じて迅速に入手すること。

(オ) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

注1) 港外：水深の深い、広い地域

注2) 港外退避：小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

ク 自主防災思想の普及、徹底

(ア) 近隣負傷者、避難行動要支援者の救助

(イ) 避難場所での自発的な活動

(ウ) 国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動への協力

(エ) 豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承

(オ) 食糧、飲料水等の備蓄

(カ) 自主防災活動への参加

(キ) 地域ぐるみでの安全確保

(ク) 想定される地震と防災・減災対策による被害軽減効果

ケ 火災予防事項や応急対策

コ 児童・生徒に対する地震についての教育

サ 家庭・家族単位での防災に関する教育

シ その他

(3) 防災知識普及の媒体など

ア 新聞やラジオ、テレビ、緊急地震速報、インターネットなどの利用

- イ ハザードマップ，市広報，ホームページやパンフレットなどの印刷物の利用
- ウ 講演会や講習会，展示会などの開催
- エ 有線放送の利用
- オ その他，広報車の巡回など

< 2 > 職員の地震教育の推進

市は，関係職員に対して地震・津波教育を実施し，知識の向上に努めるとともに，防災関係機関と相互に緊密な連絡を保ち，地域住民に対する啓蒙や防災知識の普及を図り，常に防災意識の高揚に努める。

【対策】

防災業務に従事する職員に対する地震・津波教育や防災計画の周知徹底は，概ね次の要領により実施する。

(1) 地震・津波教育の実施

防災関係職員に対する研修会などについては，地震・津波に関する事項を積極的に取り入れ，気象や非常無線通信などに関する講習会などに参加する。

また庁内においては，各課で検討会を行い周知する。

(2) 防災計画の周知徹底

関係各機関に対して防災計画を送付し，適宜，説明会を開催する。

< 3 > 防災担当者の育成

防災研修・訓練を実施し，職員の地震災害対応力の向上を目的とする。

【対策の内容】

(1) 職員に対する防災研修の実施

職員一人ひとりが自分の役割を自覚し，自主的にかつ的確に対応することが極めて重要であるため，研修を実施し，基本的事項について職員に周知徹底する。

ア 研修の内容

- (ア) 三原市地域防災計画
- (イ) 災害対策本部の設置基準及び非常配備基準
- (ウ) 非常参集の方法と個々の職員の役割の明確化と役割意識の自覚
- (エ) 活動要領
- (オ) 地震・津波の特性についての知識
- (カ) 過去の災害の事例
- (キ) その他必要な事項

(2) 職員を対象にした防災訓練の実施

ア 訓練の内容

職員が地震・津波災害発生時や救助時に速やかな行動が取れるように，イメージトレーニングや救急技術など即応性のある訓練を実施する。

- (ア) 図上訓練
- (イ) 救急救命など必要な実技訓練
- (ウ) その他必要な訓練

< 4 > 男女共同参画担当部局等との連携

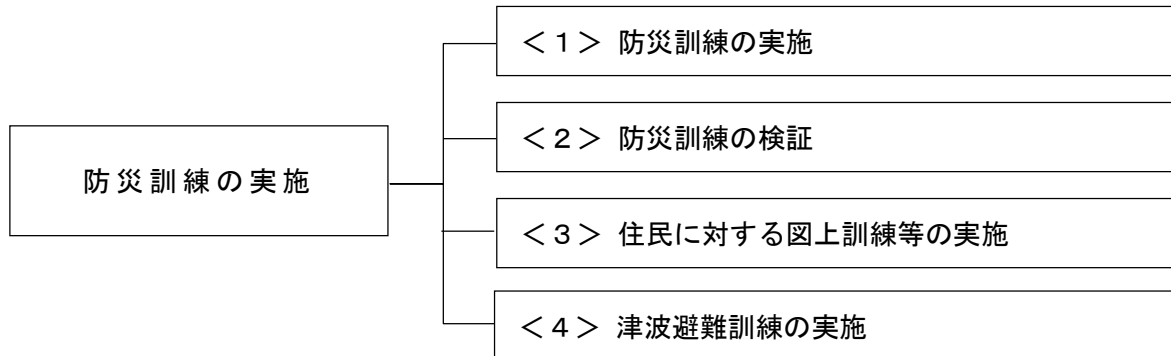
男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局及び男女共同参画担当部局が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

第10節 防災訓練の実施

1 目的

防災関係機関相互の連携体制を確認するとともに、各種の防災訓練を実施し、住民の防災意識の向上を図ることを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 防災訓練の実施

地震・津波災害に備えて、防災関係業務に従事する市職員の実践的実務の習熟と、防災関係機関の有機的な連携を強化し、防災業務が迅速、的確に行うことができるようにするとともに、住民参加による訓練を通して、住民の防災に対する関心を高める。

(1) 総合防災訓練

ア 総合防災訓練の実施

防災関係機関の協調や防災技術の向上、防災知識の普及を図るため、概ね次に示す事項に基づき、年1回以上は市防災会議が主唱し、関係機関が合同に実施、あるいは図上により防災訓練を行う。

イ 訓練事項

その都度参加機関が協議することとするが、概ね次の事項について実施する。

- (ア) 通信訓練
- (イ) 避難訓練
- (ウ) 救出訓練
- (エ) 医療訓練
- (オ) 炊き出し
- (カ) その他の訓練

(2) 各機関別訓練

ア 実施責任機関

(ア) 防災関係機関は、それぞれの防災計画に基づき、応急対策を実施するために必要な防災訓練を実施する。

(イ) 防災関係機関は、他の機関が実施する防災訓練について協力する。

イ 事業所などの訓練

市消防機関やその他の防災関係機関は、学校や病院、社会福祉施設、事業所、作業場、工場などの避難施設の整備と訓練を指導する。

＜ 2 ＞ 防災訓練の検証

訓練終了後は、訓練結果の検証を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善に努める。

＜ 3 ＞ 住民に対する図上訓練等の実施

地震・津波発生時に住民が地域特有の危険性等に迅速かつ的確に対応できるように、自主防災組織を中心に地域の防災マップ作成や避難所運営などの図上訓練等を実施して、地域の危険箇所や避難方法などを理解し、小学校区を中心とした地域の安心・安全な地域づくりに努める。

＜ 4 ＞ 津波避難訓練の実施

- (1) 市、県及び防災関係機関は、津波避難訓練を適宜実施する。
- (2) 避難訓練の実施主体は、企業、住民、消防本部、消防団、自主防災組織に加えて、漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設及び津波一時避難場所の管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。
- (3) 避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水予測地域、避難場所及び避難路の確認及び津波一時避難場所を含む避難場所への避難、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

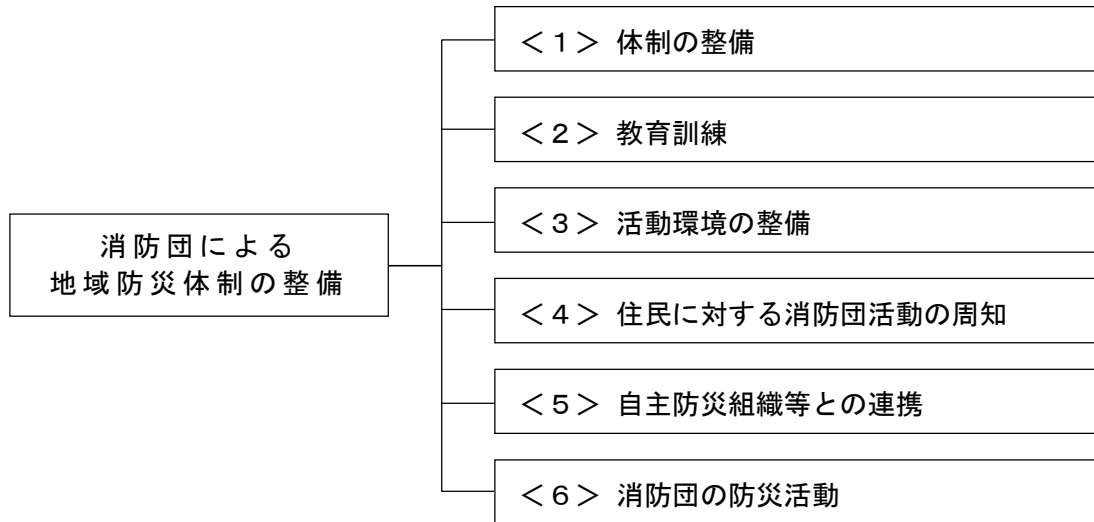
第11節 消防団による地域防災体制の整備

1 目的

団員確保などの体制の整備，教育訓練及び活動環境の整備を行い，消防団の活動能力の向上を図ることを目的とする。

また，自主防災組織とともに消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ 体制の整備

青年層・女性層の消防団への参加を促進するとともに，機能別団員制度を導入し，消防団員の確保に努める。

＜2＞ 教育訓練

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに，平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導を促進する。

＜3＞ 活動環境の整備

消防団の施設・装備を充実し，活動環境の整備に努める。

＜4＞ 住民に対する消防団活動の周知

広報紙などを活用し，消防団活動の周知を図る。

＜5＞ 自主防災組織等との連携

消防団は地域の防災リーダーとして，地域の自主防災組織の育成，防災訓練の実施などについて指導的役割を果たすものとする。

< 6 > 消防団の防災活動

(1) 平常時の活動

- ア 地震・津波災害についての知識の普及
- イ 地域における危険箇所の把握と周知
- ウ 地域における防災施設（消防水利，避難所など）の把握と周知
- エ 防災訓練の実施
- オ 避難行動要支援者の把握
- カ 情報収集・伝達体制の確認
- キ 地域内の他組織との連携

(2) 地震・津波発生時の活動（緊急地震速報・津波警報等発表時）

- ア 集団避難，避難行動要支援者への避難誘導
- イ 地域住民の安否確認
- ウ 消火活動
- エ 情報の収集・伝達
- オ 給食・給水への協力
- カ 避難所の運営に対する協力
- キ その他防災関係機関，災害ボランティアなどへの応急活動に対する協力

第 12 節 自主的な防災活動への支援

1 目的

大規模な地震・津波から命を守るためには、「自らの身の安全は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」行動が重要となるため、地域が実施する自主的な防災活動への支援を行うことを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 自主防災組織の育成, 指導

防災組織の整備充実は、防災意識の高揚や震災時における人命の安全確保を図る上で重要なことであるため、自主的な防災体制を組織し、市や県などの体制と緊密な協力のもと、効果のある防災活動を行うための体制づくりについて必要な事項を定める。

(1) 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織はあらゆる地震・津波災害の予防活動をはじめ、地震・津波災害時における防災機関に協力する。

(2) 住民組織の設置の必要性について、積極的かつ計画的な広報・指導を行い、防災に関する意識の高揚に努め、地震・津波災害予防や応急救助活動を能率的に処理できるよう十分な理解と協力を求め、組織の育成を図る。

(3) 当面、公民館や小・中学校などを有効に利用し、各自主防災組織における技術・教養の向上や組織間における活動・知識などの交流の機会を設け、各組織・リーダーの育成・指導に努める。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

また、コミュニティ助成や防災まちづくり事業などにより、資機材や活動拠点の整備促進を図る。

【対策】

(1) 住民の防災意識の高揚

住民の防災意識の高揚を図るため、パンフレットやポスター、座談会、講演会、有線放送、市広報などを活用して積極的に取り組む。

(2) 自主防災組織の編成

地震・津波災害を予防し、地震・津波災害による被害を軽減するため、効率的な活動を住民が自主的に行うことを目標に、市は、町内会を基本に自主防災組織を編成できるよう、必要な指導やアドバイスなどを行う。

ア 自主防災組織は、既存のコミュニティである町内会や自治会などを活用する。

イ 昼間と夜間とで入口が異なる地域においては、昼・夜間や休日・平日においても支障がないよう組織を編成する。

※自主防災組織の設立状況は「資料編 資料 15」参照

< 2 > 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画などに基づき、平常時や地震・津波災害時において、効果的に防災活動を行うよう努める。※自主防災組織設立状況は「資料編 資料 15」参照

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集や伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及
- ウ 防災訓練の実施
- エ 火気使用設備器具などの点検
- オ 防災資機材などの備蓄，整備
- カ 地域の民生委員・児童委員，福祉推進員との連携
- キ 地域の事業所との連携
- ク 地域の避難所の管理者との連携
- ケ 避難行動要支援者との連携

(2) 災害時の活動（緊急地震速報発表時）

- ア 被害の状況など，情報の収集や伝達
- イ 出火防止，初期消火
- ウ 避難誘導活動
- エ 救出救護活動
- オ 給水給食や救援物資の配給への協力
- カ 避難行動要支援者の支援
- キ 避難所運営

< 3 > 自主防災活動等のリーダーの育成

自主防災組織の構成員や一般市民を対象に継続した防災研修を実施する。

また，県が平成 21 年度から 25 年度の期間で実施した，「ひろしま防災リーダー養成講座」に続き，「三原市地域防災リーダー養成講座」を開催し，地域での自主的な防災活動のリーダーの育成に努める。

< 4 > 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど，市と連携して防災活動を行うこととする。

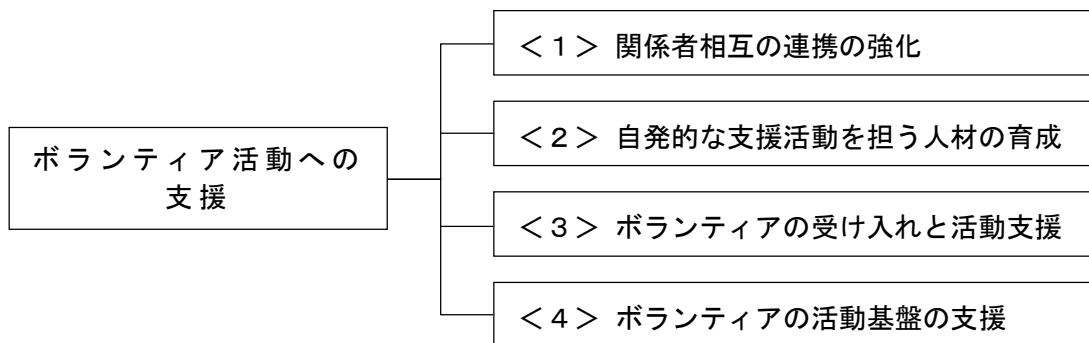
市は，市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第13節 ボランティア活動への支援

1 目的

地震・津波災害という非常事態の中で、市が行う災害応急活動では市民の要求に対応できなくなる場合が想定される。そうした場合には、被災していない方やボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなる。こうした自発的な活動への支援を促進することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

<1> 関係者相互の連携の強化

NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政機関など、災害発生時に連携する必要がある関係者で、定期的に災害発生時の連絡体制や相互支援、役割分担に関して協議を行う。具体的には、平常時から「三原市防災ネットワーク」、「三原市被災者生活サポートボラネット推進連絡会議」において相互の情報交換を行うとともに、とりわけ、三原市ボランティア・市民活動サポートセンターとの連携を強化する。

また、三原市福祉のまちづくり推進協議会内の部会としての「災害時ボランティアネットワーク推進委員会」を中心として、連携を密にしておくとともに協力体制の整備を図り、ボランティアの事前登録促進と速やかに動員できる体制づくりに努める。

<2> 自発的な支援活動を担う人材の育成

- (1) 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。
- (2) ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。
- (3) 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

- (4) 社会福祉協議会，NPO等関係機関との間で，被災家屋からの災害廃棄物，がれき，土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また，県及び市町は，地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで，防災ボランティア活動の環境整備に努める。
- (5) 災害時に個人参加のボランティアを指導し，効果的な活動が行えるよう，ボランティアコーディネーターを中心に，平常時からボランティア団体などとの連携を図る。また三原市災害ボランティア養成講座を開催し，個人ボランティアとの連携を図る。

＜ 3 ＞ ボランティアの受け入れと活動支援

地震・津波災害発生時に「三原市被災者生活サポートボランティアセンター」を設置する。

《三原市被災者生活サポートボランティアセンター》

(1) 組織

防災関係機関及びボランティア団体

(2) 活動内容

行政の災害対策本部と連携し，次の活動をする。

- ア ボランティアの要請，受け入れ，登録
- イ ボランティアに対するニーズの把握
- ウ ボランティアに対する情報提供
- エ 活動の調整，指示
- オ 活動に必要な物資の確保と配布

＜ 4 ＞ ボランティアの活動基盤の支援

- (1) 災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう，平常時から三原市ボランティアセンターの活動拠点の整備に努めるとともに，ボランティアコーディネーターなどスタッフの充実や組織の整備に努める。
- (2) 無線従事者，医療資格者，重機運転免許者など資格などを持った有資格者のボランティア登録化や地域ブロックごとに登録化しておくボランティアの人材バンク化を検討する。
- (3) ボランティア活動保険への加入など，ボランティアの事故に対する補償について検討する。
- (4) 感染症流行時に，被害規模や被災者ニーズに応じたボランティア活動が展開されるよう，感染症対策の徹底に留意した適切な対応に向けて，市と社会福祉協議会等との連携を促進させる。

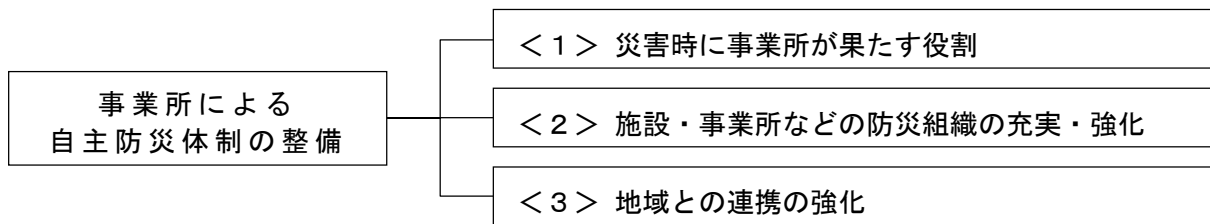
第14節 事業所による自主防災体制の整備

1 目的

地震・津波発生時に従業員，顧客の安全を確保するとともに，防災施設の整備，自衛防災組織の育成強化などに努め，業務継続に向けての社会的責任を果たすことを目的とする。（事業所）

事業所は地域の一員として事業所内の地震・津波防災体制を強化するとともに，地域の自主防災組織との連携に努める。

2 施策の体系



3 対策の内容

<1> 災害時に事業所が果たす役割

事業所は，震災時の事業所の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，自らの自然災害リスクを把握するとともに，リスクに応じた，リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には，各事業所において震災時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）^{*3}を策定するよう努めるとともに，地域住民との連携による相互防災応援協定の締結，防災体制の整備や防災訓練，事業所の耐震化・耐浪化，損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直しを実施するなどの防災活動の推進に努める。特に，食糧，飲料水，生活必需品等を提供する事業者や医療機関など，災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は，県・市等との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。

このため，県，市及び民間団体は，こうした取組みに資するため広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果を含む情報提供等を進めるとともに，事業所職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ，防災に関する助言を行うよう努める。

また，県は，事業継続マネジメント（BCM）の構築に資する事業継続計画（BCP）の構築支援など，地域経済活動を維持する環境整備に努めるものとする。

市，商工会・商工会議所は，中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため，連携して，事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

県及び市は，あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど，災害発生時に中小企業との被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

^{*3} 業務継続計画（BCP）

「Business Continuity Plan」の略。災害や事故等の発生に伴って通常の事業活動が中断した場合に，可能な限り短い期間（時間）で事業活動上最も重要な機能を再開できるように，事前に計画・準備し，継続的にメンテナンスを行う1つのプロセスのこと。

＜ 2 ＞ 施設・事業所などの防災組織の充実・強化

地震・津波が発生した場合、学校や病院などの不特定多数の人々が入りし、又は利用する施設や石油、ガスなどの危険物を製造や貯蔵する施設、又は多人数が従事する工場や事業所においては、火災の発生や危険物の流出、爆発などによる大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は自主防災組織を編成し、あらかじめ防災計画を立てておくよう、適切な助言・指導を行う。

【対策】

地震・津波などの震災を予防し、又は地震・津波災害などの震災に伴う被害を軽減することを目標に、効果的な防災活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、その計画には、次の事項を記載する。

- (1) 事業所の職員に、それぞれ任務を分担させること。
- (2) 自主的に防災訓練ができるようその時期や内容などについて、あらかじめ防災計画を立て、かつ市や消防団などが行う訓練にも積極的に参加すること。
- (3) 防災機関や市災害対策本部、事業所毎の体系的な連絡方法や情報交換などを行うこと。
- (4) 出火防止や消火に関する役割、消火用、その他資機材の配置場所などの周知や徹底、点検整備に関すること。
- (5) 負傷者の救出や搬送の方法、救護班に関すること。
- (6) 避難所や避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常時持ち出しなどに関すること。
- (7) 地域住民との協力に関すること。
- (8) その他、自主防災に関すること。

【対象施設】

- ア 学校や社会福祉施設、病院などの不特定多数の者が利用、又は出入りする施設
- イ 石油類や高圧ガスなどを製造、貯蔵、取扱う施設
- ウ 多人数が従事する工場や事務所などで、自主防災組織を設け、震災防止にあたるものが効果的であると認められる施設

【組織設置要領】

事業所の規模や形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約や防災計画を立てる。

- ア 役員
防災責任者やその任務、班長や任務
- イ 会議
総会や役員・班長会など

＜ 3 ＞ 地域との連携の強化

- (1) 地域の自主防災組織との連携強化
地域の自主防災組織との会議や防災訓練への参加により、連携を強化する。
- (2) 地域内事業所との連携強化
地域の他の事業所との相互協力などを深めるための連携を図る。

第15節 調査、研究に関する計画

1 目的

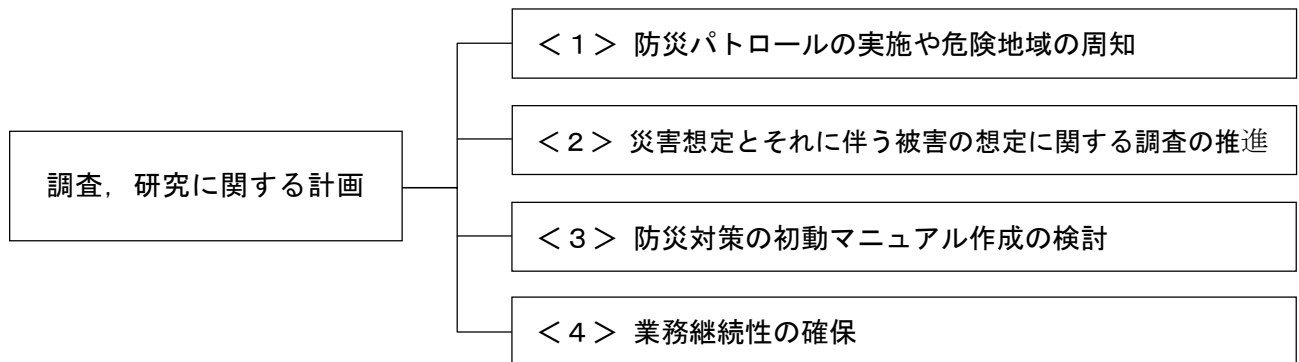
本市は、平坦地が狭隘なため、海岸線に並行して通るJR山陽本線と国道2号を軸とする地域に密度の高い市街地を形成しており、また急峻な崖地が市街地の北部に迫って位置している。

このような地形条件であることから、地震・津波が発生すると市街地を形成している地盤の液状化現象の発生や既成市街地における家屋の倒壊などによる大きな被害を生じることも予想される。

また、局部的には市街地を流れている沼田川や山地において地震に伴う堤防損壊や崖崩れなどの危険性も無視できない。

このような点から、特に、市内の危険箇所・危険区域を事前に把握し、震災発生に対する安全性向上の措置を講じるとともに、市街地における被害の軽減を図るためには、地区の実態に即した具体性のある防災対策を充実していくことを目的とし、地震に強い都市づくりをめざした調査や研究を行う。

2 施策の体系



3 対策の内容

<1> 防災パトロールの実施や危険地域の周知

市街地を主体に、老朽家屋が密集化している区域について、防災パトロールの実施や地震・津波災害発生に伴う危険性の喚起などをし、住民自身が自ら防災に対する備えを進めていくことができるよう周知に努める。

<2> 災害想定とそれに伴う被害の想定に関する調査の推進

広島県が進めている地震・津波の発生予測やそれに伴う被害想定調査と並行して、より本市の実態に即した現況資料に基づき、地震・津波発生に伴う家屋の倒壊や火災による延焼危険性など、被害の想定に関する調査を推進する。

<3> 防災対策の初動マニュアル作成の検討

地域防災計画では、予防計画や応急対策計画、復旧計画を定めているが、それに伴う具体的な行動計画について扱っていないため、実際に地震・津波災害が発生した場合の市職員や市民、民間事業所などがそれぞれの分野で、どのように行動するかといった点についての対応指針を示す「初動マニュアル」の作成を検討する。

< 4 > 業務継続性の確保

地震災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

< 5 > 行動計画（タイムライン）の作成・運用

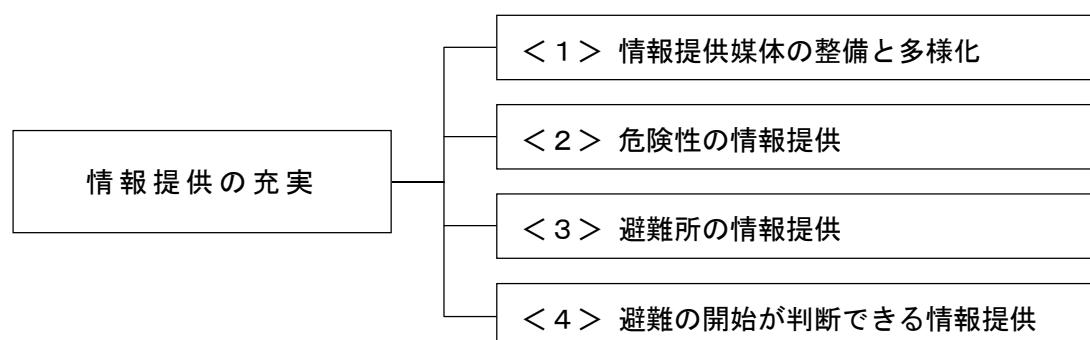
国、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第16節 情報提供の充実

1 目的

避難開始時期などを知らせる情報伝達手段及び標識などによる情報提供の整備, 充実を目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 情報提供媒体の整備と多様化

災害時一斉情報伝達手段の整備計画に基づき、FM告知端末やコミュニティFMなどを整備し、災害時における情報伝達を行う。

また、市内全域の小中学校等 58 箇所に設置した屋外拡声子局を活用し、児童、生徒及び屋外にいる市民への多様な一斉情報提供体制を確保する。

(1) 活用する伝達手段

- ア 屋外拡声子局
- イ メール配信システム
- ウ ケーブルテレビ放送
- エ 有線放送施設（町内放送施設等）
- オ ホームページ
- カ 市広報車
- キ アマチュア無線
- ク インターネット
- ケ 緊急速報メール
- コ FM告知端末
- サ コミュニティFM
- シ 市公式SNS
- ス 災害情報共有システム（Lアラート）
- セ J-ALERT

< 2 > 危険性の情報提供

(1) 情報提供の手段

- ア 危険性のある区域を示す標識

- イ 標高を表示した標識
- ウ 避難所サインの全国統一
- エ 避難開始時期を印した水位表示板などの標識
- オ 過去の災害を伝える津波の碑などのモニュメントや浸水位表示標識
- カ 地震・津波ハザードマップ（危険度地図）などの啓発資料

(2) 情報提供の内容

- ア 危険性があることの警告
- イ 災害に関する知識
- ウ 避難開始の時期（避難の三類型）
- エ 被害の及ぶ範囲
- オ 緊急地震速報の周知
- カ 津波警報等の周知

< 3 > 避難所の情報提供

(1) 情報提供の手段

- ア 市の広報紙による周知
- イ 避難所を示す標識や看板の設置
- ウ 避難誘導標識
- エ 標高を示す標識

(2) 情報提供の内容

- ア 避難所の所在地・名称
- イ 避難経路

< 4 > 避難の開始が判断できる情報提供

(1) 情報提供の内容

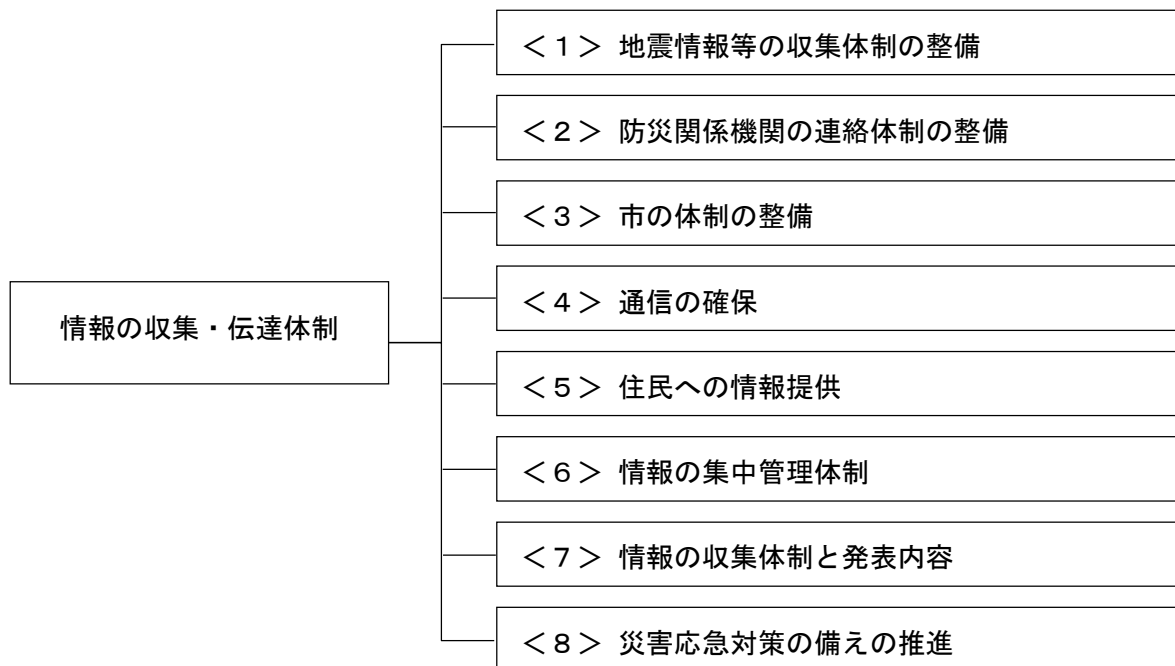
- ア 潮位の観測データ
- イ 避難開始時期
- ウ 安全な避難の実施に必要な事項

第17節 情報の収集・伝達体制

1 目的

地震の発生する可能性がある場合の避難情報を迅速に収集するとともに、防災関係機関相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ 地震情報等の収集体制の整備

震度情報ネットワークシステムや気象庁発表情報により、地震・津波の規模、震源地等の情報を正確に収集し得る体制を確保する。

＜2＞ 防災関係機関の連絡体制の整備

- (1) 防災関係機関は、相互の情報伝達ルート多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にする。
- (2) 防災関係機関は、情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化しておく。
- (3) 夜間、休日においても対応できる体制を整備する。

＜3＞ 市の体制の整備

(1) 防災関係施設へのFM告知端末の整備

現在、本郷、久井及び大和地区の公共施設や消防屯所にFM告知端末を設置している。三原地区の公共施設（市の管理施設）にはFM告知端末を設置しているが、消防屯所など防災関係施設への設置が課題となっている。

(2) 三原市災害時一斉情報伝達手段整備計画に基づく情報伝達整備

現在、市が敷設した光ファイバー網を活用して、市内全域（三原地区は一部）にFM告知端末を設置し、併せて屋外拡声子局を58機設置している。

三原地区については市民（世帯単位）、事業所等へ無線方式のFM告知端末を約21,100台配布し、コミュニティFM局を活用した情報伝達について課題の解消を図った。今後、未配布の世帯及び事業所等へ端末の配布を行い、課題の解消を図る。

(3) メール配信システム、市公式SNSの登録等促進

災害時等の情報伝達媒体として運用するメール配信システムや市公式SNSを、多くの市民に周知し、登録等の促進を図る。

(4) 初動配備の伝達

市職員用のメール配信システムを活用し、迅速な伝達体制の確保に努める。

また、多様化する警報等の種類に応じて、迅速な伝達ができるよう、随時見直しを図る。

< 4 > 通信の確保

(1) 通信手段の防災対策

災害時の通信手段の確保に努める。

耐震性の強化、停電対策としての非常用発電設備の整備、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、FM告知端末、メール配信システム、アマチュア無線、ケーブルテレビ放送、コミュニティFMの活用を検討する。

(2) 非常通信の確保

市及び防災関係機関は、有線通信やFM告知端末などが使用できない場合には、電波法の規定に基づき、中国地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行う。

(3) 定期的な点検、訓練の実施

非常災害時の通信の確保を図るため、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底を図る。また、伝達方法の習熟に向け、他の防災機関との連携も含めた非常通信訓練を積極的に実施するよう努める。

< 5 > 住民への情報提供

(1) FM告知端末、屋外拡声子局、メール配信システム、ケーブルテレビ放送、有線放送施設、ホームページ、市広報車、アマチュア無線、インターネット、緊急速報メール、コミュニティFM、市公式SNSの活用など、多様な広報手段の整備を図る。

(2) 市は、津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

(3) 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難を意識しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(4) 放送事業者による被災者などへの情報伝達

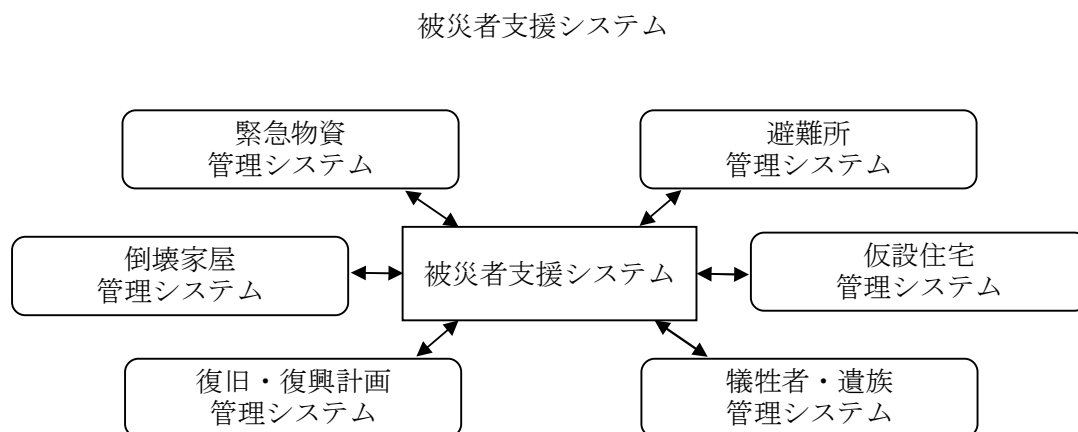
ア 災害時における放送要請について体制を整備する。

イ 放送事業者を通じ被災者などに提供すべき情報を整理する。

ウ 住民からの問い合わせなどに対する広聴体制を整理する。

< 6 > 情報の集中管理体制

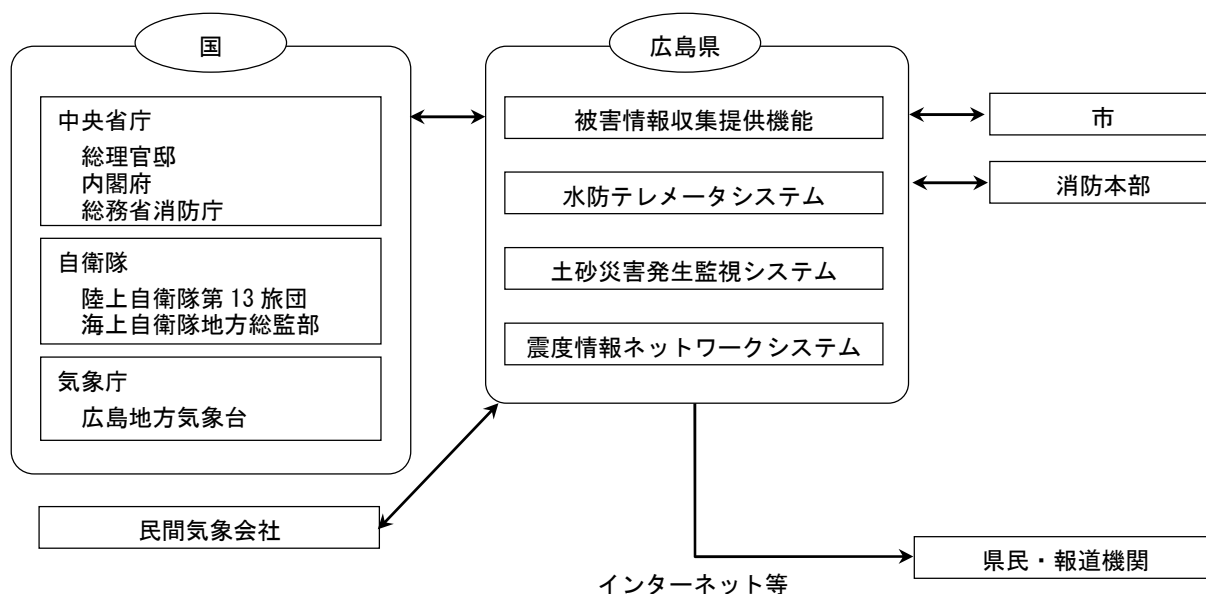
市は、被災者支援システムを活用し、災害対策本部において各情報を集中管理できるよう体制を整備する。



< 7 > 情報の収集体制と発表内容

災害時における情報連絡については、国や県、市、防災関係諸機関相互の間には適切な連絡体制が配備されているが、地震では被災地が数箇所にわたり、それも住宅地や集落などの居住地が主体となることが予想されることから、行政と市民が協力できる情報連絡が重要であり、そのための必要な事項を定める。

[(参考) 広島県防災情報システムの概念図]



(1) 情報収集伝達手段

ア 市における情報収集手段

(ア) 住民からの電話やファクシミリ，口頭による情報

- (イ) パトロール車などによる巡回
- (ウ) 地元消防機関や警察署からの電話やファクシミリなどによる通報
- (エ) その他，地元関係機関からの電話やファクシミリなどによる通報
- (オ) タクシー会社などの無線施設所有者からの情報
- (カ) 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- (キ) マスコミの報道
- (ク) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- (ケ) 広島県防災情報システムの活用

イ 関係機関への伝達手段

- (ア) 電話，携帯電話，ファクシミリ，メール，口頭による報告
- (イ) FM告知端末，町内会放送設備の活用
- (ウ) 県総合行政無線網（防災行政無線，衛星電話）の活用
- (エ) 地元アマチュア無線のボランティアの活用

ウ その他の収集伝達手段

インターネット，メール配信システム，緊急速報メールなどの情報ネットワークを活用するなど，より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努める。

< 8 > 災害応急対策の備えの推進

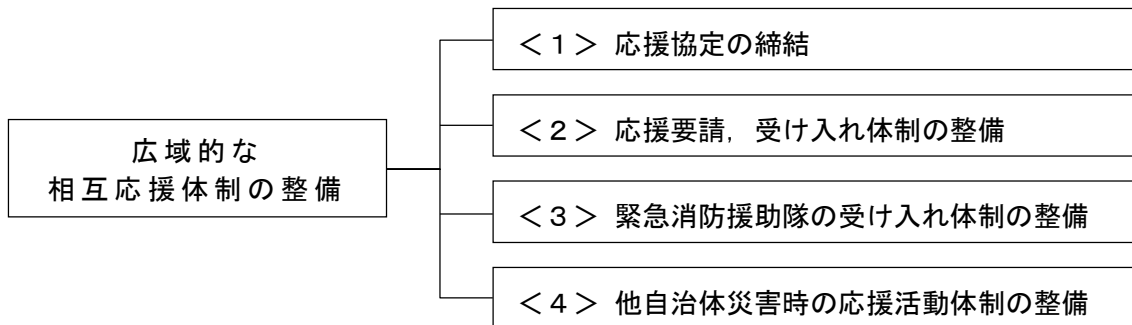
災害応急対策の備えに関する計画について，広島県が策定する地震防災緊急五箇年計画などに基づき，地震防災上緊急に実施すべき事業を計画的に推進する。

第18節 広域的な相互応援体制の整備

1 目的

市内において地震・津波災害が発生し、自力による対応が困難な場合に備え、他市町や防災関係機関などとの相互応援協定の締結など、他機関相互の連携を強化した広域的な協力体制の整備を目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

<1> 応援協定の締結

市は、市内の各機関、民間事業者及び他県市町との間で次の内容について相互応援協定の締結を推進する。

- (1) 飲料、食糧、生活必需物資の提供及びあっせん（民間流通業者、他県市町）
- (2) 救出、医療、施設の応急復旧に必要な資機材などの提供及びあっせん（民間医薬品流通業者）
- (3) 応急活動に必要な人員、車両などの派遣及びあっせん（県トラック協会加盟事業所、市建設協会など）
- (4) 医療職、技術職、技能職などの職員派遣（医師会など）
- (5) 収容施設の提供及びあっせん（社会福祉施設、介護保険施設、民間事業者など）
- (6) 行政職の職員派遣（他県市町）

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

応援職員等の執務スペースの確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

<2> 応援要請、受け入れ体制の整備

市は、災害時の自衛隊などへの応援要請・受け入れが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法などを整備するとともに職員への周知徹底を図る。

また、自衛隊の受入れ場所は三原運動公園とし、隣接する施設を開放する。

< 3 > 緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備

「緊急消防援助隊」による人命救助活動などの受け入れ体制の整備を図る。

< 4 > 他自治体災害時の応援活動体制の整備

市は、被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し、応援要請を待ついとまがなく派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう支援体制の整備を図る。

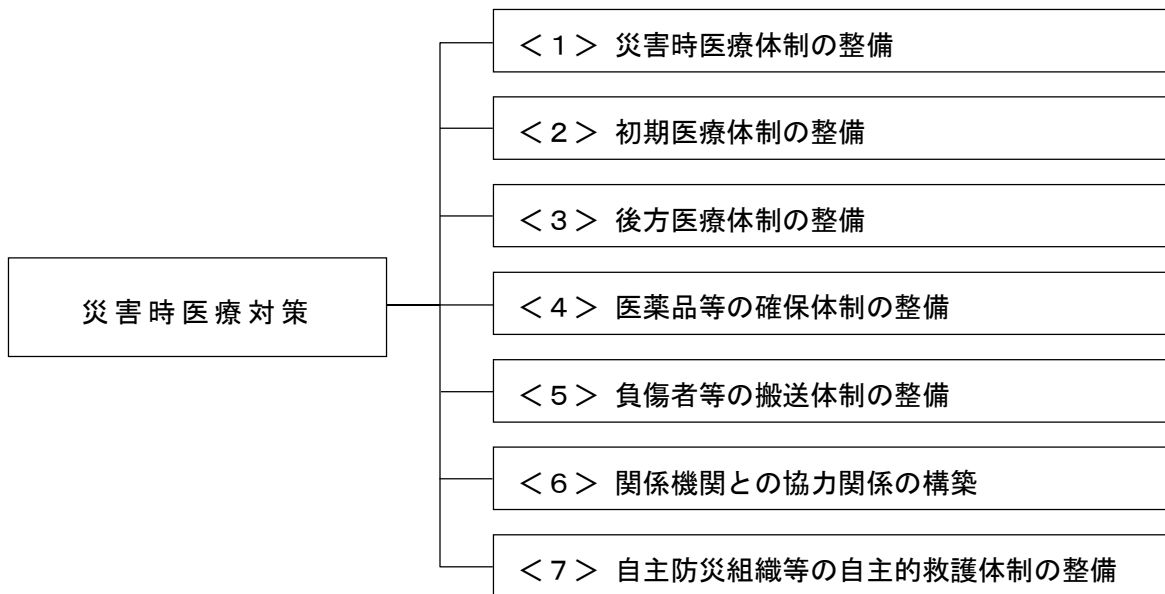
派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受ける事のないよう食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

第19節 災害時医療対策

1 目的

地震・津波発生時には医療救護需要が極めて多く、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求される。医療機関と連携して、研修会の開催、防災訓練の実施、資機材の整備などを行い、地震・津波発生時に対応できる医療活動の実施を目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ 災害時医療体制の整備

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者に対して、医療などを提供できるよう、市及び医療機関などは、災害時医療体制の整備に努める。

＜2＞ 初期医療体制の整備

(1) 救護班の整備

災害時に備えて、医師、看護師、事務員（状況に応じて薬剤師を加える）などをもって構成する救護班の体制、医師会、歯科医師会、薬剤師会などに出動を要請した場合の体制、また、県及びその他関係機関に協力を要請した場合の体制の整備に努めるとともに、県の災害時医療救護マニュアルを活用する。

(2) 必要に応じて救護所を設置する体制を整備する。

(3) 救護所などに必要な医療救護用資機材を備蓄する。

＜3＞ 後方医療体制の整備

(1) 医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備

応急救護所では対応困難な重傷者などについては、消防本部が災害拠点協力病院（興生総合病院・三原赤十字病院・厚生連尾道総合病院）に搬送し、治療を行うことになる。多数の人命救助と医療

救護を可能にするため、トリアージ*4により負傷などの度合いに応じた医療機関への搬送など、医療機関相互の連携体制など地域コーディネーターを活用する。

(2) 医療情報の収集・伝達体制の整備

災害時における医療機関の診療の可否，受入可能患者数，患者転送要請数，医薬品などの備蓄状況，ライフラインの状況など，医療情報の迅速かつ的確な収集，伝達を行うため，広域災害・救急医療情報システムを活用する。

< 4 > 医薬品等の確保体制の整備

(1) 医薬品などの調達

医薬品などの調達は，広島県災害時医薬品など供給マニュアルに基づいて実施する。

また，市内流通事業者との調達協定を検討する。

(2) 消毒資機材の備蓄

感染症対応用消毒液，防護服（マスク・手袋）など，消毒資機材を備蓄する。

(3) 輸血用血液製剤の確保

輸血用血液製剤については，広島県赤十字血液センター及び県などと連携し，確保に努める。

< 5 > 負傷者等の搬送体制の整備

災害時における負傷者等の搬送や，避難所から医療機関等への搬送方法について，消防本部などによる搬送体制と市内の輸送事業者などとの間で搬送手段の確保について整備する。

< 6 > 関係機関との協力関係の構築

災害の規模及び患者の発生状況によっては，県をはじめ，県を通じて自衛隊，日本赤十字社広島県支部，広島県医師会などの関係機関に応援を要請する事態が想定されるため，これらの関係機関との間で緊密な協力関係を構築する。

< 7 > 自主防災組織等の自主的救護体制の整備

大規模災害時には，救急車など搬送手段の不足，通信の途絶，交通混乱などにより，医療活動，救急搬送活動が困難となることが予想される。そのため，自主防災組織や消防計画に位置付けられた市内輸送事業などの協力を得て，医療機関への搬送活動などについて整備を推進する。

*****⁴ トリアージ

「病気やケガの緊急度や重症度」を判定して，治療や医療機関搬送の優先順位を決めること。

*⁵ 地域コーディネーター

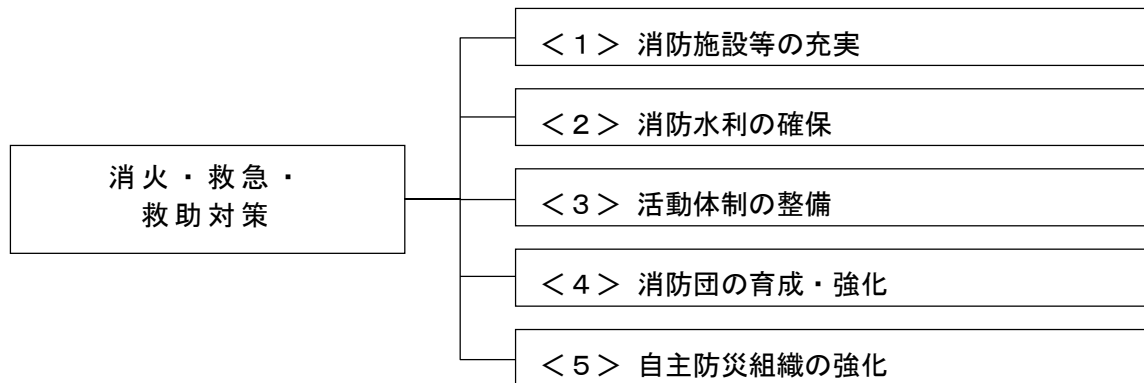
市町対策本部に地域の災害医療の要となる医師が参画する。災害・被災情報を収集・提供し，災害時の医療救護活動が円滑に行えるようサポートする。

第 20 節 消火・救急・救助対策

1 目的

消火・救助・救急体制の整備に努め、被害を最小限にとどめることを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に基づき、消防署を配置し、人員、施設、装備の充実に努める。

< 2 > 消防水利の確保

- (1) 「消防水利の基準」（昭和 39 年 12 月 10 日消防庁告示第 7 号）に基づき、消火栓を配置する。
- (2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図る。

< 3 > 活動体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。
- (2) 地震・津波災害時における適切な状況判断力と消火・救助技術の向上を図るための教育訓練に努める。

< 4 > 消防団の育成・強化

消防団の育成・強化に向けて、資機材の整備、出動体制の確保、団員の訓練などを総合的に推進する。

< 5 > 自主防災組織の強化

- (1) 地域の初期消火体制の向上
火災は初期段階であれば、地域住民の手で消し止められる可能性もある。そのため自主防災組織

を中心として、消火器、バケツ、可搬ポンプなどの消火資機材を備えるとともに、取扱訓練を実施する。また、市は、自主防災組織の結成、育成を促進する。

(2) 事業所の初期消火体制の向上

事業所においては、法令に基づく消火器などの取扱訓練を反復して実施する。また、地域の自主防災組織との連携を進める。

(3) 救助体制の向上

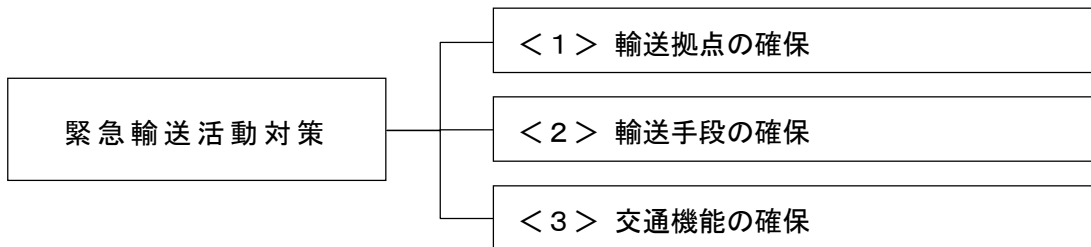
避難行動要支援者への避難支援が円滑に行えるよう、資機材の整備や訓練などを総合的に推進する。

第 21 節 緊急輸送活動対策

1 目的

緊急輸送体制の整備に努め、地震発生時の消火、救助、救急、医療などの活動及び緊急物資の供給の実施を目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 輸送拠点の確保

(1) 広域輸送拠点

他地域からの緊急物資などの受入一時保管などのために、広域輸送拠点の確保は重要となる。緊急時の開設を想定して、他地域からの受入ルートと需要地への配送のルートの確保の可能性の高い地点を予め候補地として定める。

(2) 海上輸送の拠点

港湾管理者及び漁港管理者は、市内の港湾及び漁港を物流拠点として必要な施設の整備に努める。

(3) 航空輸送の拠点

災害発生時におけるヘリポートの役割は、人命に関わる緊急輸送基地として重要となる。特に、島しょ部を抱える本市にとっては不可欠となるため、緊急輸送など各種応急対策が効果的に実施できるようヘリポートの選定及び整備に努める。

< 2 > 輸送手段の確保

災害時に緊急輸送車両、船舶などを迅速に確保できるよう、市保有車両を把握するとともに輸送関係機関などとの協定の締結などにより、協力体制の整備を図る。

また、市所有車両のうち災害時に緊急通行が必要となる車両（緊急通行車両）について、県公安委員の事前届出制度を活用する。

< 3 > 交通機能の確保

(1) 道路、鉄道、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図るものとする。

(2) 災害発生時において、被害の状況、緊急輸送需要などを総合的に評価し、適切な交通規制を速やかに実施し、緊急交通路の確保を図る体制の整備を進める。

(3) 災害発生時には、道路に障害物が散乱するなど、救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがある。このため、道路啓開作業に必要な資機材及び車両などを災害時に迅速に確保できる

よう、資機材、車両の種類及び数量などを明らかにし、関係団体との協定の締結などにより協力体制を整備する。

- (4) 道路管理者、漁港管理者及び港湾管理者（以下「道路管理者等」という。以下この項において同じ。）は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

ア 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者等は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

イ 指定道路区間の周知

道路管理者等は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

ウ 車両等の移動

道路管理者等は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者等はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

エ 土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

オ 損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時利用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

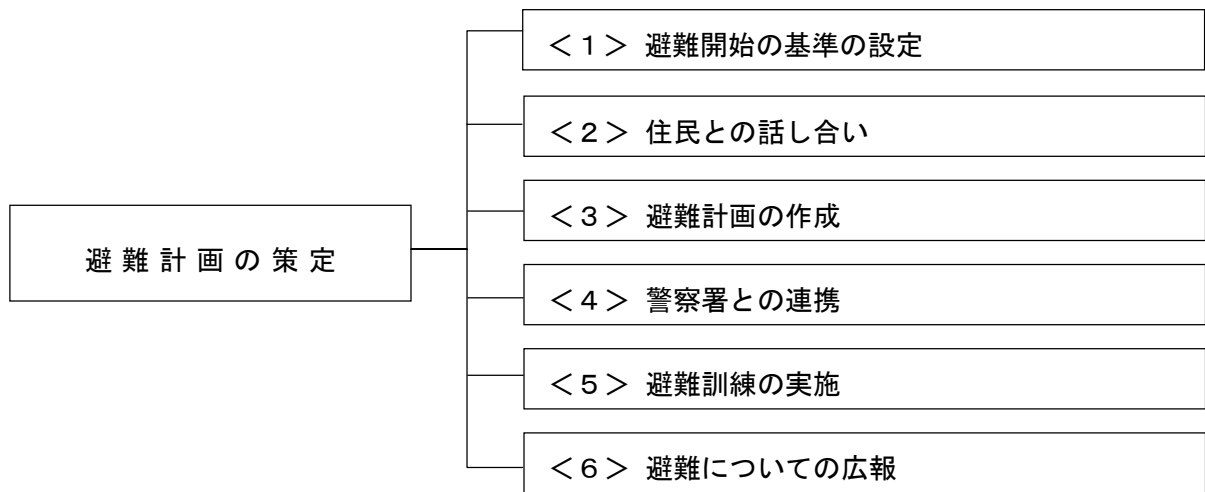
第 22 節 避難計画の策定

1 目的

地震・津波が発生したときに、住民などを安全に避難させるための指定緊急避難場所、避難路、指定避難所を整備する。

また、これらの施設を住民などに周知し、住民が迅速な避難活動ができるよう避難計画を予め策定する。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ 避難開始の基準の設定

避難情報の種類は、「高齢者等避難」「避難指示」の二類型とし、それぞれの発令時の状況と住民に求める行動は、次のとおりとする。

市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

※発令の参考となる情報は「資料編 資料17」参照

[二類型の避難情報一覧]

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	避難に時間を要する高齢者などの要配慮者が安全に避難できるタイミングであり、災害が発生するおそれがある状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる高齢者などの要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 その他の人は避難の準備をし、状況に応じ、自発的に避難する。
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生するおそれが高い状況	危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。

※自然現象のため不測の事態なども想定されることから、避難行動は、計画された避難所などに避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況などに応じて、自宅や隣接建物の2階などに避難することもある。

< 2 > 住民との話し合い

(1) 地域の危険性などの周知

ハザードマップなどを活用し、地域住民に災害の特性などを説明する。

- ア 予想される震度
- イ 津波により浸水する範囲及びその水深
- ウ 土砂災害警戒区域
- エ 地震・津波災害の程度に関する事項
- オ 地震・津波災害に関する情報
- カ 予報及び警報の伝達方法
- キ 指定緊急避難場所、指定避難所
- ク その他地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項

(2) 緊急避難所の選定など

住民の意見を反映して緊急避難所の選定などを行う。

- ア 緊急避難所の選定
- イ 避難経路
- ウ 住民などへの連絡方法
- エ その他必要な事項

< 3 > 避難計画の作成

(1) 地震・津波災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

市は、自主防災組織との連携により被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努める。

(2) 警戒を呼びかける広報活動

災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。

(3) 避難開始の基準

- ア 市は、避難開始の基準又は条件の設定に努める。
- イ 防災施設の管理者は、市の避難開始の基準の設定に対し助言する。

(4) 自主防災組織、自治会による避難誘導の計画

市は、自主防災組織、自治会と連携して住民の避難誘導の計画を作成するよう努める。計画には要配慮者と一緒に避難する体制整備を含む。

(5) 多数の人が集まる施設の避難計画

学校、保育所、工場など多数の人が集まる施設の設置者又は管理者などは、市長が避難の勧告を行った場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ、市長と協議して避難計画を作成しておく。

(6) 地下街などの避難計画

地下街など（地下街、デパートの地下売り場など、従業員以外の不特定多数の者が利用しており、浸水が発生した場合にその利用者が円滑かつ迅速に避難することが困難で、被害の発生が想定される地階）の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画などを定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を行うよう努める。

(7) 市は、(2)～(6)を避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知する。

< 4 > 警察署との連携

市は、避難計画をまとめる上で、警察署と必要な連携を行う。

< 5 > 避難訓練の実施

市は、自主防災組織、自治会などと連携し、避難訓練を実施する。

< 6 > 避難についての広報

市は、広報誌などにより、避難計画を周知する。

第23節 避難体制の整備

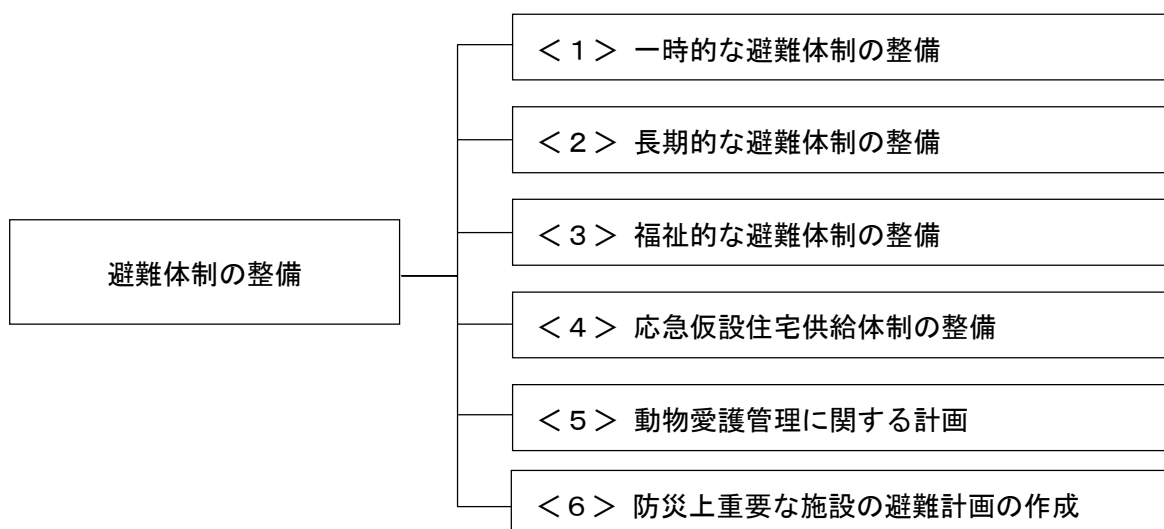
1 目的

地震・津波災害時における住民の迅速かつ円滑な避難体制の確保を目的とする。

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に努めるものとする。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ 一時的な避難体制の整備

(1) 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速な避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、土砂（崖崩れ、土石流及び地滑り）、高潮、地震、津波等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図り、必要に応じて指定緊急避難場所の開設・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

(2) 指定緊急避難場所の選定基準

ア 指定緊急避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースをもった学校、公園、

緑地などであること

イ 危険な地域を避けること

(ア) 地震・津波による土砂災害・浸水害などが予測される区域（広島県津波浸水想定図を参考とする。）

(イ) 危険物などが備蓄されている施設の近く

(ウ) 耐震性が確保されていない建物の近くなど

ウ 市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保できること

(3) 避難路の選定基準

避難路の選定の基準は、概ね、次のとおりとする。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。）

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(4) 地域住民の参画

避難経路等の選定は、避難経路として適さない区間、土砂災害などのおそれがある区域から避難する際の避難方向など地域の災害想定を十分考慮したものとするとともに、地域の自主防災組織、住民参加のワークショップ等において、住民の意見を取り入れた避難経路等の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(5) 水防業務従事者等の安全確保対策

市は、水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対策や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

(6) 感染症の自宅療養者等対策

県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

(7) 避難誘導體制の整備

ア 市は、自主防災組織などと協力し、被災状況を把握し、住民などの安全な避難誘導が行えるよう体制づくりを行う。

イ 避難にあたっては、要配慮者のうち、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

(以下「避難行動要支援者」という。)の安全を優先して確保するため、消防団、自主防災組織を中心に自治会、福祉関係機関などと連携を図り、三原市避難行動要支援者避難支援プラン等に基づいた避難誘導體制を整備する。

ウ 駅、学校、保育所、福祉施設、病院、図書館など多くの人に利用される施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練に努める。

エ 指定避難所及び指定緊急避難場所を示す標識、案内板を設置する。

オ 指定避難所及び指定緊急避難場所へ誘導する標識、案内板を設置する。

カ 夜間においても確認できる標識、案内板を設置する。

キ 市の広報紙や地域における自主防災組織などの避難訓練により指定避難所及び指定緊急避難場所について住民への周知を図る。

< 2 > 長期的な避難体制の整備

(1) 一定期間の避難生活ができる施設を避難所に指定する。

《指定避難所の選定基準》

ア 耐震構造を有するなど安全な建物であること。

イ 水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること。

ウ 出入口へのスロープ、男女別トイレ、多目的トイレ、更衣室、FAXの設置など、女性や高齢者、障害者などに配慮されていること。

(2) 避難所の運営方法について予め定めておく。また指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ア 避難所の管理運営に関すること

(ア) 避難所の管理者不在時の開設体制の整備

(イ) 施設管理者、災害対策本部要員、自主防災組織などの協力による避難所運営体制の整備

(ウ) 災害対策本部との連絡体制の整備

(エ) 避難者の把握、情報の収集・伝達、各種相談業務など応急対策の体制整備

(オ) 男女のニーズの違いや要配慮者のニーズに配慮した運営体制

(カ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換体制の整備

イ 避難住民への支援に関すること

(ア) 避難者への給水、給食の体制整備

(イ) 避難者への毛布、衣料、日用必需品などの支給の体制整備

(ウ) 避難者の健康管理の体制整備

(エ) 負傷者に対する応急医療の体制整備

(3) 避難所には、地域防災拠点備蓄計画に基づき、食料及び資機材などをあらかじめ備蓄し、又は必要ときに直ちに配備できるよう準備しておく。

《備蓄及び配備に準備する主なもの》

ア 食料・飲料水

ク 救護所及び医療資機材

イ 生活必需品

ケ 仮設トイレ

ウ 通信機材

コ 仮設テント

エ 放送設備

サ 防疫用資機材

- | | |
|------------------|---------------------|
| オ 照明設備 | シ 工具類 |
| カ 炊き出しに必要な機材及び燃料 | ス 非常用発電機 |
| キ 給水用機材 | セ 簡易ベッド（ダンボールベッド含む） |

(4) 避難所の安全性の確保

避難所の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行う。

- (5) 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家などの把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるような体制整備に努める。

< 3 > 福祉的な避難体制の整備

- (1) 一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者などを集中的に受入れるために、市内の公共的施設、介護等の福祉施設や宿泊施設など、一定期間の避難生活ができる施設と協定を締結し、福祉避難所として指定する。

（災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（H24.6.29，H30.3.14締結）指定38施設（令和5年4月1日時点））

- (2) 避難所として受入れ可能な施設について、福祉避難所開設・運営マニュアルを作成し、運営方法や期間について予め定めておく。

- ア 避難の期間について
- イ 福祉的な避難所としての管理運営について
- ウ 使用が可能な施設やその方法について
- エ 市から供給する物資や資機材について

< 4 > 応急仮設住宅供給体制の整備

- (1) 沿岸部の民有地や多目的グラウンドなど、建設可能な用地とそれぞれの建設可能戸数を把握しておく。
- (2) 関係団体との連携による建設資機材の調達方法や供給可能量を把握する。
- (3) 要配慮者に配慮した建設が行えるよう調整する。
- (4) 応急仮設住宅として活用できる公共施設を把握する。

< 5 > 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

< 6 > 防災上重要な施設の避難計画の作成

防災上重要な施設の管理者は、次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに訓練を実施するよう努める。

(1) 学校、幼稚園及び保育所

ア 地域の特性などを考慮する。

避難所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法

イ 生徒、児童、幼児を集団的に避難させる場合を想定する。

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食などの方法

(2) 病院、その他の医療施設及び特別養護老人ホームなど

患者などを他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する。(収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法など)

(3) 興業場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設

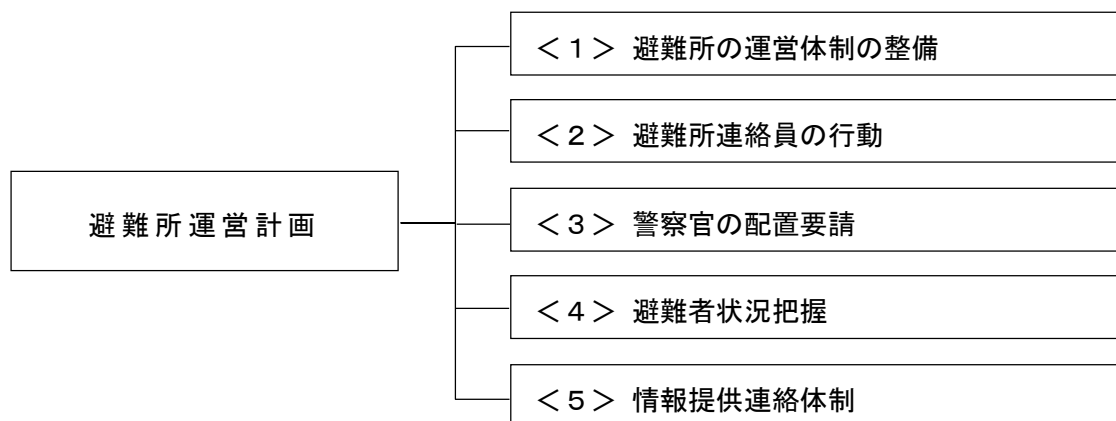
多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画

第 24 節 避難所運営計画

1 目的

地震・津波が発生した場合、避難所での混乱が想定されるため、あらかじめ基本となる体制を定めることを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 避難所の運営体制の整備

避難所に配置された連絡員（市職員）は、施設管理者及び自主防災組織などと協力して管理にあたるものとする。なお、避難所開設・運営マニュアルを作成し、避難所別の連絡員の体制を検討する。また、マニュアルの作成、見直し、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとし、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営できるように配慮するよう努める。

マニュアルの作成及び見直しに当たっては、県に必要な支援等を求めるものとする。

市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

< 2 > 避難所連絡員の行動

- (1) 連絡員は、避難準備・高齢者等避難開始が発せられた時、又は上司の命令があった場合直ちに配置につくものとする。
- (2) 連絡員は、自主防災組織、施設管理者、消防団、警察署など関係機関と緊密な連携のもとに避難所の運営に当たるものとする。
- (3) 連絡員は、避難所への収容人員や氏名を把握するとともに、速やかに通信資機材等を活用し、災

害対策本部に報告し、適切な措置を講ずるものとする。

- (4) 連絡員は、避難所の安全管理に必要な収容人員の把握に努め、収容能力からみて危険があると判断したときは、速やかに災害対策本部と連絡をとり適切な措置を講ずる。
- (5) 連絡員は、常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安解消に努める。
- (6) 災害対策本部は、避難所に新たな災害などによって危険が迫った場合の再避難に備えて、避難経路、避難地などについて常に情報収集し、把握に努める。
- (7) 連絡員は、避難所内に傷病者がいることを認めた場合は、速やかに災害対策本部と連絡をとり適切な措置を講ずる。
- (8) 連絡員は、避難者が避難所を移動（自宅へ帰宅、縁故避難、入院など）する場合は、作成した名簿により、移動先を明記及び管理する。
- (9) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給などに当たっては、災害対策本部と連絡をとり、災害対策本部は連絡員及び避難所管理関係者に適切迅速な措置をとらせ、収容者の不平不満がないように努める。
- (10) 「ペット受け入れのための避難所運営等ガイドライン」を活用して、避難場所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うよう努めるものとする。
- (11) その他避難所の安全管理において必要と認められる事項に関しては、災害対策本部と連絡を密に取り合い、措置をする。
- (12) 避難所で活動するボランティアの安全管理のためにボランティア保険加入を検討する。
- (13) 連絡員は、疾病やアレルギーの有無等の、避難者が配慮を希望する事項等を確認し、災害対策本部と連携してその内容に応じて可能な限り配慮を行うよう努めるものとする。

< 3 > 警察官の配置要請

避難所の安全の確保と維持のため、災害対策本部は、必要により警察官の配置を要請する。

< 4 > 避難者状況把握

- (1) 避難者名簿の作成
避難所に配置された連絡員は施設管理者や自主防災組織と協力して避難者の名簿を作成するものとする。作成した名簿は災害対策本部へ提出する。
また、可能な限り、要配慮者が把握できるように、高齢者、乳幼児、妊産婦、障害者、外国人、アレルギーの有無なども分類できるようにする。
- (2) 避難所状況表の作成
避難所に配置された連絡員は、施設管理者や自主防災組織と協力して避難所の状況表を作成するものとする。
- (3) 避難者の2次的避難（市外・県外への縁故避難）情報の収集
避難所に配置された連絡員は、避難者の内、市外・県外への縁故避難などにより、2次的避難をする人については、2次的避難所を確認し、名簿に記入するものとする。

< 5 > 情報提供連絡体制

(1) 避難者に対する情報提供

各種情報は、避難所の掲示板、市広報誌、メール配信システム、市公式SNS、チラシ、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを活用し、避難住民に対し迅速かつ正確な情報提供を行う。また、情報提供の責任者は、避難所の連絡員とする。

(2) 本部に対する連絡

- ア 避難所開設・運営全般
- イ 避難者人数・名簿関連
- ウ 救護などを必要とする場合
- エ 物資などの必要数関連
- オ 炊き出し関連
- カ 防疫
- キ し尿処理・飲料水など

→ 避難施設通信資機材及びその他の通信手段 → 本部

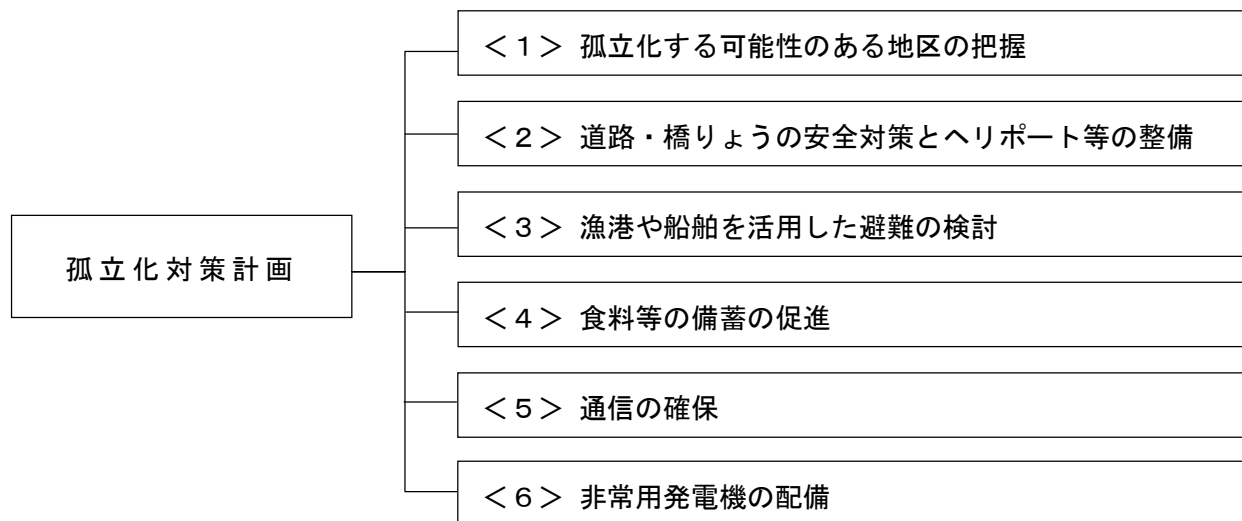
第25節 孤立化対策計画

1 目的

近年の中越地震などの震災において、道路の寸断による集落の孤立化などが問題となった。

市内でも、道路や橋りょうの被害で孤立化するおそれのある地区や、佐木島などを抱えているため、あらかじめ孤立化への対策を図ることを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ 孤立化する可能性のある地区の把握

市内において、佐木島などの島しょ部を含めて道路や橋りょうの被害で孤立化する場合に備え、学校区や町内会など、地域の状況に適した単位で、孤立化するおそれのある地区を調査するとともに、避難計画の整備や避難訓練を実施する。

＜2＞ 道路・橋りょうの安全対策とヘリポート等の整備

孤立化するおそれのある地区について、計画的に道路・橋りょうの整備やヘリポートになり得る施設や空き地について検討しておく。

＜3＞ 漁港や船舶を活用した避難の検討

佐木島などにおいては、避難に関しては船舶を利用しての避難が効率的であるため、船舶事業者との調整や、島内での避難体制を検討しておく。

また、沿岸部に面した孤立化するおそれのある地区では、三原市漁業協同組合との連携による避難などについても検討する。

＜4＞ 食料等の備蓄の促進

孤立化するおそれのある地区住民に対して、食料の備蓄を啓発するとともに、自主防災組織の組織が立ち上がった地区から防災倉庫の配備などの優先的な整備を促進する。

< 5 > 通信の確保

市や集落において、災害時優先電話、衛星携帯電話などの公衆通信網のみならず、メール配信システム、音声告知放送、緊急速報メール、町内放送、コミュニティFM、ホームページ、市公式SNS、屋外拡声子局などの多様な通信手段を確保するとともに、電源が必要な通信機器については非常用電源を確保するよう努める。

こうした設備面の対策のほか、通信設備や非常用電源の使用方法に習熟するため、平素から防災訓練などを実施する。

< 6 > 非常用発電機の配備

市は、主な避難所となる小学校及び中学校等の体育館へ非常用発電機を配備し、長期間の停電に備えるとともに、孤立化するおそれがある地区の避難所等への配備も検討する。

また、こうした設備面の対策のほか、通信設備や非常用発電機の使用方法に習熟するため、平素から防災訓練などを実施する。

第 26 節 緊急物資確保対策

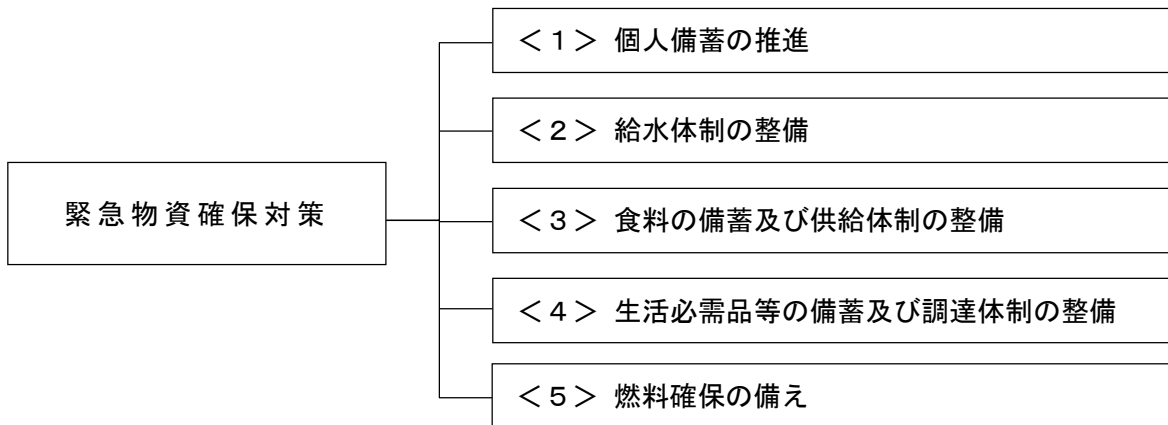
1 目的

地震発生直後に必要な緊急物資の確保体制の整備を目的とする。

市等は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ 個人備蓄の推進

自主防災組織及び市民への啓発に努め、災害発生後 3 日分の飲料水・食料及び生活必需品の個人備蓄を推進する。

＜2＞ 給水体制の整備

(1) 応急給水体制の整備

災害時には西野浄水場を給水拠点とし、沼田東基幹配水池、第二中学校、道の駅みはら神明の里、吉田配水池及び大具配水池の応急給水所を活用する。

(2) 応急給水資機材の確保

現在、給水車 2 台 (2.0 m³) 及び給水タンク 4 基 (3.0 m³, 1.5 m³, 1.0 m³, 0.3 m³) 及び組立式給水タンク 25 基 (1.0 m³) を配備している。

(3) 飲料水の備蓄

応急給水が実施できない場合に備えて、飲料水用耐震性貯水槽を検討する。

(4) 相互応援

大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の確立に努めるものとする。

＜ 3 ＞ 食料の備蓄及び調達体制の整備

(1) 食料の備蓄及び調達計画の策定

食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法、給与方法及びその他必要事項など、食料の備蓄及び調達計画を策定する。

また、備蓄に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

(2) 応急食料の備蓄

食料の備蓄及び調達計画に基づき、被災者のための応急食料の備蓄を行う。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

(3) 食料の調達体制の整備

食料の備蓄及び調達計画に基づき、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進める。

また、地震・津波災害時には広域応援協定により、他の自治体と相互に食料・飲料水の受け入れ及び応援を行う。

(4) 県との連携

地震により、県内で大規模な災害が発生し、市町単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、県が、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備を行っていることから、市は、連携できるよう体制の確立に努める。また、市は、国が構築する物資の調達や輸送に関する情報共有システムを活用し、効率的に避難所等のニーズの把握や物資の輸送を行うよう努めるものとする。

＜ 4 ＞ 生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備

(1) 生活必需品などの備蓄及び調達計画の策定

生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法、給(貸)与方法及びその他必要事項など、生活必需品の備蓄及び調達計画を策定する。

(2) 生活必需品などの備蓄

生活必需品などの備蓄及び調達計画に基づき、被災者のための生活必需品などの備蓄を行う。

(3) 生活必需品などの調達体制の整備

生活必需品などの備蓄及び調達計画に基づき、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進める。

災害時に必要となる食料・飲料水・衣料などに加え、特に備蓄しにくい粉ミルク、生理用品・下着などを調達できるよう、市内の販売業者と予め協定を結んでおく。

また、大規模災害時には広域応援協定により、他の自治体と相互に生活必需品などの受け入れ及び応援を行う。

＜ 5 ＞ 燃料確保の備え

県は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料の確保について、「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」を締結する団体等とともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する事業者

対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるとともに、災害発生後においては、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

< 6 > 電源の確保

国、県、電気事業者等は、それぞれが所有する電源車の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

また、県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとし、大規模停電発生時には直ちに、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるとともに、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

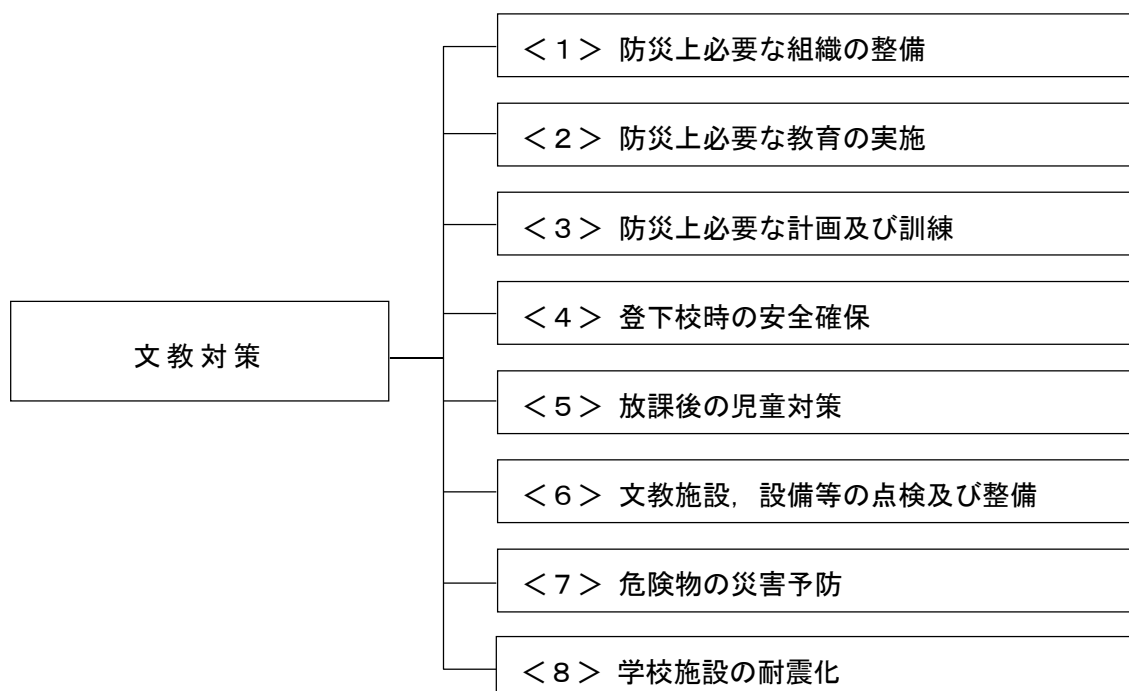
なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

第 27 節 文教対策

1 目的

児童、生徒及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図ることを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 防災上必要な組織の整備

地震・津波災害発生時において、迅速かつ適正な対応を図るため、学校では平素から地震・津波災害に備えて教職員などの任務分担及び相互の連携などについて組織の整備をしておく。児童、生徒が任務を分担する場合は、児童、生徒の安全の確保を最優先する。

< 2 > 防災上必要な教育の実施

学校での地震・津波災害を未然に防止するとともに、地震・津波災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

(1) 児童、生徒に対する安全教育

児童、生徒の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校において防災上必要な防災教育を行う。防災教育は、地域の特徴や過去の教訓等について断続的な防災教育に努め、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう総合的な学習に位置付けて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事などとも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する

(2) 関係教職員の専門的知識の涵養及び技術の向上

関係教職員に対する防災指導として資料の作成、講演会及び研究会などを実施し、防災に関する専門的知識及び指導技術の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年育成団体、女性団体、自主防災組織などの研修会、各種講座及び防災訓練などの社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

< 3 > 防災上必要な計画及び訓練

児童、生徒及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、地震・津波災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るように必要な計画を立て、訓練を実施する。

(1) 災害の種別に応じ、学校の規模、施設設備の配置状況、児童、生徒の発達段階を考慮し、避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法、保護者への児童生徒の引渡し方法などをあらかじめ定めた地震防災マニュアルを作成し、その周知徹底を図る。また、マニュアル策定に際しては、防災関係機関との連絡を密にし、専門的立場からの指導助言を受けることや必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求める。

(2) 学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会、生徒会及び通学班の活動などを考慮のうえ、十分な効果を上げるように努める。

(3) 国、県、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(4) 訓練実施後は、十分な反省を加え、必要に応じ、計画の修正及び整備を図る。

< 4 > 登下校時の安全確保

児童、生徒の登下校時の安全を確保するため、あらかじめ指導計画を学校ごとに立て、平常時から児童、生徒及び保護者への周知徹底を図る。

(1) 通学路の設定

- ア 通学路については、教育委員会及び地元関係者と連携を図り、校区内の各種状況下における危険箇所を把握しその点検を行う。
- イ 教育委員会は、平常時の通学路に異常が生じた場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。
- ウ 地震・津波発生時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。
- エ 児童、生徒の個々の通学路及び誘導方法などについて、常に保護者と連携をとり確認しておく。

(2) 登下校の安全指導

- ア 地震・津波発生時の児童、生徒の登下校について、指導計画を綿密に立てる。
- イ 通学路における危険箇所の児童、生徒への注意と保護者への周知徹底を図る。
- ウ 登下校時における危険を回避できるように児童、生徒に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

(3) 文教施設の不燃構造化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童、生徒などの安全を図るため、これらの建物の建築にあたっては鉄筋コンクリート造、鉄骨造などによる不燃構造化を促進する。

< 5 > 放課後の児童対策

放課後、児童館を利用する児童、生徒及び児童クラブを利用する児童の生命、身体の安全を図るため、当該施設の職員に対する防災指導を行うとともに、避難所、経路、時期及び誘導並びにその伝達方法を定め、その周知徹底を図る。また、避難訓練の定期的な実施に努める。

施設及び設備についても点検・整備を行うとともに、防災活動上必要な器具などの確保に努める。

< 6 > 文教施設、設備等の点検及び整備

文教施設、設備などを災害から防御するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所又は補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

地震・津波災害時の施設、設備などの補強など防災活動に必要な器具などについては、あらかじめ必要な数量を確保するとともに、定期的に点検を行い整備する。

文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

< 7 > 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物の取扱保管などにあつては、法令に従い適切に取り扱うとともに、地震・津波災害の発生時においても安全を確保できるように適切な予防措置を講ずる。

< 8 > 学校施設の耐震化

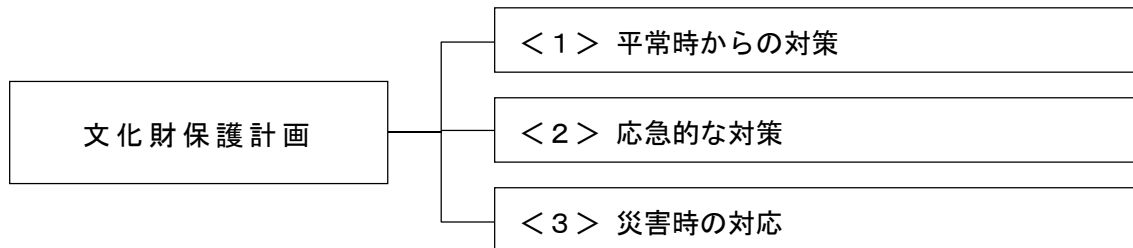
市は、文部科学省が定める施設整備基本方針に基づき、学校施設の耐震化完了後は、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化を進める。

第 28 節 文化財保護計画

1 目的

地震・津波発生時には、建造物などの倒壊，破損，焼失などにより，古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が滅失の危機にさらされることが予想される。被害状況を的確に把握し，保存・管理の徹底を図るため，所有者と連携のうえ適切な措置を講ずることを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 平常時からの対策

(1) 市指定文化財及び市内に所在する国指定（登録）文化財及び県指定文化財の文化財台帳の記載内容は次のとおりであり，文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

ア 一般項目（名称，種別，種類，分類，員数，指定年月日，所在地，所有者，所有者住所，管理者，管理者の電話番号，管理者住所，所在地を示す地図など）

イ 性質項目（構造，形式，寸法，規模，面積，製作，建築年代など）

ウ 防災項目（防災組織，消火設備，通報設備，避雷設備，警備方法，周辺の環境，収蔵庫，防火点検実施状況，防災訓練実施状況など）

(2) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために防火点検，防災訓練を実施し，併せてその管理・保護対策について指導・助言をするように努める。

(3) 自動火災報知設備，消火栓，放水銃，貯水槽，避雷設備などの防災・防火設備の設置を促進する。

(4) 適時，適切な修理を実施し，予想される被害を未然に防止する。

(5) 文化財及び周辺の環境整備を常に実施する。

※三原市文化財等一覧は「資料編 資料 37」参照

< 2 > 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い，火災・散逸などの二次災害防止に努める。

< 3 > 災害時の対応

(1) 被害状況の把握・報告

(2) 事後措置の指示・伝達

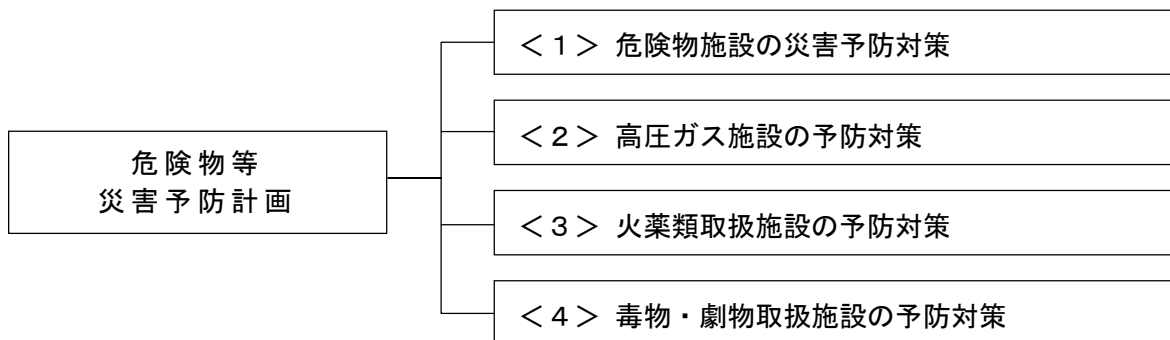
第 29 節 危険物等災害予防計画

1 目的

危険物など（危険物や高圧ガス、火薬類、毒物、劇物をいう。）の取扱施設の現況を把握し、関係法令に基づく安全対策の徹底を図り、地震・津波による被害を最小限にとどめることを目的とする。

事業所においては、日ごろから法令遵守、自主保安体制の確立に努め、関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 危険物施設の災害予防対策

危険物施設の管理者は、施設の基準維持や定期点検義務の法規定を遵守するとともに、常に予防規程の内容を見直し、また、隣接事業所との相互応援協力体制の強化を図るとともに、従業員の保安教育訓練の実施に努める。

大規模タンク（容量 500kℓ以上）については、所有者は、耐震性などの「新基準」に適合するかどうかの調査や改修などを行い、また、消火薬剤や油処理剤などの防災資機材の備蓄に努める。

県や市は、危険物施設の立入り検査を実施し、必要な場合、貯蔵取扱など災害防止上、必要な助言や指導を行うとともに、危険物取扱者講習を実施し、その資質の向上を図る。

< 2 > 高圧ガス施設の予防対策

高圧ガスや液化石油ガス施設の安全化を促進するため、県や関係団体と連携を図りつつ、耐震化や地震・津波発生時の行動基準などに関するマニュアルの整備周知徹底や設備の耐震化の促進、事業者間の相互応援体制の確立、一般家庭などの地震対策用安全器具の普及に努める。

また、地震・津波発災状況などの情報収集や緊急対策を行ううえで、有効な電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

< 3 > 火薬類取扱施設の予防対策

火薬類取扱施設の安全化のため、製造所・火薬庫に対する保安教育や定期自主検査の完全実施、一定規模以上の地震・津波が発生した場合に被害を県に通報するなどの県の指導や火薬類保安責任者の講習会の実施に協力する。

< 4 > 毒物・劇物取扱施設の予防対策

登録義務施設に対する耐震性の向上や危害予防規定の整備，登録外施設に対する防災体制の指導，施設の管理者に対する保安講習の実施など，県の指導実施に協力する。

毒物・劇物取扱施設の管理者は，管理者の選任や製造取扱などの作業，点検，保守，通報，応急措置を行う者に係る職務，組織，関連設備の点検や整備，補修，事故などの通報，応急措置，教育訓練などに関する事項を網羅した危害予防規定を整備する。

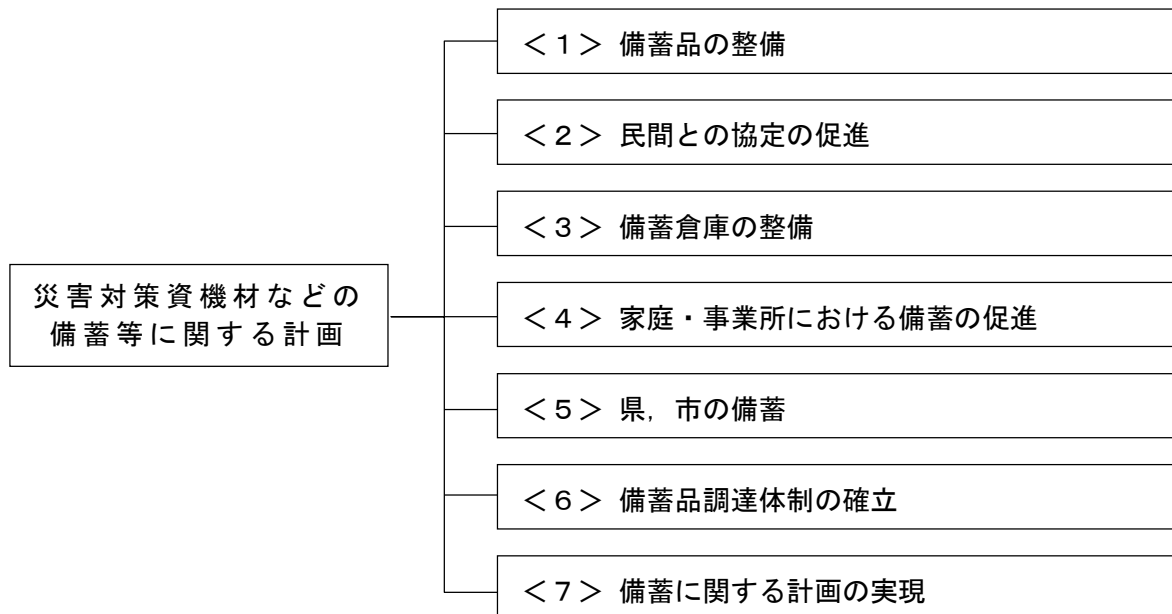
また，事故時対策が適切かつ迅速に行えるよう，定期に防災訓練を実施するとともに，設備タンクなどの耐震化について，検討し計画的に整備する。

第30節 災害対策資機材などの備蓄等に関する計画

1 目的

平常時から災害対策資機材などの備蓄に努め、応急対策活動や復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ 備蓄品の整備

地震・津波災害に際し、基本法及び災害救助法、その他により実施する災害応急対策を円滑にその機能を有効適切に発揮できるようにするため、平常時において必要な資機材の整備を図るとともに、震災時における迅速、かつ確実な調達が可能となる体制を確保する。

【対策】

- (1) 地震・津波災害時に備え、緊急用食料や飲料水の備蓄に努める。
- (2) 一般家庭における一定量の備蓄を推奨する。
- (3) 被服や寝具、その他の生活必需品については、多量の備蓄は困難なため、被災地調達を原則とするが、市において一定の物資の備蓄と管理を行う。
- (4) 地震・津波時に救助物資を迅速かつ確実に調達するため、市内の卸業者や販売業者と協議し、備蓄体制の確立を図る。
- (5) 医薬品などの医療資機材については、三原薬剤師会（三原医薬分業支援センター）などを通じ迅速かつ円滑な供給を図るように努める。
- (6) 血液の確保については、血液センターに依頼する。
- (7) 救助救難用資機材や消火、水防、流出油処理用資材、陸上建設機械、危険度判定資機材の防災資機材などの備蓄に努める。

< 2 > 民間との協定の促進

地震・津波災害時の必要物資は、地震・津波災害時にどの程度の援護を実施するかによって、質や量ともに大きく変わってくるが、物資の確保は、基本的には緊急度や重要性の高いもの、即時調達の困難なものについて、最低限の備蓄を行う。それ以外のものについてはあらかじめ関係団体（事業所）との間で協定を結び、在庫の優先的供給を受けるなどの民間協力に頼らざるをえない。

また、平常時もそうであるが、応急対策についても、全ての対策を行政のみで実施することは不可能であることから、地震・津波災害時には積極的に協力が得られるよう、平素から連絡を緊密にしておく必要がある。

【対策】

以下の事項について、関係団体との間で協定を結ぶよう努める。

- (1) 地震・津波災害時における米穀調達に関する協定
- (2) 飲料水の提供に関する協定
- (3) 応急給水業務に関する協定
- (4) 燃料の提供に関する協定
- (5) 情報提供に関する協定
- (6) 医薬品など調達に関する協定
- (7) 応急対策用貨物自動車などの提供に関する協定
- (8) 応急対策業務に関する協定

< 3 > 備蓄倉庫の整備

地震・津波により多くの家屋が倒壊し、多数の市民が住家を離れて避難所などへ一時的に避難することが予想される。

そうした非常事態に対処するため、あらかじめ公共施設や避難所などに、生活物資などを物資の性質に応じ、集中若しくは分散して備蓄し、応急対策に備える。

備蓄場所の確保にあたっては、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図による地震動の大きさや津波浸水域を考慮する。

【対策】

地域防災拠点整備方針に基づき、市内の小・中学校等（44 箇所）を地域拠点避難所として位置付け、設置した防災倉庫等に、生活に必要な食料や生活必需品などを備蓄し、初期救援活動の円滑化を図る。

< 4 > 家庭・事業所における備蓄の促進

備蓄は、家庭・事業所、市及び県の3者が行う。

各家庭・事業所は、「自分の命は自分で守る」という心構えが必要であるが、水がなくなることは人間の生死にかかわる問題である。季節や気温によって違いはあるが、大人1人が1日に必要な水は約3リットルとされている。各家庭・事業所において、3日分程度、可能な限り1週間程度の水と食料、生活必需品の備蓄を図ることの重要性について、住民に知識の普及を図る。

【対策】

市広報など、あらゆる機会を用いて、「家庭・事業所での備蓄」の習慣の普及を図る。

- (1) 飲料水の備蓄
 - ア ペットボトルや缶入りミネラルウォーターの利用

イ 就寝前にいろいろな容器に水を汲み置きしておく習慣の普及

(2) 飲料水以外の水

食器や手を洗うため、又は水洗トイレ用の水として、風呂にいつも水を張っておく習慣の普及に努める。

(3) 非常食

缶詰やレトルト食品、アルファ米、フリーズドライ食品などがある。

特別に、非常食として備蓄しなくても、菓子類やインスタント食品、干しうどん・そばなど、日常の食品を余分に買い置きし、古いものから順に食べる習慣の普及に努める。

(4) 非常用持ち出し袋など

各家庭で、地震・津波災害時に必要と思われる貴重品など（預貯金通帳や実印、常備薬などを含む）をまとめた非常用持ち出し袋を用意しておく。

< 5 > 県、市の備蓄

市は、独自で物資の確保が困難となった被災者に対し、食料や飲料水、生活必需品などを支給し、円滑な応急対策のため必要な物資や資機材の備蓄に努め、県は市への緊急支援を目的に備蓄に努める。

指定避難所又はその近傍で防災倉庫等を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を腹部感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては、食物アレルギー患者、女性、子供要配など、慮者にも配慮する。

【対策】

備蓄数量品目の選定については、被害想定結果や過去の災害事例、地震発生時の気象や水象、時間帯などが最悪のケースに対応できるよう、また、ライフラインの被害による影響も考慮して選定する。

さらに、県や市は家庭・事業所に対し備蓄の啓発を行うものとする。

< 6 > 備蓄品調達体制の確立

家庭・事業所、県、市それぞれの備蓄品調達体制の確立をめざす。

【対策】

次の品目ごとに定める。

(1) 食料

ライフライン、交通機関の途絶などにより、食料確保が困難になることが予想されるため、各家庭は3日分程度、市は、被害想定結果に基づき算定した対象者数に対し、発災直後の2食分程度、県は、市の対応後の2食分程度の備蓄に努める。

(2) 飲料水

地震・津波災害時水道が使用できないおそれがあるため、各家庭事業所で平常時から備蓄に努めることはもちろん、市も迅速な応急給水のためのポリ容器、給水タンクなどの備蓄に努める。

(3) 生活必需品

交通機関の途絶などにより、生活必需品の確保が困難となることが予想されるため、家庭は3日分、市は、被害想定結果備蓄対象者数に対し1日分程度、県は、市の対応後の1日分程度の備蓄に努める。

品目は、毛布や哺乳瓶、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水確保用）ビニール

シート（テント代用，雨漏れ防止）などとし，円滑供給を図るため，生産者販売業者などの協力を得るとともに，調達に関する協定や契約の締結に努める。

(4) 医薬品など医療資機材

県や市，医療機関は，被災予測数や負傷形態を考慮し，関係業者などの協力のもと，最も必要とされる医薬品などの医療資機材から備蓄に努める。

具体的には，家屋倒壊などによる負傷を想定し，包帯やガーゼ，三角巾，副木などの外科的医薬品とするが，適正な管理と保存更新を行う。

(5) 防災資機材

県や市，防災関係機関は，関係業者の協力のもと，次の物資の調達に関する協定や契約，調達のための連絡体制の確立に努める。

エンジンカッターやエアジャッキ，救命ボートなどの救助・救援用資機材や消火器，消防ポンプなどの消火用資機材，土のう袋，シート，鉄線，杭，縄，可動式ポンプなどの水防関係資機材，吸着マットやオイルフェンス，油処理剤などの流出油処理用資機材，人命救助や復旧作業などに必要な陸上建設機械，危険度判定に必要な判定調査票や判定ステッカー，下げ振りなどの被災建築物応急危険度判定資機材や被災宅地危険度判定資機材

< 7 > 備蓄に関する計画の実現

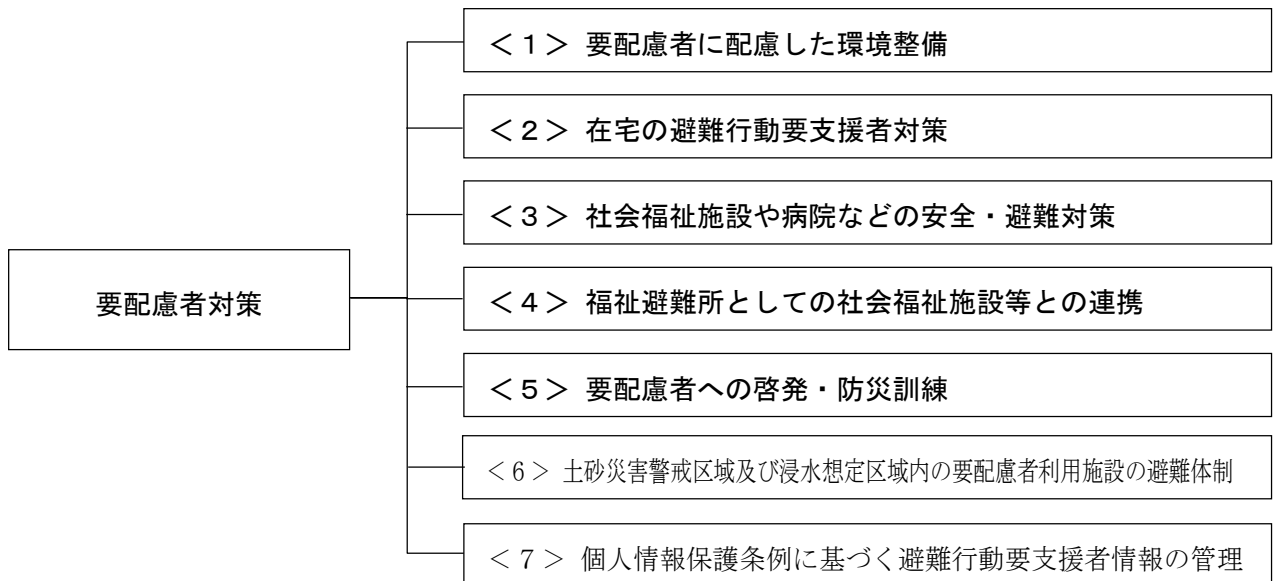
災害対策資機材などの備蓄に関する計画について，広島県が策定する地震防災緊急五箇年計画などに基づき，地震防災上緊急に実施すべき事業を計画的に推進する。

第31節 要配慮者対策

1 目的

高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦などは，地震発生時には自らが適切な行動がとりにくく被害を受けやすい「要配慮者」といえる。そのため，要配慮者への配慮を行った施設や環境の整備を行うとともに，地域ぐるみの支援体制づくりを推進することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

<1> 要配慮者に配慮した環境整備

- (1) 指定避難所や緊急避難場所，避難路の指定にあたっては，地域の要配慮者の実態にあわせ，安全性や利便性に配慮するとともに，災害などに対する確な対応が可能となるよう，気象情報や災害情報などを伝達するための施設整備に努める。
- (2) 「やさしい日本語（普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して，外国人のほか，子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば）」あるいは外国語の付記などの環境整備に努める。
- (3) 避難所等で，意思表示ができるようコミュニケーション支援ボードを作成し，避難所に配備する。
- (4) 新たに都市開発を行う際は，社会福祉施設や病院などの配置について，土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに，指定避難所や緊急避難場所，避難路との位置関係を考慮する。

<2> 在宅の避難行動要支援者対策

市は，在宅の避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て，適切な行動をとるために必要な対策を推進するとともに，自主防災組織や事業所などの防災組織の協力による救護体制の確立に努める。

また，災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成及び活用等に関して，次のとおり取り組むものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 名簿に掲載する者の範囲

市は、三原市避難行動要支援者避難支援プランに基づき従前から整備してきた三原市避難行動要支援者台帳を本名簿とし、掲載する者の範囲を次のとおりとする。

- 介護保険の要介護3以上の者
 - 身体障害者（身体障害者手帳1・2級）
 - 知的障害者（療育手帳 $\text{\textcircled{A}}$ ・A）
 - 精神障害者（精神障害者保健手帳1級）
 - 一人暮らし高齢者（75歳以上の者）
 - 高齢者のみの世帯の者（75歳以上の者）
- ※ 上記以外の者であっても、実態を踏まえながら市長が避難支援の必要であると認める場合は、対象とすることができるものとする。

イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

対象となる避難行動要支援者の範囲や避難行動要支援者の全体像を把握するため、次の情報から抽出した①氏名、②性別、③生年月日、④住所、⑤電話番号、⑥身体等の状況（介護認定の有無、障害手帳の有無）を市内部で一元管理する。

- 住民基本台帳（生活環境部市民課）
- 介護保険被保険者台帳（保健福祉部高齢者福祉課）
- 身体障害者手帳所有者情報（保健福祉部障害者福祉課）
- 療育手帳所有者情報（広島県）
- 精神障害者保健福祉手帳所有者情報（広島県）
- 高齢者世帯状況調査（保健福祉部高齢者福祉課）

ウ 名簿の更新

原則として、年1回は避難行動要支援者台帳の追加・更新等を行うとともに、適宜、最新の情報に更新する。また庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）の策定

ア 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個人情報の取扱いに関する協定を締結した自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等、地域の実情に応じた体制の整備に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

エ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者

間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

オ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(3) 地域の避難支援等関係者への避難行動要支援者情報の提供

災害発生時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るため、避難行動要支援者本人の同意を得て、平常時より避難支援等関係者へ名簿提供を行い、作成した個別避難計画については、市と地域で共有し、協力して避難支援等の体制づくりを進める。

また、基本法第49条の11第3項及び第49条の15第3項に定める「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」においては、三原市個人情報保護条例第10条第1項第3号「市民の生命、身体、財産その他個人の人格的利益に対する危機を回避するためやむを得ないと認められるとき」に該当するため、情報提供について同意していない者も含め、対象地域に係る避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供することができる。

なお、避難支援等関係者は次のとおりとする。

- 町内会・自治会など一定地域の住民によって組織される自治組織
- 三原市自主防災組織連絡協議会
- 三原市社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 三原市民生委員児童委員（連合協議会）
- 三原市消防団
- 三原警察署
- その他市長が定める避難支援等の実施に携わる関係団体

(4) 名簿情報の提供に際しての漏えい防止のための措置

地域の避難支援等関係者へ避難行動要支援者情報を提供する場合には、個人情報の取扱いについて記した協定書を取り交わし、守秘義務を確保する。

(5) 避難行動要支援者の円滑な避難のための情報伝達の配慮

現在、独居高齢者や一部の障害者に対して「ふれあい安心電話」を設置しているが、このシステムの加入促進を図る。

また、自主防災組織や町内会・自治会、民生・児童委員、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などと連携して、情報の収集が困難な者の通報体制の整備に努める。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

各地において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう、平常時より、説明を行う。

避難支援等関係者にあつては、避難行動要支援者の救助に際し、自身の生命が危険にさらされることがないように、地域内でのルールづくりを促進する。

(7) 環境の整備

避難行動要支援者が災害時に安全に避難できるよう環境の整備に努めるものとする。

(8) 防火器具などの普及・啓発

在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

＜ 3 ＞ 社会福祉施設や病院などの安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設や病院などの経営者などに対し、震災発生時において、施設利用者などの安全を確保するための組織体制の整備について指導する。

また、自主防災組織や事業所などの防災組織の整備や指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院などとの連携を図り、施設利用者などの安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(2) 避難先の確保体制整備

市は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、県関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常時に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 施設・設備などの整備

社会福祉施設、病院などの経営者などに対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、市は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

さらに、市及び社会福祉施設、病院などの経営者などは、震災発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

＜ 4 ＞ 福祉避難所としての社会福祉施設等との連携

要配慮者は、避難所生活において、施設や設備を必要とする場合がある。このため、日常的に要配慮者の受け入れがある、介護関連施設や障害者関連施設と、福祉避難所としての使用についての協議を行い、震災時に要配慮者の二次的な避難所としての活用できるよう協定を締結する。

＜ 5 ＞ 要配慮者への啓発・防災訓練

(1) 防災知識等の普及啓発

市は、要配慮者やその家族に対し、防災パンフレットなどの配布により災害に対する基礎的知識、家族での予防・安全対策などの理解を深めるとともに、地域の防災訓練などへの参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動や、防災に対する理解を深めるように啓発に努める。

また、要配慮者に対する避難は、「高齢者等避難」を位置づけているため、この、「高齢者等避難」で避難することに対する周知を図る。

さらに、地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレットの配布、防災標識などへの外国語の付記などの対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

市は、要配慮者を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努める。

< 6 > 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域及び津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制

(1) 避難確保計画の作成

土砂災害（特別）警戒区域及び浸水想定区域及び津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設（資料編 38・39・40 以下「区域内要配慮者利用施設」という。）の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

(2) 市長への報告

区域内要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を市長へ報告するものとする。

(3) 避難訓練

区域内要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

< 7 > 個人情報保護条例に基づく避難行動要支援者情報の管理

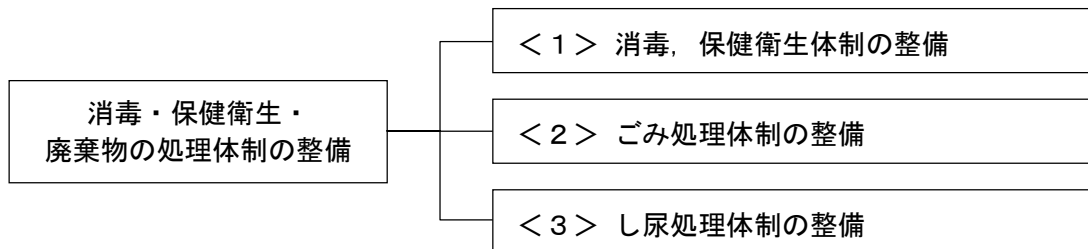
避難行動要支援者の情報は、日常的に把握し、なおかつ地域の避難支援等関係者と共有して初めて、災害時に対応することができる。そのため、地域への情報提供に同意した人の個人情報の取扱いについて、各団体と協定を締結し、情報提供を行う。

第 32 節 消毒・保健衛生・廃棄物の処理体制の整備

1 目的

地震・津波発生後に必要とされる消毒・保健衛生活動と，災害ゴミ及びし尿の処理体制の整備を目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 消毒，保健衛生体制の整備

(1) 防疫活動

災害時被災地においては，生活環境の悪化，被災者の病原体に対する抵抗力の低下などから，感染症などの疫病の発生が多分に予想される。これを防止するため，被災地の感染症対策，衛生活動を迅速かつ的確に実施する。

市は県の指示に基づき，病原体に汚染された場所等の消毒，ねずみ族・昆虫類等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物，衣類，寝具，その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。

これらを円滑に行うため，平常時から，防疫班などの編成について検討しておくものとする。

(2) 薬剤及び器具の備蓄

消毒剤，消毒散布用器械，運搬器具などについて，緊急時には速やかに調達できるように，調達可能業者と予め協定を結んでおくなど協力体制を整備する。

なお，市においても常時備蓄に努めるものとする。

< 2 > ごみ処理体制の整備

(1) ごみ処理計画の策定

ア 被害状況に応じた「ごみ」の量の推計を行う。

イ 災害により排出されるものと一般生活により発生するものとに区分し，各々について排出量を推定するものとする。

(2) ごみの迅速な回収と処理の計画

ア 生ごみなど腐敗性の大きい廃棄物については，被災地における防疫上，収集可能な状態になった時点から出来る限り早急に収集を行う。

イ 建物の解体及び撤去などによる災害廃棄物の処理については，所有者自らが行うこととするが，大規模災害による損壊家屋等及び宅地内土砂混じりガレキ等で，市が災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについては，市が行うこととする。

ウ 災害廃棄物については、平常時から公共施設などの仮置き場の選定を行い、仮置き場を拠点にした収集・処理体制を整え、処理に当たる。

エ 棄却地を確保する。

(3) 協力体制の確保

ア 平常時から、災害ボランティアとの協力体制の構築に努める。

イ 県、近隣の市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送事業者などに対して、災害時に人員、資機材などの確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進める。

< 3 > し尿処理体制の整備

(1) し尿処理計画の策定

被害状況に応じたし尿処理排出量を推定し、作業計画を策定する。

(2) 緊急汲み取りの実施計画

被害状況に応じて、便槽などが使用不能になった地域に対し、し尿処理業者の協力を得ながら、応急的に部分汲み取りを実施する。

(3) 仮設トイレなどの配置計画

ア 災害時に避難所、住宅地内で下水道施設の使用が出来ない地域に、災害用組立トイレの配備を進める。

イ 要配慮者に配慮した計画とする。

ウ 仮設トイレの二次的な配置にあたっては、災害時に避難所となる小・中学校や公園などに下水道直結型のマンホールトイレなどの設置を推進する。

エ 避難所に指定されている学校のプールの水を水洗用に確保することとする。

オ 市民は、水道の被災により水洗トイレが使用できない場合に備え、風呂桶などへの水の溜置きに努めるものとする。

(4) 協力体制の確保

ア 迅速にし尿処理を行うため、臨時雇い上げ等による応援体制を確立する。

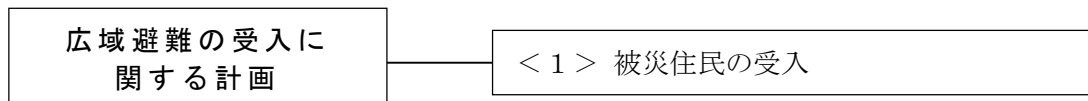
イ 県、近隣の市町、民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレを扱う民間のリース業者などに対して、災害時に人員、資機材などの確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進める。

第 33 節 広域避難の受入に関する計画

1 目的

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から本県に対して、被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受入れを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 被災住民の受入

(1) 県は、被災都道府県から被災住民の受入れに関する協議があった場合、被災住民の受入れについて、市と協議するものとする。

この場合、市は、自らが被災するなどの被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。

(2) 市は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

(3) 被災住民の受入れが不要となった場合

ア 県は、被災都道府県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、市へ通知する。

イ 市は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

(4) 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、市の受入体制が十分確保できない場合、市は、県に対して支援要請を行う。

要請を受けた県は、被災住民の円滑な受入を行うため、必要な支援を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この章では、地震・津波発生時における被害拡大防止について、迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（市及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとする。

第2節 初動体制の確立

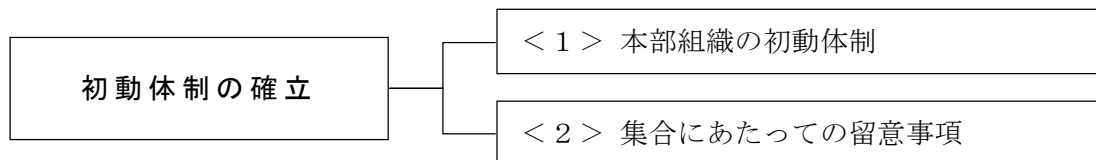
1 目的

地震・津波に対する措置は、災害発生後直ちに講じることができる対策を迅速に行うことにより、被害をかなり軽減することが可能である。どんなに良い計画や対策でも、それを実行に移すのに時間がかかるようであれば、十分な効果を生じることが困難である。

したがって、十分に可能な範囲で、地震・津波発生直後において初動体制を確立し、速やかに応急対策計画に基づく活動へ移行することが求められる。

そうした観点から、ここでは市災害対策本部設置の前段階における初動体制の確立と、それに基づく職員の行動計画を定めることを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 本部組織の初動体制

本部長（市長）及び副本部長，本部員並びに職員などは、地震・津波が発生した時、直ちに「三原市災害対策行動要領」による初動体制を整える。

（注）震度は、原則として広島地方気象台が発表した値とする。

なお、震度情報が得られないときの判断基準は、「資料編 資料 35」震度の判断（参考基準）参照。

< 2 > 集合にあたっての留意事項

- (1) 震度は本市の最大震度に基づいて判断する。
- (2) 集合連絡がない場合でも、近辺の状況や報道などの被害情報を参考に、各自最も適した交通手段（徒歩含む）で自主集合し、班長の点呼や指示を受ける。（班長は各課長）

注意 ア 集合途中でできるかぎり被害状況を把握し、速やかに集合し報告する。

イ 市長などの本部員会議メンバーの近隣職員は、市長などの集合手段に留意し、集合する。
（近隣居住者など互助集合）

ウ 集合場所は勤務場所を原則とするが、遠方に居住している等、勤務地に参集困難な場合

は最寄りの支所に参集し，班長等に報告する

エ 本人又は家族などが被災するなど，何らかの緊急事態で集合が遅れるときは，速やかに班長などへ連絡する。（遠方などへ外出も同様）

オ 集合途中で一時的に応急活動（人命救助や消火活動，避難誘導，交通規制などの補助員）にあたらざるを得ないときは，適宜連絡する。

カ 集合不可能かつ連絡行為不能のときは，直近の公共施設などで，待機又は当該施設などで自主応急活動を行う。

(3) 防災担当課員の集合遅延のときは，防災担当部局経験者などのいち早く集合した職員がその間，一時的に初動体制などに必要な総括班業務の補助にあたる。

※市長不在の際は，担当副市長 → 副市長 → 危機管理監の順で，市長の職務を代行し，その任にあたる。

※市長（本部長）又は本部長代理の自衛隊派遣要請や災害救助法適用要請，防災関係機関などへの情報連絡など，総括班業務の補助にあたる。

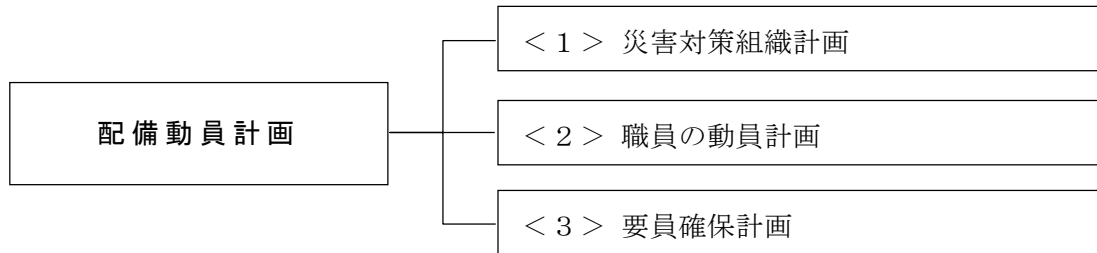
※防災関係機関連絡先は「資料編 資料4」参照

第3節 配備動員計画

1 目的

この計画は、地震・津波災害時に迅速に対応するため組織体制を示し、その基準を明確にすることを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

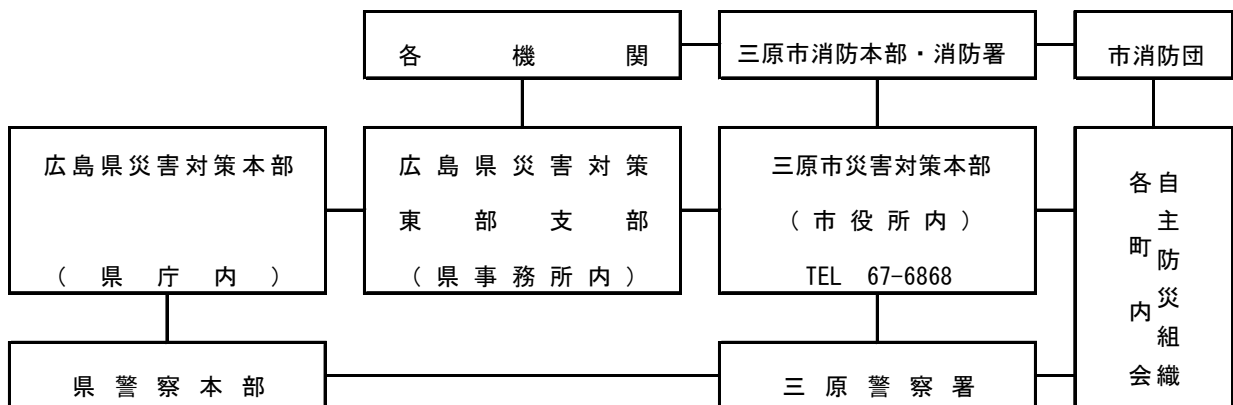
< 1 > 災害対策組織計画

(1) 計画の方針

災害時には、市はできる限り迅速にそれぞれの分掌する事務分野において、災害発生危険性が事前に予知される場合には、それぞれの行政事務に従事する各課の職員をもって、直ちに適切な警戒態勢をとり、また災害が発生したときには、災害発生初期の応急対策を実施し、被害の救援にあたるとともに、市機関の健在を住民に知らせて事態の混乱を最小限にとどめるよう努め、ほかの防災関係機関と速やかに連絡を取り合い、協力態勢の確立を図る。

応急対策は原則として、災害応急対策実施責任者において、それぞれ法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。

(2) 組織系統



(3) 警戒態勢

気象状況などにより、災害発生が予想されるときや市長若しくは三原市災害対策本部条例に定める本部設置責任者が、必要と認めるときは、情報収集やその通報、警戒を強化するため、概ね、以下の基準に基づいて適切な警戒態勢をとる。

ア 注意体制

情報収集や連絡活動を主として行い、状況により、さらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。

(ア) 市内に、震度4の地震が発生したとき

(イ) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき

イ 警戒体制

情報収集や連絡活動、災害予防、災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。

(ア) 市内に震度4の地震が発生し、かつ災害が発生したとき

(イ) 市内に震度5弱の地震が発生したとき

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき

ウ 非常体制

災害対策本部が設置されたときの体制とする。

(ア) 震度5弱の地震が発生し、かつ、災害が発生したとき

(イ) 広島県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき

エ 緊急非常体制

災害対策本部が設置され、全職員が参集するときの体制とする。

(ア) 市内で震度5強以上の地震が発生した場合

(イ) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき

(4) 災害対策本部を設置しない程度の災害発生の場合

ア 注意体制

基本的には各担当課単位での対応とし、本部等の組織は設置しないが、必要に応じて、関係課が集まり協議を行う。

イ 警戒体制

本庁舎に災害警戒本部、支所に災害警戒支部を設置することとし、状況や時間経過に応じて拡大又は縮小した体制をとるものとする。

(5) 災害対策本部を設置する場合

ア 設置の決定

市長は市内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、総合的な対策を講じるため、必要があると認める場合は、災害対策本部を設置する。

なお、市長が不在で連絡困難な場合には、担当副市長、副市長、危機管理監の順で、市長の職務を代理する。

市に災害対策本部を設置したときは、他に設置されている水防本部や防疫対策本部をそれぞれ災害対策本部の中の防災救急班や医療班として、そのまま組織の一元化を図る。

(ア) 危機管理監は、気象情報や各主管の長の報告をもとに、対策本部設置について遅滞なく、市長若しくは災害対策本部設置責任者に報告し、災害対策本部設置について、指示を受けなければならない。

(イ) 災害対策本部設置に必要な事項は、三原市災害対策本部条例に定めるところによる。

(ウ) 災害対策本部長は、直ちに組織動員計画を策定し、速やかに災害応急対策を確立する。

※災害対策本部の組織は「基本編 第3章 第2節 災害対策本部の組織」、分掌事務は「三原

市災害対策行動要領」参照

イ 設置基準

- (ア) 津波注意報・津波警報・大津波警報が発せられ、市長が必要と認めたとき。
- (イ) 市内に、震度5強以上の地震が発生したとき。
- (ウ) 大規模な火災や爆発、水難などが発生し、本部長が必要と認めたとき。
- (エ) その他、市長が必要と認めたとき。
- (オ) 災害の規模や内容など、必要に応じて現地災害対策本部を設ける。

ウ 伝達

本部長は、本部の開設を決定したときは、直ちに班長に連絡する。

エ 災害対策本部の開設場所

災害対策本部は、特別の場合を除き、三原市本庁舎（3階防災会議室）に設置し、本庁舎に設置することに支障をきたす場合は、近辺の公共施設に設置することとし、代替施設の確保に努めるものとする。

オ 廃止の決定

本部長は、市内に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止するとともに、直ちに各班長に連絡する。

カ 閉鎖基準

- (ア) 災害発生のおそれが解消したとき。
- (イ) 大きな被害がないことを確認した。又は、災害応急対策が概ね完了したとき。
- (ウ) その他、本部長が必要ないと認めたとき。

< 2 > 職員の動員計画

(1) 計画の方針

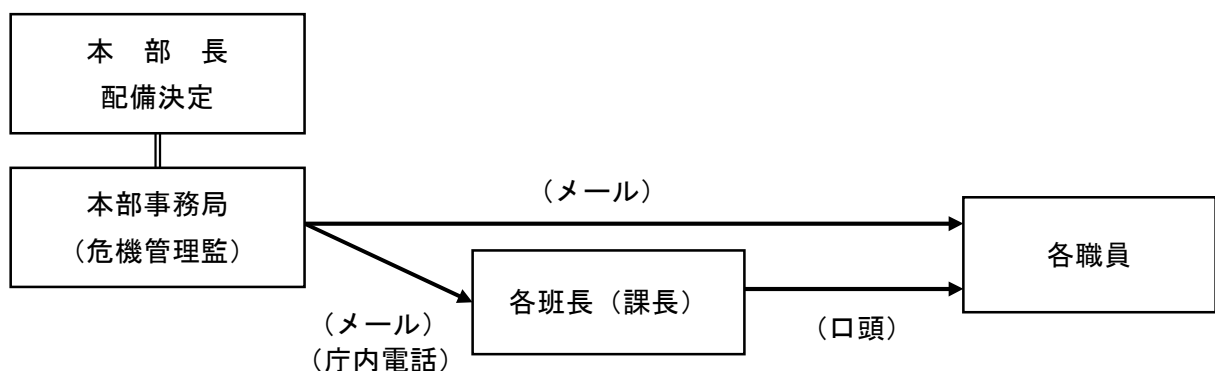
市災害対策本部における職員の動員は、本部長の配備の決定に基づき、以下の図に示す系統で伝達し動員する。また、本部長が配備を決定したとき、総括作戦班は速やかに各班に伝達し、班長は、班員に連絡する。

また、災害対策本部各班で災害応急対策実施にあたって職員が不足するとき、本部長は、災害対策本部内で余裕のある班から、動員派遣する。

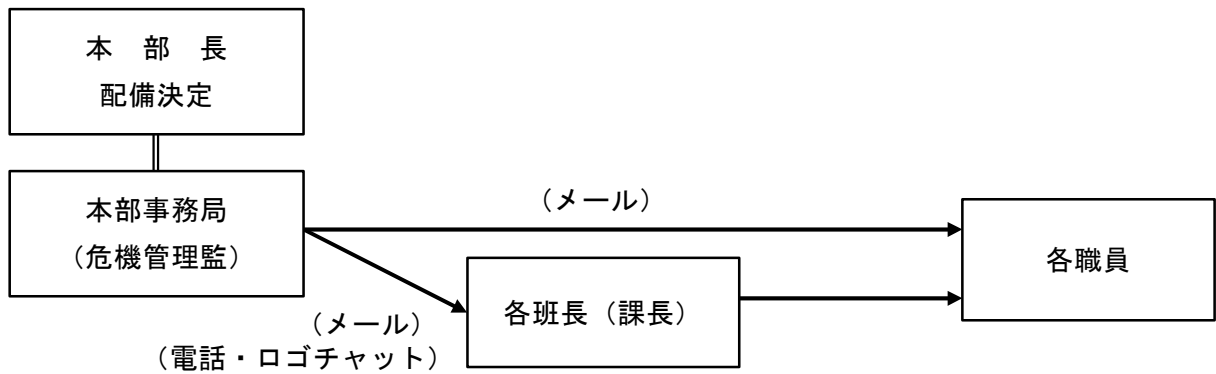
しかし、災害対策本部全体をもつてなお不足するときは、県災害対策三原支部（以下「県災害対策東部支部」という。）に応援要請を行う。

(2) 系統図

ア 勤務時間中



イ 勤務時間外



(3) 動員の方法

本部長が配備を決定したときは、総括作戦班は、速やかに各班に伝達し、班長は、班員に連絡する。

ア 勤務時間外のときの動員の伝達

本部長は、総括作戦班長に連絡するものとし、総括作戦班長は各班長に、各班長は班員に、速やかに伝達し、配備態勢を整える。

イ 通信途絶時や交通途絶時の動員方法

通信途絶や交通途絶の事態に備え、自主参集のための基準や参集場所をあらかじめ定める。

< 3 > 要員確保計画

(1) 計画の方針

災害応急対策を実施するにあたって、災害対策本部員や消防団員などの動員のみでは労働力が不足するときや、特殊な作業のため、技術的な労力が必要な場合の労働者の確保について定める。

(2) 計画の内容

ア 災害対策要員は、概ね次の順序で確保する。

応急対策の内容によっては、優先順位の要員に余裕があっても、ほかの種別要員を先に動員する必要があるときはこの限りではない。

- (ア) 災害対策本部の要員
- (イ) 消防団員や消防職員
- (ウ) 関係地区の自衛消防隊員
- (エ) 関係地区の青少年男女
- (オ) (ウ)以外の自衛消防隊員
- (カ) 奉仕団員の動員
- (キ) 作業員の雇入れ
- (ク) 自衛隊員
- (ケ) 県職員
- (コ) 他市町からの応援

イ 災害対策要員の動員は、市災害対策本部長が行う。

ウ 自衛隊員については、自衛隊災害派遣計画による。

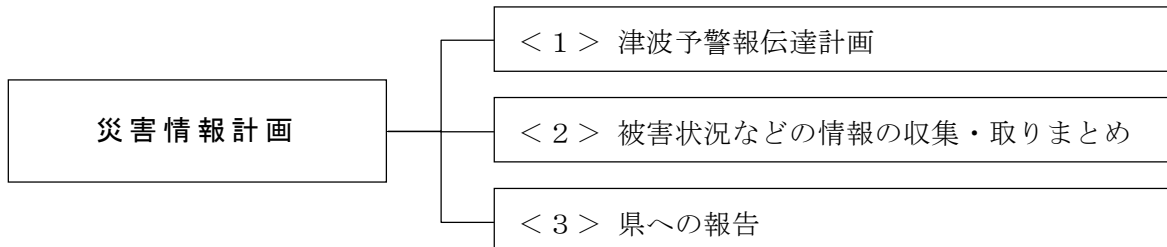
エ 県職員については、県災害対策東部支部長に依頼する。

第4節 災害情報計画

1 目的

この計画は、地震・津波発生時の情報の伝達体制を明確にし、確実に実施することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 津波予警報伝達計画

(1) 計画の方針

地震災害にかかわる津波に関する情報は、防災関係機関の連携のもとに、迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を図る。

(2) 計画の内容

ア 津波警報等の種類及び内容

(ア) 種類

- a 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

なお、大津波警報は津波特別警報に位置づけられる。

- b 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

- c 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(イ) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

a 津波警報・注意報

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	10m超	巨大
			10m	
			5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下の場合	津波による重大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中や海岸付近は危険です。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近づいたりしないでください。	1m	(標記しない)

(注) 津波警報等の留意事項

- 1 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、

津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差である。
- 3 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 5 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

b 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表



イ 地震及び津波に関する情報の種類と内容

(ア) 発表基準

- a 県内で震度1以上の地震を観測したとき。
- b 広島県に津波警報等が発表されたとき。
- c その他、地震及び津波に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便を更に増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料や状況を気象庁本庁や大阪管区気象台の情報に付加して発表する。

(イ) 種類及び内容

地震・津波に関する情報の種類及び内容

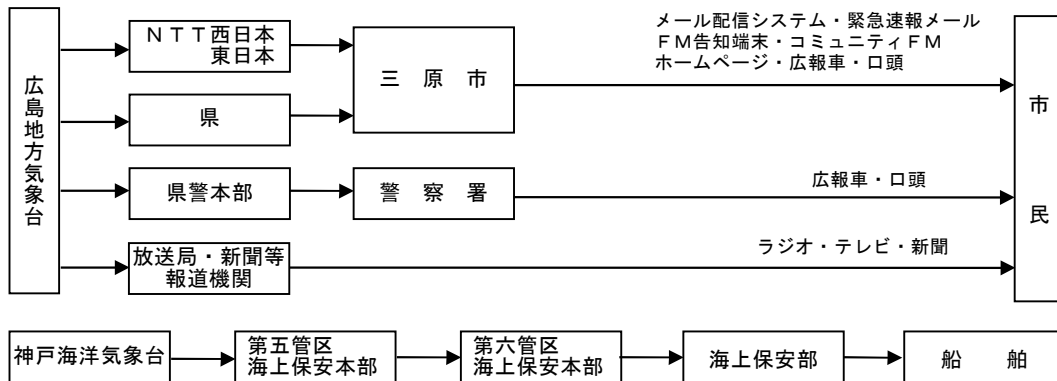
	情報の種類	発表内容
地震情報 (注1)	震度速報	地震発生約1分後に震度3以上を観測した地点名(全国を188に区分)と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	震度の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
津波情報 (注2)	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表

(注1) 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所(震源)、及びその規模(マグニチュード)を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

(注2) 津波情報で用いられる広島県の津波観測点は、広島港及び呉港である。(第六管区海上保安本部管理)

ウ 気象予警報などの伝達系統

気象予警報の伝達系統は、次のとおりとする。



エ 津波予警報に関する措置

震度4以上の地震を感じた場合は、津波予報関係気象官署から、何らかの通報が届くまで、少なくとも30分間は高台などから海面の状態を監視し、1時間はNHK放送を聴取し、今後の状況に注意する。

(ア) 市は、広報車などの連絡手段により、港湾や海岸、河口、島しょ部などの近辺にいる住民に対し、津波発生の危険などを知らせるとともに、NHK放送を聴取するよう喚起する。

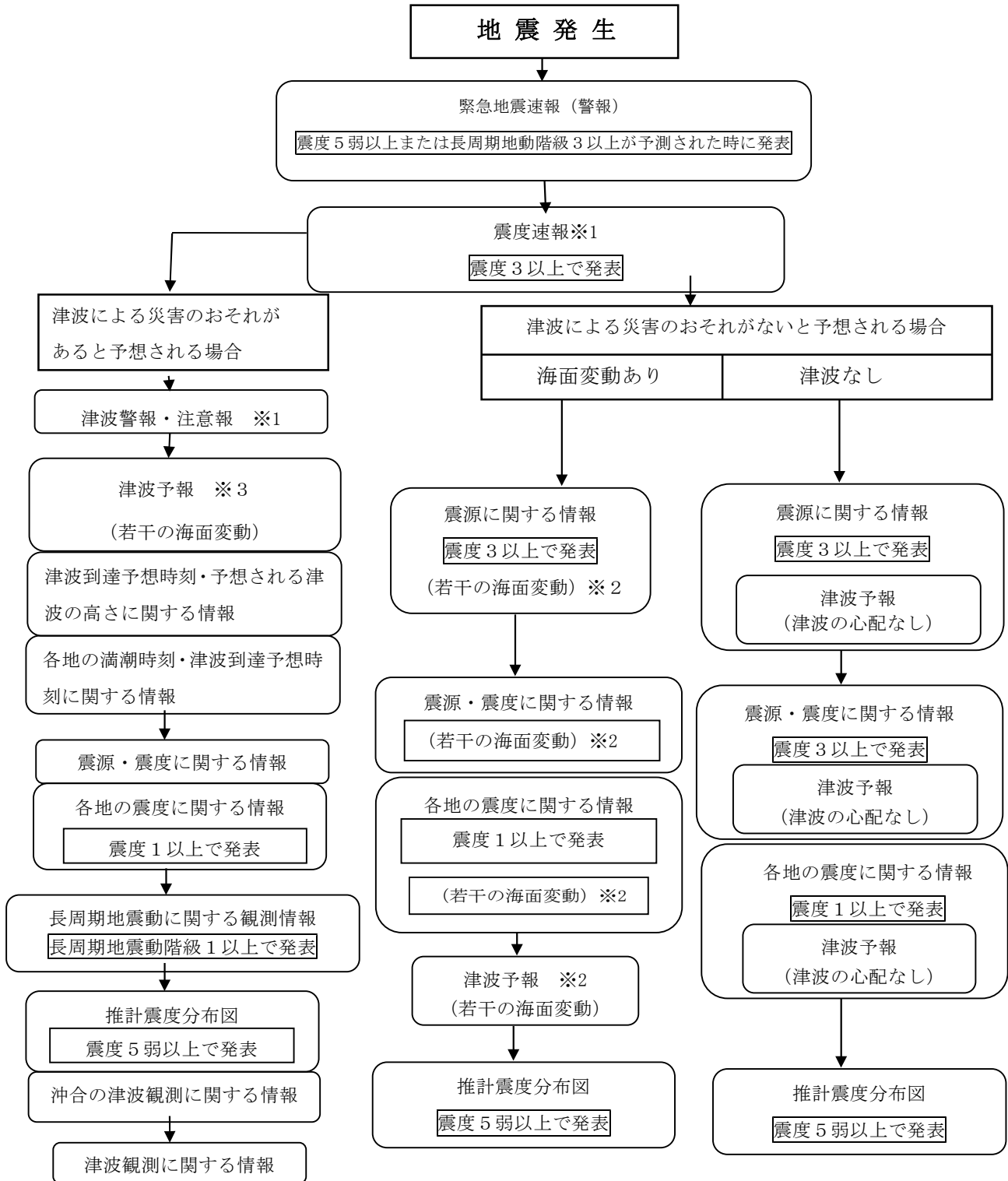
(イ) 津波による影響を直接受ける港湾や海岸などの管理者などは、津波による被害が発生しないよう、水位の変化などの観測を行い、万全の策を講じる。

また、各管理者や責任者は、市と連絡を取り合い、必要な情報を伝達しあう。

オ 居住者等への情報の伝達

- (ア) 津波に関する情報が、居住者や観光客、防災関係機関などに対し、正確かつ広範囲に伝達されること。
- (イ) 船舶に対する伝達
- (ウ) 要配慮者となりうる者に対する情報の伝達への配慮

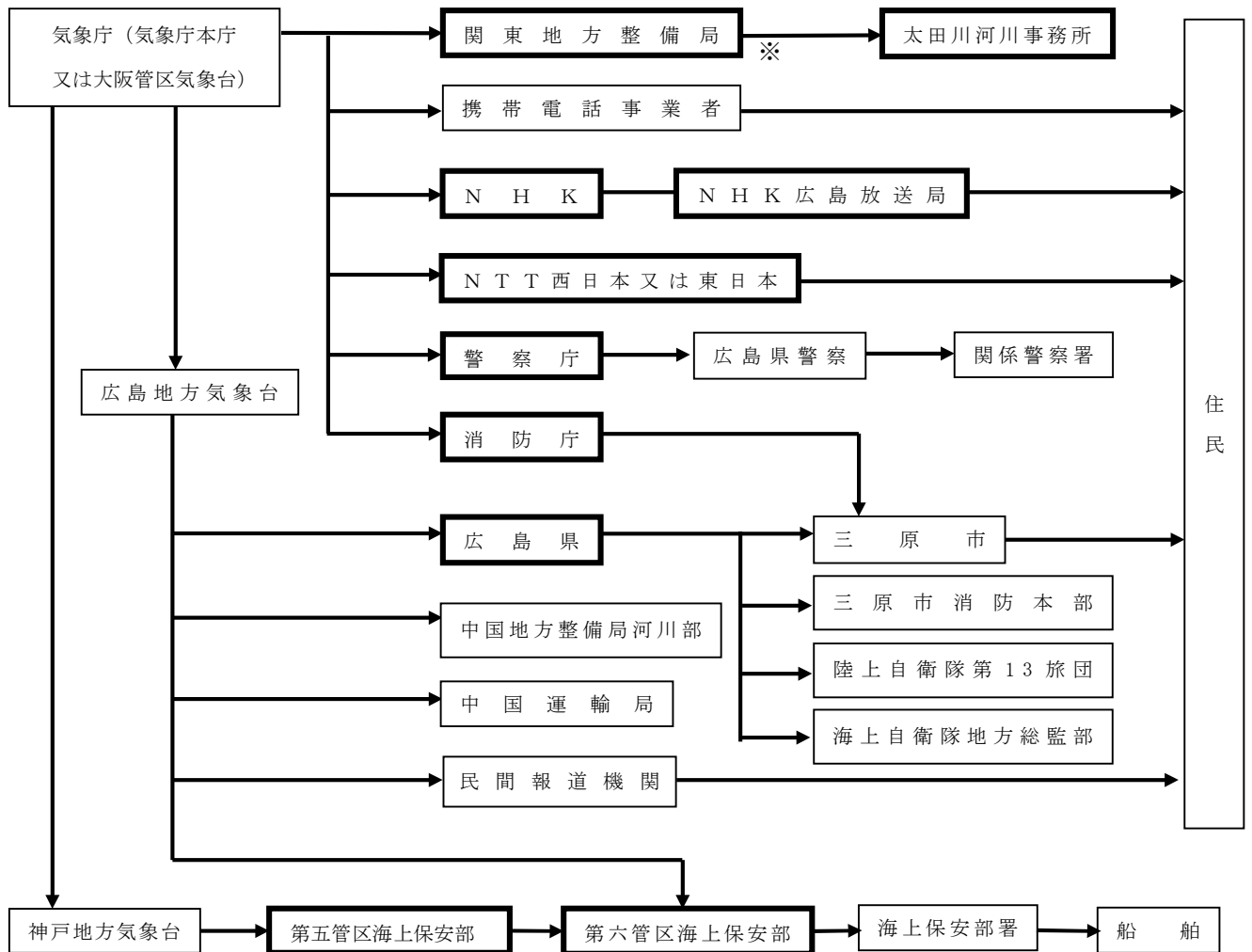
[地震・津波に関する情報発表の概念図]



※1 津波警報等を震度速報より早く発表する場合あり。
 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区を発表する。
 ※3 津波警報等を発表している津波予報区以外で、海面変動が予想される津波予報区に発表する。

(3) 津波警報等の伝達経路

ア 気象庁本庁は津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



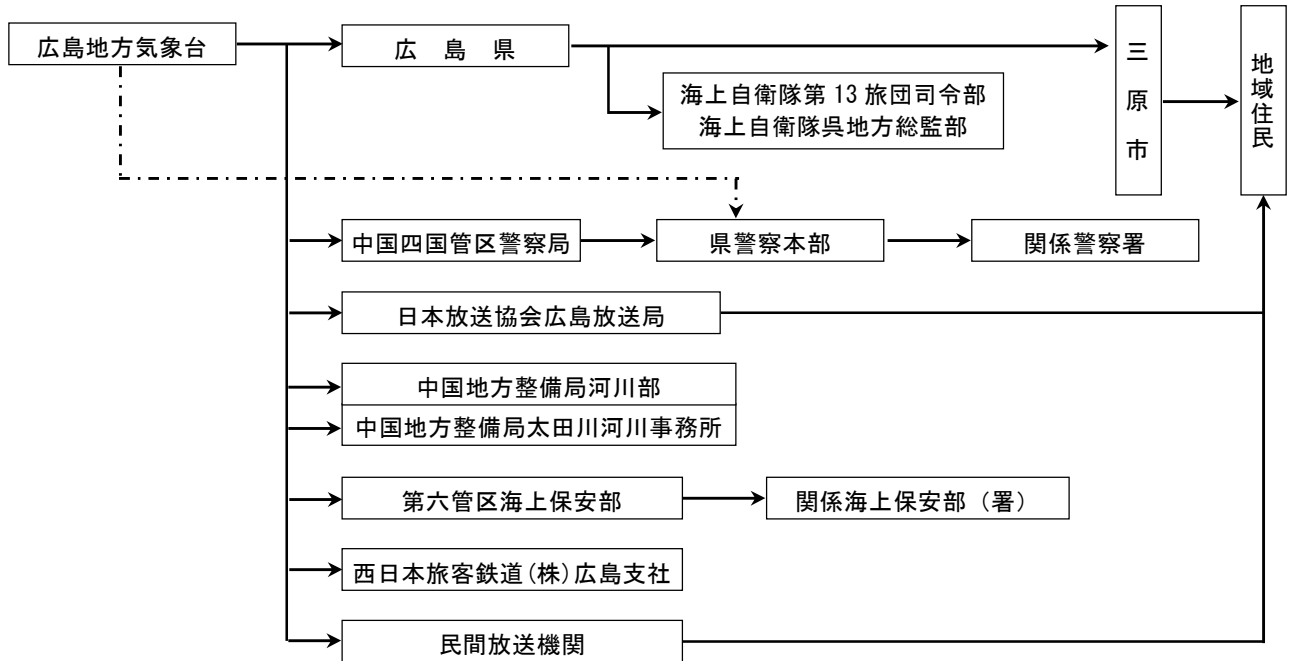
(注) (1) 太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達機関

(2) NHK広島放送局は津波警報が発令されたときに、「緊急警報信号」を発信する。

(3) NTT 西日本又は NTT 東日本は、津波注意報の通知は行わない。

(4) ※は、あらかじめ定められた通信系統の障害により関東地方整備局に通知することができない場合に、広島地方気象台が太田川河川事務所に代替手段により通知する。

イ 広島地方気象台は、必要と認める場合には、地震及び津波に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する。



- (注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は防災情報提供装置、破線は同（Fネット）による伝達経路である。
- 2 民間報道機関は、(株)中国放送・広島テレビ放送(株)・(株)広島ホームテレビ・(株)テレビ新広島・広島エフエム放送(株)・中国新聞社である。

< 2 > 被害状況などの情報の収集・取りまとめ

(1) 計画の方針

市に災害が発生した場合、災害状況調査や災害情報の収集は、市における災害応急対策や災害復旧の基礎となるので、迅速かつ的確に行う。

(2) 計画の内容

ア 災害報告の取り扱い要領

(ア) 報告すべき災害

a 災害の定義

災害とは、暴風や、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象、又は大規模な火災や事故など、基本法第2条第1号に規定する原因により生じるものをいう。

b 報告すべき災害

市長は、上記 a の災害の定義による災害によって、被害が発生した場合に報告するものとする。

イ 被害状況の収集の種類

(ア) 被害速報

(イ) 被害報告

ウ 被害速報及び被害報告要領

(ア) 被害速報

被害速報事項は、判明した事項から順次速報するものとし、速報が2以上にわたるときは、

先報との関連を十分保持するために、一連番号を付して報告現時を明らかにする。

なお、地震などにより、火災などが同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防部局から直接総務省消防庁や県へ、電話・ファクシミリなどの最も迅速な方法で報告する。

(イ) 被害報告

- a 被害報告は、正確な調査のもと、状況に応じて災害概況報告や中間・確定報告と段階別に行う。
- b 被害発生報告は、正確な調査のもと、原則として、別記様式1により速やかに行う。
- c 被害確定報告は、災害応急対策を終了した後、原則として、別記様式2により15日以内に行う。
- d 被害速報や被害報告は、災害の総合的な応急対策や災害復旧の基礎となるもので、正確で迅速な調査を行う。
- e 被害事項は、管内の警察官駐在所や交番をはじめ、関係機関と十分連絡を保ったうえで行う。
- f 被害速報や被害報告は、本部長から県災害対策東部支部に、迅速に行う。

また、緊急を要する場合は、直接、県危機管理課（県対策本部を設置しているときは情報連絡班）に報告する。

なお、通信の途絶により県に報告できない場合は、内閣総理大臣（総務省消防庁）に直接報告し、県と連絡がとれるようになった場合の報告については、県に対し行う。

※被害発生報告及び被害状況報告、被害総括表は「資料編 資料9」参照

エ 被害の収集及び調査要領

- (ア) 被害の収集や調査は、関係機関や諸団体、各町内会の応援を求めて、実施する。
- (イ) 各町内会長は、災害を覚知したときは、直ちに市災害対策本部へ通報する。
- (ウ) 災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成して、被害状況を調査する。
- (エ) 災害調査にあたっては、「用語の定義」に基づき判定する。
- (オ) 災害調査報告書は、県から示された様式による。

※用語の定義は「資料編 資料10」参照

< 3 > 県への報告

(1) 計画の方針

地震・津波のような同時多発型災害時には、市だけで十分な災害応急対策を実施することはできない。

よって、災害救助法の適用の要否や災害対策要員の派遣、救援物資・資器材の調達など、さまざまな応急対策の実施を県・国、その他関係機関に要請していく必要があることも考慮し、市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 計画の内容

ア 地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録したとき（被害の有無を問わない）は、県及び消防庁に報告する。

イ 被害速報

被害の発生を覚知したとき、又は県対策本部が指示したときは、基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害報告及び被害状況報告を速やかに行う。なお、市からの報告は、原則として、広島県防災情報システムを利用して行う。

ウ 被害確定報告

被害の確定報告は、災害応急対策を終了後、15日以内に行う。

エ 県に報告することができない場合

県に報告できない場合の被害速報の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

オ 市機能の喪失等

大規模災害の発生による市機能の喪失等により、県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

カ 人の被害についての即報

県警本部又は各消防本部が、人の被害について情報を入手した場合は、広島県防災情報システムなどを利用して、速やかに県（情報連絡班、県危機管理課）に伝達するものとし、県はそれを内閣総理大臣（総務省消防庁）へ報告する。

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と密接に連携しながら適切に行うものとするとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

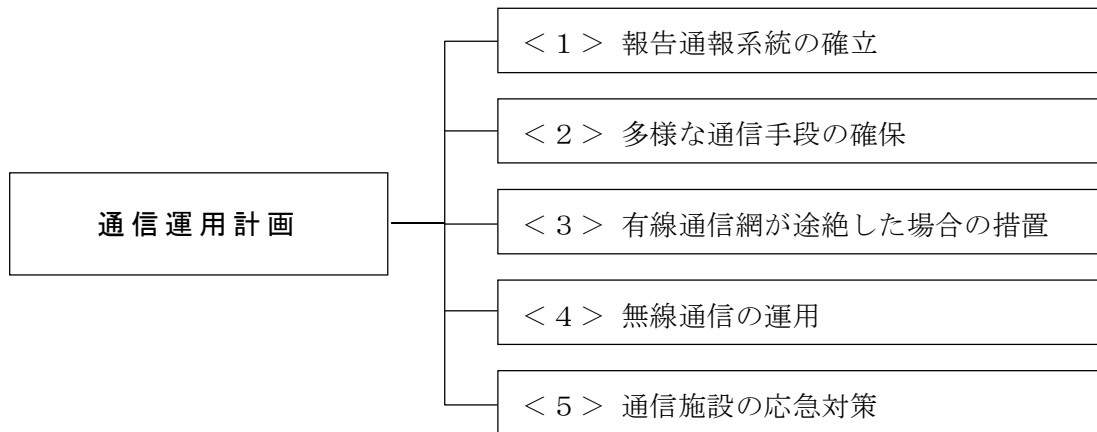
第5節 通信運用計画

1 目的

地震・津波災害時には、市や防災関係機関相互で、多くの情報のやり取りが行われるが、さまざまな不測の事態を想定しておく必要がある。

この計画は、どのような事態においても的確で迅速な情報連絡を行うことができるよう、多様な通信手段を確保することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 報告通報系統の確立

- (1) 市や防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。
- (2) 災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

< 2 > 多様な通信手段の確保

(1) 有線通信網の利用

ア 非常・緊急通話の利用方法

災害時において、市が公共の利益のため緊急に通信を行う必要のある通話・電報については、以下に示すように非常又は緊急通話（電報）として、他に優先して取り扱うよう請求し、利用することができる。

※ 根拠となる法律：基本法第57条、電気通信事業法第8条

[非常通話，電報]

- ◎ 災害の予防，又は救援のために必要で緊急を要する事項
- ◎ 道路や鉄道，その他交通施設の災害の予防，又は復旧，その他輸送の確保に関し，緊急を要する事項
- ◎ 通信施設の災害の予防，又は復旧，その他通信の確保に関し，緊急を要する事項
- ◎ 電力施設の災害の予防，又は復旧，その他電力の供給の確保に関し，緊急を要する事項
- ◎ 秩序の維持のため緊急を要する事項

〔緊急通話，電報〕

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◎ 火災や集団的疫病，交通機関の重大な事故，その他人命の安全にかかわる事態が発生し，又は発生するおそれがある場合において，その予防や救援，復旧などに関し，緊急を要する事項 ◎ 秩序の維持のため緊急を要する事項 ◎ 天災や事変，その他の災害に際して，災害状況の報道を内容とする事項 ◎ 水道やガスなどの日常生活に必要な不可欠な役務の提供，その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項 |
|---|

イ 重要通信の確保

(ア) 非常・緊急電報の申込み

防災関係機関は，応急対策の実施などについて，緊急かつ特別に必要な場合は，NTT西日本に，非常電報の申し込みを行う。

区分	電話番号	応答先
非常・緊急電報	「115」	電報サービスセンター

(イ) 優先利用の承認及び取扱い

重要通信の優先利用として，防災関係機関は，通信の利用制限(規制)の対象としない「災害時優先電話」としてあらかじめNTT西日本に申込みを行い承認を受けておくものとする。

なお，前記の非常・緊急電報扱いを利用する発信電話は，災害時優先電話とする。

申込み先	電話番号
116センター	「116」

※災害対策用電話などに変更があった場合は，速やかにNTT西日本に変更を申込み，承認を受ける。

(ウ) 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法などが適用された場合などに，避難所などに設置する無料電話をいう。

要請先	電話番号
NTT西日本中国支店災害対策本部 (設備部災害対策室)	082-511-1377

(エ) 臨時電話（有償）などの申込み

30日以内の利用期間を指定して，加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）をいう。

区分	電話番号	応答先
臨時電話など	「116」	116センター

※一般の電話申込みも，同様。

(オ) 臨時携帯電話の申込み先

申込み先	電話番号
(株)ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

(2) ファクシミリなどの優先利用

原則として，市災害対策本部・各事務所間の指令の伝達や報告などの通信連絡については，専用

ファクシミリによる文書連絡によって実施する。

また、専用ファクシミリによる通信を補完する目的で、公衆ファクシミリ回線・電話回線を利用する。

(3) 衛星携帯電話などの常備と利用

衛星携帯電話は、通信衛星も利用可能であるため、災害時には有効に機能する。

< 3 > 有線通信網が途絶した場合の措置

地震災害の発生により、有線通信施設が被災し、不通となった場合は、以下のとおり、無線設備によるか、又は使者（伝令）などにより通信連絡を確保する。

(1) 県との連絡

広島県総合行政通信網を利用して交信を行う。

(2) 市各部や防災関係機関との連絡

各事務所・災害現場などに出動している各部や防災関係機関との連絡は、消防無線により行う。また、必要に応じ災害現場などに伝令を派遣する。

< 4 > 無線通信の運用

(1) 地震・津波災害時に利用可能な無線通信

自身・津波災害時に利用可能な無線通信は、次のとおりである。

ア 消防無線

イ 警察無線

ウ その他、民間無線

エ 携帯電話

オ 衛星携帯電話など

(2) 通信には、以下の事柄に注意する。

ア 重要通信の優先の原則（救助・避難指示（緊急）など、重要性の高い通信を優先）

イ 簡潔通話の実施の原則

< 5 > 通信施設の応急対策

(1) 公衆通信

NTTグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

ア 通信利用制限

地震・津波災害などにより通信の疎通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

イ 非常通信の確保

(ア) 特設公衆電話の設置

広域停電等の発生時には、地域拠点避難所（小中学校）に設置している特設公衆電話の活用を図る。（特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（H25.3.21 締結））

災害救助法が適用された場合、孤立地域や避難所などへの特設公衆電話の設置に努める。

(イ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

ウ 通信設備の応急復旧

地震・津波災害を受けた通信設備はできるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

エ 災害伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により、安否連絡が多発すると想定される場合などに、災害伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供を運用する。

オ 広報活動（拡大防止策）

(ア) 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は、次のとおりとする。

a 被災地域と被災模様

b 復旧のため措置と復旧見込時期

(イ) 必要に応じて、テレビ・ラジオなどによる放送を報道機関に、又は防災無線などによる放送を行政機関に依頼する。

(2) 通信設備の電源の確保

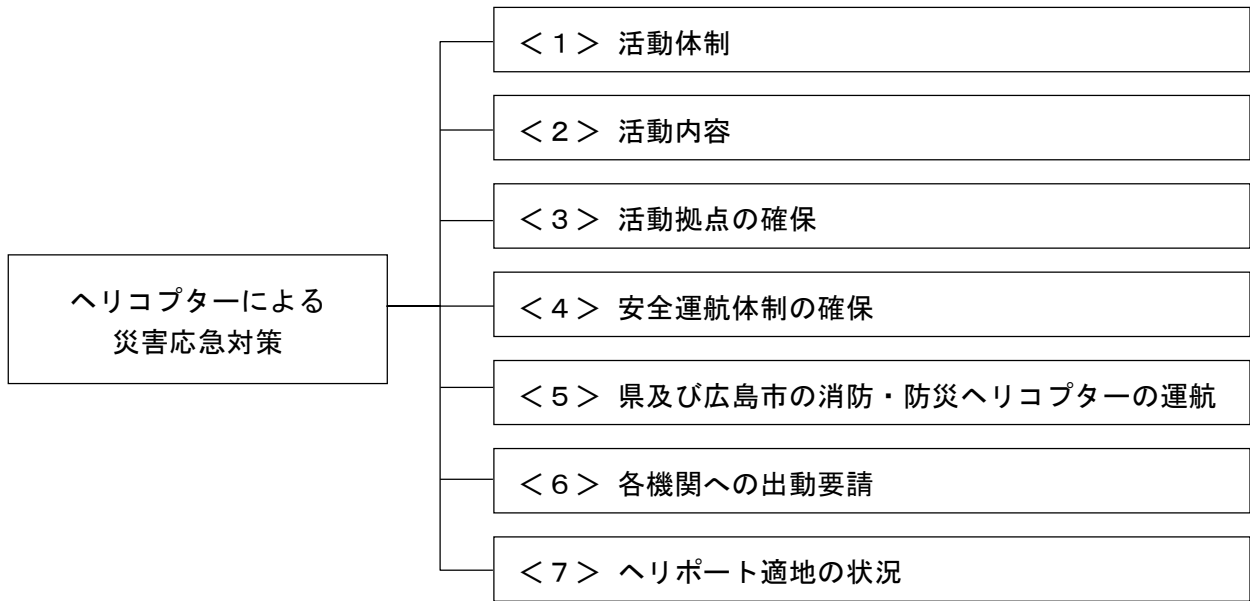
市及び県は、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて、中国総合通信局に移動電源車の派遣を要請する。

第6節 ヘリコプターによる災害応急対策

1 目的

大規模災害時には、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、県及び広島市は、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行うことについて定める。

2 対策の体系



3 対策の内容

< 1 > 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するために、関係機関は連携して、ヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう体制整備に努める。

< 2 > 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送

- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

＜ 3 ＞ 活動拠点の確保

県及び市町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- (1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- (2) 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの適地を把握し、市においては離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

＜ 4 ＞ 安全運航体制の確保

- (1) 大規模災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態となりやすいことから、二次災害防止のため、各ヘリコプター保有機関は連携して安全運航体制を確立する。
- (2) 航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部は関係機関と連携して必要な調整を行うものとする。
- (3) 被災地上空を飛ぶヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」（国土交通省航空局 平成8年1月26日制定）に基づき、被災地上空からの一時的な待避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。
- (4) 被災地上空を飛ぶ無人航空機が、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動に支障となる場合、県災害対策本部は航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56条）に基づく緊急用務空域の指定を国土交通省航空局に依頼し、安全に活動できる体制を確保する。
- (5) 災害時において、複数機のヘリコプターが飛来した場合の航空無線の周波数については、災害時飛行援助通信用周波数を使用する。
- (6) ヘリコプターの離着陸時の安全確保のために地上支援要員を配置するなど安全運航体制を確立する。

＜ 5 ＞ 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航

(1) 基本的な考え方

県と広島市は、各自が所有するヘリコプターの災害出動、点検時期等について相互に調整し、県内における安定した航空消防防災体制の確立を図る。

ア 可能な限り、常時1機は災害出動できる体制をとる。

イ 年間運航計画については、防災ヘリコプター、消防ヘリコプター各々の運航不能期間等を勘案しながら策定する。

ウ 災害出動に関する受付は、広島市消防局警防部警防課（通信指令室）が行い、他の都道府県への応援要請等は広島県危機管理監危機管理課が行う。

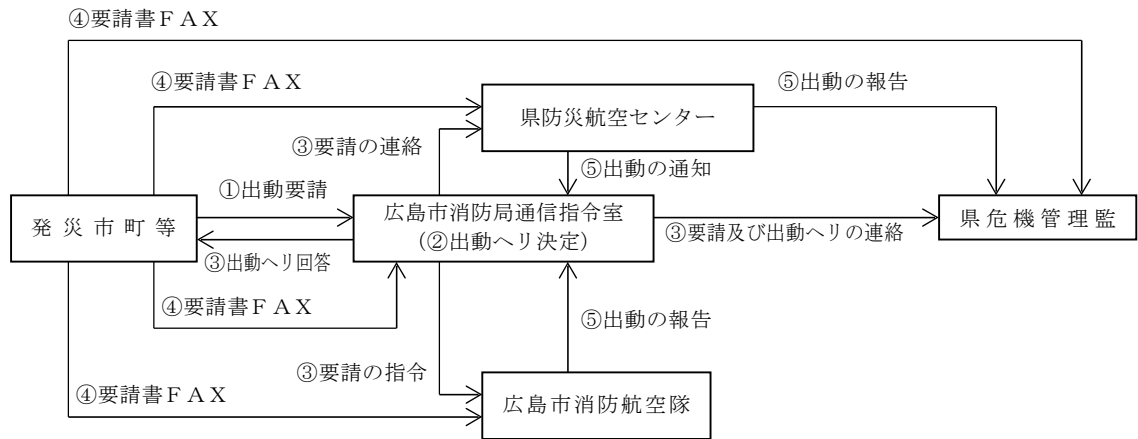
(2) 県内市町からの支援要請

ア 支援の原則

市長（消防・一部事務組合を含む）から出動要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援又は応援の有効性及び必要性が認められる場合に支援を行うものとする。

イ 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援又は応援要請は次の図による。



< 6 > 各機関への出動要請

(1) 県警察

県は、必要に応じてヘリコプターテレビによる映像の配信を県警察に要請するとともに、救助活動等の調整を行う。

(2) 海上保安庁

県は、海上保安庁ヘリコプターによる応急対策活動が必要な場合には、第六管区海上保安本部へ出動を要請する。

(3) 市は、「広島県内航空消防応援協定」、「広島県防災ヘリコプター応援協定」等に基づいて応援要請する。

< 7 > ヘリポート適地の状況

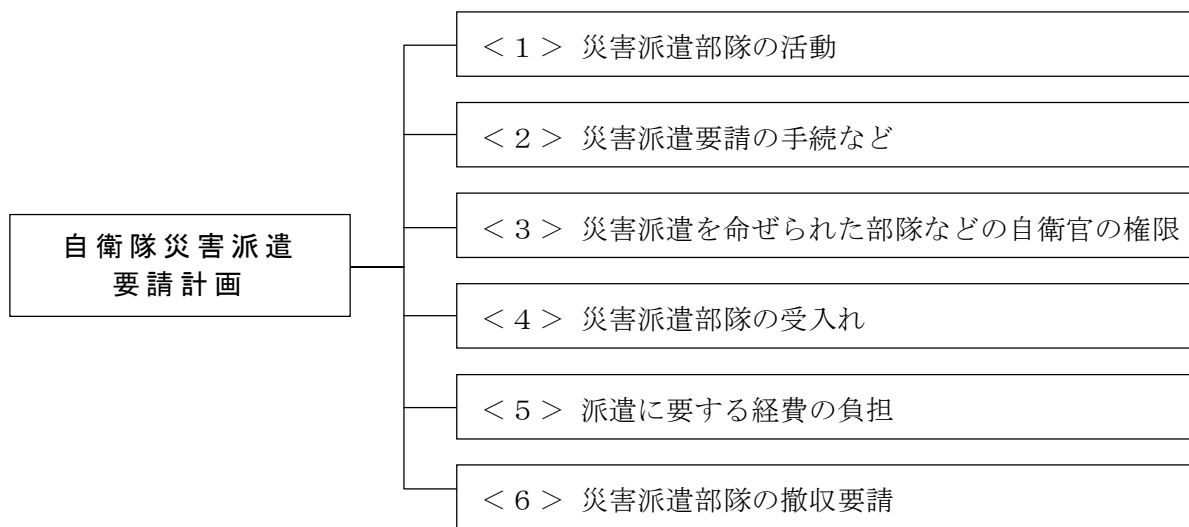
ヘリコプターによる防災活動を実施する場合のヘリポート適地の状況は、資料編による。

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

1 目的

陸上自衛隊第13旅団長や海上自衛隊呉地方総監など（以下「旅団長など」という。）は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により、知事や第六管区海上保安本部長、広島空港長（以下「要請者」という。）から部隊などの派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊などを派遣して、災害救助活動を実施する。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性や公共性を重視して、関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救援活動を実施する。

(1) 被害状況の把握及び通報

空中などからの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

(2) 遭難者などの捜索救助

行方不明者や負傷者が発生した場合は、原則として、ほかの救援活動などに優先して捜索や救助を行う。

(3) 人員や救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は旅団長など、若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員や救援物資の緊急輸送を実施する。

特に緊急を要すると認められるものについては、航空機による輸送を行う。

(4) 給食、給水及び入浴支援

特に要請があった場合、又は旅団長など、若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食や給水及び入浴支援を行う。

(5) 道路や水路の警戒

緊急通行路や避難所などへの道路や水路を重点に、障害物を除去し、道路や水路の確保にあたる。

(6) 水防活動

堤防や護岸などの決壊に対しては、土のう作成や運搬、積み込みなどの水防活動を行う。

(7) その他

その他、臨機の必要に応じ、避難者の誘導や通信、医療、消防などの支援について、自衛隊の能力で対処可能な範囲で、所要の活動を行う。

< 2 > 災害派遣要請の手続など

(1) 派遣要請の手続

派遣要請は、市長から知事に要請要求をするものとする。市長は知事に要請した場合においても、その旨や災害の状況を防衛大臣、又はその指定する者（旅団長など）に対し通知することができる。

県への要請要求ができない場合は、その旨や災害の状況を防衛大臣、又はその指定する者（旅団長など）に対し、原則として文書により通知する。そのいとまのないときは、口頭又は電話などの迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

これらの場合において、当該通知を受けた防衛大臣などは、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣することができる。

また、市長は、防衛大臣、又はその指定する者（旅団長など）に通知した場合は、その旨を県へ通知する。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の状況や派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域や活動内容
- エ その他、参考となるべき事項

(2) 派遣要請先及び要請者連絡先、連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部第3部（防衛班）

安芸郡海田町寿町2-1

電話 082-822-3101 内線2410

（夜間、土日、祝日等）内線2900（当直幕僚）

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部オペレーション

呉市幸町8-1

電話 0823-22-5511 内線2823, 2222（当直）

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部

福岡県春日市原町3-1-1

電話 092-581-4031 内線2348

（課業時間外）内線2203（SOC当直）

イ 要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 県知事

県危機管理課

広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線2783~2786

(直通) 082-511-6720

082-228-2159

(3) 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理などの生活関連支援活動において、被災者の財産権などにかかわる支援活動については、震災・津波災害後要請者と旅団長などが事前に協議し、協定書などを締結する。

< 3 > 災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長や警察官、海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- (2) 市の区域内の他人の土地などの一時使用など
- (3) 現場の被災工作物などの除去など
- (4) 市の区域内の住民などを応急措置の業務に従事させること。

< 4 > 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、派遣部隊の受入れ体制を整備するとともに、必要に応じて派遣部隊との連絡に当たる職員を現地に派遣する。
- (2) 災害派遣を依頼した場合、市長は、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について、万全を期する。

ア 派遣部隊到着前

- (ア) 派遣部隊などの受入れ担当連絡部署(職員)の指定や配置(平常時からの指定や配置を含む。)
- (イ) 派遣部隊指揮所や連絡員が、市と緊密な連絡を取るに必要な適切な施設(場所)の提供
- (ウ) 派遣部隊の宿营地や駐車場などの準備(平常時から宿营地候補地の検討を含む。)、被災状況によっては、市と県で救援部隊の集結拠点としての覚書を締結している三原運動公園(沼田東町)の利用。(※「大規模災害時における施設の利用に係る覚書」)
- (エ) 派遣部隊が到着後、速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材などの準備
- (オ) 臨時ヘリポートの設定に示す事項に留意する(※「資料編 資料30」参照)。また、平常時から臨時ヘリポート候補地の選定を含む(※「資料編 資料31」参照)。
- (カ) 艦艇が使用できる岸壁の準備(接岸可能な岸壁の検討)

イ 派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を迅速に目的地へ誘導する。
- (イ) ほかの関係機関救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- (ウ) 派遣部隊指揮官や編成装備、到着日時、活動内容、作業進捗状況などを知事に報告する。

＜ 5 ＞ 派遣に要する経費の負担

部隊などが派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリーなどを含む。）を利用する場合や有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他、部隊に直接必要な経費

＜ 6 ＞ 災害派遣部隊の撤収要請

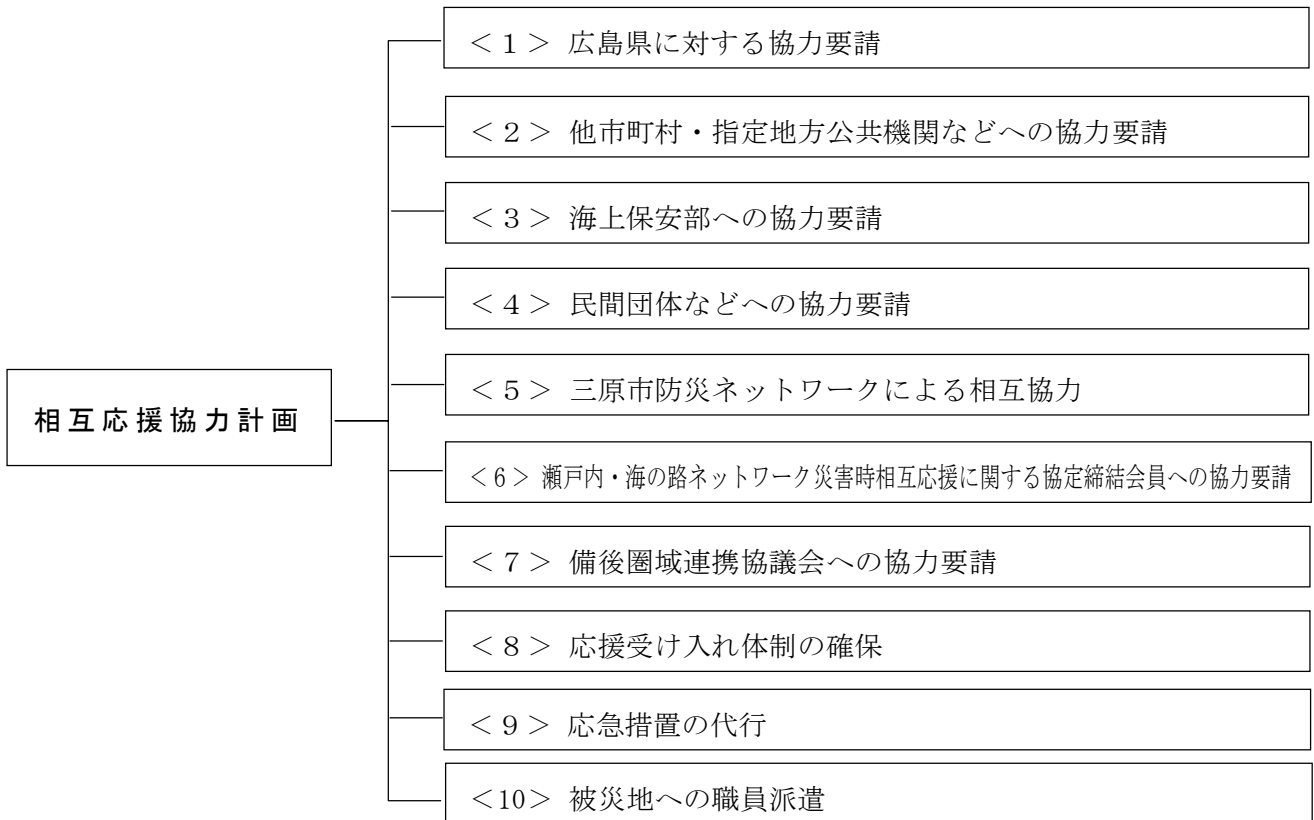
- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合、又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊などの撤収を命ずる。

第8節 相互応援協力計画

1 目的

この計画は、地震・津波発生時の相互応援協力活動を確実に実施することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ 広島県に対する協力要請

(1) 計画の方針

大規模災害時には、一地方自治体のみで災害に対応することは困難であり、災害の規模によっては、消防活動はもとより、応急対策としての食糧供給や医療、資機材などの応援や要員の派遣などについて、本市を越えた広域の応援体制に協力を要請する必要も考えられる。

この場合、広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受け入れる場合の役割分担などの体制整備についてもあらかじめ十分協議し、万全な体制の整備を図る。

(2) 計画の内容

ア 要請の手続き

(ア) 市は県と災害対策上必要な資料を交換するなど、平素から連絡を密にし、災害時には一層その強化に努めるとともに、協力して区域内の応急対策の円滑な実施を図る。

(イ) 本部長は、市の能力では災害応急対策の万全を期しがたい場合には、県又は他市町、若しくは自衛隊などの協力について、必要に応じ「要請の事項」の定める手続きにより、知事に要請

する。

(ウ) 市は、災害救助法に基づく救助をはじめ、市の地域内で行われる県の災害対策について、積極的に協力する。

(エ) 知事からほかの市町、又は関係防災機関に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置の実施に支障のない限り協力する。

イ 要請の事項

本部長は、県に対し応援又は応援の斡旋を求める場合には、県災害対策東部支部に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話によって要請し、後日、文書によりあらためて処理する。

(ア) 災害救助法の適用（「第3章 第30節 災害救助法適用計画」参照）

- a 災害発生の日時や場所
- b 災害の原因や被害の状況
- c 適用を要請する理由
- d 必要な救助の種類
- e 適用を必要とする期間
- f すでに行った救助措置やこれから取ろうとする救助措置
- g その他必要な事項

(イ) 被災者の他地区への移送要請

- a 被災者の他地区への移送を要請する理由
- b 移送を必要とする被災者の数
- c 希望する移送先
- d 被災者の収容を要する期間
- e その他必要な事項

(ウ) 県各部局への応援要請、又は応急措置の実施要請（※根拠法；基本法第68条）

- a 被害状況や応援（応急措置の実施）を要請する理由
- b 応援を必要とする職種別人員
- c 応援を希望する物資や資材、機械、器具などの品名や数量
- d 応援（応急措置）を必要とする場所や応援場所への経路
- e 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- f その他必要な事項

ウ 防災拠点

地震発生時に備え県の整備する備蓄倉庫や救援物資集積輸送、救援部隊集結、後方支援などの防災拠点整備運営に、県と密接に連系を図りながら、ボランティア団体などとともに、県に積極的に協力する。

エ 県

県は、県内において大規模災害が発生した場合、直ちに被災した市町の災害対策本部に連絡員を派遣して情報を収集し、市町から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合又は応援を行う必要が認められる場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら必要な支援を行う。

< 2 > 他市町村・指定地方公共機関などへの協力要請

(1) 計画の方針

災害時において、地方公共団体や関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。この場合、広域応援協定を締結し、共同訓練の実施や応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受け入れる場合の役割分担などの体制整備などについても、あらかじめ十分協議しておく。

(2) 計画の内容

市長は、基本法第 67 条の規定による応援要求に関し、「広島県内の災害時相互応援に関する協定」を締結し、適切に運用する。

市長は、大規模災害により、市消防及び県内応援隊だけでは対応できず、緊急消防援助隊等消防の応援を受ける必要があると判断したときは、「緊急消防援助隊広島県受援計画」に基づき、速やかに県知事に応援要請を行うものとする。

< 3 > 海上保安部への協力要請

(1) 計画の方針

関係機関や地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援、関係機関や地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救助・救急活動などについて、支援活動を実施する。

この場合、応急医療能力や宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮する。

(2) 計画の内容

ア 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船などをあたらせる。

イ 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船などをあたらせる。

< 4 > 民間団体などへの協力要請

(1) 計画の方針

災害時における災害応急対策の実施に際し、日赤奉仕団や女性会、町内会などの民間組織の活用を図り、万全を期する。

(2) 計画の内容

ア 奉仕団は、応急対策の実施に際し、下記団体をもって編成する。

(ア) 日本赤十字奉仕団

(イ) 女性会

(ウ) 町内会など

イ 奉仕作業

(ア) 炊き出し奉仕 …… 被災者への炊き出しを行う。

(イ) 避難所奉仕 …… 避難所に収容した被災者の世話をする。

(ウ) 物資配給奉仕 …… 食料や衣料その他給・貸与物資を受け取り、被災者に配給する。

＜ 5 ＞ 三原市防災ネットワークによる相互協力

本市または県内、他県の市町村において大規模災害が発生した場合において、三原市防災ネットワーク会長は必要と判断する場合、委員を招集し、当会で可能な支援協力活動の計画方針を協議決定し実施する。

＜ 6 ＞ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定締結会員への協力要請

(1) 計画の方針

大規模災害が発生し、本市のみで災害に対応することが困難である場合、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（H23年度締結）に基づき他市町村へ応援要請する。

(2) 計画の内容

ア 要請事項

応援の種類は次のとおりとする。

- (ア) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (イ) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (ウ) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (エ) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (オ) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

イ 要請の手続き

応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請する。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請し、要請後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び要請理由
- (イ) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (ウ) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (エ) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (オ) 受入港及び受入港への海上経路
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

＜ 7 ＞ 備後圏域連携協議会への協力要請

(1) 計画の方針

大規模災害が発生し、本市のみで災害に対応することが困難である場合、災害時の相互応援に関する協定書（H24年度締結）に基づき他市町村へ応援要請する。

(2) 計画の内容

ア 要請の手続き

応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにして、協定市町に対し災害応援要請書を提出する。ただし、緊急の場合には協定市町の連絡担当部局を通じて電話等により応援を要請し、要請後速やかに文書を提出する。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- (ウ) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間

- (エ) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- (オ) 避難施設に収容を要する被災者の状況及び人数並びに避難施設の提供を必要とする期間
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

イ 要請事項

応援の種類は次のとおりとする。

- (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (ウ) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (エ) 救援活動等に必要な車両、舟艇及び資機材の提供
- (オ) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

< 8 > 応援受入れ体制の確保

(1) 計画の方針

大規模災害時には、市及び関係機関は、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及びライフライン事業者等、多数の応援者及び大量の復旧資機材等を受け入れる必要がある。市は、関係機関において、応援者の宿泊場所及び復旧資機材等の置場が不足し受け入れが困難な場合には、市有地及び市有施設（以下「候補地」という。）を提供し、迅速かつ効率的な受け入れ体制を確保する。

(2) 計画の内容

- ア 市は、各機関と情報交換し、受け入れ人数及び資機材量等の把握に努める。
- イ 市は、受け入れを行う上で最適な候補地及び配置を調整し関係機関へ伝達する。候補地の決定に際しては、二次災害等の危険性を考慮する。
- ウ 市は、各機関が相互に情報交換し円滑及び効率的な復旧が行えるよう連絡会等を調整する。
- エ 市は、候補地が不足している場合は、県及び協定を締結している民間業者へ協力を要請する。
- オ 市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

< 9 > 応急措置の代行

県は、災害の状況により、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

県は、災害が発生した場合において、被災により市町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの撤去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、または土石等を使用し、もしくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町に代わって行うものとする。

国は、被災により、市町及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、または土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるもの

の除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，市町に代わって行うものとする。

<10> 被災地への職員派遣

市は，職員派遣に備え，災害対応業務ごとに，あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして，速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また，職員を派遣する場合，地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

さらに，新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため，応援職員の派遣に当たっては，派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

なお，被災地への応援職員派遣は，派遣元となる市職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから，積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

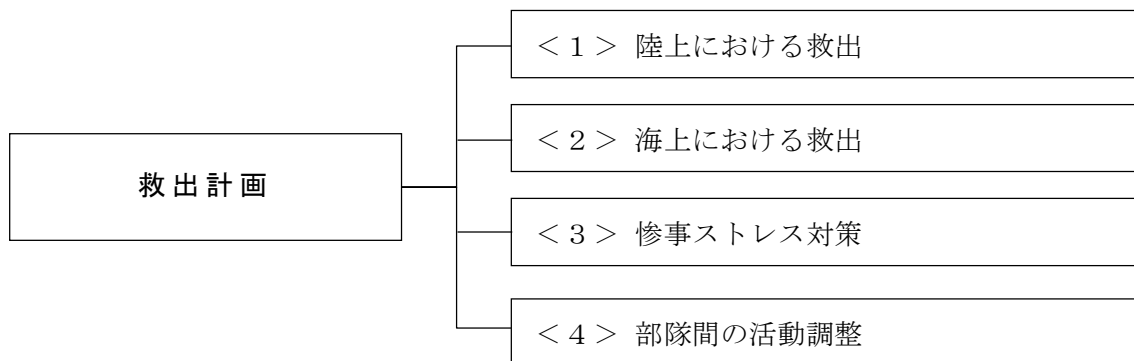
第9節 救出計画

1 目的

地震やそれに伴う火災や津波などが発生したときは、集中的な救急や救助活動を行う必要が生じることが予想される。

この計画は、被災者救出のための活動体制などについて定め、これらに対処することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ 陸上における救出

(1) 人命救助の原則

人命救助は、地震・津波に伴って発生する火災の消火活動よりも優先するが、両者は原則として併用行動をとる。

救急や救助活動は、人的被害規模の大きい現場を優先して実施する。

負傷者が多い場合は、幼児や老人、重傷者を優先して救助する。

(2) 被災現場での指揮

被災現場における警察や自衛隊、消防機関などの救出活動の指揮については、原則として市長（若しくは消防長）が執る。

(3) 孤立地での救急や救助対策

孤立地での救急や救助は、消防団員が中心となり、地域住民の協力を得て応急的な救助隊を編成して実施する。

(4) 救急や救助隊への協力

人的被害が大きく、救急や救助活動が消防署をもって措置できない場合は、消防団員の協力を求める。

(5) 消防機関の消防隊の編成

消防隊の編成は、三原市消防行動基準に基づき救急隊、救助隊及び消防隊を編成する。

(6) 非常時における救急応援要請

人的被害が大きく、救急や救助活動が消防本部や市内関係機関の総力を挙げても措置不能と判断した場合は、関係機関や救急指定病院などに連絡して応援を求める。

(7) 救急車

消防機関が管理する救急車は、次のとおりである。

配置	所在地	電話	台数
三原消防署	三原市宮浦一丁目 22-2	62-2101	3
三原消防署久井出張所	三原市久井町坂井原 3480-1	0847-32-5222	1
三原西消防署	三原市下北方一丁目 2-1	86-2119	2
三原西消防署大和出張所	三原市大和町下徳良 111	0847-33-0119	1
世羅消防署	世羅郡世羅町大字西神崎 878-1	0847-22-3737	1
世羅消防署世羅西出張所	世羅郡世羅町大字小国 3399-1	0847-37-2717	1
合 計			9

＜ 2 ＞ 海上における救出

- (1) 市長及び消防長は、関係防災機関と連携を取りつつ救難救護を行う。
- (2) 海上保安部

海難救助などにあたっては、地震・津波災害時などの規模などに応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて、民間の協力などを求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

- ア 船舶の海難や人身事故などが発生したときは、速やかに船艇・航空機又は特殊救難隊により、その捜索活動を行う。
- イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇・特殊救難隊又は機動防除隊により、その消火を行うとともに、必要に応じて、地方公共団体に協力を要請する。
- ウ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて、火災、爆発及びガス中毒等の発生防止や航泊禁止措置、避難勧告を行う。

＜ 3 ＞ 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

＜ 4 ＞ 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用時、基本的な感染症対策を徹底する。

＜ 5 ＞ 部隊間の活動調整

災害現場で活動する部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

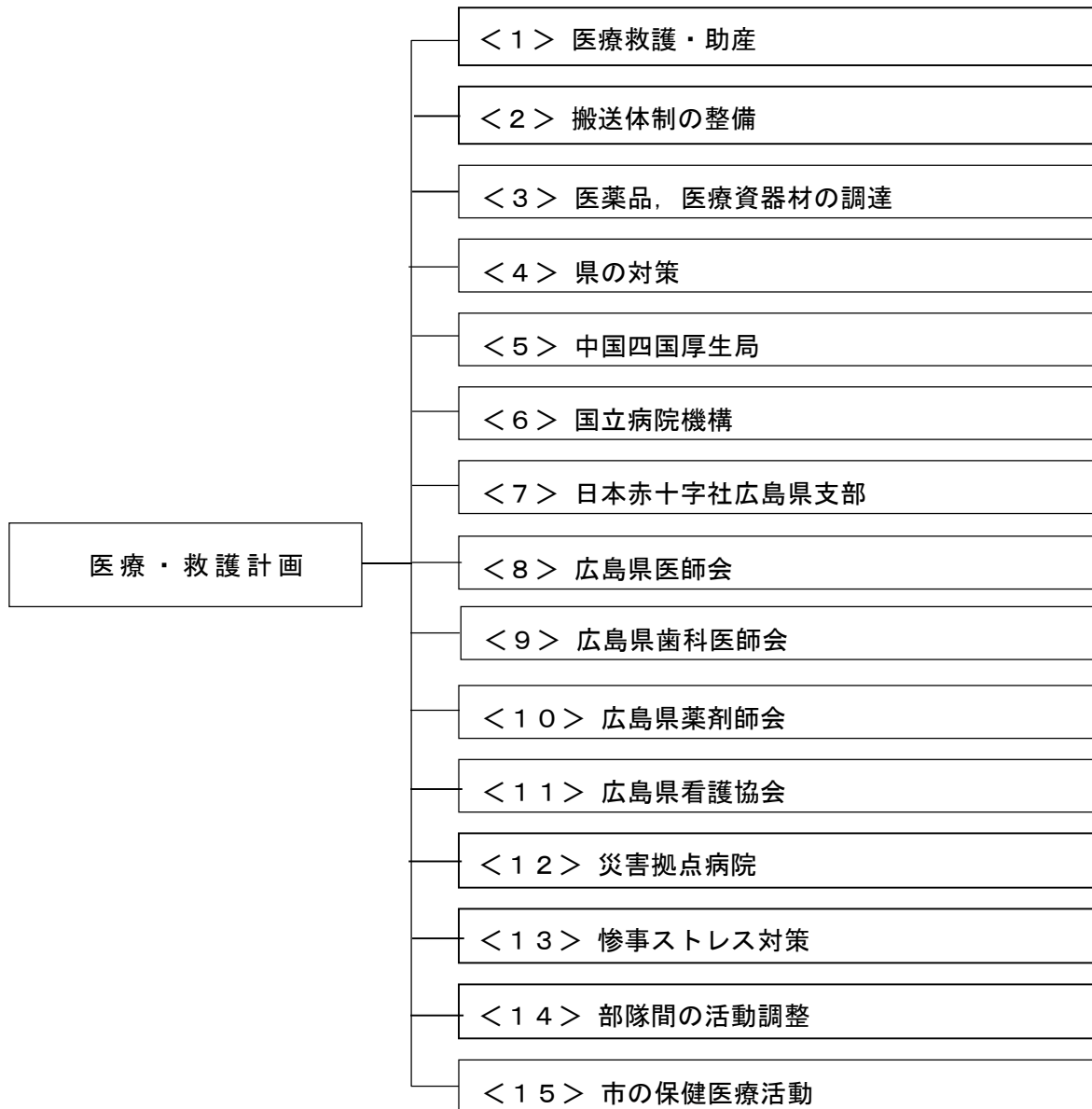
また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第10節 医療・救護計画

1 目的

この計画は、地震・津波発生時の医療・救護活動を確実に実施することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 医療救護・助産

(1) 計画の方針

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が医療の途を失ったような場合における応急医療や災害時における助産などについて、応急医療助産計画として定める。

(2) 計画の内容

ア 救護体制

市災害対策本部が、「災害時の医療救護活動に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき要請する、一般社団法人三原市医師会及び一般社団法人三原薬剤師会が編成する医療救護班があたる。

イ 市の対策

- (ア) 災害時における医療や助産は、市災害対策本部が協定に基づき、社団法人三原市医師会及び一般社団法人三原薬剤師会に派遣を要請した医療救護班が医療救護活動を実施する。
- (イ) 医療救護班の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県などに協力を要請する。
- (ウ) 災害救助法を適用した場合、知事に医療救護活動を行う責務があるが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により、知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。
- (エ) 市は、必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。
- (オ) 県及び関係機関と連携を取りながら、災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による避難所における避難者等の健康観察及び保健指導等、公衆衛生活動を実施する。

ウ 医療救護活動

- (ア) 医療救護班は協定に基づき、以下の医療救護計画を実施する。
 - a 医療救護組織の編成
 - b 医療救護組織の活動計画
 - c 他地区医師会や広島県医師会、他地区薬剤師会や広島県薬剤師会と関係機関との通信連絡計画
 - d 指揮命令系統
 - e 医薬品及び医療資機材・衛生資機材等の備蓄
 - f 訓練計画
 - g その他必要な事項
- (イ) 医療救護班は、協定に基づき以下の業務を行う。
 - a 被災者に対する選別
 - b 傷病者に対する応急措置や医療
 - c 傷病者の収容医療機関への転送の可否や転送順位の決定
 - d 被災者の死亡の確認や死体の検索
 - e 救護所における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
 - f 救護所及び医薬費の集積場所等における医薬品等の仕分け及び管理
 - g 救護所における衛生資機材の提供
 - h 救護所における被災者の薬剤に係る健康相談、健康教育及び衛生指導
 - i 前各号に付随する業務
- (ウ) 医療救護班に対する指揮命令や医療救護活動の連絡調整は、市災害対策本部が指定する者が行う。この場合、市災害対策本部が指定する者は、医療救護班の意見を尊重する。
- (エ) 市は必要に応じて、避難所等に救護所を設置するものとする。

エ 医療費

- (ア) 救護所における医療費は、無料とする。
- (イ) 傷病者が収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

オ 助産救護活動

助産を受けられるのは、被災の有無や経済力のいかに問わず、災害のため助産の途を失い、

災害発生の日の前後の7日以内に分べんした者とする。

分べんの介助や分べん前後の処置、脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給は、分べんした日から7日以内の期間について実施する。

カ 災害救助法が適用された場合の医療救護

(ア) 医療の対象となる場合

- a 医療機関が被害を受け、診療のための人的・物的機能が停止した場合
- b 無医地区のように元来医療機関が存在せず、隣接地区に所在する医療機関の医療を受けていたが、災害の発生により交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合
- c 災害により、市の医療機関の1日診療可能患者数をはるかに超える患者がある場合
- d 簡単な投薬処置しかできない診療所のみで、複雑な処置や特殊な診療を要する患者が発生した場合

(イ) 医療の範囲

災害時における医療体制の混乱などが回復するまでの応急的な医療

(ウ) 医療の方法

知事は、日本赤十字社広島県支部との協定に基づき、[医療救護](2)ーアにより編成する救護班で行うことを原則とし、特に必要があるときは、県、市において編成する救護班で行う。

なお、重症患者で、救護班では人的・物的に救護が困難な場合は、災害拠点病院や協力病院などの医療機関に収容する。

(エ) 医療救助期間

災害発生の日から14日間とする。特に必要がある場合は、期間延長を行う。

< 2 > 搬送体制の整備

(1) 計画の方針

大規模な災害時には、軽・重、さまざまな傷病者が救護所に集中すると予想される。そのような中で、病院での適切な医療を必要とする傷病者は、消防署やその他の関係機関の協力を得て、後方医療施設へ迅速に搬送することが必要であり、そのための体制整備が重要である。

(2) 計画の内容

ア 市災害対策本部が協定に基づき派遣要請した医療救護班が、三原市消防署に配車・搬送を要請する。

イ 市有車又は医療救護班が使用している自動車により搬送する。

ウ 医療救護班職員やその他市職員により、担架で搬送する。

エ 県は、広域医療搬送の必要が生じた場合は、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、広域搬送拠点と医療機関等との間の搬送について、調整するものとする。

オ 県は、広域医療搬送を実施するに当たっては、必要に応じ、関係機関と連携して、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置、運営するものとする。

< 3 > 医薬品、医療資器材の調達

(1) 計画の方針

医療救護班の使用する医薬品や医療資器材は、備蓄しているものを優先的に使用する。

不足する場合は、日本赤十字社やその他関係機関の備蓄の提供を要請したり、民間からの調達に

より確保する。

(2) 計画の内容

ア 医療や助産活動に必要な医療資器材などの調達については、日頃より計画しておく。

イ 医薬品は、三原薬剤師会（三原医薬分業支援センター）を通じて調達する。県と広島県医薬品卸協同組合との「災害時の医薬品等調達に関する協定書」により、医薬品の供給が図られるほか、県と広島県薬剤師会との「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」により、医薬品の供給が図られる。

ウ 血液は、県赤十字血液センターに依頼する。

エ 家屋倒壊などによる負傷者を想定して、平常時から包帯やガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液などの外科的治療薬などの確保に努める。

< 4 > 県の対策

[平常時]

- (1) 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、平時から、迅速かつ的確な医療救護活動や公衆衛生活動が実施できるよう体制の整備、人材育成を図るものとする。
- (2) 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練・研修等を行うものとする。
- (3) 災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院および近隣医療機関との連携関係を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等の操作訓練等を実施する。

[災害時]

- (1) 災害時には県災害対策本部を速やかに立上げ、保健医療活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療調整本部」）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。
また、その調整に当たっては、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。
- (2) EMISの活用等により、医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、情報を共有する。
- (3) 市町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、中国四国厚生局、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院・協力病院、広島県医師会及び他県等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。
- (4) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下にDMAT県調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括DMATを受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。県内DMATでの対応が困難な場合、統括DMATの判断を踏まえ、厚生労働省に他都道府県DMATの派遣を要請する。
- (5) ドクターヘリの出動を、基地病院（広島大学病院）と検討し、必要であると判断した場合は、消防機関と連携し出動させる。

- (6) 災害派遣精神医療チーム（以下「D P A T」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島D P A T調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島D P A Tの指揮・調整、精神保健医療に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。県内D P A Tでの対応が困難な場合、広島D P A T統括者の判断を踏まえ、D P A T事務局へ他都道府県D P A Tの派遣を要請する。
- (7) 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、他の災害拠点病院等と連携し、D M A T、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入に対応するものとする。
- (8) 県保健所は、災害対策支部を設置し、近隣医療機関等の被災状況を確認するなど、被害状況の収集に努める。また、管内の医療救護活動に関する調整を行う。避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し、状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム、D P A T及びD W A Tの派遣を行う。
- (9) 避難所における保健所職員による状況把握や市からの情報収集に基づき、災害派遣福祉チーム（以下「D W A T」という。）の派遣について検討するとともに、災害福祉支援ネットワーク事務局と情報を共有する。
- (10) 大規模災害発生時には、保健医療調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動の総合調整を行い、医療救護活動を要請する。
- (11) 人工透析など生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が、交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受療体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者など関係機関との調整を行う。
- (12) 急性期医療（D M A T等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等を担うチームに対して円滑な引継ぎを図るよう必要な調整を実施するものとする。
- (13) D W A Tの出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島D W A T調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島D W A Tの指揮・調整、福祉ニーズに関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。
- (14) 県内D W A Tでの対応が困難な場合、広島D W A T統括者の判断を踏まえ、厚生労働省へ他都道府県D W A Tの派遣を要請する。
- (15) 県は、災害における被災者のメンタルヘルス対策のための相談、支援体制の整備を図るものとする。

[医療救護]

(1) 基本原則

- ア 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。
- イ 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市町に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- ウ 県災害対策本部（健康福祉部医療対策班）には、必要に応じて県内の統括D M A T、D M A T隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括D M A T等が参画し、情報収集やD M A T、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- エ 医療救護活動にあたっては、災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動

を実施する。

(2) D M A T ・ドクターヘリ

ア 被災地で活動するD M A Tは、原則として被災地域内の災害拠点病院等に設置されるD M A T活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。

イ 広域医療搬送の要請を受けたD M A Tは、広域医療搬送拠点に参集し、主にS C U（広域搬送拠点臨時医療施設）での活動、航空機内の医療活動、S C Uへの患者搬送を行う。

ウ 統括D M A Tが被災地域内の医療機関及び避難所において、継続支援が必要であると判断した場合は、病院支援や域内搬送支援等の医療救護活動を継続する。

エ 県D M A T調整本部がD M A T活動の終了を判断したときは、D M A T調整本部を解散する。

オ 被災地に派遣されたドクターヘリは、意思・看護師等医療従事者の派遣、患者の広報病院への搬送、医療品等医療器材の輸送等を行う。

カ ドクターヘリ調整部で継続運用が必要であると判断したときは、患者の後方病院搬送等を実施する。

キ ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し、平時の運航体制を再開する。

(3) 医療救護班の編成及び救助活動

ア 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合にはE M I Sに入力する。

イ 医療救護班出動は、県又は市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、D M A Tメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

ウ 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。

エ 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、D M A T、救急隊員とともに3 T活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。

オ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて、災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

カ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、斡旋確保に努める。

キ 医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防や完成疾患の管理が重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。

ク その他必要に応じて、医療救護班は避難所又は近隣において被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

ケ 医療救護班が撤収する時期は、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断し連絡する。

(4) D P A Tの派遣

ア 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて、医師、看護師

等により組織するD P A Tを被災地 に派遣する。

イ D P A Tが不足するときは、県内医療機関，他都道府県等に対して，D P A Tの編成及び派遣を求める。

ウ D P A Tの派遣・受入れを行う場合，その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

(5) 公衆衛生活動

ア 災害時公衆衛生チーム

(ア) 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し，災害による被災者に対して，公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

(イ) 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し，公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種，人数などの状況把握を行う。

(ウ) 調査班の調査結果に基づき，必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し，避難所等に派遣する。

(エ) 保健衛生班は，医療救護班と連携し，被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

イ こども支援チーム

(ア) 災害時の子供の心のケアのため，必要に応じて，医師，臨床心理士等により組織するこども支援チームを被災地に派遣する。

(イ) 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け，地域住民の利便性を確保する。

(ウ) 学校，保育所及び幼稚園等，子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

ウ 保健師

(ア) 統括保健師は，保健師が行う活動の総合調整を行う。

(イ) 県保健所保健師は，災害時公衆衛生チームの一員として活動するとともに，被災市町の保健師が行う活動を支援する。

< 5 > 中国四国厚生局

県の要請があった場合，又は自ら必要と認めたときは，独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。(災害時における医療の提供)

< 6 > 国立病院機構

県の派遣要請があった場合，又は自ら必要と認めたときは，医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

< 7 > 日本赤十字社広島県支部

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは，「日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）の規定」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成 18 年 12 月 14 日）」に基づき，医療救護班の派遣などによる医療救護活動を実施する。

< 8 > 広島県医師会

- (1) 県又は市の要請があった場合、もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。
- (2) 日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部保健医療調整本部や被災した市郡地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながらJMATによる支援を要請するとともに、医療救護活動調整の支援に努める。

< 9 > 広島県歯科医師会

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

< 10 > 広島県薬剤師会

県又は市の要請があった場合は、「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。

< 11 > 広島県看護協会

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

< 12 > 災害拠点病院

- (1) 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入態勢を確保する。
- (2) 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DMA Tの派遣や医療救護活動を継続する。
- (3) 自院がDMA T活動拠点本部となっている場合には、統括DMA Tの指示のもと医療救護活動を継続実施する。
- (4) 県DMA T調整本部がDMA T活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DMA T活動拠点本部を撤収する。
- (5) 傷病者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

< 13 > 災害拠点精神科病院

- (1) 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。
- (2) 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DPA Tの派遣や精神科医療救護活動を継続実施する。
- (3) 県DPA T調整本部がDPA T活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DPA T活動拠点本部を撤収する。
- (4) 精神科医療が必要な患者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

< 14 > 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

< 1 5 > 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊等とも密接に情報提供を図りつつ，連携して活動するものとする。

< 1 6 > 市の保健医療活動

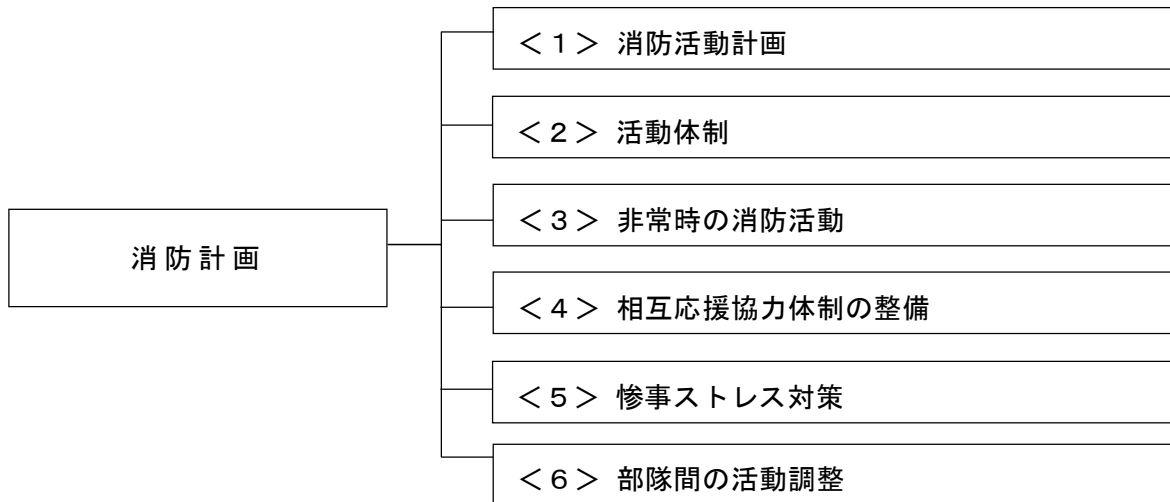
- (1) 県と連携をとり，必要があれば関係機関と連携して医療救護活動を行う。
- (2) 避難所が開設された場合は，避難者の健康管理を行う。

第11節 消防計画

1 目的

この計画は、地震・津波発生時の消防活動を確実に実施することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 消防活動計画

(1) 計画の方針

消防計画は、火災予防や消防施設の整備保全、災害非常事態の発生に際し、住民の生命や身体、財産を保護するとともに、災害を防除し、災害による被害を軽減し、民生の安定を図るための計画とする。

(2) 計画の内容

消防署は、消防法や基本法に基づき、住民の生命や身体、財産を火災から保護するとともに、火災又は地震・津波などの災害による被害を軽減するため、概ね次の活動を行う。

- ア 全無線局の開局や受信体制の確保
- イ 消防車両の安全確保
- ウ 消防資器材や救急資器材の確認
- エ 出場順路の確認
- オ 勤務時間外の全職員の非常召集
- カ 災害の早期発見手段の確保
- キ 被害状況などの情報収集活動
- ク 消防相互応援要請の準備
- ケ 消防水利の確保

< 2 > 活動体制

別紙三原市消防計画の定めるところにより実施する。

< 3 > 非常時の消防活動

(1) 計画の方針

地震・津波発生時にあつては、消防施設損壊や車両の通行障害、通信不能などによって消防力は著しく低下し、消防活動が大幅に制約されることが予想される。非常時における消防活動などは、概ね次のとおりである。

(2) 計画の内容

ア 初期活動

(ア) 地震・津波発生時には、次の体制により総力をあげて災害活動にあたる。

各班の消防職員や消防団員は、地震時には直ちに消防車庫に参集し、ポンプなどを屋外に搬出して、建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強や必要資材を積載した出動準備を行う。

(イ) 各班の消防職員や消防団員は、直ちに高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡回を行い、出火防止などの広報にあたる。

イ 有線の使用不能時の通信確保

災害により有線の使用が不能になった場合は、通信を確保するため、現地へ携帯無線機を搬入し、情報連絡にあたる。

ウ 火災防御

地震・津波時の火災防御にあつては、火災の早期鎮圧や拡大防止と人命の安全確保を最重点として対処し、防御の原則は次のとおりである。

(ア) 消防力に比較して火災件数が少ないと判断したときは、積極的に一挙鎮滅を図る。

(イ) 火災件数が消防力を上回ると判断したときは、地域の重要度と消防効果の大きい火災を優先的に防御する。

(ウ) 火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想されるときは、全力を挙げて避難者の安全確保のための防御にあたる。

(エ) 避難路や避難所確保の防御にあたる消防隊は、避難者が集団的に通過する場所は、付近を重点的に防御する。

< 4 > 相互応援協力体制の整備

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（平成 29 年 6 月 1 日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

< 5 > 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医療等の専門家の派遣を要請するものとする。

< 6 > 部隊間の活動調整

災害現場で活動する部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

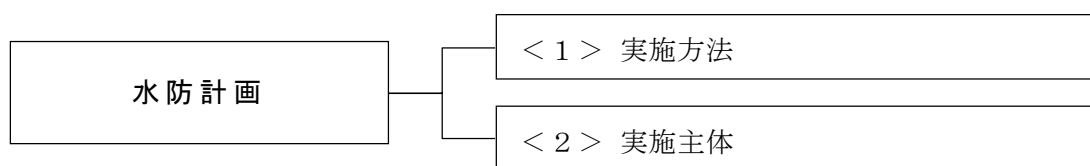
また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第12節 水防計画

1 目的

地震・津波が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等が損傷あるいは破損するおそれがあるため、これらの施設の管理者は地震・津波災害時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 実施方法

別紙三原市水防計画に定めるところにより実施する。

< 2 > 実施主体

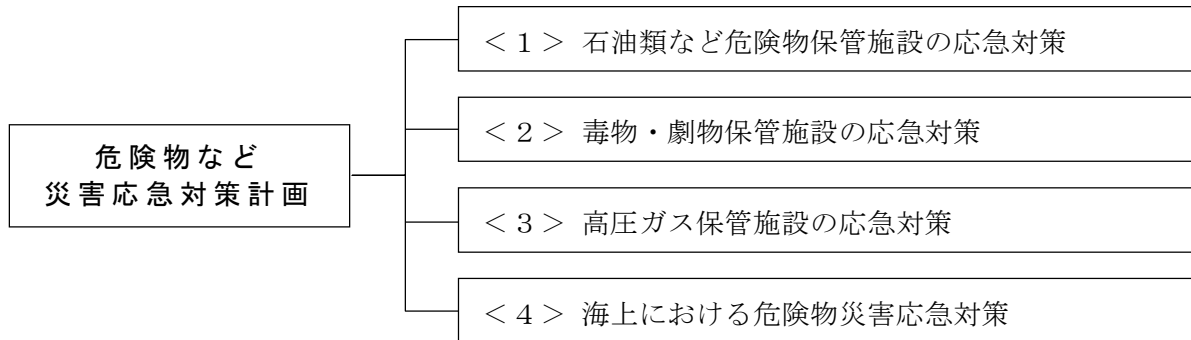
災害対策本部に設置する建設対策部を中心に実施する。

第13節 危険物など災害応急対策計画

1 目的

この計画は、地震・津波発生時の危険物などの災害応急対策活動を確実に実施することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ 石油類など危険物保管施設の応急対策

(1) 計画の方針

危険物による被害は、その性質上大災害に発展する可能性が大きいことから、関係機関などは、密接な連絡協力のもとに、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 計画の内容

ア 事業所など

危険物施設の所有者や管理者、占有者として、その権限を有する者や危険物を移送運搬中の者は、災害発生と同時に、直ちに必要な措置を講ずる。

(ア) 連絡通報

- a 災害発生時には、直ちに119番で消防署に連絡する。
- b 災害が発生した付近の住民や近隣事業所に通報する。
- c 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(イ) 初期防除

各種防災設備を効果的に活用し、迅速な初期防除を行う。特に、近隣への延焼防止を最優先し、誘発防止に最善の方途を講じる。

(ウ) 医療救護

事業所内の救護班により、応急救護を実施する。

(エ) 避難

事業所自体の計画により、従業員の避難を実施する。

(オ) 住民救済対策など

被災地区の僅少なものは、事業所自体の保証で救済する。

イ 市や県、その他公共機関

災害の規模や状態によって、市や県、その他公共機関は、相互の密接な連絡体制のもと、次の応急対策を実施する。

(ア) 災害情報の収集や報告

市は、情報の収集や報告などの実態を的確に把握するとともに、県やその他関係機関に災害発生速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(イ) 災害報告

災害による不安や混乱を防止するため、各機関などは、相互協力して広報活動を行う。

(ウ) 救急医療

傷病者などの救出は、当該事業所や消防署、警察署、医療機関、その他関係機関の協力のもとに救護医療業務を実施し、必要に応じて応援を求める。

(エ) 消防応急対策

消防本部や消防団は、危険物の特性に応じた消防活動を迅速に実施し、必要に応じてほかの消防機関や県に応援を求める。

(オ) 避難

市長は、警察と協力し避難のための立退きの指示や勧告、避難所の開設、避難所への収容を行う。

(カ) 災害警備

警察署は、関係機関の協力のもとに、被災地における社会秩序の維持に万全を期する。

(キ) 交通応急対策

交通の安全や緊急輸送確保のため、道路管理者や警察署、その他の機関により、被災地域の交通対策に万全を期する。

< 2 > 毒物・劇物保管施設の応急対策

(1) 計画の方針

毒物や劇物の保管施設の災害に際し、住民の生命や身体、財産を保護するための計画を定める。

(2) 計画の内容

ア 災害発生時における毒劇物の事故発生の場合は、取扱者において、回収やその他危険防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所や消防機関、警察署に届出る。(毒物及び劇物取締法第16条の2)

イ 市は、保健所や県福祉保健局、警察署の協力を得て、毒劇物などの流出状況について速やかに広報活動を行い、関係住民に注意を促し、飲料水などに危険を及ぼす場合には、下流区域の各機関に直ちに連絡する。

< 3 > 高圧ガス保管施設の応急対策

(1) 計画の方針

高圧ガス施設の災害に際し、住民の生命や身体、財産を保護するため、高圧ガス施設の所有者や占有者はもちろんのこと、関係機関は、相互に緊密な連絡による活動を開始し、被害の拡大防止や軽減に努める。

(2) 計画の内容

ア 災害の規模や態様、付近の地形、建築物の構造、ガスの種類、気象条件を考慮し、施設の管理

者や消防機関などと連絡を密にして、迅速かつ適切な措置を講ずる。

イ 爆発火災や可燃性のガス漏えいの際は、状況に応じて次の措置をとる。

- (ア) 負傷者の救出救護
- (イ) 立入禁止区域の設定や交通規制
- (ウ) 避難誘導や群衆整理
- (エ) 遺体の処理
- (オ) 消火・防火・防爆活動や広報活動
- (カ) 緊急通行路の確保
- (キ) 引火性・発火性・爆発性物質の移動

< 4 > 海上における危険物災害応急対策

(1) 計画の方針

海上保安部は、海上に油などの危険物が流出したときや高圧ガスの漏出、火災や爆発、火薬類の爆発などの災害が発生し、被害が海上に及ぶ場合には、消防機関などと連携を密にし、応急対策を実施する。

(2) 計画の内容

ア 危険物災害応急対策

- (ア) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
- (イ) 油の防除作業に係る指導や巡視船などによる応急防除
- (ウ) 付近海域にある者に対する火気使用の制限や禁止
- (エ) 付近海域にある船舶の退去や進入中止
- (オ) 危険物積載船舶の移動命令や航行制限・禁止
- (カ) 海上の治安の維持やその他状況により必要と認められる応急対策

イ 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

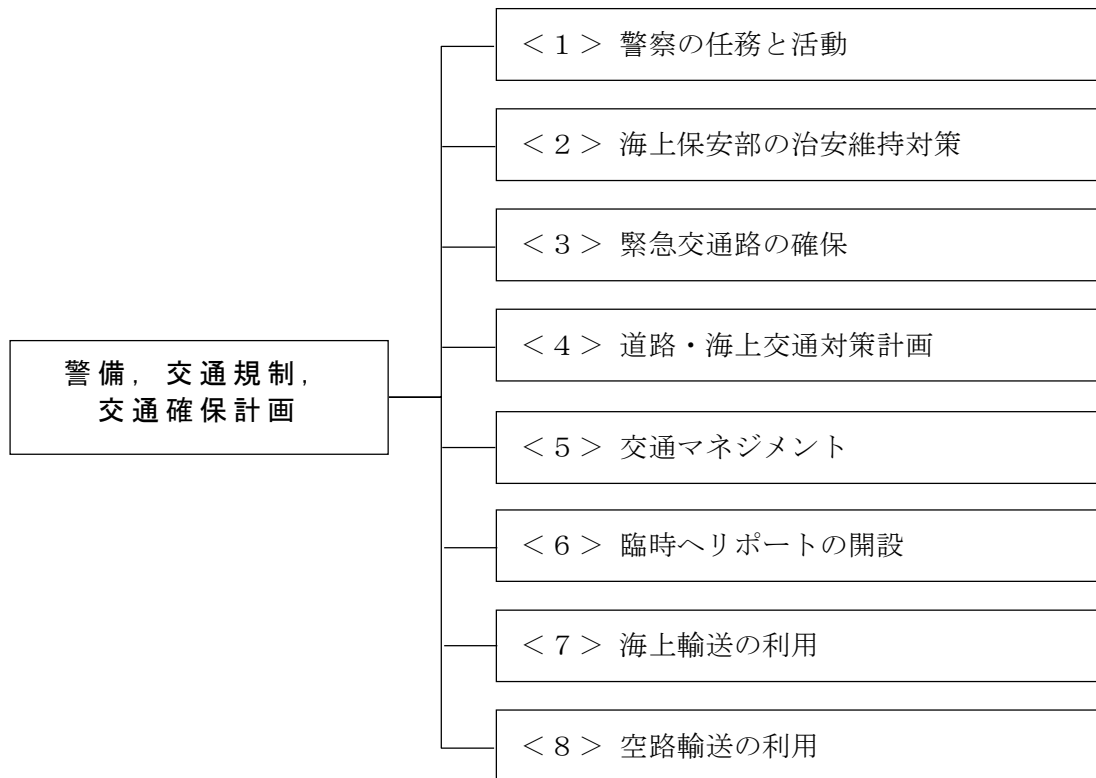
- (ア) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
- (イ) 付近海域にある者に対する火気使用の制限や禁止
- (ウ) 付近海域にある船舶の退去や進入禁止
- (エ) 危険物積載船舶の移動命令や航行制限・禁止
- (オ) 海上の治安の維持やその他状況により必要と認められる応急対策

第14節 警備，交通規制，交通確保計画

1 目的

この計画は，地震・津波発生時の警備活動や交通確保を確実に実施することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ 警察の任務と活動

(1) 計画の方針

警察は，災害対策関係機関と緊密に連絡し，警察の組織力と装備資材を最大限に活用し，生命・身体・財産の保護や交通秩序の確保，犯罪の予防・検挙などの活動により，災害時の治安維持にあたる。

(2) 計画の内容

警察署は，警察法や基本法に基づき，住民の生命・身体・財産を保護し，治安の維持や交通の確保，犯罪の予防に任じ，関係機関と緊密な協力，連絡のもとに概ね次の活動を行う。

ア 被害の状況や気象状況，危険箇所などについての情報収集活動

イ 危険防止や人心安定（流言，ひ語防止）のための広報活動

ウ 各種予報や警報などの伝達

エ 危険区域の居住者に対する避難の指示や警告，誘導

オ 被災者の救出や行方不明者の搜索，死者の検視

カ 交通の安全と円滑の確保

キ 被害地における犯罪の予防や検挙

ク 他機関の行う活動に対する協力援助

< 2 > 海上保安部の治安維持対策

(1) 計画の方針

海上保安部は、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇や航空機などにより、海上における治安維持に万全を期する。

(2) 計画の内容

ア 災害発生地域の周辺に配備し、犯罪の予防や取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において、警戒を行う。

< 3 > 緊急交通路の確保

(1) 計画の方針

災害時の緊急輸送の範囲は、概ね、消防・救急のための要員・資機材・車両や救援物資、応急対策用資機材、医療（助産）救護を必要とする人、その他必要な物資・人員である。

あらかじめ指定しておいた緊急交通路は、状況に応じて障害物の除去や亀裂などの応急補修をほかの道路よりも優先して行い、防災関係機関が効率よく活動できるように、状況に応じて緊急交通路の確保を図る。

(2) 計画の内容

ア 緊急交通路については、一般車両の通行を規制する。

イ 道路上の障害物を除去し、緊急交通路を確保する。

道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

ウ 亀裂などの被害を受けた道路は、速やかに復旧し、緊急輸送の確保に努める。

< 4 > 道路・海上交通対策計画

(1) 計画の方針

災害時の道路・海上交通の確保は、負傷者の搬送や緊急物資の輸送、その他の救援救護活動を実施するうえでの基礎をなすもので、極めて重要である。

また、災害時の交通安全確保のためには、交通規制や道路・航路標識などの設置、交通情報の収集や広報などが必要であることから、それらの事項について定める。

(2) 計画の内容

ア 交通規制の種別

(ア) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において、道路施設の破損又は破損などが予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するため、必要があると認めるときは、道路管理者が通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）する。

(イ) 道路交通法に基づく規制（同法第6条）

災害時において、道路における危険を防止し、その他安全と円滑な交通を確保するため、必要があると認められるときは、警察官は歩行者若しくは車両などの通行を禁止し、又は制限す

る。

(ウ) 基本法に基づく規制（同法第 76 条）

災害応急対策に必要な人員や物資などの緊急輸送確保のため、必要があると認められる時は、公安委員会は道路の区域又は区間を指定し、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

イ 規制の区分

規制の実施は、国道や県道、市道の区分によって行う。ただし、災害の状況によっては、関係機関による規制が遅れ、間に合わない場合も予想されるので、関係する道路管理者と警察とは密接な連絡を取り、適切な規制が講じられるよう配慮する。

ウ 発見者などの通報

災害時に道路施設の被害やその他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市災害対策本部に通報する。通報を受けた者は、道路管理者に速やかに通報する。

エ 実施要領

災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路施設の巡回調査に努め、危険が予想され、又は被害が発生したときは、関係機関に通報するとともに、市災害対策本部は、直ちに警察官に通報し、道路交通法に基づく規制や基本法第 60 条による避難の指示又は同法第 63 条により、警戒区域を設定し、立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法による応急的な規制を行う。

オ 規制の標識など

交通規制を実施したときは、規定の標識を立てる。ただし、緊急のため規定の標識を立てることが困難、又は不可能なときは、適切な方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて遮断などの措置を取るとともに、現地において交通整理などにあたる。

(ア) 規制標識

道路法や道路交通法により規制を実施したときは、道路標識や区画線、道路標示に関する命令の定める様式方法により、基本法により規制したときは、基本法施行規則様式第 1 に定める様式によって表示する。

(イ) 規制条件の表示

道路標識に、次の事項を明示して表示する。

- a 禁止制限の対象
- b 規制する区間
- c 規制する期間
- d 規制する理由

(ウ) 迂回路の表示

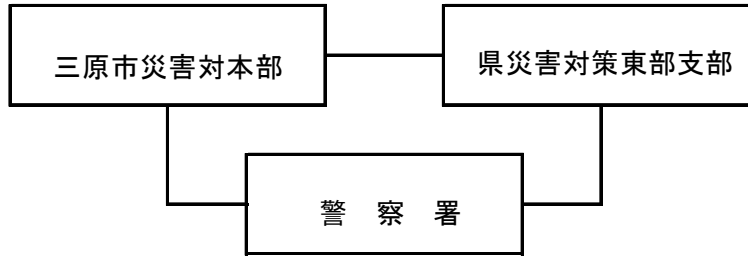
規制を行ったときは、適当な迂回路を表示するなど、一般交通に出来る限り支障のないように努める。

カ 報告

規制を行ったときは、次の方法によって報告又は通知する。

(ア) 系 統

各機関への報告などは、次の系統による。



(イ) 報告事項

各機関は、通知などにあたっては、次の事項を明示して行う。

- a 禁止制限の種別と対象
- b 規制する区間
- c 規制する期間
- d 規制する理由
- e 迂回路、その他の状況

キ 障害物の除去

災害によって住居又は道路などに運ばれた土砂や竹木などの障害物を除去し、日常生活の安定を図るとともに、交通路を確保し、物資などの輸送や応急対策活動を促進できるように努める。

また、通行妨害車両の排除については、一般社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「JAF」という。）と「災害時における被災車両の撤去等に関する協定」（H17.9.30）を締結していることから、JAFに対して協力を要請する。

緊急交通路の主要な選定路



注1) 緊急交通路は、実際の災害状況や道路状況に応じて指定又は変更する。
 注2) 整備中の路線を含む。

ク 海上交通

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次の措置をとる。

(ア) 海上交通規制

a 避難勧告・入港制限など

津波による危険が予想される海域にかかる港や沿岸付近にある船舶に対しては、港外や沖合などの安全な海域へ避難を勧告するとともに、必要に応じて入港の制限又は港内停泊中の船舶に対する移動を命ずるなどの規制を行う。

b 交通整理・指導

船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理や指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が、円滑に航行できるように努める。

c 交通の制限や禁止

海難の発生やその他の事情により、船舶の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じ船舶交通を規制し、又は禁止する。

(イ) 航路障害物の除去など

a 港湾施設や漁港施設の利用者などは、港湾管理者や漁港管理者の指導のもと、自動車やコンテナ、ドラム缶、有害物資などが海域に流出し、転落しないよう措置するとともに、震災時には、調査点検の実施や異常を認めた場合の防災関係機関への通報や回復措置をとる。

b 海上保安部は、海難船舶や漂流物、沈没物、その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要措置を講ずるとともに、船舶所有者などに対し、これの除去やその他船舶交通の危険を防止するための措置を命じ、又は勧告する。

c 応急標識の設置

海上保安部は、水路の水深に異常が生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置するなどにより、水路の安全を確保する。また、航路標識が破損し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

d 航行警報等の実施

海上保安部又は港長は、航路障害物の発生や航路標識の異常など、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限、若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに六管区航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて六管区水路通報により、周知させるよう努める。

e 流出事故などの周知

海上保安部は、大量の油等の流出や放射性物資の放出、高圧ガスの漏出、火薬類の爆発などにより、船舶や水産資源、公衆衛生などに重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、六管区航行警報や安全通報、船艇や航空機での巡回などにより、速やかに周知する。

< 5 > 交通マネジメント

(1) 中国地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通

マネジメント検討会（以下「検討会」という。）を組織する。

- (2) 県は、市町の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、国土交通省中国地方整備局に検討会の開催を要請することができる。
- (3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- (4) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

※交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

< 6 > 臨時ヘリポートの開設

(1) 計画の方針

車両による輸送が不可能になった場合には、状況に応じて空路による緊急輸送を想定した臨時ヘリポートを開設する。

(2) 計画の内容

ア 開設の決定

臨時ヘリポートの開設は、県からの指示や市災害対策本部からの指示による。臨時ヘリポートが、使用不能な場合には、以下の条件のもとで開設する。

イ 開設の方法

障害物を除去し、離発着の可能な状態にある場所を確保する。離発着の可能な場所の条件を挙げると、以下のとおりである。

(ア) 舗装された場所が、最も望ましい。

(イ) グラウンドの場合、板やトタン、砂塵などが舞い上がらないように処置する。乾燥しているときは、可能ならば十分に散水をする。

(ウ) 草地の場合は、硬質で低い草地であること。

< 7 > 海上輸送の利用

(1) 計画の方針

三原内港・須波港を利用した船舶による輸送を確保する。

(2) 計画の内容

災害時には、市災害対策本部は、三原内港・須波港を利用した海上輸送を利用する。

< 8 > 空路輸送の利用

(1) 計画の方針

広島空港を利用した飛行機による輸送を確保する。

(2) 計画の内容

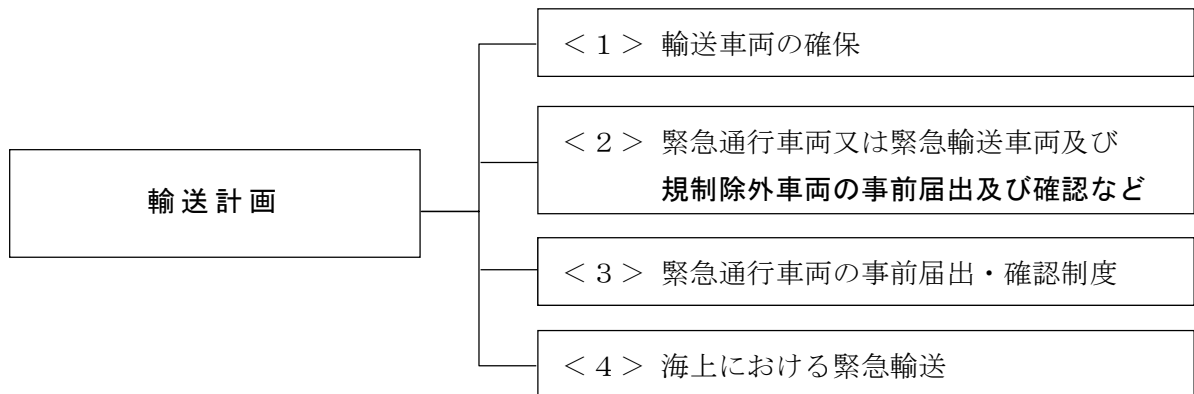
災害時には，市災害対策本部は，県を通じて空港管理者との間に協力要請を依頼し，広島空港を利用した空路輸送を利用する。

第15節 輸送計画

1 目的

この計画は、地震・津波発生時の輸送活動を確実に実施することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ 輸送車両の確保

(1) 計画の方針

応急対策に必要な要員・物資などの迅速かつ確実に確保するため、また、災害時における被災者の避難のため、各機関の協力・援助を得て輸送を確保する。

(2) 計画の内容

ア 輸送力の確保

(ア) 災害輸送のため、移送人員・物資数量、又は緊急度に応じ、概ね次の順序により車両等を調達し、輸送を確保する。

- a 市公用車
- b 市内事業所車両
- c 他の市町又は県
- d その他、自家用車など

(イ) 道路の被害状況、緊急車両優先道路及びバス定期路線等の状況を関係機関で勘案し、効率的な輸送経路及び運行体制の確保に努める。

(ウ) 平常時において、災害時に備えた緊急輸送計画を確立しておく。

(エ) 災害時において、緊急輸送手段の確保の事務のため、必要に応じ関係する管理者係員、又は担当者を市災害対策本部に駐在依頼を行い円滑に処理する。

イ 輸送の方法

災害輸送は、車両や鉄道、飛行機、ヘリコプター及び作業員によるものとし、各関係機関と、協議して行う。ただし、空路輸送などについては、県災害対策東部支部を通じて「第3章第5節 自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

また、車両などによる輸送が不可能なときは、人力により輸送する。輸送のための労力の確保は、「第3章 第3節 配備動員計画」における『要員確保計画』に定めるところによる。

ウ 燃料確保調達

輸送用燃料については、災害時に必要に応じて、その都度、必要量を直接購入する。調達は、地元業者を優先し、地元で調達不可能なときは、隣接市町で調達する。

< 2 > 緊急通行車両又は緊急輸送車両及び規制除外車両の事前届出及び確認など

(1) 計画の方針

被災者の人命救助などの目的で、負傷者や医薬品などの物資を緊急に搬送、又は輸送する必要がある場合、県公安委員会は、緊急通行車両の確認などの措置を講ずる。

(2) 計画の内容

県公安委員会が、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限を区域又は道路の区間を指定して行った場合、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）及び災対法第 76 条第 1 項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（警察署）又は知事（県民活動課）において行う。

< 3 > 緊急通行車両等の事前届出・確認制度

(1) 計画の方針

災害時には人命救助活動や応急対策活動を迅速に行うため、緊急通行車両を指定し、緊急な防災業務を行う必要があることから、緊急通行車両の事前届出・確認制度を定める。

(2) 計画の内容

ア 県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される計画がある車両及び指定行政機関等が所有する車両について、災対法施行令第 33 条第 1 項の規定に係る事前届出の手続きを行わせる。

イ 事前届出の対象とする車両

(ア) 災対法の規定に基づく緊急通行車両等

- a 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第 50 条第 1 項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
 - (a) 警報の発令や伝達、避難の勧告又は指示に関する事項
 - (b) 消防や水防、その他の応急措置に関する事項
 - (c) 被災者の救護や救助、その他の保護に関する事項
 - (d) 被害を受けた児童・生徒の応急の教育に関する事項
 - (e) 施設や設備の応急復旧に関する事項
 - (f) 廃棄物の処理及び清掃や防疫、その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
 - (g) 犯罪の予防や交通規制、その他災害地における社会秩序維持に関する事項
 - (h) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (i) その他、災害の発生の防衛、又は拡大の防止に関する事項

- b 指定行政機関の長，指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関，指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）とその他県公安委員会がこれらに準ずる機関と認めるものが保有し，若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は指定行政機関等が災害発生時等に他の関係機関・団体等から調達する車両

なお，災害対策に従事する自衛隊，米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって，道路運送者両法（昭和 26 年法律第 185 号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては，緊急通行車両ではなく，規制除外車両として交通規則の対象から除外することとし，標章の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。

(イ) 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

- a 警戒宣言発令時において地震法第 3 条第 1 項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第 21 条第 1 項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

(a) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

(b) 消防，水防その他の応急措置に関する事項

(c) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

(d) 施設，設備の整備及び点検に関する事項

(e) 犯罪の予防，交通の規則その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

(f) 緊急輸送の確保に関する事項

(g) 地震災害が発生した場合における食糧，医薬品その他の物資の確保，清掃，防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

(h) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

- b 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し，若しくは指定行政機関等との契約等により，常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両

なお，災害対策に従事する自衛隊車両等については，イの(ア)の b のとおり標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としない。

(ウ) 原災法の規定により読み替えて適用される基本法の規定に基づく緊急通行車両

- a 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第 26 条第 1 項の次に掲げる緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

(a) 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

(b) 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

(c) 被災者の救難，救助その他保護に関する事項

(d) 施設，設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

(e) 犯罪の予防，交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

(f) 緊急輸送の確保に関する事項

(g) 食糧，医薬品その他の物資の確保，居住者等の被ばく放射線量の測定，放射性物質によ

る汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

(h) その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

- b 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等については、イの(ア)のbのとおり標章の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。

ウ 事前届出に関する手続き

(ア) 事前届出者

事前届出を行うことができる者は、当該車両を使用して行う業務について責任を有する者又は代行者とする。

(イ) 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署とする。

(ウ) 事前届出に必要な書類

a 当該車両の自動車検査証の写し（1通）

b 契約等により災害応急対策等に従事する車両にあつては当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類（指定行政機関等の上申書，輸送協定書，覚書等）

c 緊急通行車両等事前届出書（車両1台につき2通）

※緊急通行車両確認証明書は「資料編 資料23」参照

エ 緊急通行車両事前届出済証の交付など

(ア) 事前届出があつた場合は、事前届出を受理した警察署において緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。

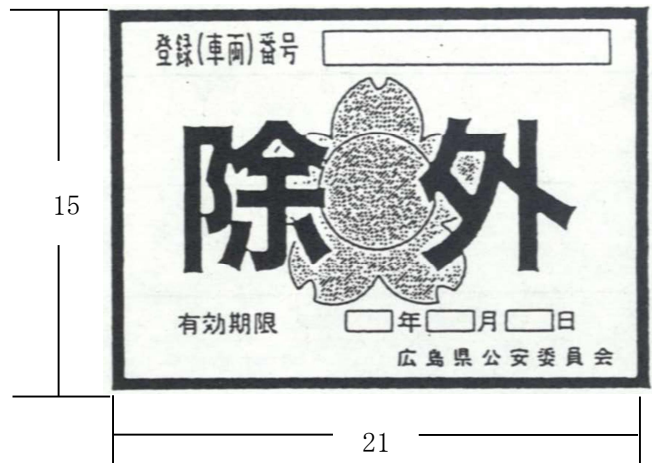
実際に災害が発生し、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止、又は制限された場合には、交付を受けた緊急通行車両事前届出済証を警察本部（交通部交通規制課），最寄りの警察署及び交通検問所に持参することにより、緊急通行車両確認証明書及び標章を交付する。

(イ) 緊急通行車両事前届出済証の交付を受けた車両が廃棄になったとき、用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署に返還する。

※緊急通行車両事前届出書及び緊急通行車両事前届出済証は「資料編 資料24」参照

備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



オ 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の事前届出・確認

(ア) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両については、規制除外車両として取扱う。

(イ) 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要性に応じて個別に判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約により、災害発生時等に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両等として取扱われることになる。この場合、緊急通行車両等の事前届出車両として取扱うためには、改めて緊急通行車両等としての事前届出を行う必要がある。

(ウ) 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- a 医師・歯科医師，医療機関等が使用する車両
- b 医薬品・医療機器・医療用資機材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は措置があるものに限る。）
- d 建設用重機，道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(エ) 事前届出に関する手続き

事前届出者及び事前届出先

ウの(ア)，(イ)と同様とする。

(オ) 事前届出に必要な書類

- a 当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類の写し

(a) 医師・歯科医師，医療機関等が使用する車両

医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類。

(b) 医薬品・医療機器・医療用資機材等を輸送する車両

使用者が医薬品，医療機器，医療資機材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類。

(c) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）。

(d) 建設用重機，道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）。

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者とし、写真は重機を積載した状況のものとする。

- b 規制除外車両事前届出書（車両1台につき2通）

- c 当該車両の自動車検査証の写し（1通）

(カ) 規制除外車両事前届出済証の交付等

- a 事前届出があった場合は、事前届出を受理した警察署において規制除外車両に該当する

と認められるものについては、「規制除外車両事前届出済証」（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

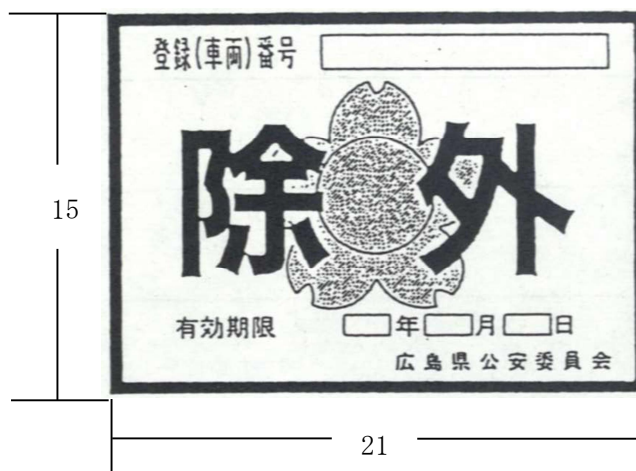
災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた除外届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所へ持参することにより規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

- b 除外届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署へ返還する。

※規制対象外車両通行証明書は「資料編 資料 25」参照

備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「除外」の文字を青色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」及び「広島県公安委員会」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



< 4 > 海上における緊急輸送

(1) 計画の方針

海上保安部は、傷病者や医師、遭難者など、又は救援物資などの緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

(2) 計画の内容

輸送対象の想定は、次のとおりとする。

ア 第1段階 …… 避難期

救助・救急活動や医療活動の従事者や医療品などの人命救助に要する人員や物資、消防、水防活動などの災害拡大防止のための人員や物資

政府災害対策要員や地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員などの初動の応急対策に必要な要員など

負傷者などの後方医療機関への搬送

緊急輸送に必要な輸送施設や輸送拠点の応急復旧、交通規制などに必要な人員や物資

イ 第2段階 …… 輸送機能確保期

上記アの続行

食糧や水など、生命の維持に必要な物資

傷病者や被災者の被災地外への輸送

輸送施設の応急復旧などに必要な人員や物資

ウ 第3段階 …… 応急復旧期

上記イの続行

災害復旧に必要な人員や物資

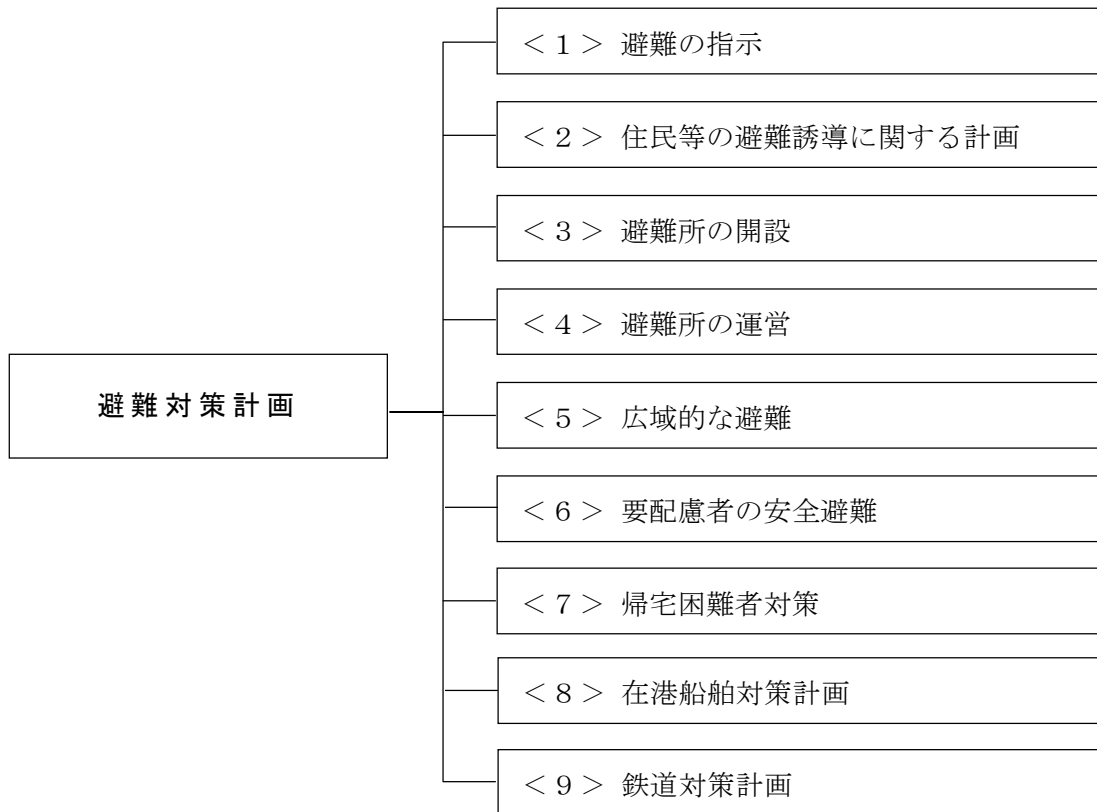
生活必需品

第 16 節 避難対策計画

1 目的

この計画は、地震・津波災害発生時の市民等の避難行動を確実に実施することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 避難の指示

(1) 計画の方針

市や防災関係機関は、緊急時に際し、危険区域に居住又は滞在する住民などを安全な地域に避難させる必要がある場合には、避難の指示を行う。

避難のための立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

避難の指示を行う根拠となる法律は、基本法の他にも、水防法や地滑り防止法、警察官職務執行法、自衛隊法による緊急措置がある。

基本法やその他の根拠法規にしたがって、「避難の指示を行う者」や「実施の基準」を整理すると、次のようになるが、指示を行ったときは、関係機関は相互の連絡を行う。

ア 避難の指示

(ア) 避難の指示権者

a 基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	立退きや立退き先を指示する。	基本法 第60条第1項
知事	同上の場合 災害の発生により市が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同上	基本法 第60条第5項
警察官 海上保安官	同上の場合 市長が指示できないとき、又は市長が要求したとき。	立退き、立退き先の指示をする。	基本法 第61条
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域から退去を命ずる。	基本法 第63条第1項
警察官 海上保安官	同上の場合 市長又は委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又は市町長などが要求したとき。	同上	基本法 第63条第2項
自衛官	同上の場合 市長、その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同上	基本法 第63条第3項

b その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命令。	消防法 第28条第1項
警察官	同上の場合 消防吏員などが現場にいないとき、又は消防吏員などの要求があったとき。	同上	消防法 第28条第2項
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	同上	水防法 第14条第1項
警察官	同上の場合 水防団長などが現場にいないとき、又は水防団長などの要求があったとき。	同上	水防法 第14条第2項
知事、その命を受けた県職員、水防管理者	洪水や高潮のはん濫により、著しい危険が切迫した場合。	必要と認める地域の居住者に立退きを指示。	水防法 第22条
知事、その命令を受けた県職員	地すべりにより、著しい危険が切迫した場合。	同上	地すべり等防止法第25条
警察官	人の生命や身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要する場合。	関係者に警告を発する。危害を受けるおそれのある者の避難をさせる。	警察官職務執行法 第4条
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合。	同上	自衛隊法 第94条

(2) 計画の内容

原則として、避難を必要とする事態の最終的な判断は、防災関係機関からの要請も踏まえて、災害対策本部長が行うことになるが、状況によりさまざまな場合が想定される。実際に行われる場合

を想定してまとめると、以下のとおりである。

ア 避難の指示を行うとき

- (ア) 津波が発生し、浸水による危険があるとき。
- (イ) 河川の上流が地震被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- (ウ) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (エ) 爆発のおそれがあるとき。
- (オ) ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
- (カ) 地すべりや崖崩れ、土石流などにより、著しく危険が切迫しているとき。
- (キ) 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- (ク) その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

イ 避難の指示の対象者

避難の指示の対象者は、居住者や滞在者、通過者を含めて、避難を要すると認められる区域内にいる全ての人を対象とする。

ウ 避難の指示の内容

避難の指示は、次のことを明らかにして行う。

- (ア) 避難対象地域（字名、施設名など）
- (イ) 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間など）
- (ウ) 避難先（安全な方向や避難所の名称）
- (エ) その他（避難行動時の最少携帯品や災害弱者の優先避難など）

エ 避難措置や解除の周知

- (ア) 避難の指示などの住民への伝達

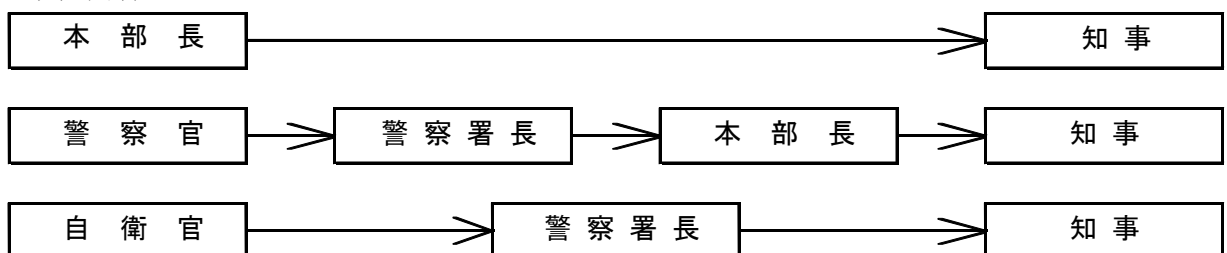
避難の指示の住民への伝達は、関係機関の協力を得て、広報車や職員による徒歩連呼、その他により、住民に十分周知できるよう、あらゆる手段を講じ、避難の必要がなくなったときも同様とする。

この場合において、避難行動要支援者となりうる者や一時滞在者等に対する周知について十分考慮するものとする。

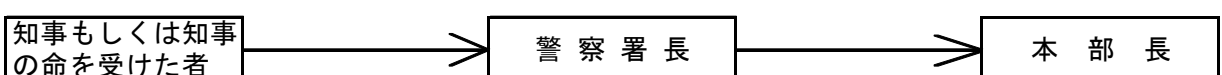
- (イ) 避難措置や解除の伝達・周知

避難の指示を行った者は、次の連絡系統により、避難措置やその解除について、直ちに必要な事項を通知する。

(災害対策本部)



(水防法第22条による場合)



< 2 > 住民等の避難誘導に関する計画

(1) 計画の方針

危険が切迫し、住民が緊急に避難する必要がある場合、混乱を起こすことなく、避難の安全を確保するためには、適切な避難の誘導が行われる必要がある。

避難の誘導は、市職員又は各施設管理者が、警察官や消防団員、住民の協力を得て実施する。

(2) 計画の内容

ア 避難順位

- (ア) 老人や乳幼児、傷病者、婦女子
- (イ) 災害活動従事者以外の者
- (ウ) 防災活動従事者

イ 避難準備や携行品などの制限

- (ア) 避難に際して、火気や危険物の始末を完全にする。
- (イ) 家屋の補強や家財の整理をする。
- (ウ) 避難者の携行品について、次の措置をとる。
 - a 緊急の場合
 - 現金や貴重品以外の日用品、身の廻り品を最小限にする
 - b 時間的余裕があると認められる場合
 - 避難秩序を乱さない範囲にする

ウ 避難道路の選定

- (ア) 避難道路は、緊急時の混乱を避けるため、できる限り車両用と徒歩用に区分選定する。
- (イ) 避難道路には、消防団員や警察官などを配置する。
- (ウ) 必要に応じ、誘導標識や誘導燈、誘導柵を設ける。
- (エ) 避難路上の障害物件などを除去する。

オ 避難者の確認

- (ア) 避難の指示を発した地域に対しては、避難終了後、速やかに警察官や消防団員などによる巡視を行い、立ち退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出する。
- (イ) 避難の指示に従わない者については、説得に努め、状況に応じては強制措置をとる。

(3) 津波発生時における措置等

ア 地震発生時において津波（津波警報又は大津波警報発表時）による避難の指示の対象となる地区は、別表のとおりである。なお、市は、別に定める基準に基づき、耐震診断などを行い、原則として、高齢者や子ども、病人、障害者など、要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

また、市は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

別表 避難指示の発令対象（広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき）

広島県 三原市	○広島県が津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づき指定した「津波災害警戒区域」を含む地区 旭町、古浜、東町、館町、城町、本町、港町、西町、宮浦、皆実、宮沖、円一町、糸崎、糸崎南、木原、西野、頼兼、明神、宗郷、和田、和田沖町、貝野町、須波町、須波、須波西、須波ハイツ（ハイツ入口信号付近）、新倉、沼田東町、幸崎能地、幸崎久和喜、幸崎町能地（海岸沿い道路区域） 鷺浦町
------------	--

※広島県に津波注意報が発表されたときは、海岸堤防等よりも海側の区域に避難指示を発令する。

イ 市は、アに掲げる地区ごとに、次の事項について、関係地区住民にあらかじめ十分周知を図

る。また、誘導表示板、案内標識、標高板等を設置して、速やかに避難できるようにしておく。

- (ア) 地区の範囲
- (イ) 想定される危険の範囲
- (ウ) 避難所（屋内、屋外の種別）
- (エ) 避難所に至る経路
- (オ) 避難の指示の伝達方法
- (カ) 避難所にある設備や物資などや避難所において行われる救護の措置など
- (キ) その他、避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止など）

津波を伴う発災の場合は、区域内の避難所について、原則、避難しないものとする。ただし、津波到着まで時間が短い場合は、3階以上の校舎などの建物を避難ビルとし、その3階以上部分に臨時避難する。

ウ 市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備や資機材の配備、食料などの生活必需品の調達・確保、並びに職員の派遣を行う。

避難所の運営については、第3章第16節<4>「避難所の運営」に準ずる。

また、物資の調達については、第3章第19節「食料供給計画」、第20節「給水計画」、第21節「生活必需品など供給計画」及び第22節「救援物資の調達および配送計画」に準ずる。

エ 地域の自主防災組織や施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画や災害対策本部の指示に従い、住民や従業員、入場者などの避難誘導のための必要な措置をとる。

オ 他人の介護などを要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮して、次の点に留意する。

(ア) 市は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者や乳幼児、障害者、病人、妊産婦などの避難にあたり、他人の介護を要する要配慮者の人数や介護者の有無などの把握に努める。

(イ) 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が発令されたときは、(ア)に掲げる者の避難所までの介護及び担送は、原則として本人の親族、又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当し、事前に避難支援等実施者を決めておくなどの避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

市は、自主防災組織を通じて、介護又は担送に必要な資機材の提供やその他の援助を行う。

(ウ) 地震が発生した場合、市は、(ア)に掲げる者を収容する施設のうち、自ら管理するものについて、収容者などに対し必要な救護を行う。

(エ) 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

要配慮者及び災害発生後援護が必要となる者が避難所で生活するために必要な設備やスペ

ースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

要配慮者の避難等の設置について、本市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、市が要配慮者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、市への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

カ 市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人や出張者などに対する避難誘導などの対応について定める。

キ 市は、居住者などが津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

< 3 > 避難所の開設

(1) 計画の方針

市は、災害により家屋の損壊・損失が生じた場合、あるいは、避難の指示が出され住民が避難を行う場合、一時的収容保護を実施するため、避難所を開設する必要がある。

避難所の設置場所は、本部長があらかじめ指定する避難所一覧表に基づき、被害の状況に応じて決める。

(2) 計画の内容

ア 避難所の開設

(ア) 避難所の開設は、原則として災害対策本部長の指示により行う。ただし、災害の状況により、緊急に開設する必要がある時は、各施設の管理責任者や勤務職員、最初に到着した市職員が実施する。

(イ) 夜間など、突発的な災害発生の場合には、本部からの指示がなくても避難の必要が生じると自主的に判断したときは、居合わせた職員が、施設入口（門）を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

(ウ) 既に避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、とりあえず体育館などの広いスペースに誘導し、無用な混乱の防止に努める。

イ 避難所開設の報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、市災害対策本部に、無線若しくは電話などにより、その旨を報告する。本部は、知事や警察署、消防などの関係機関に対して、開設の状況を連絡する。

ウ 避難所内事務所の開設

避難所内に「事務所」を速やかに開設し、避難住民に対して避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

エ 避難所内の区画の指定

避難した住民の受け入れは、事情の許す限り地域ごとにスペースを設定し、町内会などを中心とした住民による自主的な運営となるよう配慮する。

< 4 > 避難所の運営

(1) 計画の方針

避難所の開設期間は、原則として7日以内と災害救助法に定められている。ただし、状況によっては、知事の承認を得て、延長する場合も想定される。

短い期間であっても、避難所は、生活の拠点を失った住民が生活する場所となるため、衣・食・住のあらゆる分野にわたるきめの細かい対応が必要となる。

運営は、原則として市職員が担当し、あらかじめ避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めることとするが、全てを職員だけで対応するのは困難であり、また、実際的ではないため、町内会や自主防災組織と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築に努める。

同時に、町内会などの地域組織や避難した住民の代表者による自主的な管理運営の手法を積極的に取り入れ、その立ち上げを支援するとともに避難所運営についてNPO・ボランティア等の専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

また、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(2) 計画の内容

ア 避難所運営の概ねの目安は、次のとおりである。

(ア) 避難者名簿（カード）の作成

(イ) 居住区域の割り振り

(ウ) 食料や生活必需品、テントなどの必要量の把握や調達、請求、受け取り後の、効率的な配給

(エ) 避難所の運営状況の報告（適宜）

(オ) 避難所運営記録の作成

(カ) 避難所の衛生保全や医療体制の確保

(キ) 高齢者や障害者などの避難所での健康状態の把握

(ク) さまざまなニーズの違いへの配慮

(ケ) 福祉施設などへの入所、介護職員などの派遣、車いすの手配など

イ 避難所運営が大規模化・長期化した場合の目安は、次のとおりである。

(ア) 避難者のプライバシー確保に配慮するなど、良好な生活環境の維持

(イ) 避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握

(ウ) 簡易ベッド（ダンボールベッド含む）等の活用状況、食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握、衛生管理など必要な対策の実施

(エ) 救護所の設置などの医療体制の確保、避難者の心身の健康確保のため保健師などによる健康相談、心のケアなど必要な対策の実施

(オ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師などによる巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握、必要な措置の実施

(カ) 健康状態の悪化を防止するための適切な食料などの分配、食事の提供など栄養管理

(キ) 食料、飲料水及び生活必需品などの必要量の把握、効率的な配給

(ク) 市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、

防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を提供し、共有するものとする。

- (ケ) 市は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (コ) 避難所運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- (サ) 避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (シ) やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- (ス) 「ペット受入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うよう努めるものとする。

県は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受入れが難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。

市は、必要に応じ、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (セ) 避難所に配置された連絡員（市職員）は、疾病やアレルギーの有無等の、避難者が配慮を希望する事項等を確認し、災害対策本部と連携してその内容に応じて可能な限り配慮を行うよう努めるものとする。
- (ソ) 郵便局への臨時郵便差出箱設置の要請など
- (タ) N T T特設公衆電話の設置・利用

< 5 > 広域的な避難

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、避難所や応急仮設住宅等への収容等が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

県は、市からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。また、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

市及び県等は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。大規模災害の発生による市町機能の喪失等により、市町において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市町に代わり必要な手続きを行うものとする。

< 6 > 要配慮者の安全避難

(1) 計画の方針

学校や保育所、病院などの施設の管理者は、あらかじめ避難計画を定め、状況に応じて適切な集団避難を行う。

(2) 計画の内容

ア 小・中学校の児童・生徒や幼稚園児の集団避難

(ア) 避難誘導

- a 学校長や園長は、あらかじめ定めた地震防災マニュアルに基づき、状況に応じ教職員に適切な緊急避難の指示を行う。
- b 教職員は、学校長や園長の指示を的確に把握し、校（園）舎配置別又は学年別などを考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って、迅速、確実に校（園）舎外の安全な避難所に誘導する。

(イ) 避難指示の周知

- a 学校長や園長は、職員や児童・生徒、園児に対する避難の指示は、非常ベル又はマイクなどにより、その旨の周知の徹底を図る。
- b 学校長や園長は、職員や児童・生徒、園児に対する避難の指示を発したときは、直ちに市教育委員会や警察署、消防署にその旨を連絡する。

(ウ) 移送方法

別に班を編成し、教職員は、引率責任者としてできるだけ警察官や消防職員などの協力を得て、次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。

- a 危険な橋や堤防、その他新たに災害の発生するおそれがある場所を避け、安全な通路を選定する。
- b 引率責任者は、メガホンや携帯マイクを所持する。
- c 感電や水没などの事故防止に努める。
- d 浸水地域などを移送するときは、ロープなどを利用する。

イ 保育所（児童福祉施設）幼児・児童の集団避難

(ア) 避難誘導

- a 所（園）長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じ職員に適切な緊急避難の指示を行う。
- b 職員は、所（園）長の指示を的確に把握して、園舎配置別又は組別などを考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速、確実に園舎外の安全な避難所に誘導する。

(イ) 避難指示の周知

- a 所（園）長は、職員や幼児、児童に対する避難の指示は、サイレン又はマイクなどにより、その旨の周知徹底を図る。
- b 所（園）長は、幼児や児童に対する避難の指示を発したときは、直ちに市や警察署、消防署にその旨を連絡する。

(ウ) 移送方法

別に班を編成し、職員は、引率責任者としてできるだけ警察官や消防職員などの協力を得て次の事項に留意して、安全かつ能率的に移送する。

- a 危険な橋や堤防、その他新たに災害の発生するおそれのある場所を避け、安全な通路を選

定する。

- b 引率責任者は、メガホンや携帯マイクを所持する。
- c 感電や水没などの事故防止に努める。
- d 浸水地域などを移送する時は、ロープなどを利用する。

ウ 病院

(ア) 避難誘導

院長又は病院管理者は、構内外の火災やその他災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、病院で設置する自主組織により、あらかじめ、患者を担送者と独送者とに区別し、適当な人数ごとに編成した集団避難を行うこととし、医師や看護師、その他の職員が引率して、病院が指定する避難所、又は空地や野外の仮設幕舎、その他安全な場所に避難誘導する。

(イ) 誘導指示の周知

院長又は病院の管理者は、職員や外来患者、入院患者に対し、避難の指示をするとともに、マイクなどにより、その旨の周知徹底を図る。

(ウ) 移送方法

- a 院長又は病院管理者は、自主組織で定める班編成により、迅速に、安全な場所への誘導をするため、避難経路を指定し、入院患者を院外の安全な場所まで移送する。
- b 院長又は病院の管理者は、院外への患者移送について、自力で歩行不可能な患者については、担架により医師や看護師などを引率責任者として、警察官や消防職員などの協力を得て移送を行う。
- c 院長又は病院管理者は、避難誘導を終結した場合は、避難人員や残留者の確認を行うとともに、救出結果の点検を行う。

(エ) 避難所及び備蓄について

院長又は病院管理者は、災害時における避難所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置や患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、移送に必要な医薬品や食料品、衣類、担架、車両、手押し車などを備蓄しておく。

エ 老人福祉施設などの集団避難

(ア) 避難誘導

施設の管理者又は責任者は、地震災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるための必要な措置を講じるとともに、施設の利用者などの体調の状態を考慮のうえ、適当な人数ごとに編成し、職員が引率して、あらかじめ指定する避難所や空地、その他安全な場所に避難誘導する。

(イ) 誘導指示の周知

施設の管理者又は責任者は、職員や施設利用者などに対し、避難の指示をするとともに、マイクなどにより、その旨の周知徹底を図る。

(ウ) 避難所や備蓄

施設の管理者又は責任者は、災害時における避難所をあらかじめ定めておくとともに、疾病や障害を有する利用者などを安全、かつ速やかに避難誘導を行うことができるよう、移動に必要な担架や車両、手押し車などを備蓄する。

オ ひとり暮らしの高齢者や要介護高齢者など

消防団員や近隣の住民などの協力を得て、安全な場所へ避難誘導し、事前に指南支援等実施者

を決めておくなどの避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

＜ 7 ＞ 帰宅困難者対策

(1) 計画の方針

市内において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者及び徒歩帰宅者（以下「帰宅困難者等」という。）が大量に発生する場合には、市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。

また、混乱が想定されるため、市は、県、関係機関及び企業等と連携・協働して帰宅困難者等対策を図るものとする。

(2) 計画の内容

ア 市は、大規模地震発生時には、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者等対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から市民等に対して周知を行う。

イ 市は、一時避難施設の確保に努める。

ウ 市は、企業等に対して、大規模地震発生時には従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等の推進を図るものとする。

エ 市は、鉄道の運行不能による帰宅困難者等に対し、西日本旅客鉄道株式会社広島支社と協力して対策にあたる。

オ 市は、港湾施設の損傷による帰宅困難者等に対し、船舶業者と協力して対策にあたる。

＜ 8 ＞ 在港船舶対策計画

(1) 計画の方針

津波や高潮によって生ずる在港船舶の転覆・座礁などの事故を防止するため、関係機関は、平素から連絡を密にし、係留施設の整備や船舶の安全指導を行い、財産の損失や沿岸住民への被害の未然防止を図る。

(2) 計画の内容

ア 在港船舶対策

(ア) 実施責任者

海上保安部長 尾道糸崎港長 （港則法）

(イ) 実施方法

a 移動命令

尾道糸崎港長は、特に必要があると認めるときは、港則法第10条、第39条第3項及び第43条の規定により、特定港に在泊する船舶に対して移動（避難）を命ずる。

b 海上保安官の行う避難勧告

海上保安官は、海上船舶における人命や財産を保護するため、特に必要があると認めるときは、避難の勧告を行う。

(ウ) 関係機関の協力

警察署や港湾管理者、その他の関係者は、海上保安部の行う在港船舶対策に対して協力する。

< 9 > 鉄道対策計画

(1) 計画の方針

津波によって生ずる事故を防止するため、関係機関は、平素から連絡を密にし、乗客等の安全を確保する。

(2) 計画の内容

津波警報等が発表された場合に、津波規制時の避難誘導マニュアル等により乗客等を高所施設等に避難誘導する。

ア 実施責任者

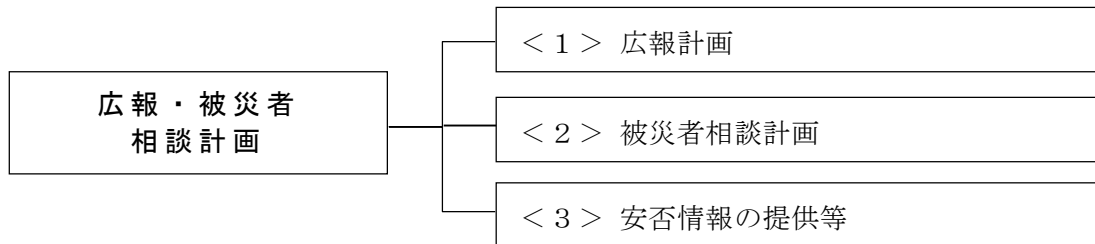
西日本旅客鉄道株式会社広島支社

第17節 広報・被災者相談計画

1 目的

この計画は、地震・津波発生時の住民の不安解消や混乱の防止を図り、また、被災者の生活再建等を支援するため、広報活動や被災者相談活動を確実に実施することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 広報計画

(1) 計画の方針

災害が発生した場合には、住民に対して速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

本市にかかる災害について、市や関係機関が被害の状況や応急対策、あるいは応急復旧、被災者の生活再建支援などに関する情報を、迅速かつ的確に広報活動を行うことにより、市民の不安を取り除くとともに、速やかな復旧への協力を依頼する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

(2) 計画の内容

ア 現行体制における対応

(ア) 広報する事項を状況ごとに示すと、以下のとおりである。

a 緊急に伝達する必要がある事項

(a) 避難の指示

(b) 火災防止指示

b 一斉に伝達する必要がある事項

(a) 地震発生直後の地震・津波情報や二次災害防止のための一般的注意事項

(b) 住民の安否情報

(c) 災害対策本部・救護所の設置など、応急対策活動の実施状況

c 時期、又は地域を限定して伝達する事項

(a) 復旧状況や防疫・清掃、給水活動などに関する事項

(b) 被災建築物応急危険度判定活動に関する情報

(イ) 実施方法については、有線放送や広報車などにより、最新の状況を住民に周知徹底し、協力を依頼する。

(ウ) その他各機関には、電話や無線、自動車などにより情報連絡を保つ。

(エ) 報道機関から情報の提供依頼があった場合は、これに協力する。

イ 今後の目標とする広報体制

災害時には情報が錯綜し、通常の通信体系が支障を来す場合も考えられる。そのため、双方向の通話を必要としない情報伝達は、極力ファクシミリやメールを使い、通信対象に送信する。

(ア) インターネット（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）、メール配信システム、市公式SNSや掲示板の積極的利用

(イ) 県などの関係機関やNHKなどの放送機関、新聞社などへの災害情報の提供と市民への伝達事項の依頼

(ウ) コミュニティFM局の災害時における広報利用

ラジオの利用が、災害時における最も確かな住民への広報手段となることからコミュニティFM局を災害発生時の住民への広報に活用する

(エ) 情報の集中による一元化

正確な災害情報を把握し伝達するため、市災害対策本部の総括班に災害情報担当（職員）を置き、情報の収集を図る。

< 2 > 被災者相談計画

(1) 計画の方針

災害発生後、精神的に不安定な状態にある住民に対しては、その不安を解消するためのさまざまなケアサービスが必要となる。

被災者又は関係者からの家族の消息や医療、生活必需品、住宅の確保や融資などについての相談、要望、苦情などに関する広聴活動を関係防災機関とともに展開し、被害の実情に応じたきめ細かな災害応急対策を実施する。

(2) 計画の内容

ア 被災地や避難所などに臨時被災者相談所を設け、相談や要望、苦情などを聴取し、速やかに関係各課に連絡し、早期の対応に努める。なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。

イ 避難所などに相談所が設置されないときは、各避難所の責任者が相談などに応ずる。

< 3 > 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

また、県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

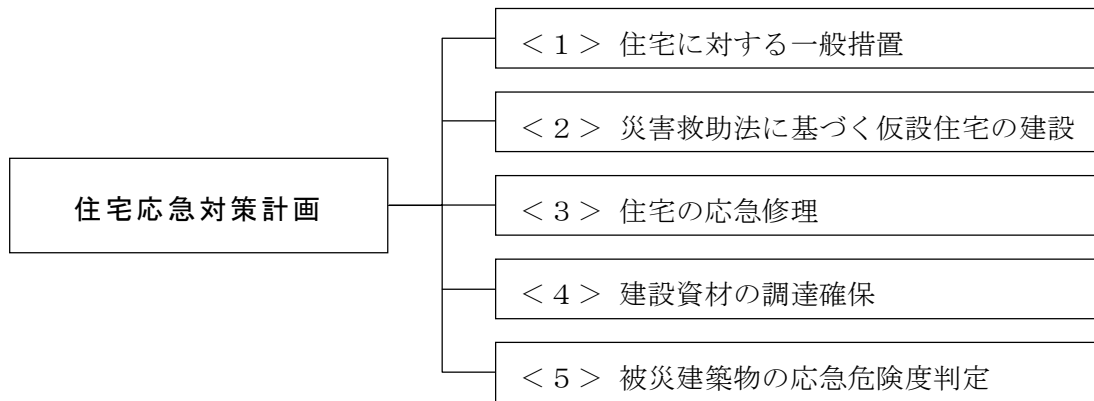
第 18 節 住宅応急対策計画

1 目的

地震・津波発生時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、災害救助法を適用した場合には、一時的には公共施設などを利用した避難所に収容するほか、応急仮設住宅の建設や供与、又は住宅の応急修理などを実施する。

この計画は、地震・津波発生時の住宅応急対策を確実に実施することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 住宅に対する一般措置

市災害対策本部は、一般民間のみ被災住宅について、住宅金融公庫による災害関係貸付制度について指導に当たるとともに、住宅金融公庫法に基づく認定や算定業務を行う。

< 2 > 災害救助法に基づく仮設住宅の建設

(1) 県災害対策本部が広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い建設する。

(同法により、知事が市長に委任した場合は、市災害対策本部とする。)

(2) 平常時において、あらかじめ再災害の危険のない適地を選定し、早期着工できるように準備しておく。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(3) 対象や建設戸数、費用の限度、着工期間は、「第 3 章第 30 節 災害救助法適用計画」の定めるところによる。

(4) 応急仮設住宅に収容する入居者の選考は、市災害対策本部があたり、町内会長や民生委員・児童委員などの意見を取り入れ、抽選などの方法で決定する。

(5) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮する。

< 3 > 住宅の応急修理

(1) 市災害対策本部は、市の財政事情などを考慮し、自らの資力で応急修理できないり災者に対しては、日常生活に欠くことのできない部分の修理を援助するよう努める。

(2) 災害救助法を適用した場合の応急修理の戸数や費用の限度，期間などは，「第3章 第30節 災害救助法適用計画」の定めるところによる。

＜4＞ 建設資材の調達確保

災害時における建設資材などについては，地元業者で調達し，調達できないときは，ほかの市町の業者から調達する。

また，県（救助実施市）は，応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し，調達の必要がある場合には，必要に応じて，国に資機材の調達に関して要請するものとする。この場合において，応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等に当たっては，適正かつ円滑に行われるよう，救助実施市及び関係団体等との連絡調整を行う。

＜5＞ 被災建築物の応急危険度判定

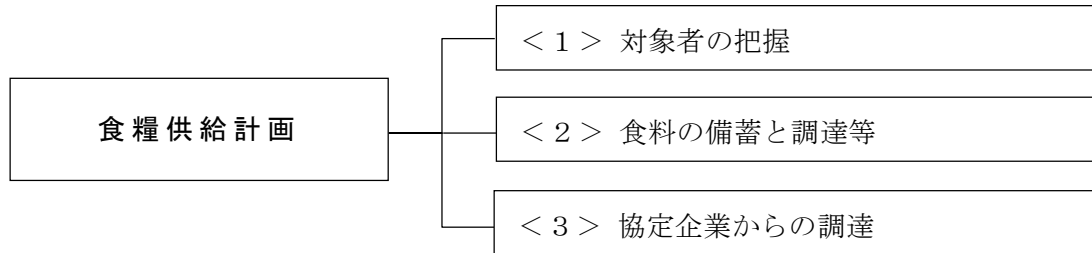
必要に応じ，被災建築物応急危険度判定士へのボランティアとしての協力要請などにより，応急的に被災建築物の危険度判定の実施に努め，余震などによる建築物の倒壊による二次災害の防止を図る。

第19節 食糧供給計画

1 目的

この計画は、地震・津波発生時において、被災者や災害救助要員などに、食糧の確保と供給の万全を期することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 対象者の把握

災害時における米穀などの必要量を迅速かつ確実に計算し、調達を行うよう、次のとおり定める。

また、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して食料の供給及び給食、炊出しなどを行う。

(1) 配給対象者や数量の把握

- ア 避難所については、それぞれその避難所の責任者からの報告により把握する。
- イ 在宅者については、関係機関や町内会などの協力を得て把握する。
- ウ 災害応急対策活動従事者については、関係各課の協力を得て把握する。

(2) 備蓄食糧

地震・津波災害に備え、緊急用食糧の備蓄に努めるとともに、市内業者などにより、必要人数分の必要食糧を購入する。市内業者で調達不可能な場合は、県災害対策東部支部を通じて農林水産省などに食糧の確保などを依頼する。

(3) 調達食糧

米やパン、うどんなど

(4) 集積場所

- ア 市役所
- イ 小・中学校体育館
- ウ 各地域の集会所
- エ その他、特に必要なときは公共の建物

(5) 配給の経路や方法

配給物資の種類や集積場所、輸送車両などを勘案して集配する。

(6) 炊出し器材や要員

炊出しに要する器材については、給食設備完備の市公共施設（学校給食調理場など）の器材を使用し、要員については、給食調理員をあてるが、必要に応じ市職員や日赤奉仕団、消防団員をあて

る。

< 2 > 食料の備蓄と調達等

(1) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事と農林水産省との締結による「災害時における米穀等の応急配給実施要領」に基づいて実施し、市長は、必要な申請などを県災害対策東部支部を通じて知事に行う。

また、災害地が孤立し、あるいはやむを得ない事情により、知事又は関係機関に申請書提出が困難なときは、申請内容を電話などにより県災害対策東部支部に報告し、食糧の供給を受けた後、速やかに所定の申請を行う。

※災害応急配給米穀割当申請書は「資料編 資料 36」参照

< 3 > 協定企業からの調達

「防災協力協定」を活用して、災害時の食糧品等の生活物資を協定企業から調達するとともに、平常時から協定の実効を期すため情報交換と生活物資の確保に協力を得る。

被災者への食糧の供給については、第1次的には本市の備蓄食糧を活用し、なお、不足する場合又は備蓄品以外の食糧等を必要とする場合には、協定企業に対し調達要請を行うものとする。

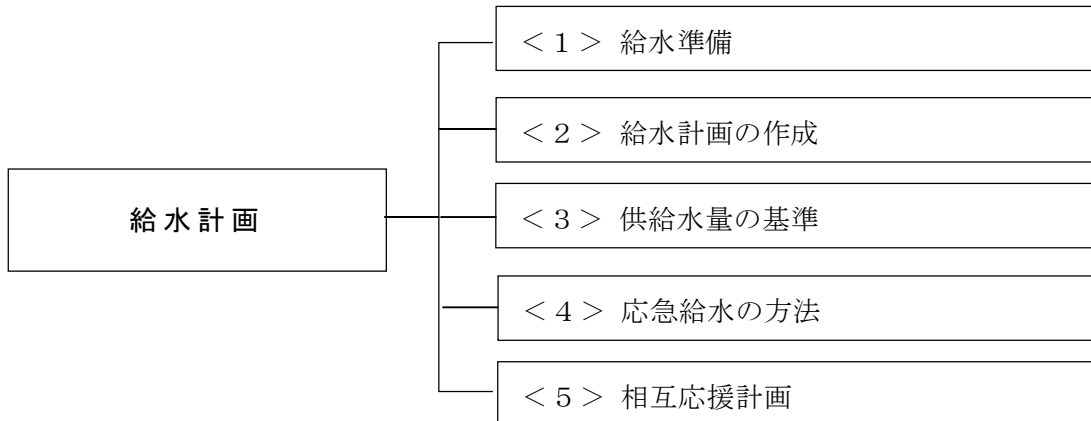
※協定企業は「資料編 資料 41」参照

第20節 給水計画

1 目的

この計画は、地震が発生し、水道施設の損壊などにより、生活に欠くことのできない飲料水が枯渇・汚染した場合のために、飲料水の供給体制の確立を図ることを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ 給水準備

水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には、直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、感染症などの発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒を強化し、かつ、残留塩素の確認を行う。

＜2＞ 給水計画の作成

広島県水道広域連合企業団三原事務所（以下「三原事務所」という。）は、「供給水量の基準」を目安に、給水班を中心に応急給水量・給水地区・給水方法等について決定し、給水計画を作成する。

1 応急給水は、以下を基準に展開する。

- (1) 無被害及び比較的被害の少ない地域への直接給水の継続
- (2) 緊急給水（運搬給水，給水拠点給水）による対応
- (3) 配水管の修理，仮配管による配水管給水区域の拡大
- (4) 浄水場の被災状況を把握し，必要に応じて相互融通配水管からの給水応援

2 道路被害や交通渋滞等による事態への対応策

- (1) 直接給水の継続，区域の拡大（被害地域の限定，縮小）を図り，応急復旧の対応を急ぐ。
- (2) 緊急給水の補給箇所としては，応急給水場所に近い消火栓から給水車や給水タンク車に注水し，通水区域の拡大により運搬効率を高めていく。
- (3) 配管給水の拡大と共に配水管幹線の耐震性を向上させておき，消火栓などを利用した給水拠点を積極的に展開する。
- (4) 消火栓を用いた臨時給水栓設置に必要な仮設給水用設備，備品等の拡充設備や，給水訓練をし

ておく。

< 3 > 供給水量の基準

被災状況に応じ対応するが、災害発生直後の給水は、生命維持に必要な水量として1人1日30程度を最低限とし、災害時から応急復旧の期間として考えられている4週間までを次の6段階に分けて、供給水量の基準を順次増加させることを目標とする。

供給水量の基準一覧表

段階	基準水量	ℓ/人/日	給水方法
1	(生命維持に必要な水量)	30	(被災後3日程度) 1 市民の備蓄水 2 応急給水拠点での備蓄水 3 運搬給水による給水 (給水車及び給水タンク、ポリ容器等) 4 災害拠点病院、透析医療病院への運搬給水
	(給水条件) 救助法による飲料水の供給		
2	(飲料水、炊事、洗面等に要する水量)	140	(被災後4日～1週間を目標とする) 1 応急給水拠点への給水 2 運搬給水による給水 (給水車及び給水タンク、ポリ容器等) 3 一部修理通水による応急給水拠点への給水 4 災害拠点病院、透析医療病院への運搬給水
	(給水条件) 給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合		
3	(第2段用途及び洗濯等に要する水量)	210	(被災後1週間～10日間を目標とする) 1 応急給水拠点への給水 2 運搬給水による給水 (給水車及び給水タンク、ポリ容器等) 3 一部修理通水による仮設給水所の設置 4 災害拠点病院、透析医療病院への運搬給水
	(給水条件) 給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合		
4	(第3段用途及び避難所等での入浴に要する水量)	350	(被災後10日～2週間を目標とする) 1 応急給水拠点への給水 2 仮設給水所の増設 3 災害拠点病院、透析医療病院への運搬給水
	(給水条件) 給水できる状態であり、避難所等入浴が可能な場合		
5	(3日1回の入浴等最低限の生活を営むための水量)	1000	(被災後2週間～3週間を目標とする) 1 仮設給水所での給水 2 配水管の修理通水及び給水装置の復旧・仮配管による給水 3 災害拠点病院、透析医療病院への運搬給水
	(給水条件) 給水できる状態であり、自宅等での入浴、洗濯が可能な場合		
6	(若干の制約はあるが、ほぼ通常の生活を営むのに必要な水量)	2500	(応急復旧完了まで、被災後4週間以内を目標とする) 1 各戸給水を目標
	(給水条件) 通常給水		

< 4 > 応急給水の方法

1 方法

(1) 給水基地における給水車等への給水

三原事務所職員が各給水基地に常駐し、給水車及び給水タンク車への充水作業を行う。

(2) 給水拠点による給水

西野浄水場、沼田東基幹配水池、第二中学校、道の駅みはら神明の里、吉田配水池及び大具配水池において仮設水栓類を設置することにより、市民自身が受水に行く方法とし、混乱のないよう配慮する必要がある。

(3) 運搬給水による給水

給水基地等で給水車及び給水タンク車に充水し、応急給水場所に運搬して給水する。

(他の水道事業者等の応援車両には、必要に応じて三原事務所職員が同乗する。)

ア 特定施設への給水

(ア) 人工透析や緊急手術など、人命に直接関わる緊急性をもった医療施設からの応急給水の要請があったときは、他に優先して給水を行う。

イ 一般市民への給水

(イ) 避難場所等必要に応じて巡回しながら給水する。

(ロ) 一人当たりの給水量は状況に応じて制限する。

(ハ) 給水タンクに水が無くなったときには、次の給水予定時刻を知らせ、到着したときには、ハンドマイクや車両マイクで周辺住民に周知するなど、混乱の防止を図る。

ウ 災害時要援護者となる障害者や独居の老人などへの給水

(ウ) 各自治会や自主防災組織など市民の協力を得て給水する。

(エ) 給水は、3～10ℓパック詰袋、ポリ容器で行い、パック詰袋のみ渡しきりとする。

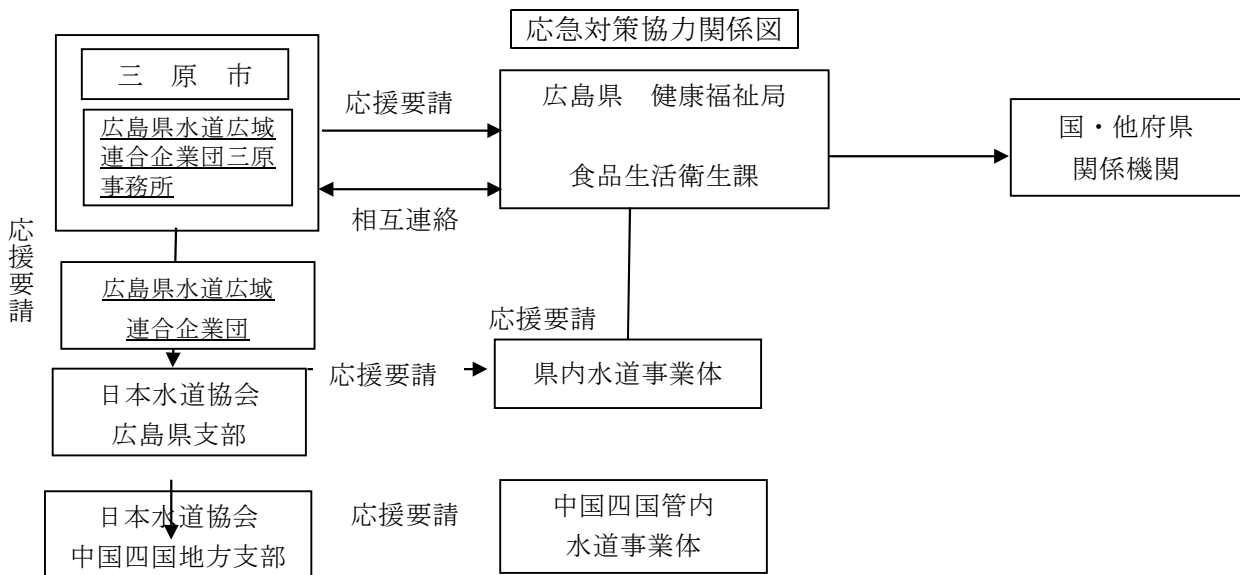
(4) 応急給水栓による給水

ア 配水管の復旧状況により常時自由に給水できる地点を増やしていき、消火栓や給水管を利用して給水するものとする。

イ 給水栓は通行の妨げにならないように設置し、バリケードなどで安全を確保するとともに自治会等を通じて広報し、徐々に運搬給水の軽減化を図る。

< 5 > 相互応援計画

応急措置を実施するにあたり、地震等大規模な災害に見舞われ予想を上回る被害が生じ、三原事務所独自の対応が困難なときには、市災害対策本部と調整のうえ、県、もしくは日本水道協会広島県支部等に応援要請するものとする。



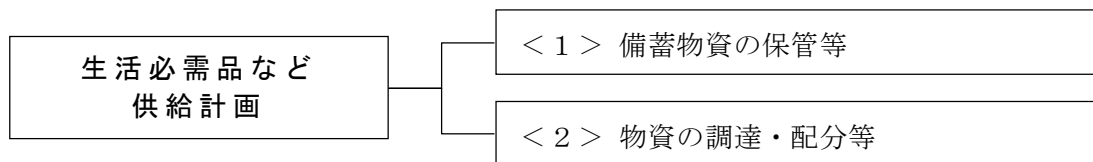
第 21 節 生活必需品など供給計画

1 目的

市は、被災者に対して衣服や寝具，その他生活必需品（以下「生活必需品など」という。）を円滑に供給するため，平素から物資の備蓄に努めるとともに，市内の卸売業者や大規模小売店などにおける生活必需品などの放出可能量の把握や確認に努める。また，県と相互に協力し被災者に対し，生活必需品などを供与又は貸与し，被災者の応急救助を行う。

この計画は，災害時に速やかに生活必需品を調達できるような体制の確立を明確にすることを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 備蓄物資の保管等

(1) 備蓄物資の在庫保管場所

在庫保管場所は，指定場所とする。

(2) 必要数の把握

災害対策活動従事者を除く「食糧」と同様とする。

< 2 > 物資の調達・配分等

(1) 調達方法

地元の製造業者や販売店，農業協同組合などで購入する。市内業者で調達不可能な場合は，隣接市町の販売業者などで購入する。

(2) 集積場所

市役所や学校，各地域の集会所などとする。

(3) 配分

被災地の町内会長や避難所の責任者などが，協議し適正に配分する。

(4) 配給

緊急必要度の高い受給地域から，迅速かつ適正に配給する。

(5) 生活必需品などの給与の内容

寝具	毛布，布団，タオルケットなど	炊事用具	鍋，やかん，包丁，まな板，バケツ，食器類など
外衣	洋服，作業着，子供服など	日用品	石鹸，ちり紙，生理用品，紙おむつ，歯ブラシなど
肌着	シャツ，パンツなどの下着の類	光熱材料	マッチ，ロウソク，懐中電灯，固形燃料など
身回り品	タオル，手ぬぐい，靴下，運動靴，敷物類など		

第 22 節 救援物資の調達及び配送計画

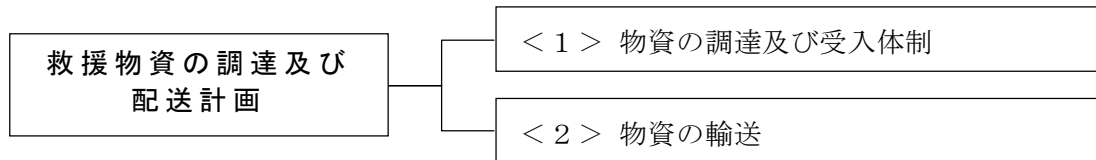
1 目的

本市及び県内で大規模な災害が発生し、市町単位での物資の確保が困難な場合に、県が市町の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、市町の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、市町の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、市町からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 物資の調達及び受入体制

(1) 市

ア 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、地震等により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

イ 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

ウ 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

(2) 県

ア 市町から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市町へ供給する。

イ 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

ウ 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国 5 県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

エ 地震等により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市町から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

< 2 > 物資の輸送

(1) 県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。

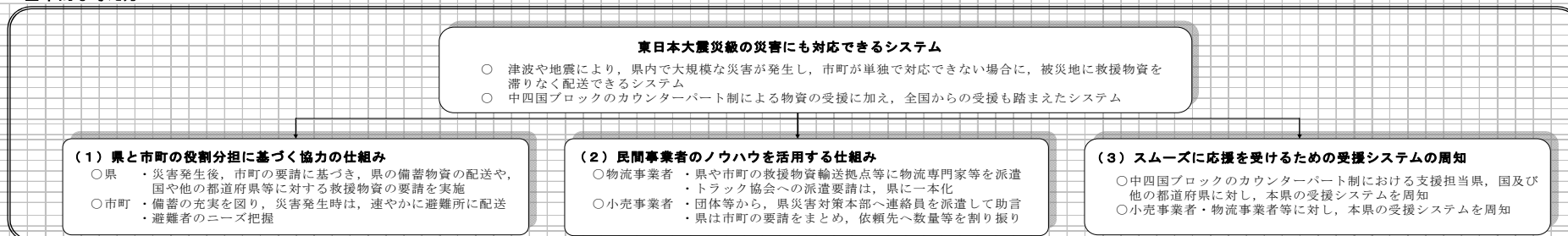
(2) 県は、広島県トラック協会等に対して、県や市町の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物

流専門家の派遣を要請する。

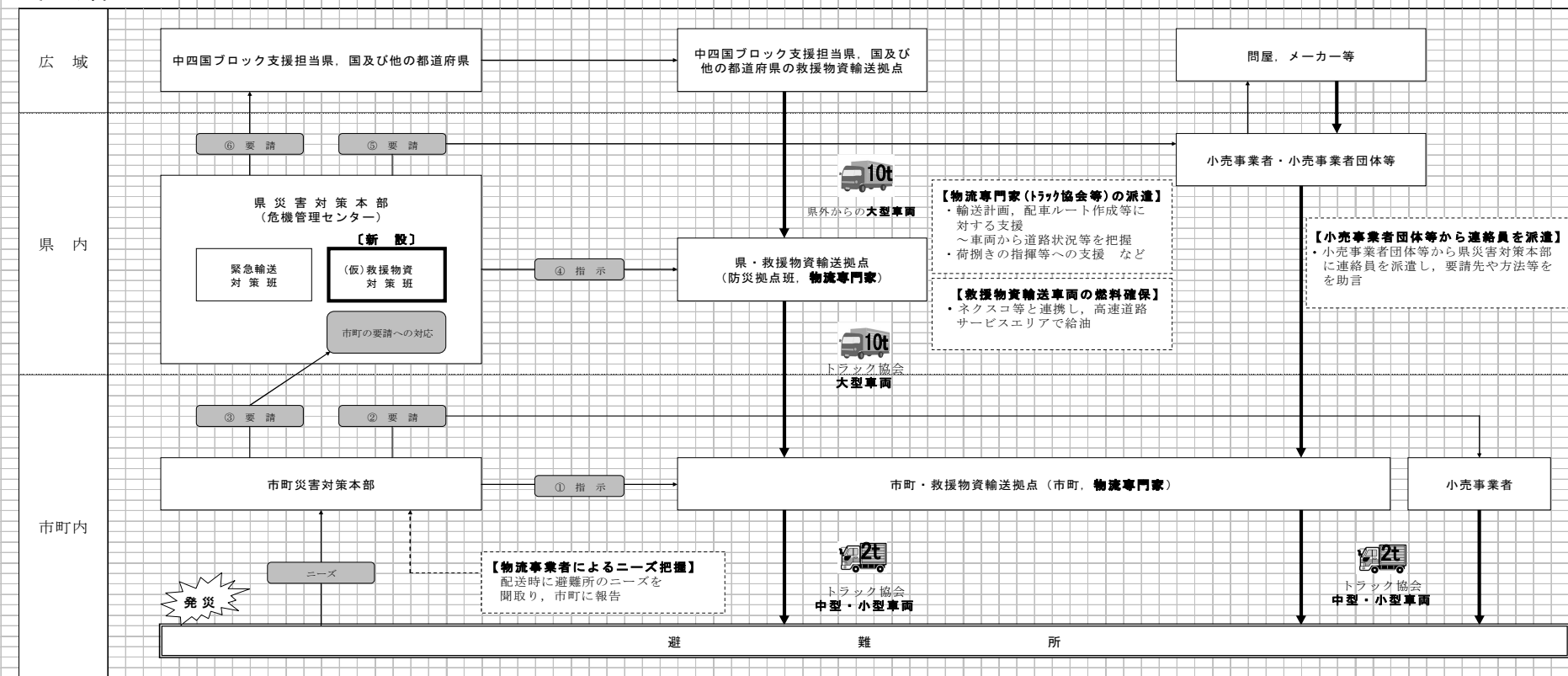
- (3) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞き取りを行い、市町等への報告に努めるものとする。
- (4) 物資輸送車両等の燃料確保については、県は、国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して、高速道路の給油所において物資輸送車両へ給油を行うよう要請する。

広島県における救援物資の配送対策について

I 基本的な考え方



II イメージ図



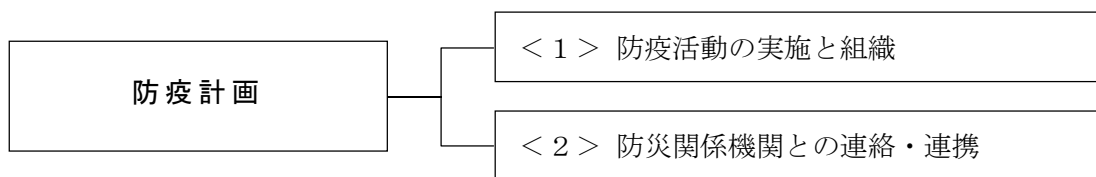
第23節 防疫計画

1 目的

大規模な災害発生時には、水道の断水や下水道管路の被害による汚水のあふれ出しなどにより、感染症や食中毒の発生が懸念される。

この計画は、大規模災害に伴う、二次的な災害としての感染症の発生や蔓延の防止、食中毒の発生予防のため、り災者の衛生指導や家屋内外の消毒、感染症の媒体となる鼠・ハエ・蚊などの駆除などの防疫や保健衛生活動の推進を目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 防疫活動の実施と組織

(1) 実施

ア 県の指示や命令に基づき、清掃や消毒、鼠・ハエ・蚊などの駆除、飲料水や家庭用水の供給の実施、避難所における防疫を実施する。

イ 市独自で処理不能の場合は、県災害対策東部支部や隣接市町、その他関係機関の応援を求めて実施する。

ウ 県は、一類から三類の感染症のまん延防止のため、必要と認めるときは、健康診断又は指定医療機関に、入院の勧告をすることができる。

(2) 組織

平常時から保健所や県災害対策東部支部、その他関係機関と協議及び情報の連絡を保ち、万全を期するために、災害防疫対策連絡会議や災害防疫対策本部を設ける。

(3) 災害防疫対策

被害状況から勘案して必要と考えられる場合は、速やかに災害防疫対策本部の設置や防疫対策の企画・実施、指導にあたる。

< 2 > 防災関係機関との連絡・連携

(1) 東部保健所長への通知

災害防疫対策本部の設置や業務の実施にあたっては、事前に東部保健所長に通知し、その指示を受けなければならない。

(2) 市災害対策本部と災害防疫対策本部との関係

ア 市災害対策本部が設置されたときは、即時災害対策本部組織の中に移行するものとし、市災害対策本部の医療班が担当し、防疫活動を実施する。

イ 市災害対策本部が設置されないとき，又は閉鎖された場合でも，必要があるときは，災害防疫対策本部を開設し，防疫業務を推進する。

(3) 報告，記録

ア 市は，災害防疫が終了した場合は，保健所や県災害対策東部支部に終了した日から 20 日以内に報告する。

イ 記録は，次のとおり区分して行う。

- (ア) 災害状況報告書
- (イ) 防疫活動状況報告書
- (ウ) 防疫経費所要額調や関係書類
- (エ) 清潔方法や消毒方法に関する書類
- (オ) 鼠，ハエ，蚊などの駆除に関する書類
- (カ) 家庭用水の供給に関する書類
- (キ) 患者台帳
- (ク) 防疫作業日誌

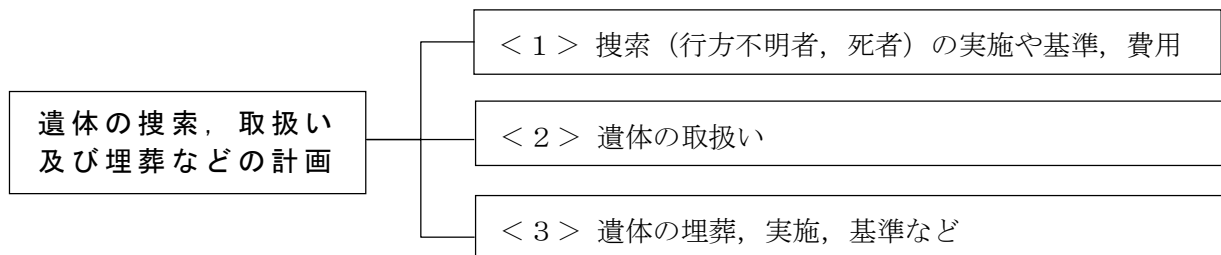
第 24 節 遺体の搜索，取扱い及び埋葬などの計画

1 目的

地震・津波による行方不明者や死者の身元を判明させず放置することは，人道上からも許されないことであり，混乱期に人心の安定を図る上からも早急に実施する必要がある，関係機関や団体と緊密な連絡をとり迅速に実施するものとする。

この計画は，地震・津波発生時の死体の搜索，処理及び埋火葬を確実に実施することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 搜索（行方不明，死者）の実施や基準，費用

(1) 計画の方針

市は，警察や海上保安部と協力して，消防団や地域住民，団体に協力を要請し，必要な機械器具を借上げ搜索を実施する。

また，行方不明者等の把握について，市，警察及び海上保安部で情報共有し，迅速な搜索ができるよう相互に協力する。

(2) 計画の内容

搜索は，次の基準により行う。

ア 行方不明の状態にあるもので，周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

イ 死亡した原因いかんを問わない。

ウ 死者の居住地や住家，死亡の原因とは関係なく，その者の被災場所に，災害救助法が適用されていれば救助の対象になる。

エ 搜索のための機械器具の借上賃や修繕費，燃料費とし，当該地域における通常の実費で，災害発生の日から 10 日以内の範囲で実施する。

< 2 > 遺体の取扱い

(1) 計画の方針

遺体を発見したときは，海上保安部，警察及び市は次の措置を行う。

(2) 計画の内容

ア 海上保安部，警察署

(ア) 海上保安官及び警察官は，遺体を検分するとともに，遺体や身元の調査などの所要の措置を行う。

なお，多数の遺体がある場合は，遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため，検視

場所の確保、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供、検視等が終了した遺体の洗浄処理等について市と連携して対応するとともに、県公安委員会にあっては、必要に応じて警察災害派遣隊を要請し、体制の確保に努めることとする。

(イ) 身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努める。

イ 県

(ア) 市の行政機能が喪失又は低下した場合、検視場所の確保、身元不明遺体の引渡し等の措置を円滑に進めるため、積極的に支援する。

ウ 市

(ア) 遺体について、警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。

(イ) 遺体の身元特定のために必要な資料等について、警察等に積極的な提供を行う。

(ウ) 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務遂行のため、検視場所として、市有施設の提供やその他の施設の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について警察等と連携して対応する。

(エ) 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

a 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

b 遺体の身元を判明させるため、病院や寺院、仏閣などの施設を借上げ、又は野外に天幕を設置して遺体の一時保存を行う。

(オ) 処置や一時保存、検索などの経費は、災害救助法の基準に準ずる。

(カ) 処理に要する期間は、災害発生から 10 日以内とする。

< 3 > 遺体の埋葬、実施、基準など

(1) 計画の方針

市は、遺族等が災害のために埋葬を行うことが困難な場合、埋葬を土葬又は火葬により行い、遺族に棺や骨壺の支給などの現物給付を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。

また、棺、骨壺等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

県は市から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域のかつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

(2) 計画の内容

遺体の埋火葬は、次の基準により行う。

ア 災害による死者で、その遺族が埋火葬を行うことが困難な場合、又は死者の遺族がいない場合。

イ 埋葬は、土葬又は火葬により行い、遺族に棺や骨壺の支給などの現物給付を行う。

ウ 事故死や身元不明の遺体については、警察機関や海上保安部から引き継いだ後に埋火葬する。

エ 身元が判明しない死者については、行旅死亡人として取り扱う。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな場合は同法に基づき埋火葬を実施する。

オ 埋葬のため支出できる費用の限度は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に基づく。

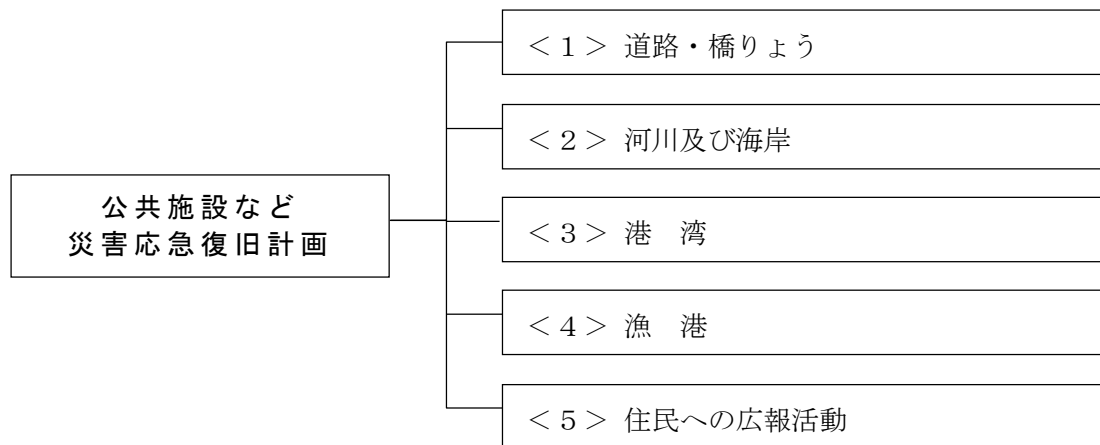
- カ 期間は、災害発生の日から 10 日以内の範囲で実施する。
- キ 知事は、感染症予防関係法令に基づき、一類から三類の感染症の予防まん延防止のため、遺体の移動を制限又は禁止する場合がある。この感染症汚染遺体は、火葬しなければならないが、充分消毒を行い、知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。
- この感染症汚染遺体は、24 時間以内に火葬又は埋葬ができる。

第 25 節 公共施設など災害応急復旧計画

1 目的

地震・津波災害によって被害を受けた公共施設については、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 道路・橋りょう

(1) 計画の方針

地震・津波などの災害が発生した場合、道路管理者は、所管の道路や橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制などの措置や迂回道路の選定などの通行者の安全策を講ずるとともに、パトロールなどによる広報を行うほか、被災道路や橋りょうについては、応急又は復旧措置を行う。

(2) 計画の内容

ア 道路の被害状況を速やかに把握したうえで、市災害対策本部に報告し、被害状況に応じた応急・復旧を行い、交通の確保に努める。

イ 上下水道や電気、電話などの道路占有施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者や当該道路管理者に通報する。緊急のため、その暇がない場合は、現場付近の立入禁止や避難の誘導、周知措置など、住民の安全確保のための措置をとり、事後連絡する。

< 2 > 河川及び海岸

(1) 計画の方針

地震・津波などの災害が発生した場合、河川や海岸の管理者は、所管の河川や海岸について、被害状況を速やかに把握し、流域や海岸線に接した地域の安全性の確保を図るため、浸水・氾濫の防止や津波防止などの措置を講ずるとともに、パトロールなどによる広報を行うほか、損壊した堤防などの各防災施設については、応急又は復旧措置を行う。

(2) 計画の内容

河川や海岸の各管理者は、堤防などの防災施設の被害状況を速やかに把握し、市災害対策本部に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、津波などの水防対策に努める。

＜ 3 ＞ 港 湾

(1) 計画の方針

地震・津波などの災害が発生した場合、港湾管理者は、所管の港湾について、被害状況を速やかに把握し、港湾施設の安全性の確保を図るため、必要な措置を講ずるとともに、パトロールなどによる広報を行うほか、損壊した施設などについては、応急又は復旧措置を行う。

(2) 計画の内容

港湾管理者は、港湾施設の被害状況を速やかに把握し、市災害対策本部に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、津波などの水防対策に努める。

＜ 4 ＞ 漁 港

(1) 計画の方針

地震・津波などの災害が発生した場合、漁港管理者は、所管の漁港について、被害状況を速やかに把握し、漁港施設の安全性の確保を図るため、浸水や津波などの措置を講ずるとともに、パトロールなどによる広報を行うほか、損壊した施設については、応急又は復旧措置を行う。

(2) 計画の内容

漁港管理者は、漁港施設の被害状況を速やかに把握し、市災害対策本部に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、津波などの水防対策に努める。

＜ 5 ＞ 住民への広報活動

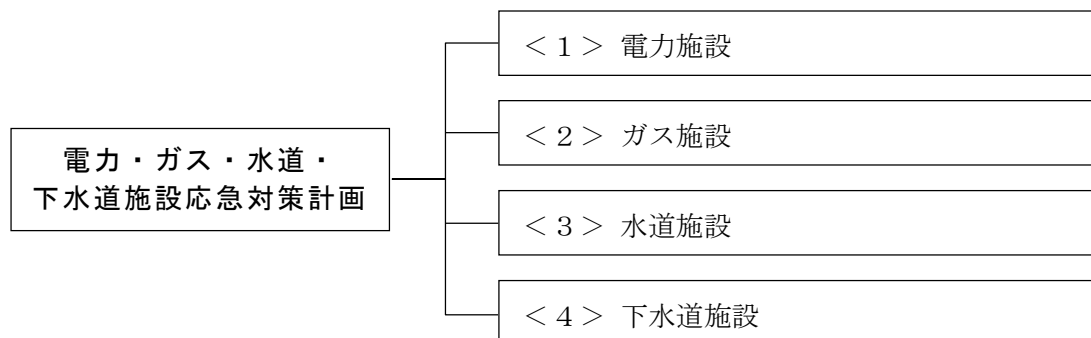
公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報を行う。

第 26 節 電力・ガス・水道・下水道施設応急対策計画

1 目的

この計画は、地震・津波発生時の電力・ガス・水道・下水道施設の応急対策活動を確実に実施することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 電力施設

(1) 計画の方針

電気施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。また、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

(2) 計画の内容

ア 予・警報の伝達など

(ア) 非常災害対策組織による的確な情報の検討、分析と迅速な伝達

(イ) 気象台とのより一層の連携の強化

(ウ) 社内指令系統の活用

イ 災害情報の収集など

非常災害対策組織による情報の収集や検討と指令の早期伝達

ウ 広報宣伝など

(ア) 非常災害対策組織における適切な情報発表文の決定

(イ) 関係官公庁に対する迅速な状況報告

(ウ) 広報宣伝車や新聞、その他の報道機関などの広報媒体の活用

(エ) 二次災害事故防止のための電気施設や電気機器の使用上の注意、復旧の見通しなどの広報宣伝活動

エ 応急災害発生時の動員体制

(ア) 災害発生予想時における待機や非常要員体制の確立

(イ) 請負契約による非常災害復旧要員の確保

(ウ) 災害規模における隣接電力事業所との相互協力

オ 応急対策用資材など

- (ア) 手持資材確認や在庫量の把握
- (イ) 各種施設や設備の被害状況の把握
- (ウ) 復旧資材の手配や輸送

カ 応急復旧工事など

恒久的復旧工事との関連や情勢の緊急度を勘案して、次のとおり実施する。

- (ア) 発・変電設備
 - ア 共通機器や流用可能機器，材料，貯蔵品を活用した応急復旧措置
 - イ 機器損壊事故に対して系統の一部変更や移動用変圧器などの活用による応急復旧措置
- (イ) 送・配電設備
 - イ 仮復旧標準工法の確立や活用，車両などの機動力の活用
- (ウ) 通信設備
 - ア 応急対策資材の整備による効率的応急復旧
 - イ 移動無線の活用による通信連絡の確保

< 2 > ガス施設

(1) 計画の方針

地震・津波時には，各家庭における都市ガスの供給は，自動的に停止する措置がとられているため，応急対策としては，地震・津波発生後，配管設備の安全かつ迅速な供給に向けた復旧措置が重要であり，そのために講じるべき措置について定める。また，必要に応じ，広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

(2) 計画の内容

ア 災害復旧用資器材の整備

復旧に必要な資器材は，平素から十分な数量の確保と点検を行い，万全な対応を講じておく。

イ 復旧における施設の点検

老朽化した配管などは，常に施設管理の徹底を行うとともに，市街地におけるガス供給の拠点周辺に対する迅速な復旧行動が行えるような態勢づくりを進める。

ウ 市災害対策本部との円滑な連携

(ア) 被害状況などの情報の把握

地震発生後の復旧活動は，市民生活の早期再開などに不可欠なことから，ガス施設のみならず市街地などの被害状況を把握することによる復旧作業の優先性を考慮する必要もある。

そのために，市災害対策本部との連絡態勢を緊密にしておくための必要な措置を講じておく。

(イ) 市民への広報活動における調整

各家庭に取りつけているマイコンメーターなどの点検や被災箇所における供給再開など，市民への広報活動は，市災害対策本部との調整による市民サービスに基づいた活動を行う。

< 3 > 水道施設

(1) 計画の方針

地震・津波時における飲料水の確保や被害施設の応急復旧に対処するため，被害の規模や，態様に即した判断のもとに，緊急配水調整を行い，断水区域を限定したうえで，応急復旧対策を実施する。また，本市のみで災害に対応することが困難な場合には，県内の関係事業者，隣接市町又は県

に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

(2) 計画の内容

ア 災害復旧用資器材の整備

復旧に必要な資器材については、平常業務との関連において、市水道部が保有し、整備しているものもあるが、不足するものについては、東部ブロック代表都市である福山市に要請して対処する。

イ 施設の点検

地震・津波発生後、速やかに水道施設の被害状況を把握する。

(ア) 取水・導水・浄水施設や給水所の被害調査は、施設ごとに速やかに行う。

(イ) 管路については、水圧状況や漏水、道路陥没などの有無、地上建物の被害状況などの把握に努める。なお、以下の管路については、優先的に点検する。

- a 主要配水管路
- b 給水拠点に至る管路
- c 河川や鉄道などの横断箇所

ウ 応急措置

(ア) 取水施設や導水施設に亀裂・崩壊などの被害が生じた場合は、必要に応じて取水や導水の停止、又は減量を行う。

(イ) 漏水などにより、道路陥没などが発生し、道路交通上危険が予測される箇所は、断水後、可能な限り危険防止措置を実施する。

(ウ) 倒壊・焼失家屋や所有者不明の給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

エ 地震・津波時の広報

地震・津波発生時は、市災害対策本部と一体となって、水道施設の被害状況や復旧の見通し、給水拠点などを住民に周知するため、水道部の車両や職員を動員して広報活動を行う。

< 4 > 下水道施設

(1) 計画の方針

災害時における下水道施設の被害については、汚水や雨水の疎通に支障のないように、下水道施設の被害に対し、応急措置を講じ、排水の万全を期する。また、本市のみで災害に対応することが困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

(2) 計画の内容

ア 災害復旧用資器材の整備

下水道施設の被害を、迅速に応急措置を実施するための資器材や工器具などを整備する。

イ 応急措置

(ア) ポンプ場において、停電のため機能が停止した場合、発電機により運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないよう対処する。

(イ) 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、被害の程度に応じて応急措置を実施する。

(ウ) 工事中の箇所においては、請負者に対し被害を最小限にとどめるよう指揮監督をするとともに、状況に応じて現場要員や資器材の補給を行わせる。

(エ) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を越える広域的な支援を必要と認めるときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

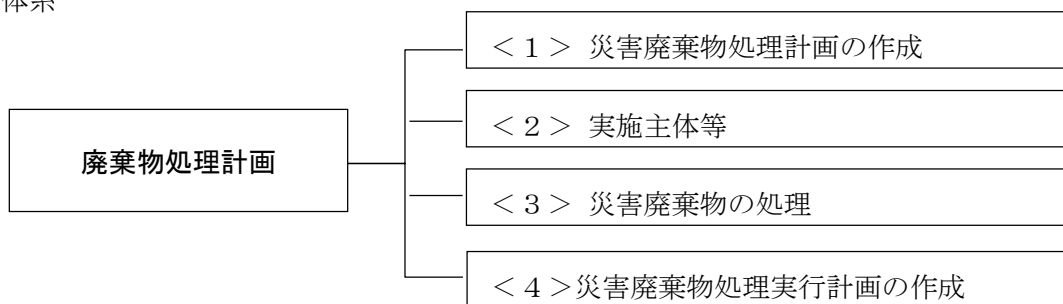
第27節 廃棄物処理計画

1 目的

地震発生時には、家屋の倒壊や火災などにより、大量のゴミの廃棄が予想される。また、し尿については、被災に免れた各家庭から排出されるし尿に加えて、電気や上下水道の機能が停止した避難所の分も加わり、大量な処理量になることが予想される。

この計画は、し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施することを目的とする。災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させ、また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 災害廃棄物処理計画の作成

県及び市は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

(1) 県災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考え方や手順、想定災害における県内の災害廃棄物発生推計量等の基礎的データ等を平時から整理し、県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(2) 市災害廃棄物処理計画

市は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や、市における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

< 2 > 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。県は市を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市の支援を行う。

市及び県の役割

市町	県
<ul style="list-style-type: none"> 自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 仮置場の設置運営 廃棄物の運搬・処分等 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 被災市町への事務支援、人的支援 被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

< 3 > 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

市は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等及び宅地内土砂混じりガレキ等の処理は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市が必要と認める場合は、市が処理を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成29年9月環境省)を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

市は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区分	機能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。市はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

(6) 連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国(環境省)による災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等を活用する。

< 4 > 災害廃棄物処理実行計画の作成

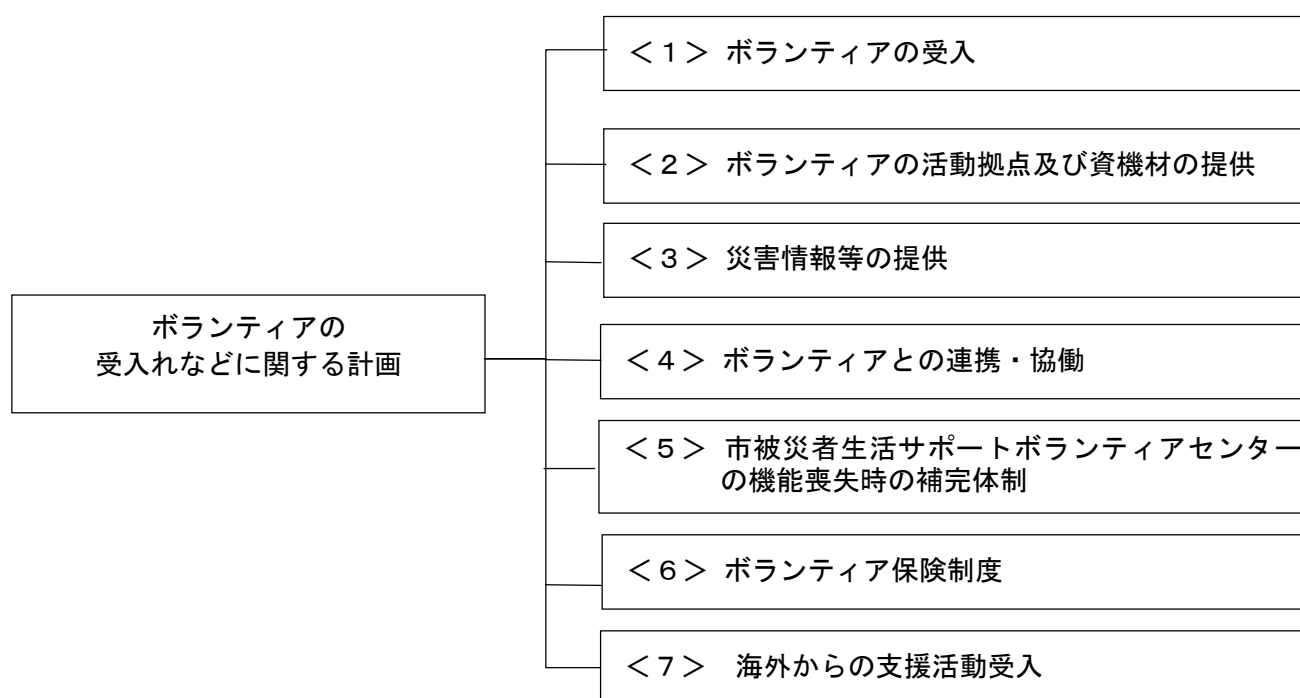
市は、発災後、国が作成するマスタープランや市町災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が市に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

第28節 ボランティアの受入などに関する計画

1 目的

災害時において、各災害応急対策責任者が効果的にボランティアの支援を受けられるよう、また、ボランティア活動が迅速かつ円滑に実施できるよう受入れ体制を確保するとともに、ボランティアの受付、調整等の受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 施策の体系



3 対策の内容

＜1＞ ボランティアの受入

(1) ボランティアの受入れ体制

災害時において、県は、災害対策本部を設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターへの支援を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び被災地市町社会福祉協議会が設置する市町被災者生活サポートボランティアセンターは、連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

(2) 県災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入れ体制の確保について、被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。また、本部は、広島県被災者生活サポートボランティアセンターへ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

(3) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

市町被災者生活サポートボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、市町被災者

生活サポートボランティアセンターの後方支援を行うものとする。

ア 市町被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援
情報発信，人材の派遣，資機材，資金の調整等の支援を行う。

イ 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信
県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ，被災地支援に向けた情報，人材，資機材の確保，資金の呼びかけ等を行う。

(4) 市災害対策本部の役割

市が被災した場合，県災害対策本部及びその他防災関係機関と緊密に連絡，協議し，市被災者生活サポートボランティアセンターへ支援等を行うものとする。

(5) 市被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや市災害対策本部等と連絡・調整し，ボランティアなどの受入れや活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者，ボランティア，関係機関・団体等から，被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し，ボランティアが不足すると考えられる場合，ボランティア活動の必要な状況を広報し，ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

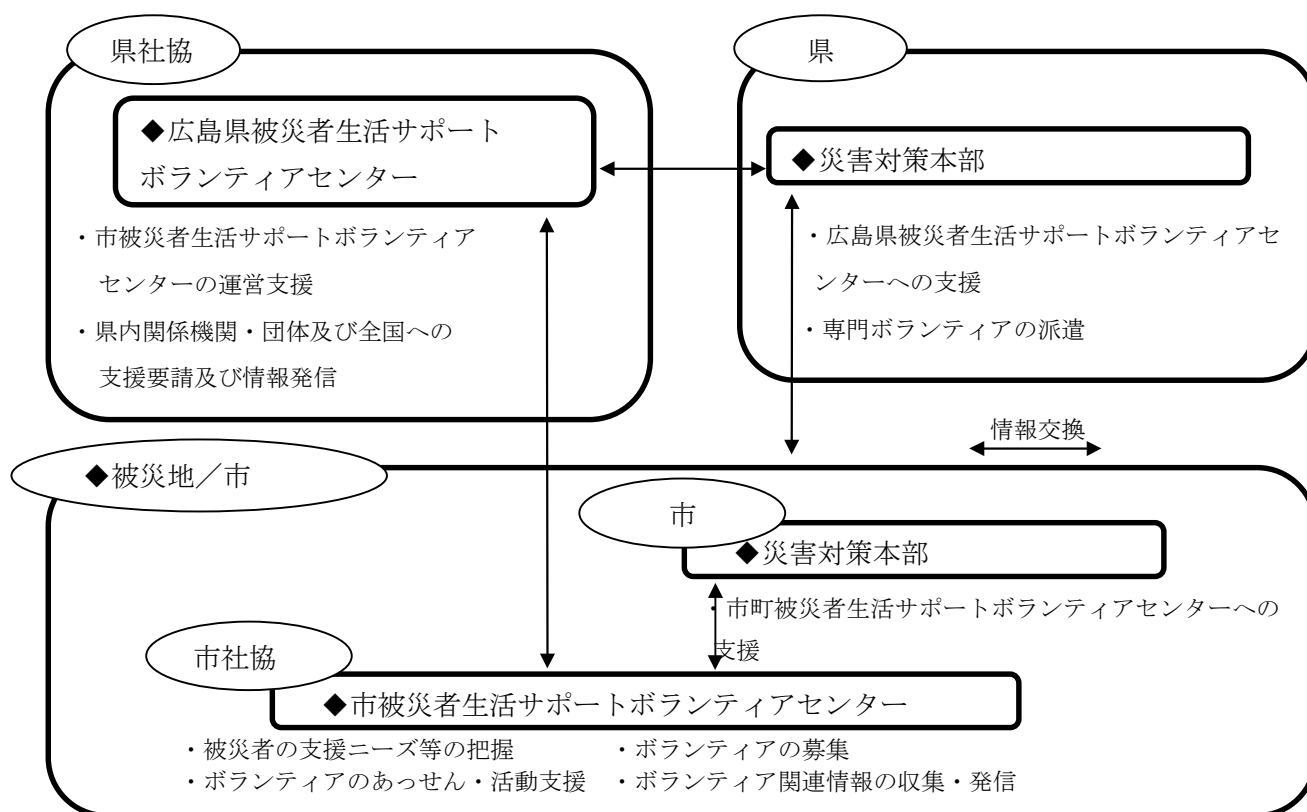
災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け，各ボランティアの活動内容，活動可能日数，資格，活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から市被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合，平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また，ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは，ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況，救援活動の状況などの情報を，ボランティアに対して的確に提供する。



(6) 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、市被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

市は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

< 2 > ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市及び市社会福祉協議会は、被災者生活サポートボランティアセンターの活動拠点について、被災地の状況、車両通行の便及び施設の広さ等を考慮し、最適な設置場所を協議し決定する。

また、市社会福祉協議会は、必要と認める場合において、被災地にサテライトセンターの設置を検討する。

設置に際して、市及び県は、庁舎、公民館、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

さらに、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

< 3 > 災害情報等の提供

県は広島県被災者生活サポートボランティアセンターへ、市は市被災者生活サポートボランティアセンターへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供する。

< 4 > ボランティアとの連携・協働

市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティ

ア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

< 5 > 市被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により市被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

< 6 > ボランティア保険制度

市は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

< 7 > 海外からの支援活動受入

海外からの支援活動は、国が受け入れたものについて、国の受入計画に基づき、県が受け入れる。

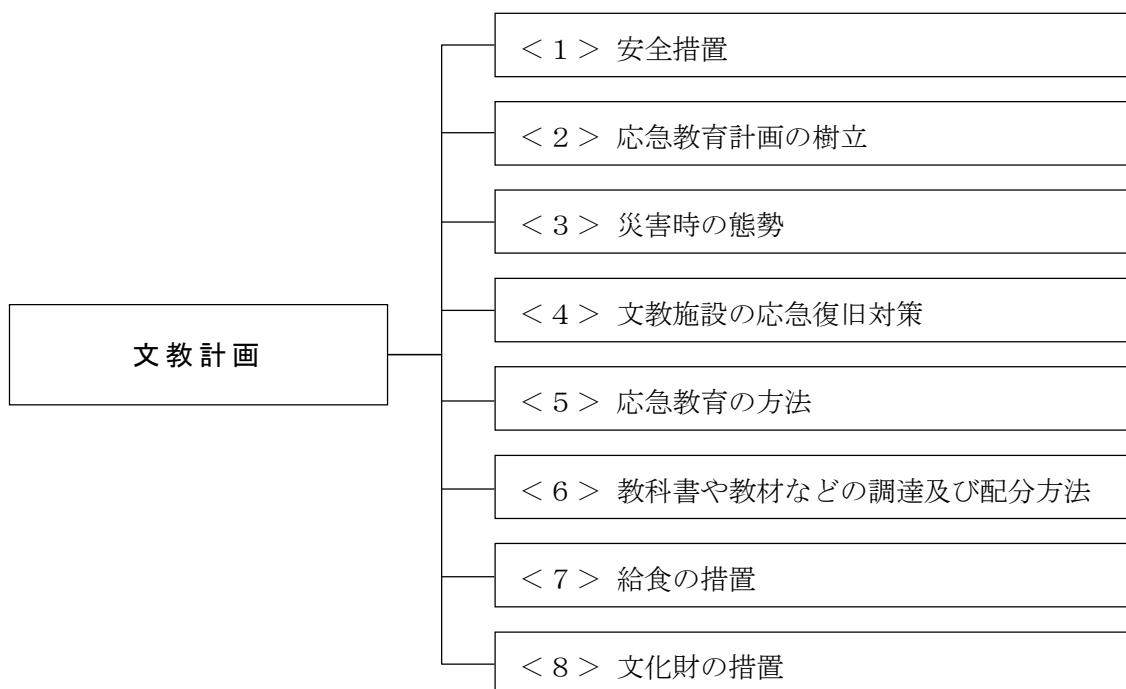
第 29 節 文教計画

1 目的

地震・津波が発生したとき，幼児や小・中学生をもつ住民が安心して，生活再建のための活動に専念できるよう，応急教育を実施する必要がある。

この計画は，文教関係の防災に関する事務を総合的かつ計画的に推進し，学校教育の目的を達成することを方針とし，災害時における幼児・児童・生徒（以下「児童など」という。）の安全確保や教育実施者の確保，文教施設の応急復旧や教科書・学用品の応急確保を確実に実施することを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 安全措置

非常災害などにより臨時に授業を行わないなどの措置は，学校（園）長の判断により行うものであるが，事前に災害が予想され，その災害が県内全域に及ぶことが予想される場合は，県教育委員会の判断によるものとし，その周知徹底については，その定めるラジオやテレビ放送などにより行う。

また，災害範囲が市内全域又は比較的広範囲に及ぶことが予想される場合で，市教育委員会が児童などの安全確保のため，一斉に臨時休校（園）の非常措置を必要と判断したときは，広報車などを通じて周知徹底を図る。

この措置は，児童などの登校（園）前におけるものであり，登校（園）後においては，学校（園）の実情に応じて学校（園）長の判断により行う。

＜ 2 ＞ 応急教育計画の樹立

- (1) 学校（園）長は、学校（園）の立地条件などを考慮し、常に災害の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などについて、明確な計画をたてておく。
- (2) 教職員は、常に気象状況などに注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校（園）長と協力し、応急教育体制に備えて次の事項を守らなければならない。
 - ア 学校（園）行事や会議、出張などを中止する。
 - イ 児童などの避難訓練、災害時の事前指導や事後処理などについて、保護者との連絡方法を検討する。
 - ウ 災害時における登下校対策などの措置を講じておく。
 - エ 市や市教育委員会、警察署、消防団、保護者との連絡網の確認を行う。
 - オ 勤務時間外においては、学校（園）長は、所属職員の所在と非常召集の方法を確認し、非常召集の方法を定め、職員に周知しておく。

＜ 3 ＞ 災害時の態勢

- (1) 学校（園）長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- (2) 学校（園）長は、災害の規模や児童など、職員及び施設の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会と連絡し、災害対策に協力するため、校舎の管理に必要な職員を確保し、万全の態勢を確立する。

＜ 4 ＞ 文教施設の応急復旧対策

教育委員会は、次の措置をとる。

- (1) 被災状況を速やかに把握し、関係先との連絡や通報を密にし、必要に応じて係員の派遣を市災害対策本部に求める。
- (2) 災害校に対策員を派遣し、被害状況についての資料の準備作成を行い、授業開始のための転用や借上げなど、施設の準備計画に万全を期する。
- (3) 応急教育実施の予定場所や教育実施者の確保について、教育委員会は、あらかじめ災害の程度に応じ、概ね次の方法により、学校授業が災害のため中断することのないよう、応急教育の実施予定場所の選定やその他災害により、教職員に欠員が生じた場合の措置対策について、関係団体との協議や他校への協力態勢、教職員や住民に対する周知徹底を図る。
- (4) 学校を避難所などに提供したため、長期間学校が使用不可能な場合には、教育委員会は、関係機関と協議し、ほかの公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に期する。

災害の程度	応急教育施設の予定場所	教育実施者確保の措置
学校の校舎の一部が被害を受けた程度の場合	1 特別教室，屋体施設などを利用する。 2 2部授業を実施する。	1 欠員が少数の場合は，学校において操作する。 2 欠員が多数のため，授業が困難な場合は，県教育委員会に要請して配置を受ける。
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	1 公民館や公共施設などを利用する。 2 地区内の集会所や寺院の本堂，神社の社務所などを借上げる。 3 隣接学校の校舎を利用する。	
特定の地区全体について相当大きな被害	1 住民避難先の最寄りの学校や公民館，公共施設を利用し，又は社寺や集会所などを借上げる。 2 応急仮設校舎を建設する。	

< 5 > 応急教育の方法

被害の程度に応じ，教育の場が公民館やその他に変更され，又は逆に学校が避難所として，学校の目的外に利用される場合は，教科書や学用品などの損失も生ずる場合もあるので，次の点に留意して実施する。

- (1) 教科書や学用品を損失した児童・生徒のみが余分の負担とはならないように応急処理する。
- (2) 授業を中断する期間が長期に及ぶ場合は，連絡の方法や組織（PTA，児童会，生徒会など）の整備を工夫する。

< 6 > 教科書や教材などの調達及び配分方法

教育委員会は，教科書の滅失やき損の状況を速やかに調査し，県災害対策東部支部に連絡する。

< 7 > 給食の措置

- (1) 災害状況を調査して，「災害発生に伴う準要保護児童，生徒給食費補助金」の設定を行い申請する。
- (2) 学校給食施設が被害を受けた場合は，復旧するまでの間は，学校給食を中止する。
- (3) (2)の場合であっても，被害状況により必要があるときは，可能な範囲で，ほかの施設の借上げによって応急給食を実施する。

< 8 > 文化財の措置

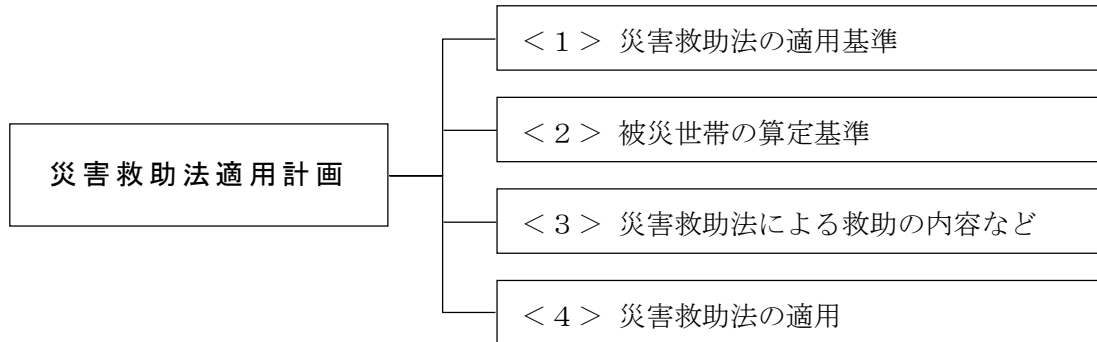
被災した文化財の所有者，又は管理者から連絡を受けた場合，市指定の文化財については，所有者又は管理者に対し，必要な応急措置を取るよう指示し，国・県指定の文化財については，県教育委員会に被害状況を報告する。

第 30 節 災害救助法適用計画

1 目的

この計画は、地震・津波発生時の災害救助法の適用の内容を明確にすることを目的とする。

2 施策の体系



3 対策の内容

< 1 > 災害救助法の適用基準

(1) 計画の方針

災害救助法の適用については、災害救助法や同法施行令、広島県災害救助法施行細則などの定めるところによる。

(2) 計画の内容

災害救助法の適用基準は、同法施行令第 1 条に定めるところによるが、本市における具体的な適用基準は、概ね次のとおりである。

県の区域内の住宅滅失世帯数が 2,000 世帯数以上である場合や災害が隔絶した地域に発生するなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ市の区域内で 80 世帯以上の住宅が滅失した場合。

< 2 > 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定基準

ア 住家の消失などの認定

「災害の被害認定基準」による。

イ 住家の消失などの算定

住家の消失した世帯の算定にあたって、全壊や全焼、流失などで住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位を 1 世帯とするが、住家が、半壊や半焼した世帯は、2 世帯をもって、また、住家が床上浸水や土砂の堆積などにより、一時的に居住することができない状態になった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一つの世帯とみなす。

< 3 > 災害救助法による救助の内容など

(1) 救助の内容

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害救助法を適用し、同

法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

ア 法による救助の種類

(ア) 避難所の設置

(イ) 応急仮設住宅の供与

(ロ) 炊き出しやその他による食品の供与や飲料水の供給

(ハ) 被服や寝具，その他生活必需品の給与又は貸与

(ニ) 医療や助産

(ホ) 災害にかかった者の救出

(ヘ) 災害にかかった住宅の応急修理

(ト) 生業に必要な資金や器具，資料の給与又は貸与

(チ) 学用品の給与

(リ) 埋葬

(ニ) 遺体の捜索や処理

(シ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木などで，日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去

※災害救助法に基づく救助の種類，対象及び期間並びに実費弁償の基準は「資料編 資料8」参照

イ 災害救助法が適用された場合，同法に基づく救助は，知事が実施機関となり，市長が補助機関となって実施されるが，同法第30条第1項及び同法施行令第23条の規定に基づき，災害の発生の都度，知事から委任された事務については，市長が実施機関となり実施する。

なお，県及び市は，災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて，あらかじめ救助に必要な施設，設備，人員等について意見交換を行うとともに，事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど，調整を行っておくものとする。

ウ 「ア(キ)」の生業資金の貸付については，各種の貸付資金制度が充実された現在，事実上停止しており，これに代わって「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

< 4 > 災害救助法の適用

(1) 申請手続き

ア 本市における被害が前項の適用基準のいずれかに該当し，又は該当する見込みがあるときは，本部長（市長）に，直ちに災害発生の日時や場所，災害の要因，被害状況，既に講じた救助方法と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに，被災者が現に救助を要する状態にある場合は，併せて法の適用を要請する。

イ 災害の事態が急転して，知事による救済の実施を待つことができないときは，本部長は，災害救助法による救助に着手するとともに，その状況を直ちに知事に報告し，その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

(2) 救助の実施状況の記録と報告

ア 救助の実施機関は，法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに，その状況を県

災害対策本部福祉保健班に報告する。

イ 県災害対策本部福祉保健班は、これをとりまとめ、県対策本部会議と厚生労働省に報告する。

第4章 災害復旧計画

第1節 生業回復などの資金確保計画

(1) 計画の方針

この計画は、被災者の生活安定及び生業回復のための資金については、市民への広報を行うとともに、国や県、各種金融機関の協力のもとに、現行の各法令や制度の有機的な運用により、所有資金の確保や手続きの迅速化に努めることを目的とする。

なお、市は、災害により、市が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者支援台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(2) 計画の内容

ア 災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付けや農業協同組合、(株)日本政策金融公庫、その他一般金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定などを図るための資金の確保に努める。

また、被災者に対し融資制度などの周知を行う。災害融資制度の関係法及び内容一覧は「資料編 資料8」のとおり。

イ 市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第2節 罹災証明

(1) 計画の方針

震災により被害を受けた住民が、速やかに適切な生活安定のための措置が受けられるようにするには、罹災証明が必要である。

そのため、被害状況を適格・迅速かつ正確に把握し、これに基づき、罹災証明を行う。

(2) 計画の内容

災害が発生した場合、必要に応じて台帳を作成し、罹災証明の申請受付を行うとともに、被災状況の調査を行う。調査結果に基づき、罹災証明書を発行する。

※罹災証明書の様式は「資料編 資料11」参照

(3) 発行体制の整備

市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第3節 被災者の生活確保に関する計画

(1) 計画の方針

地震により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生するよう、被災に伴う離職者に対する就労支援や失業給付に関する特例措置、租税の徴収猶予や減免、また、被災者に対する災害弔慰金や災害援護資金、被災者生活再建支援金などの支給や融資などを行い、被災者の生活を確保し、生活の安定化を促進する。

(2) 計画の内容

ア 就労に係る支援

災害に伴い離職者が生じた場合は、被災者の前職などを調査のうえ、三原公共職業安定所へその状況を連絡し、就職の斡旋を要請する。

また、被災者の雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて県と連携し、雇用に関する情報収集、職業に係る相談、就職に係る相談等の就労支援を実施する。

さらに、県外へ避難した被災者に対して、県と連携し、県内の求人情報や就職面接会等の就労支援に係る情報の提供に努める。

イ 失業給付に関する特例措置

雇用保険による失業手当の給付に関する特例措置（震災により失業の認定日に出向いて行くことができない受給資格者に対して、事後の証明書による失業認定・激甚災害による休業者に対する基本手当での支給・被災事業者に対するもの）に関する指導を行う。

ウ 租税の徴収猶予及び減免など

被災した納税義務者に対し、地方税法による市税などの納税緩和策として、期限の延長や徴収猶予、減免などを、それぞれの事態に対応して、適宜、適切な措置を講じる。

エ 被災者の最低生活の保障

被災者の生活保護のため、低所得者に対し生活保護法に基づく保護の要件を満たしている者に対し、実情を調査のうえ、困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置を講じる。

オ 各機関の援護対策

被害状況や被災地の実情に応じて、郵政事業にかかる災害特別事務扱いや援護対策を実施できるように、県災害対策東部支部を通じて依頼する。

(ア) 郵便関係

(イ) 電報・電話関係

(ウ) 為替貯金関係

(エ) 簡易保険、郵便年金関係

(オ) 災害寄付金の料金免除の取扱い

カ 生活関連物資の安定供給と物価の安定対策

生活関連物資の安定供給のため、市は、物資の需給動向の把握を行うとともに、市民に対し必要な情報を提供する。

また、関連業界の協力を得て、物資の安定供給や価格の安定に係る依頼に努める。

キ 災害弔慰金や災害障害見舞金、災害見舞金の支給、災害援護資金の貸付

被災した市民の福祉や生活の安定のための制度として、「三原市災害弔慰金の支給等に関する

条例」に基づく災害弔慰金や災害障害見舞金の支給制度と災害援護資金の貸付制度があるほか、「三原市災害見舞金交付要綱」に基づく災害見舞金制度がある。

ク 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(給貸与の要領)

市は、次の事項に該当するときは、災害見舞金などを支給する。

ア 条例に基づく制度

(ア) 災害弔慰金

生計維持者死亡の場合 500 万円

生計維持者以外の死亡の場合 250 万円

(イ) 災害障害見舞金

生計維持者死亡の場合 250 万円

生計維持者以外の死亡の場合 125 万円

(ウ) 災害援護資金の貸付

限度額 150 万円以上 350 万円以内での貸付

償 還 10 年（据置期間 3 年間含む）

利 率 保証人を立てる場合

無利子

保証人を立てない場合

据置期間中は無利子

据置期間経過後は延滞の場合を除き年利 1 %

イ 交付要綱に基づく制度

(災害救助法や条例の適用を受けない災害について適用)

(ア) 死亡 1 人につき 100,000 円（弔慰金）

(イ) 重傷者 1 人につき 10,000 円（見舞金）

(ウ) 住居の全壊、全焼、流失、1 世帯につき 10,000 円～25,000 円

(エ) 住居の半壊、半焼、1 世帯につき 5,000 円～15,000 円

(市が災害救助法の適用を受けた災害について適用)

(ア) 床上浸水、土砂流入 10,000 円（見舞金）

(イ) 床下浸水、土砂の発生 5,000 円（見舞金）

第 4 節 施設災害復旧計画

(1) 計画の方針

地震発生直後の応急復旧措置に続く本格的復旧計画については、被災した各種公共施設などの原形復旧に合わせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計や改良を行うことが、災害に強いまちづくりの観点からも求められる。そのために、将来に備える事業計画を立て、その実施

体制を整備して、早期復旧を目標にその実施を図る。

(2) 計画の内容

ア 職員の活動体制の整備

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備や、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

イ 査定実施の迅速化

復旧事業計画を早急に作成し、市は、国や県が費用の全部、又は補助するものについて申請し、復旧事業の決定や決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

ウ 緊急な場合の復旧工事の迅速化

緊急の場合に応じて、公共土木施設災害復旧費国庫負担法、その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて、復旧工事が迅速に行えるよう努める。

(3) 事業計画の種類

ア 公共土木施設災害復旧計画（河川，砂防，道路）

イ 農林水産業施設災害復旧事業計画

ウ 都市災害復旧事業計画

エ 上下水道災害復旧事業計画

オ 住宅災害復旧事業計画

カ 社会福祉施設災害復旧事業計画

キ 公立医療施設，病院など災害復旧事業計画

ク 学校教育施設災害復旧事業計画

ケ 社会教育施設災害復旧事業計画

コ 復旧上必要な金融，その他資金計画

サ その他の計画

第5節 救援物資，義援金の受入及び配分に関する計画

(1) 計画の方針

県民やほかの県民から被災者に宛て寄託された救援物資，義援金は、必要とする人に必要なときに、確実かつ迅速に被災者に配分される必要がある。そのために、受入，配分についての円滑化を図る。

(2) 義援金の受入及び配分

ア 義援金の受入

市は災害に際し、義援金の受入を必要とする場合は、受付窓口を設置し、必要事項を広報する。

イ 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、社会福祉協議会，民生委員・児童委員，町内会長等の意見を聞き、実情に即した配分を行う。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するな

ど配分方法などを工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

(3) 救援物資の受入及び配分

ア 受入の方針

- (ア) 救援物資は提供を申し出る企業や団体と調整のうえ、調達する。
- (イ) 個人から受入は行わず、義援金での協力を依頼する。

イ 救援物資の受入

- (ア) 災害に際し、救援物資の受入を必要とする場合、市は受付窓口を設置する。
- (イ) 市は県と連携し、受入を希望する救援物資について把握する。
- (ウ) 一時保管場所の確保や避難所への迅速な輸送方法等について検討する。

ウ 受入体制の広報

- 円滑な受入のため、次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。
- (ア) 必要な物資と必要な数量。
 - (イ) 救援物資の受付窓口
 - (ウ) 救援物資の送付先、送付方法
 - (エ) 一方的な物資の送付は行わないこと
 - (オ) 個人からの救援物資は受け付けないため義援金での協力依頼

エ 救援物資の配分

市は県などの関係機関と連携し、避難所へ救援物資の配分を行う。その際は物資の配分に偏りが生じないように、各避難所のニーズに応じた、適正な配分に努める。

オ 個人からの受入の例外

必要物資の不足により個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提で、広報し、物資の確保に努める。

第5章 南海トラフ地震 防災対策推進計画

第1節 目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害を軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された区域は、次のとおり。

「南海トラフ地震防災対策推進地域」（平成26年3月31日内閣府告示第21号）

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、熊野町、海田町、坂町、大崎上島町

第3節 基本方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。このため、これらの特徴を踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合があることを考慮しつつ、防災関係機関、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進することを基本的考えとして、この計画を作成したものである。

なお、この計画に定めのない事項については、震災対策編・津波災害対策計画の第2章から第4章によるものとする。

この計画で定める地震防災対策の柱は、次の9点である。

1 各般にわたる甚大な被害への対応

(1) 南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救急・救命活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面にわたって、被害

の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。

- (2) 国、地方公共団体等は、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れへの強靱さ」という観点での対策も推進する。

また、「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。

経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。

- (3) ライフラインやインフラの事業者は、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進する。

2 津波からの人命の確保

- (1) 南海トラフ巨大地震では、津波高が高いため高い場所あるいは遠くへの避難が必要であるとともに、津波の到達時間が短いことから、国、地方公共団体、住民等は、安全な場所への避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講じる。

- (2) 国、地方公共団体等は、海岸保全施設等の整備・維持を基本として、住民等の避難を軸に、情報伝達体制、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を整備するとともに、防災教育、避難訓練、避難行動要支援者の支援等の総合的な対策を推進する。

また、重要施設の耐震化や見直し、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域で最良の方策を検討する。

3 超広域にわたる被害への対応

- (1) 南海トラフ巨大地震では、震度6弱以上または浸水深30cm以上の浸水面積が10ha以上となる市区町村は、30都道府県の734市区町村と超広域に及び、従来の応急対策やこれまであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要が有る。

このため、国、地方公共団体等は、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、地方公共団体及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処するとともに、日本全体としての都道府県間の支援が機能的に行われる枠組を検討する。その際には、被害が比較的少ない都府県は自力で災害対応を行い、併せて、被害の甚大な地域への支援を行うことも検討する。

- (2) 国は、政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した活動計画を策定し、地震発生後、被災状況が明らかでない段階から、速やかにこの計画に基づき、広域の防災対策を実施する。

また、発災直後、超広域にわたる被害の全体像を速やかに把握し、的確な応急活動を展開するため、国は、航空写真や衛星写真から概略の被災状況を把握する。

さらに、国、地方公共団体等は、大量に発生する避難者に対応するため、指定避難所に入る避難者の優先順位付けの検討など、各種対策を講じるとともに、都市部や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、被災地域では自活のため、3日分程度、可能な限り1週間分程度の備蓄の備えなどへの理解を進めることに取り組む。

4 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避

経済活動の広域化から、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能低下等により、被災地域のみなら

ず日本全体に経済面で様々な影響が出るものと想定され、復旧が遅れた場合、生産機能の海外流出を始め、我が国の国際競争力の不可逆的な低下を招くおそれがある。

このため、復旧・復興を早め、経済への二次的波及を減じるため、ライフライン事業者やインフラ事業者等は、道路ネットワークや海上輸送ネットワーク等の交通ネットワークの強化若しくはライフライン施設又はインフラ施設の早期復旧を図る。

また、日本全体への経済面での影響を減じるため、企業等は、事業継続計画の策定、国内外のサプライチェーンの複数化、流通拠点の複数化、経済中枢機能のバックアップ強化、重要なデータやシステムの分散管理等の対策を、企業間や業種を超えた連携についても検討しつつ推進する。

5 時間差発生等への対応

(1) 南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では、32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、国、地方公共団体等は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

(2) 国、県及び市町等は、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

(3) 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）が気象庁から発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という。

(4) 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度とされており、また、M7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされており、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。

ア 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

イ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のい

ずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

なお、世界の事例によれば、最初の地震発生直後ほど後発地震発生の可能性が相対的に高まり、その可能性は時間とともに減少する。地震の発生により後発地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合は、このことに留意する。

(5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとする。

(6) 後発地震に対して警戒する措置は、次に掲げる措置等とする。

ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保

イ 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）

ウ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

この場合において、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意するものとする。

(7) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、推進地域においてはさらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

(8) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性を踏まえて、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域内の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。

(9) 後発地震に対して注意する措置は、次に掲げる措置等とし、当該期間を経過した後は、原則解除するものとする。

ア 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）

イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(10) 国、県及び市町等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び国民に伝達する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

イ 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

(11) 国、県及び市町等は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめ

とする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

(12) 国、県及び市町等は、後発地震に対する警戒する措置及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

(13) 県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、災害対策本部等を設置する等必要な体制を確保するものとする。

6 外力レベルに応じた対策

(1) 南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波（以下「レベル1の地震・津波」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る災害規模の地震・津波（以下「レベル2の地震・津波」という。）までの様々なタイプが想定されており、発生頻度等を鑑み、防災・減災の目標を定めて対策を講じるべきである。

(2) 地震動による揺れへの対策は、レベル2の地震は震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進める。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討する。

(3) 災害応急対策について、国、地方公共団体等は、オールハザードアプローチの考え方に立ち、様々なタイプの地震・津波を想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する。

(4) 経済的な被害への対策について、国、地方公共団体、企業等は、南海トラフ巨大地震が発生した場合でも、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えておく。

(5) 対策の検討・実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案する。

7 戦略的な取組の強化

(1) 津波対策においてハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、国、地方公共団体等は、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進する。

(2) 防災・減災目標を達成するため、国の府省間の連携、産官学民の連携、国と地方公共団体との連携、地方公共団体の広域連携、住民、自主防災組織、企業等との連携等により、地域全体で自助、共助、公助により災害対策に取り組む。

また、防災対策が有効に実施されるためには、住民一人一人が主体的に行動することが重要であり、国、地方公共団体等は、今後、地域防災の主体を担うこととなる小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことができるようにするとともに、防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。

(3) 国及び地方公共団体は、職員に対して、地震や津波等の災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して、資質向上を図り、人材育成を強化する。

(4) 国、地方公共団体、ライフライン事業者等は、所管する施設の整備に当たって、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、相互の施設の関連性等を認識した上で、整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討・調査等のソフト対策は、施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施する。

- (5) 国は、ハード・ソフト両面にわたる施策の整合性を確保し、総合化を図られるよう、各種計画、ガイドライン等を整備し、各地域においては、地形やまちの構造、防災施設の現状をよく理解した上で、防災教育、防災訓練、要配慮者支援等の防災対策に反映させる。
- (6) 津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）において、11 月 5 日は津波防災の日とされており、国及び地方公共団体は、津波防災の日にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

8 訓練等を通じた対策手法の高度化

- (1) 防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、国、地方公共団体は、地域の行政・地域住民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。また、その結果を P D C A サイクルにより防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。
- (2) 津波からの避難について、国、地方公共団体等は、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

9 科学的知見の蓄積と活用

国、地方公共団体、研究機関等は、地震、津波等に関する理学分野、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野、過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野といった様々な分野の調査研究について、連携を図りながら、防災対策を高度化する観点から推進する仕組みを検討する。

また、緊急地震速報について、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関する情報については、関係機関で観測データの共有化・情報伝達の信頼性向上を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上について検討を進める。

安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、造成宅地の地盤強化対策、建築物等の不燃化技術、被災時の通電やガス漏れによる出火防止技術、被害シュミレーション等の災害応急対策に資する技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及及び早期復旧技術の開発を推進する。

第 4 節 南海トラフ地震の概要

1 地震の概要

南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数 cm の割合で沈み込んでいる場所がある。この沈み込みに伴い、2つのプレート境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを開放する大地震が発生している。

南海トラフでは、津波を伴った地震が 1605 年慶長地震をはじめ、1707 年宝永地震、1854 年安政南海地震、1946 年昭和南海地震等、100～150 年の間隔で繰り返し起こり、西日本はそのつど大きな地

震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県は、この津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

2 今後地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。

令和5年1月1日を起点にした南海トラフ地震の発生確率については、次のとおりである。

	評価時点	10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震 (M8～M9 クラス)	令和5年 1月1日	30%程度	70%～80%	90%程度もしくは それ以上

3 想定結果

東日本大震災（平成23年3月）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、広島県地震被害想定の見直しを行った。

(1) 地震動予測

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、本件の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

(2) 津波浸水想定

南海トラフ巨大地震の津波断層モデルは、内閣府（2012a）【内閣府（2012a）：南海トラフの巨大地震モデル検討会】が設定している11ケースの津波断層モデルの内、広島県沿岸部における波高が高くなり、浸水面積が大きくなると想定される次の津波断層モデルケースを広島県及び市町ごとに選択し、想定対象とした。

広島県：広島県全体で30cm以上浸水深面積が最大となり、本県にとって最大の被害となると想定される津波断層モデル「ケース1」を採用した。

各市町：各市町で30cm以上浸水深面積が最大となり、各市町にとって最大の被害となると想定される次の津波断層モデルケースを想定した。

- ・広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町は、津波断層モデル「ケース1」を選定。
- ・三原市、尾道市は、津波断層モデル「ケース5」を選定。
- ・福山市は、津波断層モデル「ケース4」を選定。

南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケースの組み合わせ

	地震						津波		
	基本 ケース	東側 ケース	西側 ケース	陸側 ケース	経験的 手法	重ね合 わせ	ケース 1	ケース 4	ケース 5
広島県	—	—	—	○	—	—	○	—	—
広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
呉市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
竹原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三原市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
尾道市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
福山市	—	—	—	○	—	—	—	○	—
府中市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三次市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
庄原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大竹市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
東広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
廿日市市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸高田市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
江田島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
府中町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
海田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
熊野町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
坂町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸太田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
北広島町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大崎上島町	—	—	—		—	—	○	—	—
世羅町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
神石高原町	—	—	—	○	—	—	○	—	—

地震ケース

基本：基本となるケース

東側：強震動生成域をやや東側の場所に設定

西側：強震動生成域をやや西側の場所に設定

陸側：強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側に設定

経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定

重ね合わせ：上記 4 ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

津波ケース

1：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定

4：四国沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定

5：四国沖～九州沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定

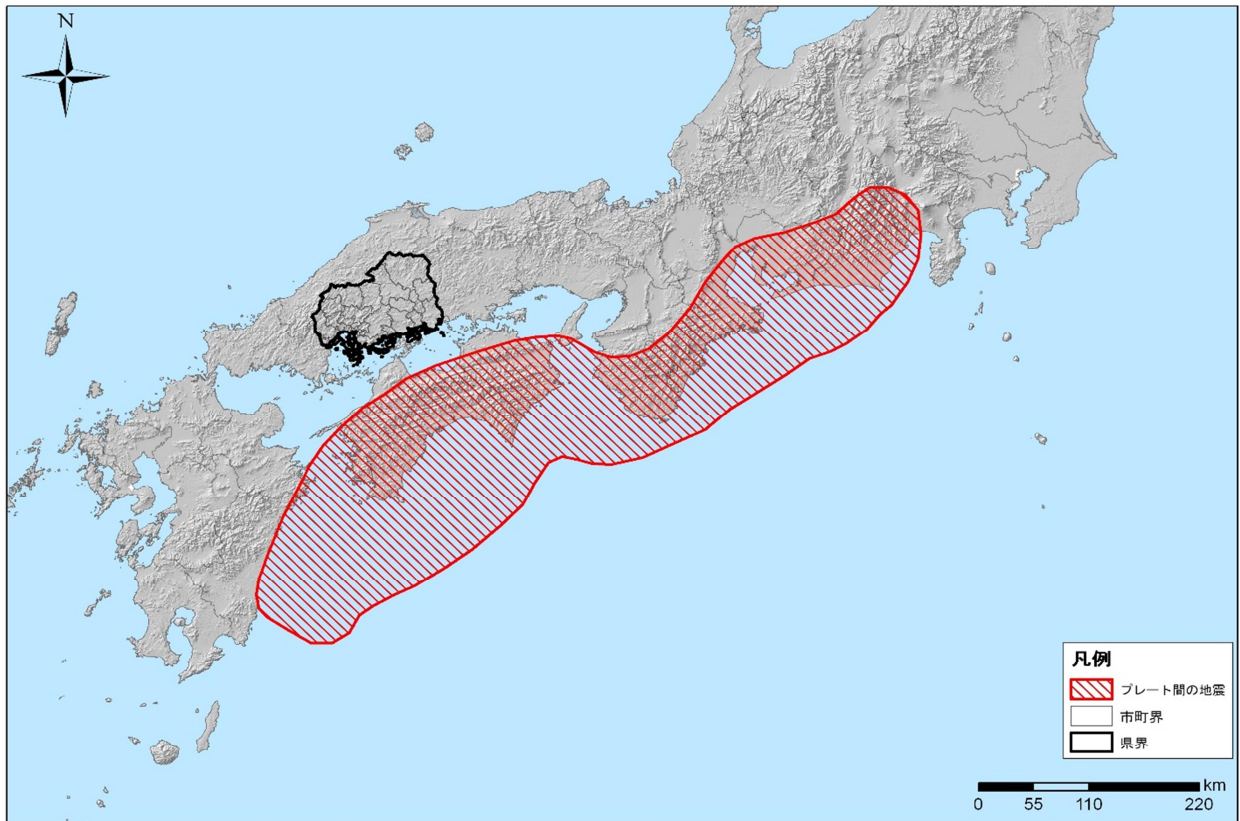
(3) 想定結果

南海トラフ巨大地震（陸側ケース，津波ケース 1）

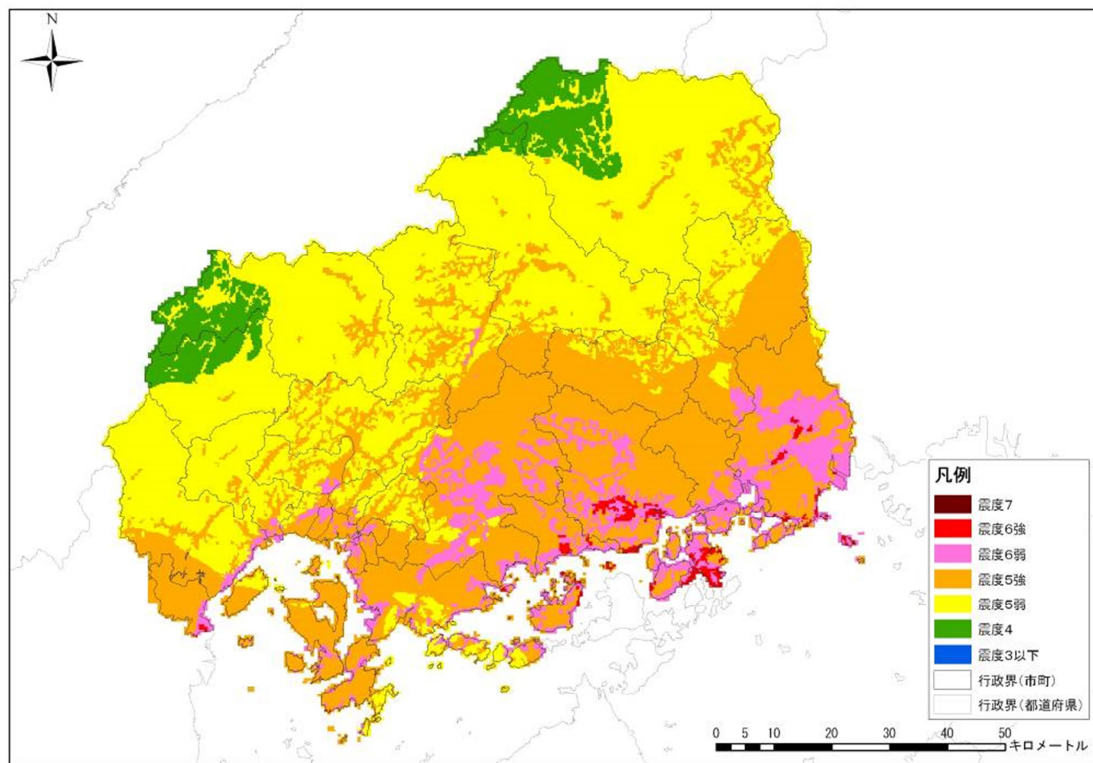
県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.8%であり，平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では，浸水深 1cm 以上の浸水がある面積が 12,474ha あり，その内，浸水深 30cm を超える地域の割合が約 86%となる。地震による揺れ，液状化，土砂災害，津波により 69,210 棟の建物が全壊し，死者は冬の深夜が最大となり 14,759 人で，その約 9 割が津波によるものである。避難を必要とする人は約 59 万人となる。ライフライン被害，経済被害等については，他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく，地震発生直後においては，断水人口が 1,069,382 人，停電が 119,836 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 8.9 兆円となる。

想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

内閣府（2012）：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

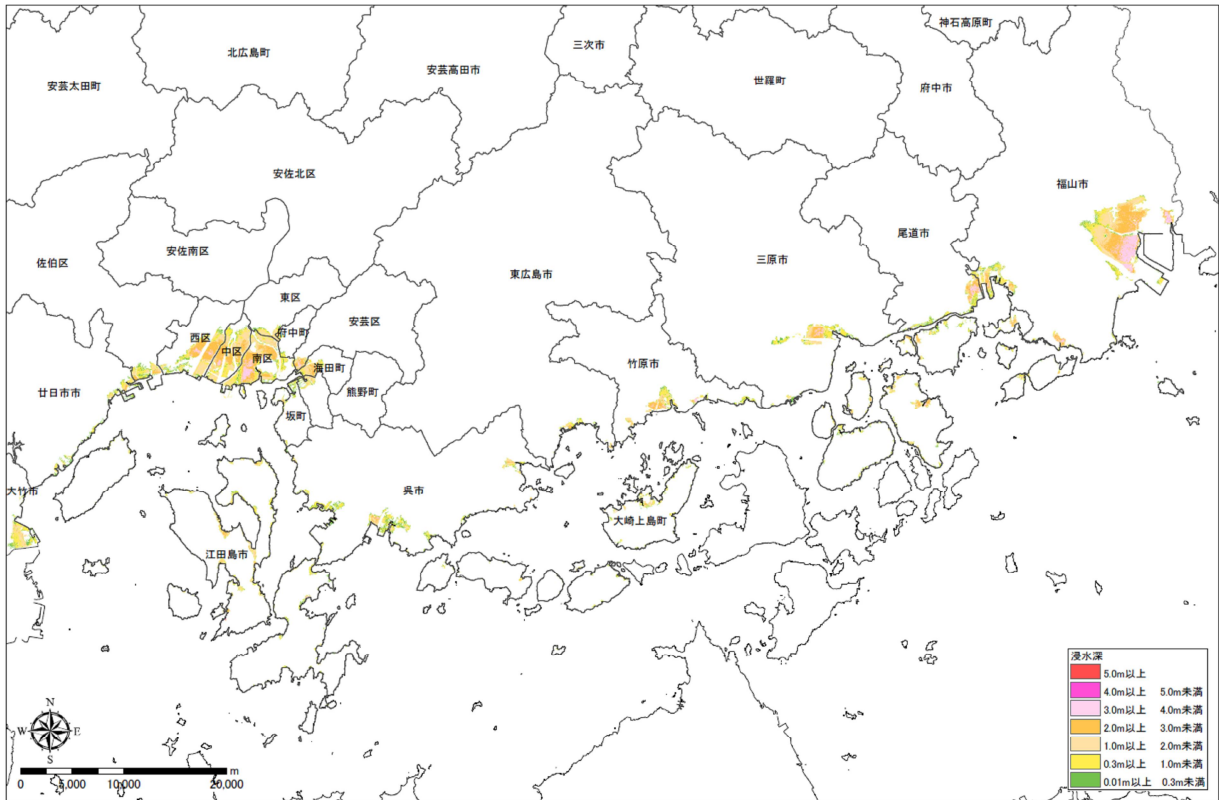


震度分布（南海トラフ巨大地震）

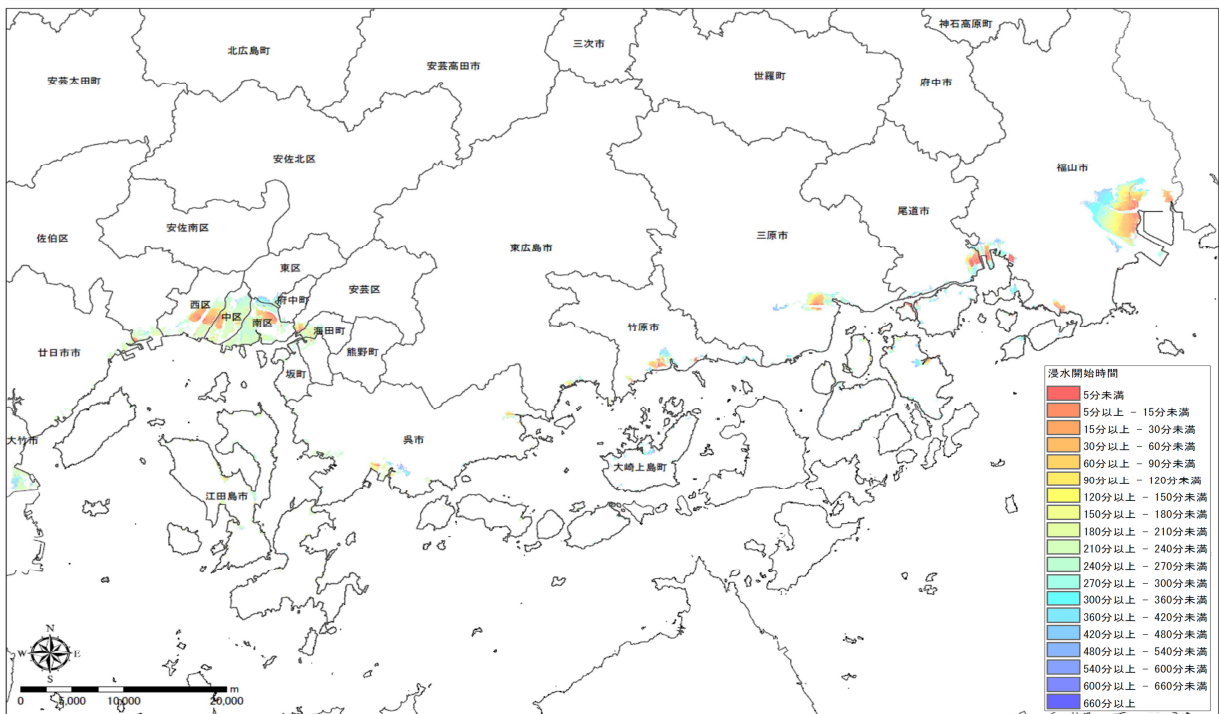


南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）



浸水開始時間分布図（構造物が機能しない場合（30 cm））



南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位（※1）		最大波到達時間 （分）	津波影響開始時間 （分）（※2）
		うち津波の高さ （m）		
広島市	3.6	1.5	246	37
呉市	3.6	1.6	240	12
竹原市	3.1	1.3	347	20
三原市	3.2	1.4	332	20
尾道市	3.5	1.4	312	20
福山市	3.3	1.2	270	13
大竹市	3.4	1.4	219	26
東広島市	3.2	1.3	370	25
廿日市市	3.6	1.6	218	26
江田島市	4.0	1.9	251	31
海田町	3.6	1.5	246	57
坂町	3.6	1.5	243	49
大崎上島町	3.1	1.2	372	29

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設などの整備計画

施設などの整備は、おおむね五箇年を目途として行い、具体的な事業施行などにあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序や方法について考慮する。

なお、地震防災対策特別措置法に基づき、県が作成する『地震防災緊急事業五箇年計画』により推進する。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動用道路
- 5 緊急輸送道路
- 6 緊急輸送交通管制施設
- 7 緊急輸送港湾施設
- 8 共同溝など
- 9 医療機関
- 10 社会福祉施設
- 11 公立小・中学校
- 12 海岸保全施設

- 13 砂防設備
- 14 保安施設
- 15 地すべり防止施設
- 16 急傾斜地崩壊防止施設
- 17 ため池
- 18 地域防災拠点施設
- 19 防災行政無線
- 20 水・自家発電設備など
- 21 備蓄倉庫
- 22 老朽化密集対策

第6節 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画

1 津波からの防護のための施設の整備など

(1) 河川や海岸，港湾，漁港の管理者は，地震が発生した場合は，直ちに水門などの閉鎖や工事中の場合は，工事の中断などの措置を講ずる。

また，内水排除施設などは，施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備や点検，その他所要の被災防止措置を講じておく。

(2) 河川や海岸，港湾，漁港の管理者は，次の事項について別に定める。

ア 防潮堤や堤防，水門などの点検方針・計画

イ 防潮堤や堤防，水門などの自動化・遠隔操作化・補強など，必要な施設整備の方針・計画

ウ 水門などの閉鎖を迅速・確実にを行うための体制や手順，平常時の管理方法

エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポートやヘリコプター臨時発着場，港湾，漁港などの整備の方針・計画

オ 同報無線の整備などの方針・計画

2 水防業務従事者等の安全確保対策

市は，水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう，津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

3 港湾，漁港の船舶対策

(1) 漁港，港湾内の船舶の処置

津波警報等が発表されるなど，当該水域に危険があると判断された場合には，港則法の適用を受ける港湾については，港則法に基づき港長の勧告，規制，指示に従い沖合退避等の安全措置を講ずることとする。

港則法の適用を受けない港湾，漁港については，津波警報等が発表された場合を想定して，次の内容等について，船舶所有者及び漁業協同組合と事前に協議し，船舶の安全対策に努めるものとする。

ア 停泊中の大型，中型船舶は，港外に退避する。

- イ 避難できない船舶について、係留を安全に実施する。
- ウ 大型、中型船舶は、入港を差し控える。
- エ 避難できない小型船舶については、高いところに引き上げて個縛するなど最善の措置をとる。

(2) 漁船の処置

津波到達時間まで十分な余裕（10時間以上）がある場合は、水深の深い場所（100m程度）へ避難させることが望ましいが、本市への津波到達予想時間を考慮すると、このような沖合避難は、非常に危険を伴うものと考えられる。よって、漁船の係船施設を用いた緩やかな係留と、余裕を持った錨係留の併用により、陸上への漂流を出来る限り少なくする等の必要な措置について、事前に検討しておくものとする。

また、津波により陸上、特に道路上に打ち上げられた漁船の処置について、その手続きや所有者における合意等を事前に検討しておくものとする。

4 津波に関する情報の伝達など

(1) 津波警報等の種類と内容

ア 発表基準

(ア) 広島県に津波警報等が発表されたとき。

(イ) その他、地震や津波に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便を更に増進させるために、必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料や状況を気象庁本庁や大阪管区気象台の情報に付加して発表する。

イ 種類及び内容

第3章第4節<1>(2)イ「種類と内容」及び「地震・津波に関する情報発表の概念図」に準ずる。

(2) 津波警報等の伝達経路

第3章第4節<3>(3)「津波警報等の伝達経路」に準ずる。

(3) 津波警報等の住民等への伝達方法

ア 市は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、FM告知端末、屋外拡声子局、メール配信システム、市公式SNS、ケーブルテレビ放送、有線放送施設、ホームページ、市広報車、アマチュア無線、インターネット、緊急速報メール、コミュニティFMの活用など、多様な広報手段の整備を図る。

イ 放送事業者による被災者などへの情報伝達

(ア) 災害時における放送要請について体制を整備する。

(イ) 放送事業者を通じ被災者などに提供すべき情報を整理する。

(ウ) 住民からの問い合わせなどに対する広聴体制を整理する。

ウ 市は、津波警報等、避難指示を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮するものとする。

エ 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(4) 居住者等への情報の伝達

津波に関する情報の伝達に係る基本事項は上記（１）及び（２）のとおりとするほか、市の、次の事項にも配慮する。

ア 津波に関する情報が、居住者などや観光客など、並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範囲に伝達されること。

イ 船舶に対する伝達

ウ 船舶や漁船などの固定、港外退避などの措置

エ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

オ 要配慮者となりうる者に対する情報の伝達への配慮

(5) 船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等に対する伝達

各海上保安部（署）からの情報伝達と併せて各媒体を活用して伝達する。

(6) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して次の措置をとるよう要請することとして、津波避難誘導計画を策定する。

ア 停泊中の大型、中型船舶は、港外に避難する。

イ 港外の大型、中型船舶は、入港を差し控える。

ウ 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて個縛するなど最善の措置をとる。

エ 津波の到達までに時間が無いと予想される場合は、船は放置して避難する。（船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。）

(7) 情報収集伝達経路

第３章４節＜２＞による。

5 津波避難対策

市は、津波が発生した場合には、避難のための措置をとり、人命の確保に努める。

特に、災害発生時において適切な措置をとるため、避難対象地域を南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）に明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難経路等の選定やその他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を推進計画に明示するとともに、平素から住民への周知徹底を図り、住民を含めた避難訓練の実施に努めるものとする。

(1) 津波避難計画の作成

ア 市は、津波危険度の高い地域について、広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間、ハザードマップ、津波浸水表示板、「三原市津波避難対策ガイドライン」及び三原市標高マップなどを活用しながら、地域住民も参画した津波避難計画を作成し、市民が安全な避難する体制づくりを進める。

イ 市は、避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、町内会や自主防災組織等を中心とした避難行動要支援者の避難支援を行う組織体制作りを進め、避難行動要支援者の避難支援体制に配慮した津波避難計画を作成する。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定・周知

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害

に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、津波の指定緊急避難場所に指定する。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部署や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。）

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 津波の遡上による浸水も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(4) 防災上重要な施設の避難対策

防災上重要な施設の管理者は、次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに訓練を

実施するよう努める。

ア 学校、幼稚園、その他教育施設及び保育所

(ア) 地域の特性などを考慮する。

避難所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法

(イ) 生徒、児童、幼児を集団的に避難させる場合を想定する。

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食などの方法

イ 病院、その他の医療施設及び特別養護老人ホームなど

患者などを他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する。(収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法など)

ウ 興業場、駅、その他不特定多数の者を利用する施設

多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画

(5) 津波発生時の応急対策

ア 避難の指示

市や防災関係機関は、緊急時に際し、危険区域に居住又は滞在する住民などを安全な地域に避難させる必要がある場合には、避難の指示を行う。

避難のための立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

イ 避難の指示の内容

原則として、避難を必要とする事態の最終的な判断は、防災関係機関からの要請も踏まえて、災害対策本部長が行うことになるが、状況によりさまざまな場合が想定される。実際に行われる場合を想定してまとめると、以下のとおりである。

(ア) 避難の指示を行うとき

- a 津波が発生し、浸水による危険があるとき。
- b 河川の上流が地震被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- c 火災が拡大するおそれがあるとき。
- d 爆発のおそれがあるとき。
- e ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
- f 地すべりや崖崩れ、土石流などにより、著しく危険が切迫しているとき。
- g 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- h その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

(イ) 避難の指示の対象者

避難の指示の対象者は、居住者や滞在者、通過者を含めて、避難を要すると認められる区域内にいる全ての人を対象とする。

(ウ) 避難の指示の内容

避難の指示は、次のことを明らかにして行う。

- a 避難対象地域(字名、施設名など)
- b 避難の理由(避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間など)
- c 避難先(安全な方向や避難所の名称)
- d その他(避難行動時の最少携帯品や災害弱者の優先避難など)

(エ) 避難措置や解除の周知

a 避難の指示などの住民への伝達

避難の指示の住民への伝達は、関係機関の協力を得て、広報車や職員による徒歩連呼、その他により、住民に十分周知できるよう、あらゆる手段を講じ、避難の必要がなくなったときも同様とする。

この場合において、要配慮者となりうる者や一時滞在者等に対する周知について十分考慮するものとする。

b 避難措置や解除の伝達・周知

避難の指示を行った者は、次の連絡系統により、避難措置やその解除について、直ちに必要な事項を通知する。

ウ 避難の誘導

(ア) 計画の方針

危険が切迫し、住民が緊急に避難する必要がある場合、混乱を起こすことなく、避難の安全を確保するためには、適切な避難の誘導が行われる必要がある。

避難の誘導は、市職員又は各施設管理者が、警察官や消防団員、住民の協力を得て実施する。

(イ) 計画の内容

a 避難順位

- (a) 老人や乳幼児、傷病者、婦女子
- (b) 災害活動従事者以外の者
- (c) 防災活動従事者

b 避難準備や携行品などの制限

- (a) 避難に際して、火気や危険物の始末を完全にする。
- (b) 家屋の補強や家財の整理をする。
- (c) 避難者の携行品について、次の措置をとる。
 - ・緊急の場合
現金や貴重品以外の日用品、身の回り品を最小限にする
 - ・時間的余裕があると認められる場合
避難秩序を乱さない範囲にする

(ウ) 避難道路の選定

- a 避難道路は、緊急時の混乱を避けるため、できる限り車両用と徒歩用に区分選定する。
- b 避難道路には、消防団員や警察官などを配置する。
- c 必要に応じ、誘導標識や誘導燈、誘導柵を設ける。
- d 避難路上の障害物件などを除去する。

(エ) 避難者の確認

- a 避難の勧告や指示を発した地域に対しては、避難終了後、速やかに警察官や消防団員などによる巡視を行い、立ち退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出する。
- b 避難の勧告や指示に従わない者については、説得に努め、状況に応じては強制措置をとる。

エ 避難所の開設

市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要設備や資機材の配備、食糧などの生活必需品の調達・確保、ならびに職員の派遣を行う。

(ア) 避難所の運営

避難所の開設期間は、原則として7日以内と災害救助法に定められている。ただし、状況によっては、知事の承認を得て、延長する場合も想定される。

短い期間であっても、避難所は、生活の拠点を失った住民が生活する場所となるため、衣・食・住のあらゆる分野にわたるきめの細かい対応が必要となる。

運営は、原則として市職員が担当し、あらかじめ避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めることとするが、全てを職員だけで対応するのは困難であり、また、実際的ではない。

よって、町内会などの地域組織や避難した住民の代表者による自主的な管理運営の手法を積極的に取り入れ、その立ち上げを支援する。

また、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(イ) 避難所運営の概ねの目安は、次のとおりである。

- a 避難者名簿（カード）の作成
- b 居住区域の割り振り
- c 食料や生活必需品、テントなどの必要量の把握や調達、請求、受け取り後の、効率的な配給
- d 避難所の運営状況の報告（適宜）
- e 避難所運営記録の作成
- f 避難所の衛生保全や医療体制の確保
- g 高齢者や障害者などの避難所での健康状態の把握
- h さまざまなニーズの違いへの配慮
- i 福祉施設などへの入所、介護職員などの派遣、車いすの手配など

(ウ) 避難所運営が大規模化・長期化した場合の目安は、次のとおりである。

- a 避難者のプライバシー確保に配慮するなど、良好な生活環境の維持
- b 避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握
- c 簡易ベッド（ダンボールベッド含む）等の活用状況、食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握、衛生管理など必要な対策の実施
- d 救護所の設置などの医療体制の確保、避難者の心身の健康確保のため保健師などによる健康相談、心のケアなど必要な対策の実施
- e 入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師などによる巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握、必要な措置の実施
- f 健康状態の悪化を防止するための適切な食料などの分配、食事の提供など栄養管理
- g 食料、飲料水及び生活必需品などの必要量の把握、効率的な配給
- h 避難所運営における女性の参画を推進するとともに、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- i 必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保

- j 「避難者カード」などにより、疾病やアレルギーの有無等の本人が配慮を希望する事項等を確認し、その内容に応じて可能な限り配慮を行うよう努める。
 - k 郵便局への臨時郵便差出箱設置の要請など
 - l NTT特設公衆電話の設置・利用
- (エ) 市は避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（県災害対策本部を設置した場合は、県本部情報連絡班）に報告する。
- a 開設の日時
 - b 開設の場所
 - c 収容人員
 - d 開設期間の見込み
 - e その他必要と認められる事項
- (オ) 県は、避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市を支援するものとする。
- (カ) 避難に関する普及啓発
- 市は、地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他津波からの避難に関する意識を啓発するための方策について推進計画に明示するものとする。

オ 広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、避難所や応急仮設住宅等への収容等が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

県は、市からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

市及び県等は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

大規模災害の発生による市町機能の喪失等により、市町において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市町に変わり必要な手続きを行うものとする。

カ 避難行動要支援者の安全避難

避難行動要支援者及び災害発生後援護が必要となる者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

要配慮者の避難等の措置について、本市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、市が要配慮者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、市への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

6 消防機関及び水防機関などの活動

- (1) 市や消防機関は、津波からの円滑な避難の確保などのために、次の事項を重点として必要な措置を実施する。

なお、平素から地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制

や消防相互応援体制などの整備・充実を図る。

ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 土のうなどによる応急浸水対策

エ 自主防災組織などの津波避難計画作成などに対する指導

オ 救助・救急

(2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員や配備，活動計画は，「第3章 第11節 消防計画」や「第3章 第12節 水防計画」による。

7 水道，電気，ガス，通信，放送関係

(1) 水道

津波からの円滑な避難を確保するため，水道管の破裂などによる二次災害を軽減させるため措置を実施する。

ア 計画の方針

イ 計画の内容

(ア) 災害復旧用資器材の整備

復旧に必要な資器材については，平常業務との関連において，市水道部が保有し，整備しているものもあるが，不足するものについては，東部ブロック代表都市である福山市に要請して対処する。

(イ) 施設の点検

地震・津波発生後，速やかに水道施設の被害状況を把握する。

a 取水・導水・浄水施設や給水所の被害調査は，施設ごとに速やかに行う。

b 管路については，水圧状況や漏水，道路陥没などの有無，地上建物の被害状況などの把握に努める。なお，以下の管路については，優先的に点検する。

(a) 主要配水管路

(b) 給水拠点に至る管路

(c) 河川や鉄道などの横断箇所

(ウ) 応急措置

a 取水施設や導水施設に亀裂・崩壊などの被害が生じた場合は，必要に応じて取水や導水の停止，又は減量を行う。

b 漏水などにより，道路陥没などが発生し，道路交通上危険が予測される箇所は，断水後，可能な限り危険防止措置を実施する。

c 倒壊・焼失家屋や所有者不明の給水装置の漏水は，仕切弁により閉栓する。

(エ) 地震・津波時の広報

(2) 電気

ア 電気事業の管理者などについては，津波から円滑な避難を確保するため，津波警報等の伝達や避難時の証明の確保などが必要なことから，電力供給のための体制確保などの必要な措置を講じるとともに，火災などの二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放などの措置に関する広報を実施する。

イ 指定公共機関 中国電力ネットワーク株式会社（尾道ネットワークセンター）が行う措置

(ア) 計画の方針

電気施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。また、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

(イ) 計画の内容

a 予・警報の伝達など

- (a) 非常災害対策組織による的確な情報の検討、分析と迅速な伝達
- (b) 気象台とのより一層の連携の強化
- (c) 社内指令システムの活用

b 災害情報の収集など

非常災害対策組織による情報の収集や検討と指令の早期伝達

c 広報宣伝など

- (a) 非常災害対策組織における適切な情報発表文の決定
- (b) 関係官公庁に対する迅速な状況報告
- (c) 広報宣伝車や新聞、その他の報道機関などの広報媒体の活用
- (d) 二次災害事故防止のための電気施設や電気機器の使用上の注意、復旧の見通しなどの広報宣伝活動

d 応急災害発生時の動員体制

- (a) 災害発生予想時における待機や非常要員体制の確立
- (b) 請負契約による非常災害復旧要員の確保
- (c) 災害規模における隣接電力事業所との相互協力

e 応急対策用資材など

- (a) 手持資材確認や在庫量の把握
- (b) 各種施設や設備の被害状況の把握
- (c) 復旧資材の手配や輸送

f 応急復旧工事など

恒久的復旧工事との関連や情勢の緊急度を勘案して、次のとおり実施する。

(a) 発・変電設備

- ・ 共通機器や流用可能機器、材料、貯蔵品を活用した応急復旧措置
- ・ 機器損壊事故に対して系統の一部変更や移動用変圧器などの活用による応急復旧措置

(b) 送・配電設備

仮復旧標準工法の確立や活用、車両などの機動力の活用

(c) 通信設備

- ・ 応急対策資材の整備による効率的応急復旧
- ・ 移動無線の活用による通信連絡の確保

(3) ガス

ア ガス事業の管理者などについては、津波からの円滑な避難を確保するため、火災などの二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止など、必要な措置に関する広報を実施する。

イ 指定地方公共機関 広島ガス（尾道支店）が行う措置

(ア) 計画の方針

(イ) 計画の内容

a 災害復旧用資器材の整備

復旧に必要な資器材は、平素から十分な数量の確保と点検を行い、万全な対応を講じておく。

b 復旧における施設の点検

老朽化した配管などは、常に施設管理の徹底を行うとともに、市街地におけるガス供給の拠点周辺に対する迅速な復旧行動が行えるような態勢づくりを進める。

(ウ) 市災害対策本部との円滑な連携

a 被害状況などの情報の把握

地震発生後の復旧活動は、市民生活の早期再開などに不可欠なことから、ガス施設のみならず市街地などの被害状況を把握することによる復旧作業の優先性などを考慮する必要もある。そのために、市災害対策本部との連絡態勢を緊密にしておくための必要な措置を講じておく。

b 市民への広報活動における調整

各家庭に取りつけているマイコンメーターなどの点検や被災箇所における供給再開など、市民への広報活動は、市災害対策本部との調整による市民サービスに基づいた活動を行う。

(4) 通信

ア 指定公共機関 西日本電信電話株式会社（中国支店）が行う措置

(ア) 公衆通信

NTTグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

(イ) 通信利用制限

(ウ) 非常通信の確保

a 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用され広域停電等の発生時には、地域拠点避難所（小中学校）に設置している特設公衆電話の活用を図る。（特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（H25. 3. 21 締結））
災害救助法が適用された場合、孤立地域や避難所などへの特設公衆電話の設置に努める。

b 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

(エ) 通信設備の応急復旧

地震・津波災害を受けた通信設備は、災害対策用機器に活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(オ) 災害伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の運用

震度6弱以上の地震・津波発生時や災害の発生により、安否連絡が多発すると想定される場合などに、災害伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供を運用する。

(カ) 広報活動（拡大防止策）

a 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は、次のとおりとする。

(a) 被災地域と被災模様

(b) 復旧のため措置と復旧見込時期

- b 必要に応じて、テレビ・ラジオなどによる放送を報道機関に、又は防災無線などによる放送を行政機関に依頼する。

イ 県が行う支援の措置

広島県総合行政通信網の活用により、地震・津波発生時における迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、その活用方法の指導を行うとともに、その設備の点検整備を平常時より行う。

(5) 放送

指定公共機関（日本放送協会広島放送局）が行う措置並びに指定地方公共機関（中国放送，広島テレビ放送株式会社，株式会社広島ホームテレビ，株式会社テレビ新広島及び広島エフエム株式会社）が行う措置

津波から円滑な避難を確保するため、被災者の安否情報や被災地への生活情報に関する放送，被害情報などに関する報道を行う。

8 交通対策

(1) 道 路

広島県公安委員会や道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制や避難路についての交通規制の内容を、あらかじめ計画し周知する。

(2) 海上と航空

ア 第六管区海上保安本部（尾道海上保安部）や港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させるなどの措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

イ 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

(3) 鉄 道

鉄道管理者は、

ア 走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合などにおける運行の停止，その他運行上の措置を実施する。

イ 鉄道車両の乗客や駅などに滞在する者を避難誘導マニュアル等により高所施設等に誘導する。

9 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎や会館，社会教育施設，社会体育施設，社会福祉施設，図書館，学校などの管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報などの入場者などへの伝達

(イ) 入場者などの安全確保のための退避などの措置

(ウ) 施設の防災点検，設備や備品などの転倒，落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水や食料などの備蓄

(カ) 消防用設備の点検や整備

(キ) 非常用発電装置の整備，FM告知端末やテレビ・ラジオなどの情報を入手するための機器の

整備

イ 個別事項

(ア) 学校や職業訓練校、研修所などにあつては、

- a 当該学校などが、本市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- b 当該学校などに保護を必要とする生徒などがいる場合（たとえば養護学校や盲学校、ろう学校など）これらの者に対する保護の措置

(イ) 社会福祉施設にあつては、重度障害者や高齢者など、移動することが不可能、又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部がおかれる庁舎などの管理者は、9(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部などを市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

(ア) 自家発電装置や可搬式発電機などの整備による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機などの通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材や緊急車両などの確保

イ この推進計画に定める避難所、又は応急救護所がおかれる学校や社会教育施設などの管理者は、9(1)ア及びイに掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所や応急救護所の開設に必要な資機材の搬入や配備に協力する。

(3) 施設の緊急点検・巡視

必要に応じて、公共施設など、特に、防災活動の拠点となる公共施設などや避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視などを実施し、当該建物の被災状況などの把握に努める。

地震による危険物施設などにおける二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置や関係機関との相互協力などを実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒などについて、必要な措置をとる。

(4) 工事中の建築などに対する措置

工事中の建築物、その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、工事を中断する。

10 迅速な救助

地震やそれに伴う火災や津波などが発生したときは、集中的な救急や救助活動を行う必要が生じることが予想されるため、被災者救出のための活動体制などについて定め、これらに対処する。

(1) 陸上における救出

ア 人命救助の原則

人命救助は、地震・津波に伴って発生する火災の消火活動よりも優先するが、両者は原則として併用行動をとる。

救急や救助活動は、人的被害規模の大きい現場を優先して実施する。

負傷者が多い場合は、幼児や老人、重傷者を優先して救助する。

イ 孤立地での救急や救助対策

孤立地での救急や救助は、消防団員が中心となり、地域住民の協力を得て応急的な救助隊を編成して実施する。

ウ 救急や救助隊への協力

人的被害が大きく、救急や救助活動が消防署をもって措置できない場合は、消防団員の協力を求める。

エ 消防本部の救急隊員の編成

救急隊員は、次の要領によって編成する。

1 台の要員：分隊長 1 名、隊員 2 名、計 3 名

オ 非常時における救急応援要請

人的被害が大きく、救急や救助活動が消防本部や市内関係機関の総力を挙げても措置不能と判断した場合は、関係機関や救急指定病院などに連絡して応援を求める。

(2) 海上における救出

ア 市長及び消防長は、関係防災機関と連携を取りつつ救難救護を行う。

イ 海上保安部

海難救助などにあたっては、地震・津波災害時などの規模などに応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて、民間の協力などを求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(ア) 船舶の海難や人身事故などが発生したときは、速やかに船艇・航空機又は特殊救難隊により、その捜索活動を行う。

(イ) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇・特殊救難隊又は機動防除隊により、その消火を行うとともに、必要に応じて、地方公共団体に協力を要請する。

(ウ) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて、火災、爆発及びガス中毒等の発生防止や航泊禁止措置、避難勧告を行う。

(3) 消防団による地域防災体制の整備

団員確保などの体制の整備、教育訓練及び活動環境の整備を行い、消防団の活動能力の向上を図る。また、自主防災組織とともに消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。

ア 体制の整備

青年層・女性層の消防団への参加を促進するとともに、機能別団員制度を導入し、消防団員の確保に努める。

イ 教育訓練

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導を促進する。

ウ 活動環境の整備

消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努める。

エ 住民に対する消防団活動の周知

広報紙などを活用し、消防団活動の周知を図る。

オ 自主防災組織等との連携

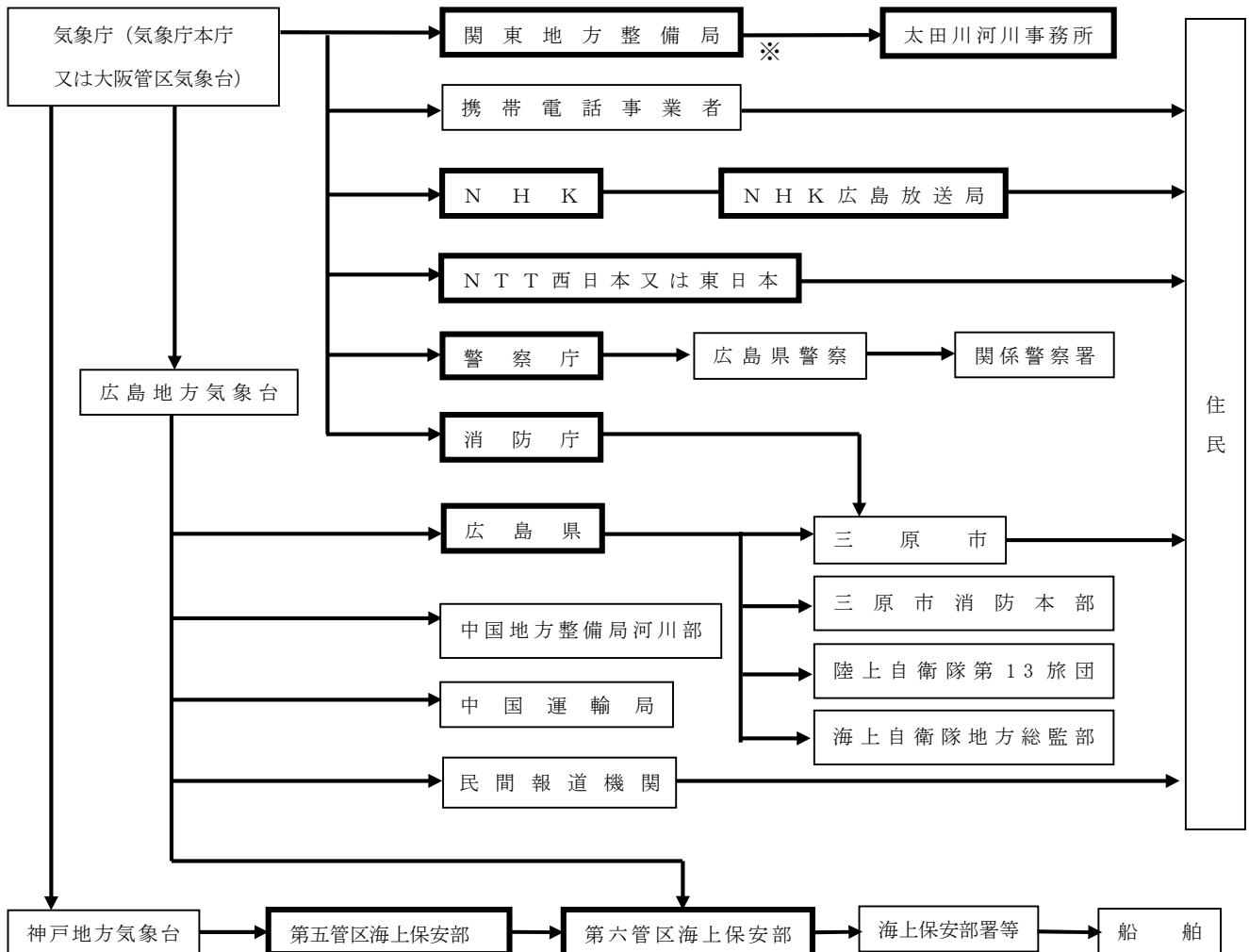
消防団は地域の防災リーダーとして、地域の自主防災組織の育成、防災訓練の実施などについて指導的役割を果たすものとする。

第7節 時間差発生時における円滑な避難の確保等に関する計画

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報は、次の経路により関係機関に通知する。その他情報の収集及び伝達に関しては、震災対策編第3章第4節「災害情報計画」による。



(注) (1) 太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達機関

(2) NHK広島放送局は津波警報が発令されたときに、「緊急警報信号」を発信する。

(3) NTT 西日本又は NTT 東日本は、津波注意報の通知は行わない。

(4) ※は、あらかじめ定められた通信系統の障害により関東地方整備局に通知することができない場合に、広島地方气象台が太田川河川事務所に代替手段により通知する。

(2) 市の配備体制

市の配備体制は、震災対策編第3章第3節「配備動員計画」による。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

前記1-(1)による。

(2) 市の配備体制

前記1-(2)による。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その周知方法等は震災対策編第3章第17節「広報・被災者相談計画」による。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等

県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとし、その収集体制等は震災対策編第3章第4節「災害情報計画」による。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 地域住民等に対する呼びかけ等

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

また、大規模地震発生時には、堤防の崩壊や地盤の沈下等により、津波到達前に浸水が開始することも想定されることから、地震発生後の避難では避難が完了できない恐れがあるため、津波災害の不安がある住民に対し、知人宅や親類宅等への避難を呼びかけるなど、個々の状況に応じた防災対応の実施を促すこととする。

(7) 警備対策

県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(8) 交通対策

ア 道路

(イ) 県公安委員会は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

(イ) 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

イ 海上及び航空

- (ア) 第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。
- (イ) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。
- (ウ) 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

ウ 鉄道

- (ア) 鉄道・軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を実施するものとする。

(9) 県又は市が管理又は運営する施設関係

ア 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

県又は市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりである。

(ア) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- d 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置
- e 社会福祉施設にあつては、入所者等に対する保護の方法等について必要な措置
なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (ア) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、ア（ア）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等をそれぞれ県又は市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保

c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(イ) 県は、市の避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(ウ) 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達経路

前記1-(1)による。

(2) 市の配備体制

前記1-(2)による。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

前記2-(3)による。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等

前記2-(4)による。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 地域住民等に対する呼びかけ等

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(7) 防災関係機関のとりべき措置

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第8節 関係者との連携協力の確保に関する計画

この計画は、地震・津波発生時の相互応援協力活動を確実に実施することを目的とする。

1 広島県に対する協力要請

(1) 計画の方針

大規模災害時においては、一地方自治体のみで災害に対応することは困難であり、災害の規模によっては、消防活動はもとより、応急対策としての食糧供給や医療、資機材などの応援や要員の派遣などについて、本市を越えた広域の応援体制に協力を要請する必要も考えられる。

この場合、広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受け入れる場合の役割分担などの体制整備についてもあらかじめ十分協議し、万全な体制の整備を図る。

(2) 計画の内容

ア 要請の手続き

(ア) 市は県と災害対策上必要な資料を交換するなど、平素から連絡を密にし、災害時には一層その強化に努めるとともに、協力して区域内の応急対策の円滑な実施を図る。

(イ) 本部長は、市の能力では災害応急対策の万全を期しがたい場合には、県又は他市町、若しくは自衛隊などの協力について、必要に応じ「要請の事項」の定める手続きにより、知事に要請する。

(ウ) 市は、災害救助法に基づく救助をはじめ、市の地域内で行われる県の災害対策について、積極的に協力する。

(エ) 知事からほかの市町、又は関係防災機関に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置の実施に支障のない限り協力する。

イ 要請の事項

本部長は、県に対し応援又は応援のあつせんを求める場合には、県災害対策東部支部に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話によって要請し、後日、文書によりあらためて処理する。

(ア) 災害救助法の適用（「第3章 第30節 災害救助法適用計画」参照）

- a 災害発生の日時や場所
- b 災害の原因や被害の状況
- c 適用を要請する理由
- d 必要な救助の種類
- e 適用を必要とする期間
- f すでに取った救助措置やこれから取ろうとする救助措置
- g その他必要な事項

(イ) 被災者の他地区への移送要請

- a 被災者の他地区への移送を要請する理由
- b 移送を必要とする被災者の数
- c 希望する移送先
- d 被災者の収容を要する期間
- e その他必要な事項

(ウ) 県各部局への応援要請、又は応急措置の実施要請（※根拠法；基本法第68条）

- a 被害状況や応援（応急措置の実施）を要請する理由
- b 応援を必要とする職種別人員
- c 応援を希望する物資や資材、機械、器具などの品名や数量

- d 応援（応急措置）を必要とする場所や応援場所への経路
- e 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- f その他必要な事項

ウ 防災拠点

地震発生時に備え県の整備する備蓄倉庫や救援物資集積輸送，救援部隊集結，後方支援などの防災拠点整備運営に，県と密接に連系を図りながら，ボランティア団体などとともに，県に積極的に協力する。

エ 県

県は，県内において大規模災害が発生した場合，直ちに被災した市町の災害対策本部に連絡員を派遣して情報を収集し，市町から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合又は応援を行う必要が認められる場合は，県の災害応急対策の実施との調整を図りながら必要な支援を行う。

2 他市町村・指定地方公共機関などへの協力要請

(1) 計画の方針

災害時において，地方公共団体や関係機関は，相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。この場合，広域応援協定を締結し，共同訓練の実施や応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに，応援を受け入れる場合の役割分担などの体制整備などについても，あらかじめ十分協議しておく。

(2) 計画の内容

市長は，基本法第 67 条の規定による応援要求に関し，「広島県内の災害時相互応援に関する協定」を締結し，適切に運用する。

市長は，大規模災害により，市消防力及び県内応援隊だけでは対応できず，緊急消防援助隊等消防の応援を受ける必要があると判断したときは，「緊急消防援助隊広島県受援計画」に基づき，速やかに県知事に応援要請を行うものとする。

3 自衛隊災害派遣計画

陸上自衛隊第 13 旅団長や海上自衛隊呉地方総監など（以下「旅団長など」という。）は，自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定により，知事や第六管区海上保安本部長，広島空港長（以下「要請者」という。）から部隊などの派遣要請があり，事態やむを得ないと認める場合，又はその事態に照らし，特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められる場合は，速やかに部隊などを派遣して，災害救助活動を実施する。

(1) 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は，緊急性や公共性を重視して，関係機関と緊密な連携のもと，相互に協力して次の救援活動を実施する。

ア 被害状況の把握及び通報

空中などからの偵察により，被災状況を的確に把握し，必要に応じて防災関係機関に通報する。

イ 遭難者などの捜索救助

行方不明者や負傷者が発生した場合は，原則として，ほかの救援活動などに優先して捜索や救助を行う。

ウ 人員や救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は旅団長など、若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員や救援物資の緊急輸送を実施する。

特に緊急を要すると認められるものについては、航空機による輸送を行う。

エ 炊飯や給水支援

特に要請があった場合、又は旅団長など、若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食、給水及び入浴支援を行う。

オ 道路や水路の警戒

緊急通行路や避難所などへの道路や水路を重点に、障害物を除去し、道路や水路の確保にあたる。

カ 水防活動

堤防や護岸などの決壊に対しては、土のう作成や運搬、積み込みなどの水防活動を行う。

キ その他

その他、臨機の必要に応じ、避難者の誘導や通信、医療、消防などの支援について、自衛隊の能力で対処可能な範囲で、所要の活動を行う。

(2) 災害派遣要請の手続など

ア 派遣要請の手続

派遣要請は、市長から知事に要請要求をするものとする。市長は知事に要請した場合においても、その旨や災害の状況を防衛大臣、又はその指定する者（旅団長など）に対し通知することができる。

県への要請要求ができない場合は、その旨や災害の状況を防衛大臣、又はその指定する者（旅団長など）に対し、原則として文書により通知する。そのいとまのないときは、口頭又は電話などの迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

これらの場合において、当該通知を受けた防衛大臣などは、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣することができる。

また、市長は、防衛大臣、又はその指定する者（旅団長など）に通知した場合は、その旨を県へ通知する。

要請文書には、次の事項を記載する。

(ア) 災害の状況や派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域や活動内容

(エ) その他、参考となるべき事項

イ 派遣要請先及び要請者連絡先、連絡方法

(ア) 要請先及び連絡方法

a 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部第3部（防衛班）

安芸郡海田町寿町2-1

電話 082-822-3101 内線2410

（夜間、土日、祝日等）内線2900（当直幕僚）

b 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部オペレーション

呉市幸町 8-1

電話 0823-22-5511 内線 2823, 2222 (当直)

c 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部

福岡県春日市原町 3-1-1

電話 092-581-4031 内線 2348

(課業時間外) 内線 2203 (SOC 当直)

(イ) 要請者連絡先及び連絡方法

a 県知事

県危機管理課

広島市中区基町 10-52

電話 082-228-2111 内線 2783~2786

(直通) 082-511-6720

082-228-2159

ウ 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理などの生活関連支援活動において、被災者の財産権などにかかわる支援活動については、震災・津波災害後要請者と旅団長などが事前に協議し、協定書などを締結する。

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官の権限

ア 災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長や警察官、海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令

イ 市の区域内の他人の土地などの一時使用など

ウ 現場の被災工作物などの除去など

エ 市の区域内の住民などを応急措置の業務に従事させること。

(4) 災害派遣部隊の受入れ

ア 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、派遣部隊の受入れ体制を整備するとともに、必要に応じて派遣部隊との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

イ 災害派遣を依頼した場合、市長は、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について、万全を期する。

(ア) 派遣部隊到着前

a 派遣部隊などの受入れ担当連絡部署（職員）の指定や配置（平常時からの指定や配置を含む。）

b 派遣部隊指揮所や連絡員が、市と緊密な連絡を取るに必要な適切な施設（場所）の提供

c 派遣部隊の宿营地や駐車場などの準備（平常時から宿营地候補地の検討を含む。）、被災状況によっては、市と県で救援部隊の集結拠点としての覚書を締結している三原運動公園（沼田東）の利用。（※「大規模災害時における施設の利用に係る覚書」）

d 派遣部隊が到着後、速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材などの準備

e 臨時ヘリポートの設定に示す事項に留意する（※「資料編 資料 30」参照）。また、平常時

から臨時ヘリポート候補地の選定を含む（※「資料編 資料 31」参照）。

f 艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

(イ) 派遣部隊到着後

a 派遣部隊を迅速に目的地へ誘導する。

b ほかの関係機関救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。

c 派遣部隊指揮官や編成装備、到着日時、活動内容、作業進捗状況などを知事に報告する。

(5) 派遣に要する経費の負担

部隊などが派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

ア 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリーなどを含む。）を利用する場合や有料道路の通行を除く。）

イ 隊員の給与

ウ 隊員の食糧費

エ その他、部隊に直接必要な経費

(6) 災害派遣部隊の撤収要請

ア 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

イ 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合、又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊などの撤収を命ずる。

4 救援物資の調達・供給活動計画

市等は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の事情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

(1) 給水関係

ア 応急給水体制の整備

西野浄水場を給水拠点とし、沼田東基幹配水池、第二中学校、道の駅みはら神明の里、吉田配水池及び大具配水池の応急給水所を活用する。

イ 応急給水資機材の確保

現在、給水車 2 台（3.0 m³、2.0 m³）、給水タンク 4 基（2.0 m³、1.5 m³、1.0 m³、0.3 m³）及び組立式給水タンク 25 基（1.0 m³）を配備している。

ウ 飲料水の備蓄

応急給水が実施できない場合に備えて、飲料水用耐震性貯水槽を検討する。

エ 相互応援

大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の確立に努めるものとする。

(2) 食糧供給関係

ア 食糧の備蓄及び調達計画の策定

食糧の備蓄数量、品目、備蓄場所、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法、給与方法及びその他必要事項など、食糧の備蓄及び調達計画を策定する。

また、備蓄に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

イ 応急食糧の備蓄

食糧の備蓄及び調達計画に基づき、被災者のための応急食糧の備蓄を行う。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

ウ 食糧の調達体制の整備

食糧の備蓄及び調達計画に基づき、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進める。

また、地震・津波災害時には広域応援協定により、他の自治体と相互に食糧・飲料水の受け入れ及び応援を行う。

エ 県との連携

地震・津波により、県内で大規模な災害が発生し、市町単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、県が、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備を行っていることから、市は、連携できるよう体制の確立に努める。

(3) 生活必需品等供給関係

ア 生活必需品などの備蓄及び調達計画の策定

生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法、給（貸）与方法及びその他必要事項など、生活必需品の備蓄及び調達計画を策定する。

イ 生活必需品などの備蓄

生活必需品などの備蓄及び調達計画に基づき、被災者のための生活必需品などの備蓄を行う。

ウ 生活必需品などの調達体制の整備

生活必需品などの備蓄及び調達計画に基づき、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進める。

災害時に必要となる食糧・飲料水・衣料などに加え、特に備蓄しにくい粉ミルク、生理用品・下着などを調達できるよう、市内の販売業者と予め協定を結んでおく。

また、大規模災害時には広域応援協定により、他の自治体と相互に生活必需品などの受け入れ及び応援を行う。

(4) 輸送活動

応急対策に必要な物資や資機材、人員の輸送を迅速かつ確実に行うため、緊急通行車両の事前届出・確認制度などにより、活動可能な車両を確保するよう努める。

また、必要に応じて、県に車両や船舶、航空機などの調達を要請する。

5 帰宅困難者対策計画

地震・津波等により、公共交通機関が運転を停止し、自力で帰宅することが困難な者及び徒歩帰宅者（以下「帰宅困難者等」という。）が大量に発生する場合には、市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

また、混乱が想定されるため、市は、県、関係機関及び企業等と連携・協働して帰宅困難者等対策を図るものとする。

第9節 防災訓練に関する計画

- 1 市や防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関や住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。
- 4 市は、自主防災組織などの参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 5 市は、県や防災関係機関、自主防災組織などと連携して、次のような、より具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練や本部運営訓練
 - (2) 要配慮者や滞留旅客などに対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）などの情報収集・伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況や避難勧告・指示、自主避難による各避難所などへの避難者の人数などについて、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関や地域の自主防災組織、事業所などの自衛消防組織と協力して、地震防災上必要な教育や広報を推進する。

- 1 職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部や各課、関係ごとに行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

 - (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
 - (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動や津波に関する知識
 - (3) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員などが果たすべき役割
 - (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
 - (8) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民などに対する教育

市や防災関係機関は、その業務に応じ、住民や事業所などに対する地震・津波災害についての知識の普及・広報活動を積極的に行い、避難意識の高揚に努める。

【対策】

(1) 住民を対象とした主な広報事項

ア 三原市地域防災計画（震災対策編・津波災害対策計画）の要旨及びこれに伴う各機関の防災体制

イ 緊急地震速報の内容等

ウ 津波警報等、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等

エ 広島県津波浸水想定図（浸水域・浸水深・到達時間等）

オ 地震・津波災害時の心得や避難誘導

（ア）避難する場合の携帯品

（イ）避難予定場所と経路

（ウ）避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方

（エ）災害時における家族内の連絡体制の事前確保

（オ）その他、被災世帯が心得ておくべき事項

カ 津波に対する心得（陸地にいる人の場合）

（ア）強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。

なお、避難にあたっては徒歩によることを原則とする。

また、避難にあたっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すに繋がることにも留意

（イ）地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。

（ウ）正しい情報をラジオ、テレビ、緊急地震速報、インターネット、FM告知端末、屋外拡声子局、メール配信システム、市公式SNS、広報車等を通じて迅速に入手すること。

（エ）津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

キ 津波に対する心得（船舶の場合）

（ア）強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。

（イ）地震を感じなくても、津波警報等が発表された時は、直ちに港外（注1）に退避すること。

（ウ）港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど最善の措置をとること。

（エ）正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。

（オ）津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

注1）港外：水深の深い、広い地域

注2）港外退避：小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

ク 自主防災思想の普及、徹底

- (ア) 近隣負傷者，避難行動要支援者の救助
- (イ) 避難場所での自発的な活動
- (ウ) 国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動への協力
- (エ) 豪雨，土砂災害，地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承
- ケ 火災予防事項や応急対策
- コ 児童・生徒に対する地震についての教育
- サ 家庭・家族単位での防災に関する教育
- シ その他

(2) 防災知識普及の媒体など

- ア 新聞やラジオ，テレビなどの利用
- イ ハザードマップ，市広報やパンフレットなどの印刷物の利用
- ウ 講演会や講習会，展示会などの開催
- エ 有線放送の利用
- オ その他，広報車の巡回など

3 児童，生徒等に対する教育

市及び県は，児童生徒等に対して，学校教育等を通じて，南海トラフ巨大地震に関する知識や避難の方法等などの防災教育の推進を図る。

4 自動車運転者に対する教育

市，県及び県警察は，運転免許更新時の講習や各種広報誌等により，地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項に係る教育の推進を図る。

5 船舶関係者に対する周知

- (1) 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱くても，長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは，直ちに港外（水深の深い，広い海域）退避すること。
- (2) 地震を感じなくても，津波警報が発表されたときは，直ちに港外退避すること。
- (3) 港外退避ができない小型船は，高いところに引き上げて個縛するなど最善の措置をとること。
- (4) 正しい情報をラジオ，テレビ，無線等を通じて入手すること。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので，警報，注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

6 相談窓口の設置

市及び県は，南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに，その旨周知徹底を図るものとする。